

是日、天皇、聞しめし已りて、歡喜び踴躍め給ひて、使者に詔して云はく「朕、昔より以來、未だ曾て是の如く微しく妙なる法を得聞かず。然れども朕自ら・元決むまじ」と。乃ち群臣に歴問ひて曰はく「西蕃(西の國)より獻れる佛の相貌・端嚴し。至ら未だ曾て看す。禮ふ可きや以不」。蘇我大臣・稻目宿禰、奏して曰はく「西蕃の諸國、一(一)皆禮ふを、豊秋の日本、豈に獨り背かむや」。物部大連・尾與、中臣連・鎌子、同じく奏して曰はく「我が國家の天下に王とまします事は、恒に天地・社稷、百あまり八十神を以て、春夏秋冬、祭ひ拜み給ふことを事と爲す。方今、改めて蕃神(西の國の神)を拜ひ給はゞ、恐らくは國神の怒を致し給はむ事を」。天皇の曰はく「宜、情願へる人・稻目宿禰に付けて、試に禮ひ拜ま令む宜し」。大臣、跪きて受け賜はりて、忻悦びて小墾田の家に安置まつり。勲に出世の業を脩めて因と爲、向原家を淨捨ひて寺と爲せり。後に國に疫氣行りて、民、天、殘ぬることを致す。久しくして愈よ多に、治め療すこと能はず、物部大連・尾與、中臣連・鎌子、同じく奏して曰はく「昔日、臣が計ひを須る給はずして、斯の病死ぬることを致す。今、遠からずして復せらば、必ず當に慶び有らむ。宜、早くに投棄てて、勲に後の福を求め給へ」。天皇の曰はく「奏の依にせよ」。有司、乃ち佛像を以て難波堀江に流し棄てつ。復た火を伽藍に縱く。燒盡きて更に餘るもの無し。於是、天に風雲無くして、忽ちに大殿に災あり。

是歲、百濟、漢城と平壤とを棄てつ。新羅、此に因りて入りて漢城に居れり。今、新羅の牛頭方、尼彌方なり。十四年(天武二年)の春正月、甲子の朔の乙亥の日(十二)、百濟より上部德率・科野次酒、扞卒・禮塞敦等を遣して、軍兵を乞ひまをす。戊寅の日(十五)、百濟の使人・中部德率・木茲今敦、河内部阿斯比多等罷り歸りぬ。

夏五月、壬戌の朔の戊辰の日(七)、河内國より言さく「泉郡・茅湾海の中に梵音あり。震ひ響くこと雷の聲の若く、光彩しく昇り曜くこと日の色の如し」と。天皇、心に異し給ひて、溝邊直(此に但だ直とのみ曰ひて名

字を書かざるは、蓋し是れ傳寫の誤失なり矣(誤人)を遣て、海に入りて求訪め遣む。是月、溝邊直、海に入る。果して樟木の海に浮びて玲瓏くを見でつ。遂に取りて獻る。天皇、畫工に命せて佛像・二軀を造らしめ給ふ。今、吉野寺に光を放つ樟の像也。

六月、内臣(名)を遣して百濟に使せしむ。仍て良馬・二疋、同船(名)二隻、弓・五十張、箭五十具を賜はり、勅して曰はく「請ふ所の軍は、王の須る所の隨ならむ」。別に勅し給はく「醫博士、易博士、曆博士等、宜しく番に依ひて上・下べし。今、上・下件の色の人ども、正に相代る年月に當れり。宜しく還使に付けて、相代らしむべし。またト書、曆本、種々の藥物・可上送」。

秋七月、辛酉の朔の甲子の日(四)、樟勾宮に幸す。蘇我大臣稻目宿禰・勅を奉はりて、王辰爾を遣て船の賦を數へ録さ遣む。即ち王辰爾を以て、船長と爲す。因りて姓を賜ひて船史と爲ふ。今の船連の先なり。

八月、辛卯の朔の丁酉の日(七)、百濟より上部奈卒・科野新羅、下部固德・汶休帶山等を遣して、表たてまつりて曰はく「去年、臣等、議を同じして、内臣德卒・次酒、任那大夫等を遣して、海表の諸の彌移居の事を奏して、伏して恩詔を待つこと春草の甘雨を仰ぐが如し。今年、忽に聞く、新羅と狗國と謀を通はして曰く、百濟と任那と、頻りに日本に詣至る。意謂ふに是は軍兵を乞ひ申して、我國を伐つらむ歟。事若し實ならむには、國の敗れ亡びむこと、企踵にして待つ可し。庶くは先づ日本の軍兵未だ發らざる間に、安羅を伐取りて日本の路を絶たむと。其の謀かくの若し。臣等、茲を聞きて深く危ぶみ懼るゝことを懷き、即ち疾使の輕舟(名)を遣し、表を馳せて以て聞。伏して願はくは天慈をもて速かに前軍・後軍を遣して、相續きて來り救ひ給へ。秋節に速ぶまでに海表の彌移居を固めむ。若し遅晚れなば臍を噬ふとも及ぶこと無からまし矣。遣し給ふ所の軍衆ども、臣が國に來到らば、衣、糧

ふりて、是日の酉時を以て、城を焚きて之を抜きとりつ。故れ軍使を遣して、船を馳せて奏聞す。別に奏さく「若し但だ新羅のみは、有至臣が將所の軍士も亦た足りぬ可し矣。今、狗と新羅と、心を同じくし力を戮せつ。功を成す可きこと難し。伏して願はくは速かに竹斯嶋の上の諸軍士を遣して、臣が國を來り助け、また任那を助け給はゞ、則ち事成りつ可し。又奏す、臣も別に軍士、萬人を遣して任那を助けむ。并せて以て奏聞す。今、事方に急りぬ。單船をもて遣し奏す。但し好錦・二疋、羅盤・一領、斧・三百口、及び所獲る城の民、男一人、女五人を奉る。輕薄ければ追て用て悚懼る。」

餘昌、新羅を伐たむことを謀る。耆老 諫めて曰く、「天未だ與へず。懼らくは禍の及ばむことを」。餘昌の曰く「耆老矣、何ぞ怯きや。我れ大國に事へまつ。何の懼るることか有らむ」と。遂に新羅國に入りて久陀牟羅塞を築く。其の父、明王、憂へ慮へらく、「餘昌、長く行陣に苦みて、久しく眠食ことを廢つ。父の慈 關ぐることも多き時は、子の孝は成ること希なり」と。乃ち自ら往きて迎へて慰勞ふ。新羅、明王の親ら來つることを聞きて、悉に國中の兵を發して、道を斷りて擊破りつ。是時に新羅、佐知村の飼馬奴・苦都(更名は谷智)に謂りて曰く「苦都は賤奴なり。明王は名主なり。今、賤しき奴を使って、名ある主を殺さしめば、冀はくは後世に傳はりて、口に忘るゝ莫からむ」と。已而て苦都、乃ち明王を獲つ。再拜みて曰く「請ふ王の首を斬らむ」。明王、對へて曰く「王の頭は、奴の手に受く合からず」。苦都が曰く「我國の法は、盟ふ所に違背ひなば、國の王と雖も、當に奴が手に受く當し」。一本に曰く、明王、胡床に乗置けて、佩ける刀を谷智に解き授けて斬ら令む。明王天を仰ぎて大息涕泣、許諾して曰く「寡人、念ふ毎に、常に痛きこと骨髓に入る。願て計るに、苟も活く可からず」と。乃ち首を延べて受斬る。苦都、首を斬りて殺して、坎を掘りて埋む。(一本に云く、新羅、明王の頭骨を葬り埋め、禮を以て餘昌の骨を百濟に送れり。今の新羅の王、明王の骨

を北の 廳 の階の下に埋む。此の 廳 を名づけて都堂と曰ふ。)

餘昌、遂に圍繞はれて、出でまく欲へども不得。士卒ども惶け駭きて所圖を知らず。時に能く射る人に筑紫國造といふ者あり。進みて弓彎きまかなひ占擬きて、新羅の騎卒の最と勇壯者を射落しつ。發てる箭の利きこと、所乗る鞍の前、後、橋、及び其の被たる甲の領會を通せり。復た續ぎて箭を發つこと、雨の如し。彌よ屬くして懈らず。圍める軍を射却けつ。是に由りて餘昌および諸將等、間道(ひまぢ)より逃げ歸ることを得たり。餘昌、國造が圍軍を射却けしことを讃めて、尊び名けて鞍橋君と曰へり。(鞍橋、此をば矩羅賦と云ふ。)

於是、新羅の將等、具に百濟の疲盡てしことを知りて、遂に謀りて餘昌無く滅ぼさむと欲へり。一の將ありて云らく、「不可。日本の天皇、任那の事を以て屢吾が國を責め給ふ。況や復た百濟の官家を滅ぼさむと謀らば、必ず後の患を招かむ」と。故れ止まりつ。

十六年(乙亥)の春二月、百濟の王子・餘昌、王子・惠(王子・惠は威德王の弟也)を遣して奏して曰さく「聖明王、賊の爲めに殺されたり(十五年、新羅の爲に殺さる。故れ今之を奏す)」と。天皇聞しめて傷恨み給ひ、適ち使者を遣して、津に迎へて慰め問はしめ給ふ。是に許勢臣、王子・惠に問ひて曰く「爲當・此間に留らむと欲ふや。爲當・本郷に向なむと欲ふや」。惠、答へて曰く「天皇の德に依憑て、冀はくは考王の驛を報いむ。若し哀憐を垂れ給ひて多に兵革を賜はらば、垢を雪め、驛を復さむこと、臣が願なり。臣が去らむと留らむとは、敢て唯だ命ごと是に従はざらむや」と。俄して蘇我臣、問訊ひて曰く「聖王、妙に天の道・地の理を達りて、名、四表八方に流けり。永に安寧きことを保ちて、海西の蕃國を統領めて、千年萬歳(いつく)天皇に奉事らむことを意謂ひき。豈に圖りきや、一旦眇然に昇遷れて、水と共に歸ること無く、玄室に即安せむとは。何ぞ痛むことの酷しき。何ぞ悲しむことの哀しき。凡そ

在含情、誰か傷悼まさらむ。當に復た何の咎ありてか茲の禍を致せるや。今復た何の術を用てか國家を鎮むべき。惠答へて曰く「臣れ稟性・愚蒙くして大きな計を知らず。何にぞ況むや禍と福との倚る所 國家の存亡に於きてをや。蘇我・新羅の曰く「昔天皇・大海淵尊の在し世に、汝の國、高麗の爲に通められて、危ふきこと累なれる邪よりも甚たし。於是天皇、神祇伯に命して、敬ひて策を神祇に受け給ふ。祝者、廻ち神の語に託けて報して曰さく、建邦之神を屈み請せて、往きて將に亡びむと將る主を救はざ、必ず當に國家論滅りて、人父り安からむと。是に由りて神を請まつりて往きて救ひ給ひしかば、所以、社禩・安寧になりぬ。原みれば夫れ邦を建て神と云すは、天地割け判れし代、草木・言語せし時に自天降まして、國家を造立てし神なり。頃ろ聞く、汝が國・報て祀ひまつらすと。方今、前の過を後悔め、神宮を脩理めて神靈を祭り奉らば、國・昌盛えぬ可し。汝、當に莫忘れそ」。

秋七月、己卯の朔の壬午の日(四)、蘇我大臣稻目宿禰、穂積磐弓臣等を遣し給ひて、吉備の五縣に白猪屯倉を置か使む。

八月、百濟の餘昌、諸の臣等に謂りて曰く、「小子、今願はくは考王の奉爲に、出家して道(のほ)を脩ひなむ。諸の臣、百姓・答へて言さく、「今、君王・出家して道を脩ふことを得まく欲ほすこと、且に教を奉りぬ。嗟夫、前に應定かならずして、後に大なる患有りしは誰が過ぞや。夫れ百濟國は、高麗、新羅の争ひて滅ぼさむと欲する所なり。始め國を開きしよりは是歳に送れるを、今、此の國の宗、將に何國にか授けむと將む。要須す道理分明しく應に教へ給ふ應し。縱使・能く耆老どもの言を用給はましかば、豈に此に至らまじや。請ふ前の過を後悔め、な出家し給ひそ。如し願を果さまく欲ほさば、國民を須度よ」。餘昌對へて曰く「諾なり」。即ち就きて臣下に圖る。

臣下、遂に用て相議り、爲に百の人を度せしめ、多に幡・蓋、種々の功德を造る。

十七年(西二千六)の春正月、百濟の王子・惠、罷りなむと請す。仍て兵仗・良馬を賜ふこと甚多なり。亦た頻りに賞祿し給ふ。衆の欽敬(のほ)所なり。於是、阿倍臣、佐伯連、播磨直を遣して、筑紫國の舟師を率ゐて、衛り送りて國に達らしむ。別に筑紫火君(百濟本記に云く、筑紫火君の兒、中君の弟)を遣て勇士、一千を率ゐて、彌底(彌氏は津の名なり)に衛り送らしむ。因りて津路の要害之地を守ら令めたまふ焉。

秋七月、甲戌の朔の己卯の日(四)、蘇我大臣稻目宿禰等を備前(のほ)の兒島郡に遣して、屯倉を置き、葛城山田直瑞子を以て田令と爲たまふ。(田令、此をば陀豆歌毗と云ふ。)

冬十月、蘇我大臣稻目宿禰等を倭國の高市郡に遣して、韓人の大身狹屯倉(韓人と言ふは百濟也)高麗人の小身狹屯倉を置き、紀國に海部屯倉を置かる。(一本に云く、處々の韓人を以て大身狹屯倉の田部と爲し、高麗人を小身狹屯倉の田部と爲す。是れ即ち韓人、高麗人を以て田部と爲す。故れ因て屯倉の號と爲たり。)

十八年(西二千七)の春三月、庚子の朔の日、百濟の王子・餘昌、嗣ぎて立てり。是を威徳王と爲す。

二十一年(西二千〇)の秋九月、新羅、彌至已知奈末を遣して調賦たてまつる。褒賜ふこと常より過ぎたり。奈末、喜歡びて罷りて曰く「調賦の使者は、國家の貴び重めらるる所にして、私議の輕みし賤しむる所なり。行李は百姓の命を懸くる所にして、選用るの卑しむる所なり。王政の弊、未だ必ず此に由らすはあらず。請ふ良家の子を差して使者と爲して、卑しき賤を以て使とな爲給ひそ」と。

二十二年(西二千一)、新羅、久禮叱・及伐干を遣して、調賦買る。司寶・褒遇たまふ。禮の數、常の例より減れり。及伐干、忿恨みて罷りぬ。是年、復た奴氏大舍を遣して前の調賦を獻る。難波の大郡(又難波郡)に諸蕃を次序

に、掌客・額田部連、葛城直等、百濟の下に列なら使めて引導へり。大舍、怒りて還りて、館舎に入らず。船に乗りて穴門に歸り至りぬ。是に穴門の館を脩治ふ。大舍、問ひて曰く、「誰の爲に造るものぞ」。工匠河内馬飼首・押勝、欺給きて曰く、「西方の無禮を問ひに遣し給ふ使者の停る所の宿處なり」。大舍、國に還りて其の言ふ所を告ぐ。故れ新羅、城を阿羅波斯の山に築きて、以て日本に備ふ。

二十三年(壬午年)の春正月、新羅、任那の官家を打滅ぼしつ。(一本に云く、二十一年、任那滅焉。總て任那と言ひ、別ちては加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古婁國、子他國、散半下國、乞滄國、稔禮國と言ふ。合せて十國なり。)

夏六月、詔して曰はく、「新羅は西羌の小醜なり。天に逆ひて無狀し。我が恩義に違ひて、我が官家を破り、我が黎民を毒し害ひ、我が郡縣を誅殘しき。我が氣長足姫尊(皇孫)靈聖に聰明にして、天下を周行ります。群庶を劬勞はり、萬民を嬰育ひ給ひ、新羅の所窮りて歸れるを哀れみ、新羅の王の將た戮られむと將し首を全くし、新羅に要害の地を授け、新羅に非次たる榮を崇て給ひき。我が氣長足姫尊、新羅に於て何ぞ薄けむ。我が百姓、新羅に於きて何ぞ怨みむ。而るを新羅、長き戟、強き弩をもて任那を凌蹙、距なる牙、鉤れる爪をもて含靈を殘ひ虐ふ。肝を刺き趾を斷りて、其の快に厭かず。骨を曝し屍を焚きて、其の醜を謂はず。任那の族姓、百姓ありて以て還、刀を窮め、刃を極め、既に屠り且つ膽につくる。豈に卒土の賓、王臣として、人の禾を食ひ、人の水を飲み乍ら、孰ぞ此を忍び聞きて心を悼めずと謂ふこと有らむや。況むや太子、大臣、跋摩(皇孫)の親きに處て、血に泣き冤を銜む寄あり。蕃屏(皇孫)の任に當りて、頂を摩で、踵に至るの恩あり。世、前の朝の徳を受けて、身、後の代の位に當れり。而るに膽を瀝み腸を抽きて、共に奸しく逆ふを誅し、天地の痛酷を雪め、君父の仇讎を報ゆること能はずは、則ち

死るとも臣子が道の成らざることを恨むること有らむ」と。

是月に或人、馬飼首・歌依を誦つること有りて曰く、「歌依が妻、逢臣讀岐が鞍・韃、異なること有り。既而、孰ら視れば、皇后の御鞍なり」と。即ち廷尉に收して鞫問ふこと極切し。馬飼首・歌依、乃ち揚言して誓ひて曰く、「虚なり。實に非ず。若し是れ實ならば、必ず天の災を被ふらむ」。遂に苦問ふに因りて、地に伏して死れり。死りて未だ時も經ざるに、急に殿に火災あり。廷尉、其の子・守石と名瀬米(守石、名瀬米は皆名也)とを收縛りて、將に火中に投げ入れむと將て(火に投るゝを刑と爲るは蓋し古の制也)咒りて曰く、「吾が手を以て投げ入るゝに非ず。祝の手を以て投げ入るゝ也」と。咒り訖りて火に投げ入れむとす。守石が母、祈請して曰く、「兒を火の裏に投げば、大なる災・果して臻らむ。請ふ祝人に付けて神奴と作さしめ給へ」。乃ち母の請す依に、許して神奴に洩れつ。

秋七月、己巳の朔の日、新羅より使を遣して調賦たてまつる。其の使人、新羅の任那を滅ぼししことを知りて、國の恩に背くことを耻ぢ、敢て罷らむと請さず。遂に留りて本土に歸らず。例、國家の百姓に同じ。今、河内國の更荒の郡の鶴鷄野の邑の新羅人の先祖なり。

是月、大將軍・紀男麻呂宿禰を遣して、兵を將りて哆唎より出で、副將軍・河邊臣瓊岳、居曾山より出でて、新羅の任那を攻めし狀を問はむと欲す。遂に任那に到りて、萬集部首・登弭を以て、百濟に遣はして軍の計を約り東にしむ。登弭、仍て妻の家に宿る。印書と弓箭とを路に落せり。新羅、具さに軍の計を知りて、卒に大兵を起し(通釋云、此下並ら)、尋ぎて敗れ亡びたるに屬き、降歸附はむことを乞ふ。紀男麻呂宿禰、勝を取りて、師を旋らして百濟の營に入り、軍中に令ちて曰く、「夫れ勝ちても敗るゝことを忘れざれ。安くとも必ず危ふきことを慮れとは、古への人の善はしき教なり。今、處身諷畔、豺獫交接れり。而るを輕々しく忘れて、變難を思はざる可けむや。況や復

た平安なる世にも刀劍を身に離たざるは、蓋し君子の武備に於きて、以て已む可からず。宜しく深く警戒めて、務め

て斯令を崇めよ」と。士卒、皆心を委ねて服事ふ焉。
河邊臣瓊弁、獨り進みて轉よ鬪ふ。向ふ所、皆抜き取りつ。新羅、更た白旗を擧げて、兵を投棄て、降首ふ。河邊臣瓊
弁、元より兵を曉らすして、白旗を對へ擧げて、空爾に獨り進む。新羅の鬪將の曰く、「將軍、河邊臣、今、欲降
矣」。乃ち軍を進めて逆へ戦ひ、銳を盡して逆攻めて破之。前鋒、傷るゝ所、甚だ衆し。倭國、造手彦、自ら救
ひ難きことを知りて、軍を棄て、遁逃ぐ。新羅の鬪將、手に鉤戟を持ちて、追ひて城の油に至りて、戟を運らして之を
撃つ。手彦、駿馬に騎れるに因りて、城の油を超渡りて、僅かに身を以て免れつ。鬪將、城の油に臨みて歎きて曰く、
「久須尼自利(此の新羅の語、未詳)。於是河邊臣、遂に兵を引き退き、忽に野に營す。於是、士卒、盡に相欺
蔑にして、遂に承くること有ること莫し。鬪將、自ら營中に就きて、悉くに河邊臣瓊弁等、及び其の隨へる婦を生虜
れり。時に父子、夫婦、相恤ふ能はず。鬪將、河邊臣に問ひて曰く、「汝が命と、婦と、孰か尤だ愛しき」。答へて曰く
「何ぞ一の女を愛しみて以て禍を取らむや。如何ならむも命には過らじ」と。遂に妾と爲すことを許せり。鬪將、
遂に露なる地に於きて其の婦女を奸しつ。婦女、後に還れり。河邊臣、就きて談らはむと欲す。婦女、甚だ以て慚ぢ恨み
て、隨はずして曰へらく、「前に君、輕く奴が身を賣りき。今、何の面目ありてか、以て相遇はましや」。遂に背て言らば
ず。是の婦人は、坂本臣の女、甘美媛と曰ふ。

同じ時に所虜し調吉士・伊企儼、爲人り勇烈くして、終に降服はず。新羅の鬪將、刀を抜き新らむと欲し、逼めて禰
を説がしめて、追て尻臀を以て日本に向けて、大きに號叫びて、「日本の將、我が腹臍を割へ」と曰はしむ。即ち號
叫びて曰く「新羅の王、我が腹臍を割へ」と。苦め逼めらると雖も尙ほ前の如くに叫ぶ。是に由りて殺されぬ。其の子、
或、有、和曰く、

韓國の、城の上に立ちて、大葉子は、領巾振らす見ゆ、難波へ向きて。
八月、天皇、大將軍、大伴連、狭手彦を遣て、兵、數萬を領て高麗を伐た遣め給ふ。狭手彦、乃ち百濟の計
を用ひて高麗を打破りつ。其の王、城を踰えて逃ぐ。狭手彦、遂に勝に乗りて、以て宮に入りて、盡に珍寶貨賂、
七、織、帳、鐵、屋を得て還來ぬ。(舊本に云く、鐵、屋は高麗の西高樓の上に在り。織、帳は高麗の王の内殿
に張れり。)七、織、帳を以て天皇に奉獻り、甲、二領、金、筋の刀、二口、銅の鑊せる鍾、三口、五色の幡、
二竿、美女、媛(媛は)、并に其の從女、吾田子を以て蘇我稻目宿禰大臣に送れり。於是大臣、遂に二、女を納れて以て妻
と爲し、輕曲殿に居らしむ。(一)に云く、鐵、屋は長安寺に在りと。是寺、何國に在りと云ふことを知らず。一本に
云く、二十一年、大伴狭手彦、連、百濟國と共に、高麗の王、陽香を比津留都に驅却く。
冬十一月、新羅、使を遣して、獻り、并せて調賦を貢る。使人、悉くに、國家の、新羅の任那を滅ぼせることを
憤り給ふを知りて、敢て罷らむと請さず。刑戮に致されむことを恐りて、本土に歸らず。例、國家の百、姓に同じ。今の
攝津國の三嶋郡の埴原の新羅人の祖、先なり。
二十六年(乙酉年)の夏五月、高麗の人、頭霧喇耶陸等、筑紫に投化けり。山背國に置らしむ。今の故原、奈良、山村の
高麗人の先祖なり。

正調日本書紀 卷第十九(欽明天皇)

二十八年(丁亥年)郡國に大水て飢乏、或は人相ひ食む。傍郡の穀を轉びて以て相救へり。
 三十年(己丑年)の春正月の辛卯の朔の日、詔して曰はく「田部を量置くこと、其の由來こと尚し矣。年・甫て十餘にして、籍に脱りて課を免る者衆し。宜しく贍津(贍津は王辰爾の甥也)を遣して、白猪の田部の丁籍を檢定めしむ宜し」。夏四月、贍津、白猪の田部の丁者を檢閲て、詔の依に籍を定め、果に田戸を成す。天皇、贍津が籍を定めし功を嘉し給ひ、姓を賜ひて白猪史と爲ふ。尋ち田令に拜け給ひ、瑞子が副と爲たまふ。(瑞子は上に見えたり。)
 三十一年(庚寅年)の春三月、甲寅の朔の日、蘇我大臣稻目宿禰・薨ぬ。夏四月、甲申の朔の乙酉の日(己)、泊瀬柴籬宮に幸す。越人・江渟臣沼代、京に詣てて奏して曰さく「高麗の使人、風浪に辛苦みて、迷ひて浦津を失ひ、水の任に漂流ひて、忽に岸に到著けり。郡司(道君)隠し匿めり。故れ臣顯はし奏す。詔して曰はく「朕れ帝業を承けて若干年、高麗の使人、路に迷ひて越の岸に到れり。漂ひ溺るゝに苦むと雖も尚ほ性命を全くせり。豈に微猷の廣く被びて、至れる徳の魏々々に、仁化・傍く通ひて、洪なる恩・蕩々に非ざるものならめ哉。有司宜、山背國の相樂郡に館を起て、淨治へて、厚に相資け養へ」。是月、乘輿・泊瀬柴籬宮より至ります。東漢文・直・饅兒、葛城直・難波を遣て、高麗の使人を迎召ば遣め給ふ。五月、膳臣・傾子(傾子、此をば舸拖部古と云ふ)を越に遣して、高麗の使に饗へ給ふ。大使、審かに知りぬ。膳臣は是れ皇華の使なりと云ふことを。乃ち越の郡司・道君に謂ひて曰く「汝は天皇に非ざること、果して我が疑ひつるが如し。汝・既に膳臣を伏して拜めり。倍復・足までに百姓なりと云ふことを知り。而るを前に余を許りて、調を取りて己が身に入れたり。宜しく速かに還す宜し。煩しく莫・飾り語ひそ」。膳臣これを聞きて、人をして其の調を採ね索め使め、具に之を返し與へつ。京に還りまゐて復命。

秋七月、壬子の朔の日、高麗の使、近江に到る。是月、許勢臣・猿と、吉士・赤鳩とを遣し、難波津より發し、船を狭々波山に控引して、船を裝飾りて、乃ち近江の北山に往迎へ、遂に山背の高城館に引入れつ。則ち東漢坂上直、子麻呂、饅部首・大石を遣はして以て守護(いせ)とす。更、高麗の使者に、相樂館に饗たまふ。
 三十一年(辛卯年)の春三月、戊申の朔の日(壬)、坂田耳子郎君を遣して新羅に使して、任那を滅ぼし、由を問はしむ。是月、高麗の獻物、並びに表、未だ呈げ奏すことを得ず。數旬を経歴、占へて吉日を待てり。夏四月、戊寅の朔の日(壬)、天皇、寢疾して不豫。皇太子、外に向きて在りませす。驛馬はせて、召到りて臥内に引入まつりぬ。其の手を執りまして詔して曰はく「朕が疾、甚し。後事を以て汝に屬く。汝、須らく新羅を打ちて、任那を封建て、更に夫婦を遣すこと、惟れ舊日の如くならしめば、死るとも恨むる所無けむ」。是月、天皇、遂に内寝に崩りましぬ。時に年若干。五月、河内の古市に瘞す。秋八月、丙子の朔の日、新羅、弔使・未叱子、失消等を遣して、瘞に哀たてまつる。是月、未叱子、失消等罷りぬ。九月、檜隈坂合、陵に葬しまつる。

日本書紀 卷第十九 終

日本書紀 卷第二十

淳中倉太珠敷天皇 敏達天皇

淳中倉太珠敷天皇は、天國排開廣庭天皇(敏)の第二子なり。母を石姬皇后と曰す(石姬皇后は、武小廣國押盾天皇(敏)の女なり)。天皇、佛の法を信け給はずして、文史を愛みたまふ。二十九年、立ちて皇太子と爲り給ふ。三十二年の四月、天國排開廣庭天皇崩ります。元年(壬辰年)の夏四月、王申の朔の甲戌の日(三)、皇太子・即天皇位。母皇后を尊びて皇太后と曰ふ。是月百濟の大井に宮つくる。物部弓削守屋大連を以て大連と爲たまふこと故の如し。蘇我馬子宿禰を以て大臣と爲給ふ。五月、王寅の朔の日、天皇、皇子と大臣とに問ひて曰はく「高麗の使人、今何にか在る」。大臣・對へ奉りて曰はく「相樂の館に在り。天皇、聞しめして、憐憫たまふこと極めて甚に、愀然而、歎きて曰はく「悲しき哉、此の使人等、名は既に先考天皇に奏聞たり矣」。乃ち群臣を相樂館に遣して、所獻る調物を檢録して、京師に送ら令む。丙辰の日(十五)、天皇、高麗の表疏を執らして大臣に授け給ひ、諸の史を召聚へて讀み解か令む。是時に諸の史、三日の内に皆な讀むこと能はず。爰に船史の祖、王辰爾有り、能く讀み釋くことを奉る。是に由て天皇、大臣と俱に爲讚美曰はく「勤乎・辰爾、鸞哉・辰爾、汝若し學を愛まさらましかば、誰か能く讀み釋かましかば、宜

しく今より始めて、殿の中に近く侍る宜し。既にして東・西の諸々の史等に詔して曰はく「汝等が所習之業、何の故にか就らざる。汝等・衆しと雖も辰爾に及かず」。又高麗の上れる表疏、鳥の羽に書けり。字(文)、羽の隨に黒し。既に識者なし。辰爾、乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉く其の字を寫せり。朝廷、悉に異之たまふ。

六月、高麗の大使、副使等に謂りて曰く「磯城島天皇の時に、汝等、吾が譖る所に違ひて他に欺かれ、妄に國の調を分ちて、輒く微者に與へつ。豈、汝等の過に非ずや。其れ若し我が國王・聞こしなば、必ず汝等を誅はむ」と。副使等、自ら相謂りて曰く「若し吾等、國に至らむ時に、大使・吾が過を顯善はば、是れ不祥事なり。偷に殺して其の口を斷たむと思欲ふ」と。是夕、謀泄りぬ。大使・之を知りて衣帯を裝束して、獨り自ら潜行でつ。館の中庭に立ちて所計を知らず。時に賊一人ありて、杖を以て出來て、大使の頭を打ち退りぬ。次に賊一人ありて、直に大使に向ひて頭と手を打ち退りぬ。大使、尙ほ嘿然て地に立ちて、面の血を拭ふ。更に賊一人有りて、刀を執りて急に來り、大使が腹を刺して退く。是時、大使、恐れて地に伏して拜めり。後に賊一人ありて、既に殺して去りぬ。明日、領客、東漢坂の上直・子麻呂等、其の由を推問ふ。副使等、乃ち矯詐を作して曰らく「天皇、妻を大使に賜はれり。大使、勅に違ひて受け奉らず。無禮こと甚だし。是を以て臣等、天皇の爲に殺焉」と。有司・禮を以て收葬

る。秋七月、高麗の人・罷り歸りぬ。是年、太歲・壬辰。二年(癸巳年)の夏五月、丙寅の朔の戊辰の日(三)、高麗の使人、越の海の岸に泊れり。船破れて溺れ死ぬる者衆し。朝廷、頻りに路に迷ふことを猜ひ給ひて、饗へ給はずして放還はさる。仍て吉備海部直難波に勅して、高麗の使を送らしむ。秋七月、乙丑の朔の日、越の海の岸に於て、難波と高麗の使等と相議りて、送使・難波の船人、大島

首韓日狹と丘首間狹とを以て、高麗の使の船に乗ら令め、高麗の二人を以て送、使の船に乗ら令めつ。如此互ひに乗りて以て好しき志に備へて、俱時に發船して至ること數里許り、送使難波、乃ち波浪を恐畏りて、高麗の二人を執へて海に擲入てつ。八月の甲午の朔の丁未の日(十四)、送使難波、還り來て復命まをして曰さく「海の裏に鯨魚、大集ひて遮へて船と織機とを囓ふ。難波等、魚の船を吞まむことを恐りて、海に入ることを得ず」と。天皇、聞之て謾語なるを誡しめし、官に駈使ひて、國に放し還はされず。

三年(甲午年)の夏五月、庚申の朔の甲子の日(五)、高麗の使人、越の海の岸に泊れり。秋七月、己未の朔の戊寅の日(廿)、高麗の使人、京に入りて奏して曰さく「臣等、去年送使に相逐ひて國に罷り歸れり。臣等、先づ臣が蕃に至りぬ。臣が蕃、即ち使人之禮に准へて、大島首・磐日狹等を禮まひ饗し、高麗の王、別に以て禮を厚くして之を禮まひき。既にして送使の船、今に至るまで未だ到らず。故れ更た謹みて使人・並ひに磐日狹等を遣して、送使の來らざる意を請聞る。天皇、聞しめして即ち難波が罪を數めて曰はく「朝廷を欺き誑れる。一也。隣の使を溺らし殺せる。二也。茲の大なる罪を以ては放し還はす合からず。以て其罪を斷む。

多十月、戊子の朔の丙申の日(九)、蘇我馬子大臣を吉備國に遣して、白猪屯倉と田部とを増益しむ。即ち田部の名籍を以て、白猪史・贍津に授け給ふ。戊戌の日(十二)、船史・王辰爾が弟・牛に詔して姓を賜ひて津史と爲たまふ。十一月、新羅より使を遣して調進る。

四年(乙未年)の春正月、丙辰の朔の甲子の日(九)、息長眞手王の女・廣姫を立て、皇后と爲たまふ。是れ一の男と二の女とを生みませり。其の一を押坂彦人大兄皇子(更名は麻呂古皇子)と曰し、其二を逆登皇女と曰し、其三を菟道(磯津貝)皇女と曰す。是月、二夫人を立て給ふ。春日臣仲君の女を老女君夫人(更名は藥君娘)と曰ふ。

三の男、一の女を生む。其一を難波皇子と曰し、其二を春日皇子と曰し、其三を桑田皇女と曰し、其四を大派皇子と曰す。次に采女、伊勢大鹿首・小熊が女を菟名子夫人と曰ふ。太姫皇女(更名は櫻井皇子)と、藤手姫皇女(更名は田村皇女)とを生む。

二月、丙戌の朔の壬辰の日(七)、馬子宿禰大臣、京師に還りて屯倉之事を復命まをす。三月、乙卯の朔の乙丑の日(十二)、百濟より使を遣して調進る。多なること恒歳より益れり。天皇、新羅未だ任那を建て未るを以て、皇子と大臣とに詔して曰はく「任那の事に、莫・懶懈りそ」と。夏四月、乙酉の朔の庚寅の日(六)、吉士・金子を遣して新羅に使はし、吉士・木蓮子を任那に使はし、吉士・譯語彦を百濟に使はし給ふ。六月、新羅より使を遣して調進る。多なること常例に益れり。並に多々羅、須奈良、和陀、發鬼の四邑の調を進る。是歳、卜者に命せて海部王の家地と絲井王の家地とを占へしむ。卜へるに便ち襲吉。遂に宮を譯語田に營ります。是を幸玉宮と謂す。冬十一月、皇后・廣姫、薨せ給ふ。

五年(丙申年)の春三月、己卯の朔の戊子の日(十)、有司、皇后を立て給はむことを請す。詔して豐御食炊屋姫尊(推)を立て、皇后と爲たまふ。是れ二の男、五の女を生みます。其の一を菟道磯津貝皇子(更名は菟道磯津貝皇子)と曰す。是は東宮・聖德に嫁ひぬ。其二を竹田皇子と曰す。其三を小墾田皇女と曰す。是は彦人大兄皇子に嫁ぎ給へり。其四を鷗鷯守皇女(更名は輕守皇女)と曰す。其五を尾張皇子と曰す。其六を田眼皇女と曰す。是は息長足

日廣額天皇(明)に嫁ひ給へり。其七を櫻井弓張皇女と曰す。六年(丁酉年)の春二月、甲辰の朔の日に、詔して日祀部、私部を置く。夏五月、癸酉の朔の丁丑の日(五)、大別王と小黒吉士とを遣して、百濟國に宰たらしめ給ふ。(以下分註) 王人・命を奉りて、三韓に、使と爲り

て、自ら稱りて宰と爲ふ。言は韓を宰むるなり。蓋し古への典乎。今の使と言ふが如し。餘皆此に倣へ。大別王は未だ出る所を詳かにせず。

冬十一月、庚午の朔の日、百濟國の王、遣使大別王等に付けて、經論・若干卷、並びに律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造佛工(造像工)の六人を獻る。遂に難波の大別王の寺に安置らしむ。(校本云。大別王寺は所在詳かならず。或説に、王下宮有二等字。と曰へり。秘閣本には、別下に等字あり。)

七年(戊戌年)の春三月、戊辰の朔の王申の日(日五)、菟道皇女を以て、伊勢の祠に侍らしむ。即ち池邊皇子に姪さる。事顯はれて解けぬ。

八年(己亥年)の冬十月、新羅より枳叱政奈末(本に奈末を奈末に誤れり。今通釋に據て訂せり。)を遣して、調を進り並びに佛像を送る。

九年(庚子年)の夏六月、新羅より安刀奈末、失消奈末を遣して、調たてまつる。納め給はずして以て還しつかはす。

十年(辛丑年)の春の閏二月、蝦夷數千、邊境に寇なふ。是に由て其の魁帥・綾積等(魁帥は大毛人也)を召して詔して曰はく、「惟るに、備・蝦夷をば、大足彦天皇(行)の世に、殺す合き者は斬し、原す應き者は赦し給へり。今朕

れ彼の前例に遵ひて、元惡を誅さむと欲す」と。於是綾積等、懼然恐懼まりて、乃ち泊瀬の中流に下て、二三諸岳に面ひて、漱水ぎて盟ひて曰く「臣等・蝦夷、自今以後、子々孫々(古説に、生兒の八十綿連と云ふ)、清く明らかなる

心を用て天國に事へ奉らむ。臣等、若し盟に違はば、天地の諸の神、及び天皇の靈、臣が種を絶滅さむ矣。」

十一年(壬寅年)の冬十月、新羅より安刀奈末、失消奈末を遣して調を進る。納め給はずして以て還しつかはす。(此の十一年冬十月の文、九年夏六月と全く同じ。もしくは一は重出にもあるべし。)

十二年(癸卯年)の秋七月、丁酉の朔の日、詔して曰はく「我が先考の天皇の世に屬りて、新羅・内官家之國を滅ぼせり。(天國排門廣庭。天皇の二十三年、任那、新羅の爲に滅ぼさる。故れ新羅、内官家を滅ぼせりと云ふ。)先

考の天皇、任那を復さむことを謀りまし、も、果さずして崩り給ひて、其の志を成さずなりき。是を以て朕れ當に神謀を助ぎ奉りて、任那を復興て當くす。今、百濟に在る火蓋北國・造・阿利斯登が子の達卒・日羅、賢しくして勇有

り。故、朕れ其人と相計らむと欲ふ」と。乃ち紀國・造・押勝と吉備海部直・羽島とを遣して百濟より喚ばしめ給ふ。冬十月、紀國・造・押勝等、百濟より還り、朝に復命をして曰さく「百濟國の主、日羅を惜しみ奉りて、背て聽

し上らず」と。是歲、復た吉備海部直・羽島を遣して、日羅を百濟より召ばしめ給ふ。羽島、既にして百濟に之きて、先づ私(己)に日羅を見むと欲ひて、獨り自家の門底に向きつ。俄ありて家裏より韓婦來たり、韓語を用て言へらく

「汝が根を以て、我が根の内に入れよ」と。即ち家に入りて去りぬ。羽島、便ち其の意を覺りて、後に隨ちて入る。於是日羅・迎へ來り、手を把りて座に坐し使め、密かに告げて曰く「僕、竊かに聞けり、百濟の國王、天朝を疑ひ奉ら、

臣を遣し奉りて後は、留めて還し給はじと、所以に惜しみ奉りて、背て奉進さす。宜しく勅を宣へむ時に、嚴しく猛き色を現はして、催急て召し給ふ宜し焉。羽島、乃ち其の計の依に日羅を召ぶ。於是、百濟の國王、天朝に怖

畏まりて、敢て勅に違はず。遣し奉るに、日羅、恩率・歌奴知、參官・德率・次干德、德爾、余怒、柁師、水手等、若干の人を以てす。(季治云、上文、恩率歌奴知より水手等若干人まで、流布本錯簡あり。今、諸本を檢校して其誤を訂せり。)

日羅等、吉備兒島の屯倉に行到る。朝廷、大伴・糠手子連を遣て慰め勞らは遣む焉。復た大夫等を難波館に遣して日羅を訪は使む。是時、日羅、甲を被、馬に乗りて門の底下に到り、乃ち廳の前に進みて、進退ひ跪拜み、歡恨きて曰

さく「檜隈宮に御萬天皇(北)の世に、我が君・大伴・金村・大連、國家の奉爲に海表に使はし、火蓋北國・造、

刑部・靺鞨部の阿利斯登が子、臣達卒・日羅、天皇の召し給ふと聞りて、恐り畏みて來朝けり」と。乃ち其の甲を解きて、天皇に奉る。

乃ち館を阿斗桑市に營りて日羅を住ら使めて、隨欲に供給しむ。復た阿倍目臣、物部磐手連、大伴糠手子連を遣はして國政を日羅に問ひ給ふ。日羅、對て言さく「天皇の天下を治め給ふ所以は、政は要す須らく黎民を護り養ひ給ふ須し。如し遽かに兵を興さば、翻りて將に失ひ滅び將む。故れ今議者をして朝列に仕奉ら令めて、臣連の造(二造は國造、伴造也)より、下百姓に及ぶまで、悉に皆な饑ひ富みて、乏しき所無から令め給へ。如此すること三年、食を足はし兵を足はし、悅を以て民を使ひ給はば、水をも火をも憚らずして、同じく國難を恤へなむ。然して後に多に船舶を造りて、津ごとに列なめ置きて客人に觀せ使めて、恐懼することを生さ令め、爾して乃ち能使を以て百濟に使はし、其の國の王を召せ。若し來すもあらば其の大佐平、王子等を召せ。來ば即ち自然に心に飲み伏ふことを生さしめて、後應に罪を問ひ給ふ應し」と。また奏して言さく「百濟の人、謀りて言はむ、船三百艘あり。筑紫を請ひまつらまく欲ふと。若し其れ實に請ひ奉らば、宜しく陽りて予へ賜ふべし。然らば則ち百濟は新に國を造らむと欲ひて、必ず先づ女子・小子を以て船に載せて至りなむ。國家・此時に望み給ひて、壹岐、對馬に多に伏兵を置きて、至るを候ひて殺し給へ。翻て莫・被詐たまひそ。毎に要害之所に、堅く壘塞を築き給へ矣」。

於是・恩率、參官(舊本に恩率を以て一人と爲し、參官を以て一人と爲す)國に罷る時に臨みて、竊かに德爾等に語りて言へらく「吾が筑紫を過ぎむ許(二)を計りて、汝等、偷かに日羅を殺さば、吾れ具に王に白して、當に高爵を賜ひて、身及び妻子、榮を後に垂れしむ當し」と。德爾、余奴、皆聽許焉。參官等、遂に血鹿に發途す。是に日羅、桑市村より難波館に遷りぬ。德爾等、晝夜相計りて、將に殺さむと欲す。時に日羅、身光・火焰の如く有り。是に由りて德爾

等、恐れて殺さず。遂に十二月の晦に光の失せしを候ひて殺しつ。日羅、更に蘇生りて曰く「此は是れ我が使奴(參)等が所爲なり。新羅に非ず」と。言ひ畢りて死せぬ。(此時に屬りて新羅の使有り。故れ爾云へる也。)天皇、磐手子大連、糠手子連に詔して、小郡の西畔丘前に收葬らしめ、其の妻子、水手等を以て石川に居らしむ。於是大伴糠手子連、謀りて曰く「一處に聚へ居らしめば、恐らくは其れ變を生さむ」。乃ち妻子を以て石川の百濟村に居らしめ、水手等を石川の伴村に居らしむ。德爾等を收縛へて、下百濟・阿田村に置きて、數大夫を遣して其事を推問はしむ。德爾等、罪に伏りて言さく「信なり。是れ恩率、參官が教へて爲さ使めし也。僕等、人の下に爲りて不敢違矣」。是に由りて獄に下して、朝廷に復命をす。乃ち使を葦北に遣して、悉に日羅の眷屬を召びて、德爾等を賜ひて、情の任に決罪はしむ。是時、葦北君等、受はりて、皆殺して彌賣島(彌賣島は蓋し姫島也)に投てつ。日羅を以て葦北に移葬れり。後に海畔の者言へらく「恩率が船は風に被ひて海に没りにき。參官が船は漂ひて津島(對馬)に泊り、乃ち、始めて歸ることを得たり」と。

十三年(甲辰年)の春二月、癸巳の朔の庚子の日(八)、難波吉士木連子を遣して新羅に使はす。遂に任那に之けり。秋九月、百濟より來ける鹿深臣(名を闕せり)、彌勒の石像一軀を有り。佐伯連(三)佛像一軀を有り。是歲、蘇我馬子宿禰、其の佛像・二軀を請せて、乃ち鞍作村主・司馬達等、池邊直・氷田を遣て、四方に使はして修行者を訪覓め遣む。於是唯だ播磨國に、僧の還俗者・名は高麗惠便と云ふ者を得たり。大臣、乃ち以て師と爲し、司馬達等が女・島を度せしめ、善信尼と曰ふ(年十一歳)。また善信尼の弟子・二人を度せしむ。其の一は漢人夜菩が女・豐女、名をば禪藏尼と曰ふ。其の二は錦織壺が女・石女、名をば惠善尼と曰ふ。(壺、此をば都符と云ふ。)馬子、猶ほ佛法の依に三の尼を崇ち敬ぶ。乃ち三の尼を以て、氷田直と達等とに付けて、衣・食を供ら令め、佛殿を宅の東

の方に經り營みて、彌勒の石像を安置り、三の尼を屈請ひて大會の設齋。此の時に達等、佛の舍利を齋食の上に得たり。即ち舍利を以て馬子宿禰に獻る。馬子宿禰、試みに舍利を以て鐵の質の中に置きて、鐵の鎚を振りて打つに、其の質と槌とは悉くに摧け壞れて、舍利をば摧き毀つ可からず。また舍利を水に投るるに、舍利、心の願ふ所の隨に水に浮き沈みつ。是に由りて馬子宿禰、池邊水田、司馬達等、深く佛の法を信じて、修行すること懈らず。馬子宿禰も亦た石川の宅に佛殿を脩治めつ。佛法之初、茲より作れり。

十四年(乙巳年)の春二月、戊子の朔の壬寅の日(十五日)、蘇我大臣・馬子宿禰、塔を大野丘の北に起て、大會の設齋す。即ち達等が前に獲たりし舍利を以て、塔の柱頭に藏む。辛亥の日(四日)、蘇我大臣患疾す。卜者に問ふ。卜者・對へて言く「父の時に所祭る佛神(三)の心に崇れる也」と。大臣、即ち子弟を遣て其の占狀を奏さ遣む。詔して曰はく「宜しく卜者の言に依りて、佛神を祭祠る宜し」。大臣、詔を奉はりて、石像を禮拜みて、壽命を延べ給へと乞ひます。是の時に國に疫病行りて、民死る者衆し。

三月の丁巳の朔、物部弓削守屋大連と、中臣勝海大夫と奏して曰さく「何の故に背て臣らが言を用ひ給はずして、考天皇より陛下に及びて疫病・流行りて國・民・絶えぬ可くあり。豈、専らに蘇我臣が佛の法を興行なふに由るに非ずや」。詔して曰はく「灼然なり。宜べ佛法を斷めよ」。丙戌の日(三十日)、物部弓削守屋大連、自ら寺に詣りて、胡床に踞坐り、其の塔を斬倒し火を縱けて之を燔き、并て佛像と佛殿とを燒く。既にして燒き餘れる佛像を取りて、難波掘江に棄て令む。於日、無雲くして風ふき雨ふる。大連、被雨衣して馬子宿禰と從ひて法を行へる侶とを訶責て、毀辱しむる心を生さ令む。乃ち佐伯造・御室(更名は於間)を遣はして、馬子宿禰が供れる善信等の尼を喚ば遣む。是に由りて馬子宿禰、敢て命に違はず。惻愴き啼泣きつ、尼等を喚出して御室に附く。有司、便ち尼

等の三衣(三)を奪ひて、海石榴市の亭に禁錮へ楚縛らき。天皇、任那を建てむと思はして、坂田耳子王を差はして使とし給ふ。此時に屬りて天皇と大連と、卒に瘡(瘡)患み給ふ。故れ遣はすことを果さず。橘・豐日皇子に詔して曰はく「考天皇の勅に違背く可からず。任那の政を勤め修む可し」と。又瘡發りて死者國に充溢たり。其の瘡患む者の言へらく「身、燒かれ・打たれ・摧かるゝが如し」と。啼泣ちつつ死者。老も若も竊かに相謂りて曰く「是れ佛像を燒きまつれる罪か」と。夏六月、馬子宿禰・奏して曰さく「臣の疾病、今に至るまで未だ癒えず。三寶の力を蒙らずば難可救治」と。於是馬子宿禰に詔して曰はく「汝・獨り佛法を行ふ可し。宜しく餘人を斷む宜し」。乃ち三の尼を以て馬子宿禰に還付給ふ。馬子宿禰、受けて歡悦び「未曾有」と嘆きて、三の尼を拜み、新に精舎を營り、迎入れて供養ふ。

或本に云く、物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連、俱に謀りて佛法を滅ぼして寺塔を燒き、并せて佛像を棄てむと欲。馬子宿禰、諍ひて從はず。

秋八月、乙酉の朔の己亥の日(十五日)、天皇、病彌留りて大殿に崩ましぬ。是時に曠宮を廣瀬に起つ。馬子宿禰大臣、刀を佩きて誅たてまつる。物部弓削守屋大連、听然而咲ひて曰く「獵箭を中へる雀鳥の如し」焉。次に弓削守屋大連、手脚・搖ひ震きて誅たてまつる。馬子宿禰大臣咲ひて曰く、「鈴を懸く可し」矣。是に由りて二の臣、微に怨恨を生せり。(此所脱文あるべし)三輪君・逆、隼人を使て曠の庭を相距が使む。穴穗部皇子、天下を取らむと欲ほして、發憤りて稱して曰く、「何の故にか死せ給ひし王の庭に事へまつりて、生きてまします王の所に事へまつら弗る」。

日本書紀 卷第二十終

日本書紀 卷第二十一

橋豐日天皇……用明天皇
泊瀨部天皇……崇峻天皇

橋豐日天皇 用明天皇

橋豐日天皇は、天國排開廣庭天皇(敏)の第四子なり。母をば堅鹽媛と曰す。天皇、佛法を信け給ひ、神道を尊び給ふ。十四年の秋八月、淳中倉太珠敷天皇(雄)崩ましぬ。九月、甲寅の朔の戊午の日(五)、天皇、即位。磐余に宮づくりし給ふ。名づけて池邊雙槻宮と曰す。蘇我馬子宿禰を以て大臣と爲し、物部弓削守屋連を大連と爲たまふこと並に故の如し。壬申の日(十九)詔して曰はく、云々。酢香手姫皇女を以て伊勢大神宮に拜して、日神の祀に奉らしむ。(是の皇女、此の天皇の時より、炊屋姫天皇(雄)の世に逮るまで、日神の祀に奉まつり、自ら葛城に退きて奠せましこと、炊屋姫天皇の紀に見ゆ。或本に云く、三十七年の間、日神の祀に奉り、自ら退りて奠ぬ。)

元年(西四年)の春正月の壬子の日(朔) 穴穂部間人皇女を立て、皇后と爲給ふ。是れ四の男を生みませり。其の一を厩戸皇子と曰す。(更名は耳聰、聖德、或は豐聰耳、法大王と名け、或は法主王と云す)。此の皇子、初め上宮に居ましき。後に斑鳩に移り給ふ。豐御食炊屋姫天皇(雄)の世に、位居二東宮一萬機を總攝て天皇事行給ふ。語は豐御食炊屋姫天皇の紀に見ゆ。其二を來目皇子と曰す。其三を殖粟皇子と曰す。其四を茨田皇子と曰す。蘇我大臣稻目宿禰の女、石寸名を立て、竈と爲たまふ。是れ田目皇子(更名は豐浦皇子)を生む。葛城直・磐村の女、廣子、一の男、一の女を生む。男は麻呂子皇子と曰す。此は當麻公の先なり。女は酢香手姫皇女と曰す。三代を歴て、以て日神の祀に奉る。夏五月、穴穂部皇子、炊屋姫皇后を好さむと欲ほして、自強て竈宮に入りませり。龍臣・三輪君逆、乃ち兵衛を喚して、宮門を重環めて拒ぎ入れず。穴穂部皇子問ひて曰く、「何人か此に在るや」。兵衛(龍臣)答へて曰く、「三輪君逆・在る焉」。七たび「門を開け」と呼ばふ。遂に聽入れず。於是、穴穂部皇子、大臣と大連とに謂りて曰く、「逆、頻りに禮無し矣。竈宮に誅たてまつりて曰らく、「朝廷を荒めず、淨めつかまつること鏡の面の如くして、臣治め平け奉仕らむ」と言へり。即ち是れ無禮し。方今、天皇の子弟・多に在し、兩の大臣・侍り。誰か恣情に專り奉仕らむと言ふことを得ましや。又余れ竈の内を觀むと欲へども、拒ぎて聽入れず。自ら門を開けと呼ふこと、七、廻すれども應へず、願はくは之を斬らむと欲ふ」と。兩の大臣の曰さく「命の隨に」。

於是、穴穂部皇子、陰かに天下に王たらむ事を謀りて、口に詐りて逆君を殺さむと云ふ事を在てり。遂に物部守屋大連と兵を率ゐて磐余池邊を圍繞めり。逆君・之を知りて三諸岳に隠れぬ。是日、夜半に潜かに山より出でて後宮(炊屋姫皇后の別業を謂ふ。是を梅石櫛市宮と名く)に隠る。逆の同姓・白堤と横山と、逆君が在處を言す。穴穂部皇子、即ち守屋大連を遣りて曰く、「汝、應に往きて、逆并に其の二子を討す應し」と。(或本に云く、穴穂部皇子と泊瀨部皇子と、相計りて守屋大連を遣る。)大連、遂に兵を率ゐて去く。蘇我馬子宿禰、外にて斯の計を聞きて

皇子の所に詣でしかば、即ち門底(皇子の家)の門を謂ふに逢ひぬ。將に大連の所に之かむと將たまふ。時に謀めて曰く「王者は刑人に近づかず、自らな性をまほしそ」。皇子、聽き給はずして行きます。馬子宿禰、即便ち隨ひて去き、磐余に到りて(潘者に行至)切に謀む。皇子、乃ち謀に從ひて止みぬ。仍りて此處に胡床に踞坐して大連を待ち給ふ焉。大連良久しくして至り、衆を率ひて報命して曰さく「逆等を斬し訖りぬ」と。(或本に云く、穴穗部皇子自ら行きて射殺し給へりと)於是馬子宿禰、惘然類歎きて曰く「天下の亂れむことは久しからじ」と。大連、聞きて答へて曰く「汝、小臣の識らざる所なり」(此の三輪君・逆は、譯語田天皇(連)寵愛たまひて、悉に内外の事を委ねましき。是に由りて炊屋姫皇后と馬子宿禰と、俱に恨を穴穗部皇子に發せり。)是年、太歲・丙午。二年(二四七)の夏四月、乙巳の朔の丙午の日(巳)、磐余の河上に新嘗(五)御す。是日、天皇、得病たまひて、宮に還入ります。群臣侍焉。天皇、群臣に詔して曰はく「朕、三寶に歸らむと欲ふ。卿等、之を議れ」。群臣、朝に入りて議る。物部守屋大連と、中臣勝海連と、詔に違ひて議りて曰く「何ぞ國神に背きまつりて他神を敬はむや。由來・斯の若きの事を識らず」。蘇我馬子宿禰大臣の曰く「詔に隨ひて助け奉る可し。詔か異なる計を生さむ」。於是、皇弟皇子(皇弟皇子は恐らく厩戸皇子の誤なるべし)、豊國法師を引きて内裏(五)に入る。物部守屋大連、耶脫みて大に怒る。是時に押坂部史・毛屎、急て來りて密かに大連に語りて曰く「今・群臣、卿を圖れり。復た將に路を斷たむとす」と。大連これを聞きて、即ち阿都に退きて人を集聚む(阿都は大連の別業の所在地の名也)。中臣勝海連、己が家に衆を集へて大連を隨助く。遂に太子・彥人皇子の像と、竹田皇子の像とを作りて厭之。俄くして事の濟り難きことを知りて、彥人皇子の水派宮(水派、此をば美麻多と云ふ)に歸附きぬ。舍人・迹見首赤檮、勝海連が彥人皇子の所より退るを伺ひ、刀を抜きて殺しつ。(赤檮、此をば伊知毘と云ふ)大連、阿都の家より

物部八坂、太市、造・小坂、漆部造・兄を使て、馬子大臣に謂は使めて曰く「吾聞く、群臣、我を謀ると。我、故に退焉」。馬子大臣、乃ち土師八島連を大伴毘羅夫連の所に使はして、具に大連の語を述べしむ。是に由りて毘羅夫連、手に弓・箭・皮櫛を執りて槻曲の家に就きて、晝夜離れずして大臣を守護れり。(槻曲の家は)天皇の瘡、轉盛なり。將に終せ給ひなむとす。時に鞍作多須奈(司馬達等の子也)進みて奏して曰さく「臣天皇の奉爲に、出家して道を脩はむ。また丈六の佛の像、扶侍菩薩(聖母也)是なり。給ふ。今、南淵の坂田寺の、木の丈六の佛の像、扶侍菩薩(聖母也)是なり。癸丑の日(九)、天皇、大殿に崩ります。秋七月、甲戌の朔の甲午の日(二十)、磐余池上、陵に葬めまつる。

泊瀬部天皇 崇峻天皇

泊瀬部天皇は、天國排開廣庭天皇(明)の第十二にあたり給ふ子なり。母を小姉君(春日宿禰の女なり)と曰す。二年の夏四月、橋、豐日天皇(明)崩り給ふ。五月、物部大連の軍衆・三度驚駭む。大連、元より餘皇子等を去て、穴穗部皇子を立て、天皇と爲まく欲へり。今に至るに及びて、遊獵に因りて僧立を謀らむと望みて、密に人を穴穗部皇子に使はして曰さく「願はくは皇子と與に將に淡路に馳獵せむ」と。謀泄りぬ。六月、甲辰の朔の庚戌の日(七)、蘇我馬子宿禰等、炊屋姫尊を奉りて、佐伯連・丹經手、土師連・磐村、的臣、眞嚙に詔て曰く「汝等、兵を嚴ひて、速かに往きて穴穗部皇子と、宅部皇子とを誅殺せ」。是日の夜半に、佐伯連、丹經手等、穴穗部皇子の宮を圍む。於是、衛士、先づ樓の上に登りて、穴穗部皇子の肩を撃つ。皇子、樓の下に落

ちて、偏なる室に走入り給ふ。衛士等、舉燭而誅す。辛亥の日(八)、宅部皇子を誅せり。(以下後人加筆)宅部皇子は檜隈天皇(化)の御子なり。上女王の父也。未詳。穴穂部皇子に善し。故に誅せり。
甲子の日(廿)、善信・阿尼等、大臣に謂りて曰く「出家の途は戒を以て本とす。願くは百済に向きて、戒法を學び受けむ」。是月、百済の調の使、來朝けり。大臣、使人に謂りて曰く「此の尼等を率ゐて將に汝が國に渡りて、戒法を學ばしめて、了りなむ時に發遣しめよ」。使人、答へて曰く「臣等、蕃に歸りて先づ國の王に善はむ。而して後に發遣し給ふとも亦遅からじ」。

秋七月、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と群臣とに勸めて、物部守屋大連を滅ぼさむことを謀る。泊瀬部皇子、竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀臣男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀施夫、葛城臣烏那羅、俱に軍旅を率ゐて、進みて大連を討つ。大伴連・鴨、阿陪臣・人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣(名をり)、俱に軍兵を率ゐて、志紀郡より淡河の家に到る。大連、親ら・子弟らと奴軍とを率ゐて、稻城を築きて戰ふ。於是、大連、衣摺の朴の枝間に昇りて、臨み射ること雨の如し。其の軍、強く盛にして、家に填ち野に溢れたり。皇子等の軍と群臣の衆とは、怯弱くして、恐怖りて三廻却還く。

是時に厩戸皇子(太子)東髮於額にして軍の後に隨ふ。(古俗・年少兒の十五六歳の間は、額に東髮す。十七八歳の間は、分けて角子と爲す。今も亦然之。)自ら料度りて曰く「將に敗らるゝこと無からむとする事は、願に非ずは成し難けむ」と。即ち白膠木(白膠木、此をば農利運と云ふ)を斷取りて、疾く四天王の像を作り、頂髮に置きて誓を發して言さく「今、若し我を便て敵に勝たしめば、必ず當に護世四天王の奉爲に、寺塔を起立つ當し」。蘇我馬子大臣も又た誓を發して言さく「凡そ諸天王、大神王等、我を助護りて利益を獲使め給は、願くは當に諸天王と大神王との奉爲に

寺塔を起立て、三寶を流通へむ」。誓ひ已りて、種々の兵を嚴ひて進みて討伐づ。爰に迹見首・赤髯あり、大連を朴(ノ)の下に射墮して、大連、并に其の子等を誅す。是に由りて大連の軍、忽然に自からに敗れぬ。軍、合りて、悉に皂衣を被て、廣瀬勾原に馳獵するまねして散れぬ。

是の役に、大連の見息と眷族と、或は葦原に逃げ匿れて、姓を改め名を換ふる者あり。或は逃亡して向く所を知らざる者あり。時の人、相謂りて曰く「蘇我大臣の妻は、是れ物部大連の妹なり。大臣、妄りに妻の計を用ゐて、大連を殺せり矣」。

亂を平けて後、攝津國に四天王寺を造る。大連の奴の半と、宅とを分ちて、大寺の奴、田莊と爲し、田一萬頃を以て、迹見首・赤髯に賜はれり。蘇我大臣も亦た本願の依に、飛鳥の地に法興寺(名をり)を起つ。

物部守屋大連の資人、捕鳥部・萬(名をり)、一百の人を將りて難波の宅を守る。而るに大連、滅びぬと聞きて、馬に騎りて夜ら逃れて、茅渟縣の有眞香邑に向く。仍て婦の宅に過りて、遂に山に匿る。朝廷議りて曰く「萬逆心(名をり)を懷けり。故れ此の山中に隠れぬ。早かに族を滅ぼす須し。可不怠賊」。萬、衣裳弊れ垢つき、形色憔悴け、弓を持ち劍を帶きて、獨り自ら出で來る。有司、數百の衛士を遣はして萬を圍む。萬、即ち稽りて箕叢に匿れて、繩を以て竹に繋けて引動かして、他を令て己が入りし所を惑はしむ。衛士等、詐かれて、搖く竹を指して馳せて言へらく「萬、此に在り」と。萬、即ち矢を發つ。一も中らずと云ふこと無し。衛士等、恐れて敢・近づかず。萬、即ち弓を弛して腋に挟みて、山に向ひて走去。衛士等、即ち河を夾みて追ひて射る。皆中つること能はず。於是、一の衛士あり。疾く馳せて、萬に先だちて河の側に伏して、擬ひ射て膝に中つ。萬、即ち箭を抜き、弓を張りて發箭ち、地に伏して號ひて曰く「萬、天皇の楯と爲りて、將に其の勇を效さむとす。而るを推問たまはずして、翻りて此の窮に逼迫ることを致

しつ突。共に語る可き者は來れ、願はくは殺・虜の際を聞かむ」と。衛士等、競ひ馳せて萬を射る。萬、便ち飛ぶ矢を拂ひ擲ぎて、三十餘りの人を殺しつ。仍て持ちたる劍を以て其の弓を三に截り、還た其の劍を屈げて河水裏に投げいれ、別に刀子を以て頸を刺して死りぬ焉。河内國司、萬が死にせる狀を以て朝廷に牒上ぐ。朝廷、符を下し給ひて稱はく「之を八段に斬りて八の國に散ち棄せ」。河内國司、即ち符旨の依に、斬りて棄する時に臨みて、雷鳴り大雨ふる。爰に萬が養へる白き犬あり。俯仰して其の屍の側を廻り吠ゆ。遂に頭を嚙へ擧げて古家に收め置き、横さまに枕の側にして前に飢死にき。河内國司、其犬を尤異しびて朝廷に牒上ぐ。朝廷、哀忍聽ひて、符を下して稱めて曰はく「此犬、世に希聞しき所なり。後に觀すべし。須らく萬が族をば、墓を作りて葬らば使ひ須し」。是に由りて萬が族、墓を有眞香邑に雙べ起りて、萬と犬とを葬れり。

河内國より言さく「餌香川原に斬られし人有り。計ふるに將に數百なり。頭身、既に爛れて、姓名・知り難し。但た衣の色を以て其の身首を收取む。爰に櫻井田部連・噴淳が所養る犬あり。身頭を嚙ひ積ぎて、側に伏して固く守り、收め使むること已に畢りて、乃ち起きて行之」とへり。

八月、癸卯の朔の甲辰の日(二)、炊屋姫尊と群臣と、天皇を勸め進りて、天皇之位・即さしむ。蘇我馬子宿禰を以て大臣と爲たまふこと故の如し。卿大夫の位、亦た故の如し。是月、倉梯に宮づくりし給ふ。

元年(二二四八)の春三月、大伴糠手連が女、小手子を立てて妃と爲たまふ。是れ峰子皇子と錦代皇女とを生む。是歲、百濟國より、使井に僧・惠德、令斤、惠定等を遣して佛の舍利を獻る。百濟國より恩率・首信、德率・蓋文、那率・福富味身等を遣して調進る。井せて佛の舍利、僧・哈照律師、令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、寺工・太良未太、文賈古子、鶴盤博士、將德・白味淳、瓦博士・麻奈文奴、陽貴文、陵貴文、昔麻帝彌、畫工・白加を獻る。

蘇我馬子宿禰、百濟の僧等を請ひて、戒を受くる法を問ひ、善信・尼等を以て、百濟國の使・恩率・首信等に付けて、學問に發遣せしむ。飛鳥衣縫造の祖、樹葉が家を壞ちて、始めて法興寺(法興寺)を作る。此の地を飛鳥眞神原と名く。亦名は飛鳥苦田。是年、太歲・戊申。

二年(二二四九)の秋七月、壬辰の朔の日、近江臣・蒲(蒲一本)を東山道に遣して、蝦夷國の境を觀せしめ、穴人臣・鴈を東海道に遣して、東方の海に濱へる諸國の境を觀せしめ、阿倍臣(比羅夫)を北陸道に遣して、越等の諸國の境を觀せしめ給ふ。

三年(二二五〇)の春三月、學問の尼・善信等、百濟より還りて櫻井寺に住む。冬十月、山に入りて寺材を取る。是歲度せる尼、大伴狹手彦連が女・善德、狛夫人(の)妙觀、新羅媛・善妙、百濟媛・妙光。また漢人、善聰、善通、妙德法定、照、善智聰、善智惠、善光等なり。鞍部司馬達等が子・多須奈、同時に出家す。名けて德濟法師と曰ふ。

四年(二二五一)の夏四月、壬子の朔の甲子の日(十三)、譯語田天皇(連)を磯長陵に葬めまつる。是は其の妣皇后的葬られ給ひし陵なり。

秋八月、庚戌の朔の日、天皇、群臣に詔して曰はく、「朕、任那を建てむと思欲ふ。卿等は何如にぞや」。群臣、奏して言さく「任那の官家を建つ可きこと、皆、陛下の詔したまふ所に同じ」と。冬十一月、己卯の朔の日、王・午の日(四)、紀臣・男麻呂宿禰、巨勢臣・比良夫、膳臣・大伴嚙連、葛城烏奈良臣を差して大將軍と爲し、氏々の臣・連を率ゐて、禰部隊を爲て、二萬餘の軍を領りて、出でて筑紫に居りて、吉士磐金を新羅に遣し、吉士木蓮子を任那に遣して、任那の事を問はしむ。

五年(二二五二)の冬十月、癸酉の朔の丙子の日(四)、山猪を獻ること有り。天皇、猪を指して詔して曰はく、

「何れの時にか此の猪の頭を断るが如く、朕が所嫌之人を断らむ」と。多に兵仗を設け給ふこと、常に異なること有り。壬午の日(廿)、蘇我馬子宿禰、天皇の詔へる所を聞きて、己を嫌み給ふ事を恐れて、備者を招き聚めて、天皇を弑せまつらむことを謀る。是月、大に法興寺の佛堂(音讀)と歩廊(又音讀)とを起つ。十一月、癸卯の朔の乙巳の日(三)、馬子宿禰、群臣を許きて曰く「今日、東國の調を進る」と。乃ち東漢直・駒を使って、天皇を弑せたまつる。(或本に云く、東漢直・駒は、東漢直・磐井の子也)是日、天皇を倉梯岡陵に葬しまつる。

或本に云く、大伴蝦小乎子、龍の衰へしことを恨みて、人を蘇我馬子宿禰の所に使して曰く「頃者、山猪を獻れるもの有り。天皇、猪を指して詔して曰はく、「猪の頭を断るが如くに、何れの時にか朕が思ふ人を断らむ」と、且た内裏に大きに兵仗を作け給ふ」と。於是、馬子宿禰聽きて驚けり。

丁未の日(五)、驛使を筑紫の將軍の所に遣して曰く「内亂に依りて、外事を莫意りそ」。是月、東漢直・駒偷かに蘇我蝦・河上娘を隠して妻と爲す。(河上娘は蘇我馬子宿禰の女也)馬子宿禰、忽(音讀)に河上娘が駒の爲に偷まれたることを知らずして、死去ぬと謂へり。駒、娘を奸せる事顯はれて大臣の爲に殺されぬ。

日本書紀 卷第二十一 終

日本書紀 卷第二十二

豊御食炊屋姫天皇 推古天皇

豊御食炊屋姫天皇は、天國排開廣庭天皇(明)の中女なり。橘豊日天皇(明)の同母の妹にます。幼くましまし、時は額田部皇女と曰せり。姿色・端麗しく、進止・軌制し。年十八歳にして立ちて淳中倉太珠敷天皇(明)の皇后と爲り給ふ。三十四歳にして淳中倉太珠敷天皇崩りましつ。三十九歳にして、泊瀬部天皇の五年の十一月に當りて、天皇、大臣馬子宿禰の爲に弑せられ給ひぬ。嗣位既に空し。群臣、淳中倉太珠敷天皇の皇后、額田部皇女に請して、以て踐祚しらせめむとす。皇后、辭讓たまふ。百寮、表を上りて勸進すること三たびに至りぬ。乃ち之に従ひ給ふ。因て以て天皇の璽印を奉る。冬十二月、壬申の朔の己卯の日(八)、皇后、豊浦宮に即天皇位。

元年(二二五三)の春正月、壬寅の朔の丙辰の日(十五)、佛の舍利を以て法興寺の刹柱(字・音讀)の礎の中に置く、丁巳の日(十六)、刹柱を建つ。夏四月、庚午の朔の己卯の日(廿)、既戸豊聰耳皇子を立てて皇太子と爲たまふ。仍て録攝政、萬機を以て悉くに委ねぬ焉。橘豊日天皇(明)の第二子なり。母の皇后を穴穗部間人皇女と曰す。皇后、懷妊開胎之日。禁中を巡行しまして諸司を監察たまふ。馬官に至りて、乃ち既戸に當りて、勞

み給はずして忽に産み給へり。生れながらにして能く言のたまひ、聖智まします。壯に及びて、一に十人の訴を聞きて、以て失たす能く辨へ給ふ。兼て未だ然を知らず、且た内教を高麗の僧・惠慈に習ひ、外典を博士・覺智に學びて、兼に悉に達り給ひぬ。父天皇、愛み給ひて宮の南の上殿に居るまつら令め給ふ。故、其の名を稱へて上宮・厩戸豐聰耳太子と謂す。秋九月、橘・豐日天皇(明)を河内磯長・陵に改めて葬しまつる。是歳、始めて四天王寺を難波の荒陵に造らる。是年、太歳・癸丑。

二年(甲寅年)の春二月、丙寅の朔の日、皇太子、及び大臣に詔して、三寶を興隆さ令め給ふ。是時に諸の臣・連等、各々君・親の恩の爲に、競ひて佛の舎を造る。即ち是を寺と謂ふ焉。

三年(乙卯年)の夏四月、沈水、淡路島に漂著り。其の大き一圍(一圍、島の人の沈水知らずして、薪に交てて燻に焼く。其の烟氣・遠く薫る。則ち異なりとして以て之を獻る。五月、戊午の朔の日(叶)、高麗の僧・惠慈、歸化けり。則ち皇太子、師と爲たまふ。是歳、百濟の僧・惠聰來。此の兩の僧、佛・教を弘め演へて、並に三寶の棟・梁と爲りぬ。秋七月、將軍等、筑紫より至る。

四年(丙辰年)の冬十一月、法興寺(法興寺)造り竟りぬ。則ち大臣の男・善徳臣を以て寺・司に拜す。是日、惠慈、惠聰の二の僧・始めて法興寺に住り。

五年(丁巳年)の夏四月、丁丑の朔の日、百濟の王、王子・阿佐を遣はして朝貢、冬十一月、癸酉の朔の甲午の日(二十)、難波吉士磐金を新羅に遣し給ふ。

六年(戊午年)の夏四月、難波吉士磐金、新羅より至りて、鶴・二隻を獻る。乃ち難波社に養は伴む。因りて以て枝に巢て産む。秋八月、己亥の朔の日、新羅より孔雀一隻を買る。冬十月、戊戌の朔の日(叶)、越國

より白鹿(白鹿)一頭を獻る。

七年(己未年)の夏四月、乙未の朔の日(二十)、地動りて、舍屋・悉に破れぬ。則ち四方に令ちて地震神を祭ら伴む。秋九月、癸亥の朔の日、百濟より駱駝・一疋、驢・一疋、羊・一頭、白雉(白雉)一隻を買る。

八年(庚申年)の春二月、新羅と任那と相攻む。天皇、任那を救はむと欲はす。是歳、境部臣に命せて大將軍と爲し、穗積臣(名)を以て副將軍と爲て、即ち萬餘りの衆を將て、任那の爲に新羅を擧たしめ給ふ。是に於きて直に新羅を指して、以て泛海往之。乃ち新羅に到りて、五城を攻めて拔つ。於是、新羅の王・惶みて、白旗を擧げて將軍の麾下に到りて、立に多々羅、素奈羅、弗知鬼、委陀、南迦羅、阿羅等の六城を割きて、以て服はむと請す。

時に將軍、共に議りて曰く「新羅、罪を知りて服へり。強に撃たむことは不可」と。則ち奏し上る。爰に天皇、更に難波吉師・神を新羅に遣し、復た難波吉士・木蓮子を任那に遣して、並びに事の狀を檢校しめ給ふ。爰に新羅、任那の二國、使を遣して調貢る。乃て表を奏りて曰さく「天上に神・有まし、地に天皇・有します。是の二の神を除きては、何か亦た畏きこと有まざる。自今以後、相攻むること有らじ。且た船柁を乾かさずして、歲毎に必ず朝せむ」。即ち使を遣はして以て將軍を召還し給ふ。將軍等・新羅より至る、即ち新羅また任那を侵せり。

九年(辛酉年)の春二月、皇太子、初めて宮室を鳩斑に興り給ふ。三月、甲申の朔の日(五)、大伴連・饒を高麗に遣し、坂本臣・糠手を百濟に遣して、以て詔して曰はく「急かに任那を救へ」。夏五月、天皇・耳梨行宮に居します。是時に大雨ふり、河水漂溢、宮庭に滿る。秋九月、辛巳の朔の日(八)、新羅の間諜者・迦摩多、對島に到れり。則ち捕りて以貢之。上野の國に流す(一讀はながす)。冬十一月、庚辰の朔の甲申の日(五)、新羅を攻むる事を議る。

十年(壬戌年)の春二月、己酉の朔の日、來目皇子を以て新羅を撃つ將軍と爲し、諸の神部、及び國造、伴造等、并に軍衆、二萬五千人を授け給ふ。夏四月、戊申の朔の日、將軍、來目皇子、筑紫に到りて、乃ち進みて嶋那に屯みて、船舶を聚め、軍の糧を運ぶ。六月、丁未の朔の日、西の日(三)、大伴連、坂本臣、糠手、共に百濟より至る。是時、來目皇子、病に臥し給ひて、以て征討を果たさず。

冬十月、百濟の僧、觀勒、來りて。仍りて曆本、及び天文(註)、地理の書、并に通甲、方術の書を貢る。是時、書生、三四人を選びて、以て觀勒に學習ばしむ。陽胡史の祖、王陳は曆法を習ひ、大友村主、高聰は、天文、通甲を學び、山背臣、日並立は、方術を學ぶ。皆な學びて以て業を成せり。閏の十月の乙亥の朔の己丑の日(十五)高麗の僧、僧隆、雲聰、共に來歸り。

十一年(癸亥年)の春二月、癸酉の朔の丙子の日(四)、來目皇子、筑紫に薨せぬ。仍て驛使して以て奏し上る。爰に天皇、聞しめして大く驚き給ひ、即ち皇太子と蘇我大臣とを召して詔して曰はく、「新羅を征つ大將、軍、來目皇子薨ぬ。其の大、事に臨みて遂げずなりぬる、甚悲し。仍て周芳の娑婆に噴す。乃ち土師連、猪手を遣はして、殯の事を掌ら令む。故、猪手連が孫を娑婆連と曰ふ。是れ其の緣なり。後に河内埴生山岡上に葬りまつれり。夏四月、壬申の朔の日、更に來目皇子の兄、當麻皇子を以て、新羅を征つ將軍と爲たまふ。秋七月の辛丑の朔の癸卯の日(三)、當麻皇子、難波より發船す。丙午の日(六)、當麻皇子、播磨に到る。時に從へる妻、舍人姫王(註)赤石に薨ぬ。仍て赤石檜笠岡上に葬しまつる。乃ち當麻皇子、返りて、遂に不征討。冬十月、己巳の朔の壬申の日(四)、小墾田宮に遷ります。十一月、己亥の朔の日、皇太子、諸大夫に謂りて曰く「我、尊き佛、像を有てり。誰か是の像を得て、將に以て恭び拜むことを將む」。時に秦造、河勝、進みて曰さく「臣、拜みまつらむ」と。便ち

佛像を受く。因て以て蜂岡寺を造る。是月、皇太子、天皇に請して以て大幡、及び袈を作る(註、此をば由岐と云ふ)。また旗幟に繪かく。十二月、戊辰の朔の壬申の日(三)、始めて冠位を行ふ。大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并せて十二階、並びに當色の施を以て縫へり。頂は撮擗べて囊の如くして、縁を著けたり焉。唯、元日、鬘華を著す。(註、此をば于孺と云ふ。)

十二年(甲子年)の春正月、戊戌の朔の日、始めて冠位を諸臣に賜ふ。各、差あり。

夏四月、丙寅の朔の戊辰の日(三)、皇太子、親ら掌めて、「憲法十七條」を作り給ふ。

一に曰く、和(註)を以て貴と爲し、忤ふること無きを宗と爲す。人皆な黨ありて、亦た達れる者少し。是を以て或は君・父に順はず。乍た隣里に違ふ。然れども上和ぎ、下睦びて、事を論はむに諧ひぬるときは、則ち事理自らに通ふ。何事か成らざらむ。

二に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛・法・僧なり。則ち四生の終の歸、萬國の極、宗なり。何の世、何の人か是法を貴ばざらむ。人、尤(註)惡しきもの鮮し。能く教ふるをもて從ひぬ。其れ三寶に歸らずは、何を以てか枉れるを直さむ。

三に曰く、詔を承けたまはりては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天・覆ひ、地・載せて、四時・順行はれ、萬氣・通ふことを得。地、天を覆さむとすときは、則ち壞るゝことを致さむ耳。是を以て君言ふときは、臣うけたまはり、上・行ふときは下聽く。故、詔を承けたまはりては必ず慎め。謹ますは自らに敗れなむ。

四に曰く、群卿、百寮、禮を以て本と爲よ。其れ民を治むるの本は、要す禮に在り。上・禮なきときは下・齊ら

す。下・禮無きときは必ず罪有り。是を以て君臣・禮有るときは、位の次・亂れず。百姓・禮有るときは、國家自らに治まる。

五に曰く、**讒**を絶ち、**欲**を棄てて、明かに訴訟を辨へよ。其れ百姓の訴は一日に千事あり。一月すら尙ほ爾るを、況や歳を累ねてをや。頃る訟を治むる者、利を得るを常と爲し、**賄**(まわし)を見て、**讒**を聴く。便ち有財の訟は石を以て水に投つが如く、**乏**者の訴は水を以て石に投つに似たり。是を以て貧しき民(ひんびき)も、則ち所由(ゆゑ)を知らず。臣の道も亦た焉に闕ぬ。

六に曰く、**惡**を懲し、**善**を勸むるは、古への良典なり。是を以て人の善を匿すこと無く、**惡**を見ては必ず匡せ。其れ詔ひ詐く者は、則ち國家を覆へすの利器たり。人民を絶つ**鋒**、**劔**たり。亦た佞しく媚ぶる者は、上に對ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗する。内れ此の如き人は、皆な君に忠なく、民に仁なし。是れ大きな亂の本なり。

七に曰く、人、各、任あり。掌ること、宜しく濫れざる宜し。其れ賢、**智**官に任すときは、**劔**・**音**・則ち起り、**奸**者・官を有つときは、禍ひ亂るること則ち繁し。世に生れながらに知ること少なければ、**克**く念ふときは**聖**と作る。事は、**大**き・**小**きと無く、人を得れば必ず治まり、時は、**急**き・**緩**きと無く、**賢**に遇へば自から寛なり。此に因りて國家・永、**久**に保して、**社稷**・**危**きこと勿し。故、古への**聖**王は、官の爲に以て人を求め、人の爲に官を求めず。

八に曰く、**群**・**卿**・**百寮**、早く朝り晏く退よ。公、**事**・**鹽**・**鹽**し。終日にも盡し難し。是を以て遅く朝るときは**急**なるに違はず。早く退るときは必ず**事**盡さじ。

九に曰く、**信**は是れ**義**の本なり。事毎に信有るべし。其れ善・**惡**・**成**・**敗**、要す信に在り。君・臣共に信あるときは何事か成らざらむ。君臣、**信**無ければ萬事悉に敗れなむ。

十に曰く、**忿**を絶ち、**瞋**を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆な心有り、心に各執るところ有り。彼、**是**すれば則ち我、**非**我、**是**すれば則ち彼、**非**我。我れ必ずしも**聖**に非ず。彼れ必ずしも**愚**に非ず。共に是れ**凡**夫耳。是、**非**するの理、誰か能く定むべき。相共に賢く愚なること、**鑽**の端无きが如し。是を以て彼人は**瞋**ると雖も、還りて我が失を恐れよ。我獨り得たりと雖も、衆に從ひて同じく擧なへ。

十一に曰く、**功**・**過**を明察にして、**賞**・**罰**を必ず當てよ。日者、**賞**をば功に在きてせず、**罰**をば罪に在きてせず。事を執る群、**卿**、宜しく**賞**・**罰**を明かにす宜し。

十二に曰く、**國**・**司**、**國**・**造**、百姓に斂めとること勿れ、**國**に二君靡し。民に兩主無し。率土の兆、**民**は、王を以て主と爲す。所任る官・**司**は、皆是れ王の**臣**なり。何ぞ敢て公と與に百姓に賦斂らむ。

十三に曰く、**諸**の任、**官**者、同じく**職**掌を知れ。或は病し、或は使して、事を關(か)ること有らむ。然れども之を知ることを得たるの日には、**和**ふこと會より知れるが如くせよ。其れ與り聞くこと靡しと云ふを以て、**公務**を勿・**防**げそ。

十四に曰く、**群**・**臣**、**百寮**、**嫉**み妬むこと有る無れ。我、既に人を嫉めば、人亦た我を嫉まむ。**嫉**み妬むの患、其の極を知らず。所以に**智**・**己**に勝れば則ち悦ばず。才・**己**に優れば則ち嫉み妬む。是を以て五百歳の後も乃ち勿レ**遇**賢。千載にしても以て一の**聖**を待つこと難し。其れ賢、**聖**を得ざるときは、何を以てか國を治めむ。

十五に曰く、**私**を背きて公に向くは是れ臣の道なり矣。凡そ人、**私**あれば必ず**恨**有り。憾有るときは必ず

非同。同ら非れば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起るときは則ち制に違ひ法を害る。故に初章に云へらく上下・和ぎ諧へと。其れ亦是の情なり。

十 六に曰く、民を使ふに時を以てするは、古への良典なり。故、冬の月には間有り、以て民を使ふべし。春より秋に至りては、農桑の節なり。民を使ふ可からず。其れ農らさば、何をか食はむ。桑せざれば何をか服む。

十 七に曰く、夫れ事をば獨り斷む可からず。必ず衆と與に宜く論ふ宜し。小事は是れ輕し。必ずしも衆とすべからず。唯だ大事を論ふに違ひては、若し失あらむことを疑ふ。故、衆と與に相辨ふるときは、辭則ち理を得む。(此條の始め「夫事をば」一本に「大事をば」に作る。)

秋九月、朝禮を改む。因りて詔して曰はく「凡そ宮門を出入せむときは、兩手を以て地に押し、兩脚して跪きて欄を越えて、則ち立ちて行け」。是月、始めて黃書畫師。山背畫師を定む。

十三年(乙丑年)の夏四月、辛酉の朔の日、天皇、皇太子・大臣及び諸王(乙丑)諸臣(乙丑)に詔して、共に同じく誓願を發さしめ、以て始めて銅・繡の丈六の佛像、各一軀を造る。乃ち鞍作・鳥に命せて佛を造る工と爲たまふ。是時に高麗國の大興王、日本國の天皇・佛像を造らしめ給ふと聞はりて、黃金三百兩を貢上る。

閏の七月、己未の朔の日、皇太子、諸王・諸臣に命せて欄を著しむ。冬十月、皇太子、斑鳩宮に居す。

十四年(丙寅年)の夏四月、乙酉の朔の日(乙酉)、銅繡の丈六の佛像、並びに造り竟りぬ。是日、丈六の佛像を、元興寺の金堂に坐す。時に佛像、金堂の戸よりも高くして、以て堂に納るゝことを得ず。於是諸の工人等、議りて曰く「堂の戸を破ちて納めむ」と。然るに鞍作・鳥、秀れたる工なり。以て戸を壞たすして堂に入るゝことを得つ。即日、設齋す。於是、會集へる人衆、勝て數ふべからず。是年より、初めて寺毎に四月八日・七月十五日・設齋す。

日・設齋す。

五月、甲寅の朔の戊午の日(壬戌)、鞍作・鳥に勅して曰はく「朕、内典を興隆さむと欲ひて、方に佛の刹を建てむとし、肇めて舍利を求めし時に、汝が祖父・司馬達等、便ち舍利を獻りき。また國に僧・尼無し。於是、汝が父・多須那、橘・豐日天皇(明)の爲に出家して、恭みて佛法を敬まへり。また汝が姨・島女、初て出家して、諸の尼の導師と爲りて、以て釋教を修行なひき。今朕れ丈六の佛を造りまつらむが爲に、以て好き佛像を求めしとき、汝が所獻る佛、本、則ち朕が心に合へり。また佛像を造ること既に訖りて、堂に入るゝことを得ず。諸工人・計ること能はずして、以て將に堂の戸を破らむと將り。然るに汝、戸を破たすして入るゝことを得つ。此皆な汝が功なり」と。

即ち大仁の位を賜ひ、因て以て近江國の坂田郡の水田二十町を給ふ。鳥、此の田を以て、天皇の爲に金剛寺を作る。是をば今南淵の坂田の尼寺と謂ふ。秋七月、天皇、皇太子を請て、勝鬘經を講か令め給ふ。三日にして説き竟りぬ。是歲、皇太子・法華經を岡本宮に講く。天皇、大喜び給ひて、播磨國の水田百町を皇太子に施り給ふ。因て以て斑鳩寺に納む。

十五年(丁卯年)の春二月、庚辰の朔の日、壬生部(乙卯)を定め給ふ。戊子の日(壬戌)、詔して曰はく「朕れ聞之、貴者、我が皇祖の天、皇等の世を宰め給へる、天に踞め地に踏して、教く神祇を禮まひ、周く山川を祠りて幽に乾坤に通はす。是を以て陰陽・開け和ぎて造化・共に調ひきと。今、朕が世に當りて神祇を祭祀すること、豈に怠り有らむ乎。故れ群臣、爲に心を竭して宜しく神祇を拜みまつる宜し」。甲午の日(壬戌)、皇太子、及び大臣、百寮を率て以て神祇を祭り拜みたまふ。

秋七月、戊申の朔の庚戌の日(壬戌)、大禮・小野臣妹子を大唐に遣はす。鞍作・福利を以て通事と爲す。是歲の冬

倭國に高市池、藤原池、肩岡池、菅原池を作り、山背國に大溝を栗隈に掘る。且つ河内國に戸刈池、依網池を作る。亦た國海に屯倉を置く。(通釋云。是年、法隆寺と金堂藥師佛とを作りしこと、同佛像光後銘文に載せたり。)

十六年(二二六八)の夏四月、小野臣妹子、大唐より至りぬ。唐國に妹子臣を號けて蘇因高と曰ふ。即ち大唐の使人・裴世清、下客十二人、妹子臣に従ひて筑紫に至る。難波吉師雄成を遣はして、大唐の客・裴世清等を召び給ひ、唐の客の爲に更に新しき館を難波の高麗館の上に造る。六月、壬寅の朔の丙辰の日(十五)、客等、難波津に泊れり。是日、飭船三十艘を以て、客等を江口に迎へて、新館に安置らしむ。於是、中臣宮地連・鳥摩呂、大河内直・糠手、船史・王平を以て掌客とす。爰に妹子臣・奏して曰さく「臣、參還る時、唐の帝、書を以て臣に授け給ひき。然るに百濟國を経過るの日、百濟人・探りて掠る取りぬ。是を以て不得上」と。於是、群卿・議りて曰く「夫れ使たる人は、死ると雖とも旨(也)を失はず。是れ使矣。何ぞ怠りて大國の書を失ふや」。則ち流刑に坐なふ、時に天皇、勅して曰はく「妹子、書を失へる罪有りと雖も、輒く罪なふ可からず。其の大國の客等、聞かむこと亦た不良し。乃ち赦して坐ひ給はす。

秋八月、辛丑の朔の癸卯の日(三)、唐客、京に入る。是日、飾騎・七十五疋を遣はして、唐客を海石櫛市の衝に迎ふ。額田部連・比羅夫、以て禮辭を告す焉。壬子の日(四)、唐の客を朝廷に召して、使旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣、物部依網連、抱の二人を、客の導者とす。於是、大唐の國信物を庭中に置く。時に使主、裴世清、親ら書を持ちて兩度、再拜みて使旨を言上げて立てり。其の書に曰く、

「皇(新の稱)、倭皇を問ふ。使人・長吏・大禮・蘇因高等、至りて懷を具にす。朕れ欽みて寶命を承はりて、區字を臨御し、德化を弘めて含靈に覃ばし被らしめむことを思ふ。愛育之情、遐き邇きに隔無し。知りぬ。皇、海表に介居まして、民庶を撫で寧みし、境内・客樂にして、風俗・融和と云ふことを。深き氣・至誠にして、遠に朝貢を脩はし給へり。丹敷之美、朕れ嘉すること有り。稍く喧なり。比る常の如くなりや。故れ鴻臚寺の掌客・裴世清等を遣して、往意を指宜。并せて物を送ること別の如し。

時に阿倍臣、出進でて以て其の書を受けて進行む。大伴嚙連、迎出でて書を承けて、大門の前の机の上に置きて奏す。事畢りて退きぬ焉。是時に皇太子、諸王、諸臣、悉に金の警華を以て頭に著せり。亦た衣服は皆な錦・紫・繡・織、及び五色の綾・羅を用ひたり。(一)云く、服の色は皆な冠の色を用ひたり。(丙辰の日(十五)、唐の客等を朝に饗たまふ。

九月、辛未の朔の乙亥の日(五)、客等を難波の大郡に饗す。辛巳の日(十一)、唐の客、裴世清、罷り歸る。則ち復た小野妹子臣を以て大使とし、吉士雄成を小使とし、副利を通事と爲て、唐の客に副へて遣す。爰に天皇、唐の帝を聘ひ給ふ。其の辭に曰く、

「東天皇、敬みて西皇帝に白す。使人・鴻臚寺の掌客・裴世清等至りて、久しき憶・方に解けぬ。季秋薄冷(一)ながつきまじし、尊候何如、想ふに清念ならむ。此にも即ち常の如し。今、大禮・蘇因高、大禮・乎那利等を遣て往で遣む。謹みて白すこと不具。

是時に、唐國に遣せる學生は、倭漢直・福因、奈羅譯語・慧明、高向・漢人・玄理(二)、新漢人・大國、學問僧には、新漢人・日文、南淵漢人・請安、志賀漢人・惠隱、新漢人・惠齊等、并せて八人なり。是歲、新羅の人、多に化來けり。

十七年(二二六九)の夏四月、丁酉の朔の庚子の日(四)、筑紫大宰、奏上して言さく「百濟の僧・道欣、惠彌を首

化(あつ)來(きた)者(もの)あり。其(その)の面(おもて)身(み)皆(みな)斑(まだら)に白(しろ)し。若(も)し白(しろ)癩(れび)ある者(もの)乎(や)。其(その)の、人(ひと)に異(こと)なること(こと)を惡(にく)みて、海(うみ)中(なか)の嶋(しま)に乘(の)て
 ひとす。然(しか)るに其(その)人(ひと)の曰(い)く「若(も)し臣(みこ)が斑(まだら)なる皮(かわ)を惡(にく)み給(たま)はば、白(しろ)斑(まだら)なる牛(うし)馬(うま)は、國(くに)中(なか)に畜(か)ふべからじ。亦(また)臣(みこ)・
 小(こ)才(さい)あり。能(よ)く山(やま)・岳(たけ)の形(かたち)を構(かま)る。其(その)れ臣(みこ)を留(とど)めて用(もち)るば、則(すなは)ち國(くに)の爲(ため)に利(き)あらむ。何(なに)ぞ空(くわ)しく海(うみ)の島(しま)に乘(の)てむ
 や」。於(こ)はその辭(ことば)を聽(き)きて、以(も)て棄(す)てず。仍(なほ)て須(す)彌(や)山(さん)の形(かたち)・及(およ)び吳(くれ)橋(はし)を南(みなみ)の庭(にわ)に構(かま)らしむ。時(とき)人(ひと)、其(その)人(ひと)を號(なづ)けて路(みち)子(こ)
 工(たくみ)と曰(い)ひ、亦(また)芝(しば)香(か)摩(ま)呂(りよ)と名(な)く。又(また)、百(ひゃく)濟(せい)の(ひと)人(ひと)・味(あじ)摩(ま)之(の)・歸(かへ)化(か)きて曰(い)く「吳(くれ)に學(まな)びて、樂(らく)伎(ぎ)儻(たう)を得(え)たり」と。則(すなは)ち櫻(うづ)井(い)ら
 (大(だい)和(わ)朝(ちやう)に安(やす)置(ち)らしめ、少(せう)年(ねん)を集(つど)へて伎(ぎ)樂(らく)儻(たう)を習(なら)はしむ。於(こ)は、眞(ま)野(の)首(うぶ)・弟(てい)子(こ)・新(しん)漢(わん)人(じん)・齊(せい)文(ぶん)の二(に)人(にん)、習(なら)ひて其(その)儻(たう)を
 傳(つた)へたり。此(こ)れ今(いま)の大(だい)市(いち)首(うぶ)・群(ぐん)田(た)首(うぶ)等(ら)が祖(そ)なり。

二十一年(二七三)の冬十一月、掖上池、畝傍池、和珥池を作る。また難波より京に至るまで、大道(みち)を置(お)く。十二
 月、庚(か)午(う)の朝(あ)のひ、皇(み)太(たい)子(し)・片(かた)岡(おか)に遊(あそ)ぶ。時(とき)に飢(う)ゑたる者(もの)、道(みち)の垂(た)りて臥(ふ)せり。仍(なほ)て姓(な)名(な)を問(と)へども言(い)さず。皇(み)太(たい)子(し)
 視(み)之(を)て飲(の)み食(た)を興(おこ)へ、即(すなは)ち衣(い)裳(じやう)を脱(ぬ)ぎて飢(う)ゑ者(もの)に覆(おほ)ひて言(い)はく「安(やす)く臥(ふ)せれ」。則(すなは)ち歌(うた)之(を)て曰(い)はく、
 してなる、片(かた)岡(おか)山(さん)に。飯(い)に飢(う)ゑて、寢(ね)臥(ふ)せる、其(その)旅(たび)人(ひと)あはれ。親(おや)なしに、汝(な)れ成(な)りけめや。さすたけの、主(ま)君(きみ)はや無(な)き。
 飯(い)に飢(う)ゑて、寢(ね)臥(ふ)せる、其(その)旅(たび)人(ひと)あはれ。

辛(かの)未(み)の日(ひ)皇(み)太(たい)子(し)、使(つか)を遣(つか)して飢(う)ゑ者(もの)を視(み)せ令(し)む。使(つか)者(もの)、還(かへ)り來(きた)てて曰(い)はく「飢(う)ゑたる者(もの)・既(すで)に死(し)りぬ」と。爰(こゝ)に
 皇(み)太(たい)子(し)・大(だい)き(き)に悲(かな)し給(たま)ふ。則(すなは)ち因(よ)りて以(も)て當(あた)處(ところ)に葬(はな)り埋(う)めて墓(かぶ)封(ふう)めしむ。數(あ)日(ひ)之(の)後(のち)、皇(み)太(たい)子(し)・近(ちか)く習(なら)者(もの)を召(よ)して謂(い)ひ
 りて曰(い)はく「先(ま)日(ひ)、道(みち)に飢(う)ゑ臥(ふ)せる者(もの)は其(その)れ凡(たゞ)人(ひと)に非(あら)じ。以(も)爲(な)るに必(かな)らず眞(ま)人(ひと)ならむ」と。使(つか)を遣(つか)して視(み)せしむ。於(こ)は、使(つか)
 者(もの)・還(かへ)來(きた)てて曰(い)はく「墓(かぶ)所(ところ)に到(いた)りて視(み)るに、封(ふう)め埋(う)めたる處(ところ)動(うご)かす。乃(すなは)ち開(ひ)きて以(も)て見(み)れば、屍(しかばね)骨(ほね)・既(すで)に空(くわ)しくな
 りたり。唯(ただ)衣(い)服(ふく)、疊(たたま)みて棺(こは)んの上に置(お)けり」と。於(こ)は、皇(み)太(たい)子(し)また使(つか)者(もの)を返(かへ)して其(その)衣(い)を取(と)らしめ、常(つね)の如(ごと)くに且(また)且(また)服(ふく)たま

へり。時(とき)の、人(ひと)大(だい)き(き)に異(こと)し給(たま)ひて曰(い)はく「聖(ひじり)の聖(ひじり)を知(し)ること其(その)れ實(まこと)なる哉(や)。と。遂(い)に惶(おそ)まる。
 二十二年(二七四)の夏五月五日、藥獵(いかり)給(たま)ふ。六月、丁(てい)卯(み)の朝(あ)のひ、皇(み)太(たい)子(し)・大(だい)上(じやう)君(きみ)・御(み)田(た)部(べ)造(ぞう)
 (名(な)を大(だい)唐(たう)に遣(つか)し給(たま)ふ。秋(あき)八月、大(だい)臣(しん)・臥(ふ)病(びやう)す。大(だい)臣(しん)の爲(ため)に男(をとこ)・女(をんな)并(なら)せて一(いち)千(せん)人(にん)出(い)家(け)す。
 二十三年(二七五)の秋七月、大(だい)上(じやう)君(きみ)御(み)田(た)部(べ)造(ぞう)、大(だい)唐(たう)より至(きた)る。百(ひゃく)濟(せい)の使(つか)者(もの)則(すなは)ち大(だい)上(じやう)君(きみ)に從(したが)ひて來(きた)朝(あ)けり。
 十一月、己(こ)丑(う)の朝(あ)のひ、百(ひゃく)濟(せい)の客(きやく)を饗(あ)へ給(たま)ふ。癸(みづ)卯(み)の日(ひ)、高(たか)麗(れい)の僧(そう)・惠(ゑ)慈(じ)、國(くに)に歸(かへ)りぬ。
 二十四年(二七六)の春正月、桃(もも)李(り)・實(み)之(の)。三(さん)月(げつ)、掖(えき)玖(く)玖(く)人(にん)・三(さん)口(くち)、歸(かへ)化(か)けり。夏(なつ)五月、夜(よ)句(く)人(にん)・七(なな)口(くち)、來(きた)おもむけり。
 秋(あき)七月、亦(また)掖(えき)玖(く)玖(く)人(にん)・二十(にじゅう)口(くち)來(きた)おもむけり。先(ま)・後(のち)并(なら)せて三(さん)十(じゅう)人(にん)、皆(みな)朴(はく)井(い)に安(やす)置(ち)らしむ。未(ま)だ還(かへ)るに及(およ)ばずして皆(みな)死(し)
 りぬ焉(や)。秋(あき)七月、新(しん)羅(ら)より奈(な)末(ま)・竹(たけ)世(せ)士(し)を遣(つか)して佛(ほとけ)像(ざう)を貢(くわん)る。
 二十五年(二七七)の夏六月、出(い)雲(うん)國(こく)より言(い)はく「神(かみ)戸(こ)郡(ぐん)に瓜(うり)あり。大(だい)き(き)さ(さ)街(まち)の如(ごと)し」。是(こ)は、五(いつ)・穀(こく)登(のぼ)之(の)。
 二十六年(二七八)の秋八月、癸(みづ)酉(う)の朝(あ)のひ、高(たか)麗(れい)より使(つか)を遣(つか)して方(かた)物(もの)を貢(くわん)る。因(よ)りて以(も)て言(い)はく「隋(ずい)煬(りやう)帝(てい)、三(さん)
 十(じゅう)萬(まん)の衆(しゆ)を興(おこ)して我(われ)を攻(せ)め、返(かへ)りて我(われ)が爲(ため)に所(ところ)破(やぶ)ぬ。故(ゆゑ)に俘(とら)虜(ら)とせし眞(ま)公(こう)・普(ふ)通(つう)の二(に)人(にん)、及(およ)び鼓(こ)・吹(ふ)・鷲(じゆ)・抛(な)石(いし)の類(るい)・
 十(じゅう)物(もの)并(なら)せて土(つち)物(もの)・駱(らく)駝(た)一(いち)疋(ふた)を貢(くわん)る。
 是(こ)は、河(か)邊(べん)臣(しん)を安(やす)藝(ぎ)國(こく)に遣(つか)して、船(ふね)を造(つく)ら令(し)め給(たま)ふ。山(やま)に至(いた)りて船(ふね)材(ざい)を覓(み)く。便(た)ち好(よ)好(よ)材(ざい)を得(え)つ。以(も)て將(まさ)に伐(き)らむ
 とす。時(とき)に人(ひと)有(あ)りて曰(い)はく「多(おほ)く幣(へい)用(もち)を祭(まつ)ひまつりて、人(ひと)夫(お)を遣(つか)して伐(き)ら令(し)む。則(すなは)ち大(だい)雨(あめ)ふり、雷(かみ)なり電(いな)す。爰(こゝ)に河
 邊(べん)臣(しん)・劍(けん)を案(あん)りて曰(い)はく「雷(かみ)・神(かみ)人(ひと)夫(お)を無(な)犯(は)しそ。當(まさ)に我(われ)身(み)を傷(や)れ」と云(い)ひて、仰(おほ)ぎて待(まち)つ。十(じゅう)あま(あま)り霹(かみ)靂(れい)すと雖(なほ)
 も、河(か)邊(べん)臣(しん)を犯(は)すこと(こと)を得(え)ず。即(すなは)ち少(せう)・魚(い)に化(か)りて、以(も)て樹(じゆ)の枝(えだ)に挟(は)まれり。即(すなは)ち魚(い)を取(と)りて焚(や)す。遂(ついに)に其(その)船(ふね)を脩(しゆ)理(り)

二十七年(二二七九)の夏四月、己亥の朔の壬寅の日(四)、近江國より言さく「蒲生河に物有り。其の形人の如し」と。秋七月、攝津國に漁父ありて、罟を堀江に沈けり。物ありて罟に入る。其の形・兒の如し。魚にも非ず人にも非ず。名けむ所を知らず。

二十八年(二二八〇)の秋八月、掖玖の人二口、伊豆島に流れ來れり。冬十月、砂礫を以て檜隈の陵の上に葺く。則ち城外に土を積みて山を成く。仍りて氏毎に科せて、大きな柱を土山の上に建てしむ。時に倭・漢坂上直が樹てたる柱、勝れて大だ高し、故れ時人、號けて大柱直と曰ふ。十二月、庚寅の朔の日、天に赤氣あり。長さ一丈あまり、形・雉の尾に似たり。是歳、皇太子、島大臣、共に議りて、天皇記、及び國記、臣連、伴造、國造、百八十部、并に公、民等の本記を録す。

二十九年(二二八一)の春二月、己丑の朔の癸巳の日(五)、半夜に、既戸豐聰耳皇子命、斑鳩宮に薨ぬ。是時、諸王、諸臣、及び天下の百姓の悉、長老は愛兒を失へるが如くして、鹽酢之味・口に在れども嘗めず。少幼は慈める父母を亡へるが如く、以て哭泣之聲、行路に滿り。乃ち耕夫は耜を止め、春女は杵を止す。皆曰ふ、日月・輝を失ひ、天地・既に崩れぬべし。自今以後、誰をか待みまつらむやと。是月、上宮太子を磯長陵に葬しまつる。此時に當りて高麗の僧・惠慈、上宮皇太子、薨ぬと聞きて、以て大に悲しみ、皇太子の爲に僧を請て設齋す。仍て親ら經を説けるの日、誓願して曰く「日本國に聖人有します。上宮豐聰耳皇子と曰す。固に天に攸縱たり。玄聖の徳を以ちて日本の國に生れませり。三統を苞貫きて、先聖の宏なる猷を纂ぎ、三寶を恭敬ひて黎元の厄(三)を救ひ給ひき。是れ實に太聖なり。今、太子既に薨れましぬ。我、國を異にすと雖も心・斷金に在り。其れ獨り生りとも何の益か有らむ

矣。我、來年の二月の五日を以て必ず死らむ。因て以て上宮太子に淨土に遇ひまつりて、以て共に衆生を化さむ」と。於是、惠慈、期日に當りて死りぬ。是を以て時人、彼も此も共に言へらく「其れ獨り上宮太子の聖に坐すのみに非ず。惠慈も亦た聖也」。是歳、新羅より奈末・伊彌買を遣して朝貢。仍て表書を以て使旨を奏す。(凡そ新羅の表を上るは蓋し始めて此時に起る歟。)

三十一年(二二八三)の秋七月、新羅より大使奈末・智洗爾を遣し、任那より達率奈末・智を遣す。並に來朝けり。仍て佛像・一軀、及び金塔、并せて舍利、且た大灌頂の幡・一具、小幡・十一條を貢る。即ち佛像をば葛野秦寺に居せしめ、餘の舍利、金塔、灌頂の幡・等を以て、皆な四天王寺に納む。是時に大唐の學問者・僧惠齊、惠光、及び醫・惠日、福因等、並に智洗爾等に從ひて來之。於是、惠日等、共に奏聞して曰さく「唐國に留まる學者、皆な學びて以て業を成せり。應に喚し給ふ應し。且た其の大唐國は、法式・備はり定まりて、珍しき國なり。常に達ふ須し」。

是歳、新羅、任那を伐ち、任那、新羅に附く。於是、天皇、將に新羅を討たむとおぼして、謀、大臣に及び、群卿に詢ひ給ふ。田中臣・對へて曰さく「急に討つ可からず。先づ狀を察めて、以て逆ことを知りて後に撃つとも晚からじ。請ふ試みに使を遣して、其の消息を觀せしめ給へ」。中臣連・國の曰さく「任那は是れ元(三)我か内官家なり。今、新羅の人・伐ちて之を有つ。請ふ我旅を戒めて新羅を征伐て、以て任那を取りて百濟に附けば、寧ろ新羅に有たしむるに益らずや」。田中臣の曰さく「不然。百濟は是れ多反覆之國(五)なり。道路之間も尙し詐之。凡そ彼の請す所・皆な非之。故、百濟に附く可からず」と。則ち果に征たす焉。爰に吉士幣金を新羅に遣し、吉士倉下を任那に遣して、任那之事を問はしむ。時に新羅の國の主、八の大夫を遣て、新羅國の事を幣金に啓し、且た任那國の事を倉下に

啓さ遣む。因りて約りて曰く「任那は小國なれども、天皇の附庸なり。何にぞ新羅、輒く之を有たむ。常の隨に内官家を定め給へ。願くは煩はすこと無けむ矣」。則ち奈末・智洗遲を遣はして吉士磐金に副へ、復た任那人・達率奈末・遲を以て吉士倉下に副へて、仍て兩國の調を賣る。

然るに磐金等、未だ還るに及ばざるに、即年、大徳・境部臣摩侶、小徳・中臣連國を以て大將軍と爲し、小徳・河邊臣彌受、小徳・物部依網連乙等、小徳・波多臣廣庭、小徳・近江脚身臣飯蓋、小徳・平群臣宇志、小徳・大伴連(を謂ら)・小徳・大宅臣軍を以て副將軍と爲て、數萬の衆を率ゐて、以て新羅を征討つ。時に磐金等、共に津に會ひて將に發船せむとして、以て風波を候ふ(らま)。於是に船師、海に満ちて多に至れり。兩國の使人、望瞻て愕然りて、乃ち還り留り。更に堪遲大舍を代へて、任那の調使と爲て賣上る。於是、磐金等相謂りて曰く「是の軍起ること、既に前の期に違へり。是を以て任那之事。今亦た成らずなりぬ」と。則ち發船して渡之。唯、將軍等は始め任那に到りて議りて新羅を襲はむとせり。於是、新羅國の王、軍、多に至りぬと聞きて、豫め懼て、服はむと請す。時に將軍等、共に謀りて、以て表を上る。天皇、聽し給ふ矣。

冬十一月、磐金、倉下等、新羅より至りぬ。時に大臣、其の狀を問ふ。對へて曰く「新羅、命を奉りて、以て驚き懼まりつ。則ち並に專使を差はして、因て以て兩國の調を賣る。然るに船師の至れるを見て、朝貢使人、更に還る耳。但し調は猶し賣上る」と。爰に大臣の曰く「悔しき乎、早く師を遣しつること矣」。時の人の曰へらく「是の軍事は、境部臣、阿曇連、先に多に新羅の幣物を得たるが故に、また大臣を勸めたり。是を以て未だ使の旨を待たずして、早かに征伐る耳」。始め磐金等、新羅に渡れる日、津に及ぶ比ひに、莊船一艘、海浦に迎へたり。磐金問ひて曰く「是船は何の國の迎船ぞ」。對へて曰く「新羅の船なり」。磐金また曰く「曷ぞ任那の迎船は無き」。即時、更に

任那の爲に一船を加へたり。(其れ新羅の迎船二艘を以ることは時に始まる歟。) 是歲、春より秋に至る迄、霖雨ふり大水いで、五穀・不登焉。

三十二年(甲申年)の夏四月、丙午の朔の戊申の日(三)、一僧ありて、斧を執りて祖父を毆てり。時に天皇、之を聞して、大臣を召して詔して曰はく「夫れ出家者は、頗る三寶に歸きて、具に戒法を懷つ。何ぞ憚忌なくして輒く惡逆を犯さむ。今、朕れ聞しく、僧ありて以て祖父を毆てりと。故れ悉くに諸寺の僧・尼を聚めて、以て推問へ。若し事・實ならば重く罪なへ。於是、諸の僧・尼を集へて之を推へつ。則ち惡逆の僧、及び諸の尼を並に將に罪なはむとす。於是、百濟の觀勒僧、表上りて以て言さく「夫れ佛法は西國より漢に至り、三百歳を経て乃ち傳へて百濟國に至りて、僅かに一百年になりぬ。然るに我が王、日本の天皇の賢哲しくましますことを聞はりて、佛像及び内典を貢上りしより、未だ百歳にだも満たず。故、今時に當りて僧・尼たち、未だ法律に習はざるを以て、輒く惡逆を犯せり。是を以て諸の僧・尼、惶懼て以て所如を知らず。仰ぎ願はくは其の惡逆者を除去して、以外僧・尼をば悉く赦して、勿・罪なひ給ひそ。是れ大なる功德ならむ」。天皇、乃ち聽し給ふ。戊午の日(十三)、詔して曰はく「夫れ道人すら尙ほ法を犯す。何を以てか俗人を誨へむ。故、自今已後、僧正、僧都を任し、仍て應に僧・尼を檢校へしむ應し」と。王、戊の日(十七)、觀勒僧を以て僧正と爲し、鞍部徳積を以て僧都と爲す。即日阿曇連(名を謂)を以て法頭(法主)とす。

秋九月、甲戌の朔の丙子の日(三)、申て寺および僧・尼を授へて、具に其寺を所造る。緣、また僧・尼の入道之緣(縁の事)及び度せし年・月日を録す。是時に當りて、寺、四十六所、僧、八百十六人、尼、五百六十九人、并せて一千三百八十五人あり。

冬十月、癸卯の朔、朝の日、大臣阿曇連(名を國)阿倍臣摩侶の二臣を遣はして、天皇に奏さ令めて曰く、「葛城縣は元より臣が本居なり。故、其の縣に因りて姓名を爲す。是を以て、葛城は常に其の縣を得て、以て臣が封縣と爲むと欲ふ」と。於是、天皇詔して曰はく、「今、朕は則ち蘇我より出でたり。大臣も亦た朕が舅たり。故れ大臣の言をば、夜に言さば則ち夜も明さず、日に言さば則ち日も晩さず。何の辭か用ゐざらむ。然れども今朕が世に當りて、頼に是の縣を失ひてば、後の君の曰はまはくは、「愚癡なる婦人、天下に臨みて以て頼に其の縣を亡へり」と曰はむ。豈に獨り朕が不賢のみならむや。大臣も亦た不忠からむ。是れ後葉の惡名ならむ」と、則ち不聽。

三十三年(二二八五)の春正月、壬申の朔、戊寅の日(七)、高麗王、僧・惠灌を買ふ。仍りて僧正に任す。

三十四年(二二八六)の春正月、桃李華之。三月、寒くして以て霜降り。夏五月、戊子の朔、丁未の日(三十)、大臣・薨ぬ。仍りて桃原墓に葬る。大臣は則ち稻目宿禰の子なり。性、武略あり。亦た辯才あり。以て三寶を恭しみ敬まふ。飛鳥河の傍に家あり。乃ち庭中に小池を開り、仍りて小島を池の中に興れり。故れ時の人「島大臣」と曰へり。六月に雪ふれり。是歲、三月より七月に至るまで霖雨、天下大きに飢す。老たる者は草の根を啜ひて、道の垂に死り、幼き者は乳を含みて以て母子共に死す。また強盜竊盜、並に大きに起りて止むべからず。

三十五年(二二八七)の春二月、陸奥の國に猪ありて、人に化りて以て歌うたふ。夏五月、蟪ありて聚り集まる。其の擾累なること十丈ばかり。虚に浮びて以て信濃坂を越ゆ。鳴る音・雷の如し。東のかた上野の國に至りて、自からに散けぬ。

三十六年(二二八八)の春二月、戊寅の朔、甲辰の日(七)、天皇、臥病したまふ。三月、丁未の朔、戊申の日(二)、饑饉あり。壬子の日(六)、天皇、病甚之、諱ゆ可からず。則ち田村皇子を召して、謂りて曰はく、「天

位に昇りて鴻基を経綸め、萬機を馭りて以て黎元を亨育ふ事は、本より輒言に非ず。恒に重みする所なり。故、汝・慎みて以て察にせよ。不可輒言。即日、山背大兄を召して教之して曰はく、「汝は肝稚し。若し心に望ふと雖も、勿・誼言ひそ。必ず群たちの言すことを待ちて、以て宜しく従ふべし」と。癸丑の日(七)、天皇、崩之。時に年七十五。即ち南庭に殯す。夏四月、丁丑の朔、辛卯の日(十五)、薨る。大きき桃の子の如し。壬辰の日(十六)、薨る。大きき李の子の如し。春より夏に至るまで旱す。

秋九月、乙巳の朔、戊午の日(十四)、始めて天皇の喪禮に赴く。是時、群臣おの／＼殯宮に誅まをす。是より先に天皇、群臣に遺詔して曰はく、「比年、五穀・登らずして百姓、大きに飢す。其れ朕が爲に、陵を興て、以て厚くな葬りそ。便に竹田皇子の陵に葬す宜し」と。壬辰の日(壬申の朔、然らば廿八日なり)、竹田皇子の陵に葬めまつる。

日本書紀 卷第二十二 終

日本書紀 卷第二十三

息長足日廣額天皇 舒明天皇

息長足日廣額天皇は、淳中倉太珠敷天皇(敏)の孫、彦人大兄皇子の子なり。母を藤手姫皇女と曰す。豐御食炊屋姫天皇(古)の二十九年に皇太子・豐聰耳命(太子)薨りましぬ。而るに未だ皇太子を立て給はずして、三十六年の三月を以て天皇・崩り給ひぬ。九月、葬禮のこと畢りぬ。嗣位いまだ定まらず。

是時に當りて、蘇我蝦夷臣、大臣と爲りて、獨り嗣位を定めむと欲へれど、群臣の從はざらむことを顧み畏れて、則ち阿倍麻呂臣と謀りて、群臣を聚へて、大臣の家に要す。食訖りて將に散れなむとす。大臣、阿倍臣を令て群臣に語ら令めて曰く「今、天皇、既に崩りまして嗣なし。若し速かに計らずば長くは亂有りなむ乎。今、詔の王を以て嗣と爲べき。天皇の臥病し給ひし日に、田村皇子(野)に詔して曰はく、天下は大なる任なり。本より輒言に非ず。爾、田村皇子、慎みて以て察かにせよ。緩る可からずと。次に山背大兄王(皇太子)に詔して曰はく、汝獨莫・誼讓くと。必ず群たちの言に従ひて、慎みて以て違ふこと勿れと宣ひき。則ち是れ天皇の遺言なり焉。今、誰をか天皇と爲せ奉るべき。時に群臣、嚶して答ふる事無し。亦た問ふ、弗レ答。強て且た問之。

於是、大伴鯨連進みて曰く「既に天皇の遺命の從ならむ耳。更に臣たちが言を持つべからず。阿倍臣則ち問ひて曰く「何に謂ふことぞ。其の意を開け。對へて曰く「天皇、曷に思ほして歟、田村皇子に詔して曰ひけむ。天下は大なる任なり。緩る可からずと。此に因て言さば、皇位は既に定かなり。誰人か異言せむ。時に采女臣・麻禮志、高向臣・宇麻、中臣連・彌氣、難波吉士・身刺、四の臣の曰く「大伴連の言の隨に、更に異なること無し。許勢臣大麻呂、佐伯連・東人、紀臣・襲手、三人進みて曰く「山背大兄の王、是れ宜しく天皇と爲すべし」と。唯だ蘇我倉摩呂臣(更名は雄當)獨り曰く「臣は當時、便く言すことを得ず。更に思ひて後に啓さむ。爰に大臣、群臣の和はずして事の成るまじきことを知りて退れぬ。(是より先、大臣獨り境部麻理勢臣に問ひて曰く、今、天皇崩りまして嗣ましまさず。誰をか天皇と爲せ奉らむ。對へて曰く、山背大兄の王を擧げて天皇と爲せ奉らむ。)

此時に山背大兄王、斑鳩宮に居まして、是の議を漏聆きつ。即ち三國王、櫻井臣和慈古の二人を遣して、密に大臣に謂りて曰く「傳に聞く、叔父の翁等、田村皇子を以て天皇と爲せ奉らまく欲ふと。我れ此の言を聞きて、立ちて思ひ、居て思へども、未だ其の理を得ず。願はくは分明しく叔父たちの意を知らむと欲ふ」と。於是大臣、山背大兄の告を得て、獨り對ふること能はず。則ち阿倍臣、中臣連、紀臣、河邊臣、高向臣、采女臣、大伴連、許勢臣等を喚びて、仍りて曲けく山背大兄の語を擧ぐ。既にして便ち且た大夫等に謂りて曰く「汝、大夫等、共に斑鳩宮に詣でて、當に山背大兄王に啓して曰さまくは、賤臣、何之か獨り輒く嗣位を定めむ。唯だ天皇の遺詔を擧げて、以て群臣に告しむ。かば、群臣並びに言さく、遺言の如くば田村皇子、自からに嗣位に當れり。更に誰か異なる言を申さむと。是は群卿の言なり。特り臣の心に非ず。但し臣が私心ありと雖も、憶まりて得傳啓さず。乃ち面日(はむ日)に、親ら啓さむと申せりと云へ」と。

爰に群大夫等、大臣の言を受けて、共に斑鳩宮に詣でて、三國王、櫻井臣を以て、山背大兄の王に啓し使む。時に大兄王、群大夫等に傳間は使めて曰く「天皇の遺詔・奈之何」。對へて曰さく「臣等その深き事をば知らず。唯だ大臣の語りし狀を得に、稱へらく、天皇の臥病の日に、田村皇子に詔して曰はく、國政を乘ることは、輕しく輒き言に非ず。是を以て爾・田村皇子、慎みて以て之を言は。後る可からずと。次に大兄王に詔して曰はく、汝、肝稚くして、勿・誼言ふこと。必ず宜しく群の言すに従ふ宜しと。是れ乃ち近侍まつる諸女王および采女等、悉に之を知れり。且つ大王の察にする所なりと稱せり」と。於は大兄王また問は令めて曰く「是の遺詔をば専らに誰人か聆りし焉」。答へて曰さく「臣等は其の密をば知らず」。既にして更に亦た群大夫等に告げ令めて曰く「愛しき叔父、勞しみ思ひて、一介之使の身に非ぬ重臣等を遣して致へ覺さしむ。是れ大恩なり。然るに今、群卿の擧ふ所の天皇の遺命は小々く我が聆きし所に違へり。吾れ天皇の臥病し給ふと聞りて、馳上りて門の下に侍り。時に中臣連・彌氣、禁省より出でて曰く、「天皇、命を以て喚す」と。即ち參進みて閤門に向づ。亦た栗隈采女・黒女、庭中に迎へて大殿に引入る。於是、近習者等は、栗下女王(ひのみ)を首として、女孺、鮪女等八人、并せて數十人、天皇の側に侍り、且た田村皇子、在焉。時に天皇、沈病りて、我を能く親はし給はず。乃ち栗下女王、奏して曰さく「所喚る山背大兄王・參赴けり」。即ち天皇起臨たまひて詔して曰はく「朕、寡薄(おきな)を以て久しく大業を勞れり。今、屬運まさに終なむとす。以て病、諒ゆ可からず。故れ喚しつ。汝、本より朕が心腹たり。愛み寵しむ情、比を爲す可からず。其れ國家の大基は、是れ朕が世のみに非ず。本より之を務むべし。汝、肝稚しと雖も、慎みて以て言へ」と。乃ち當時に侍りて近習者ども悉に知れり。故、我この大恩を蒙りて、一は則ち以て懼り、一は則ち以て悲しみ、踊躍り歡喜びて所如を知らず。仍て以爲へらく、社稷宗廟は重事なり。我れ少少くして以て不賢。何に

ぞ敢て當らむ焉。是時に當りて叔父、及び群卿等に語らむと思欲へり。然るに未だ善ふべき時あらずして、於今、言はざらく耳。吾、會き將に叔父の病を訊はむと將ひて、京に向きて豐浦寺に居り。是日、天皇、八口采女・鮪女を遣して詔して曰はく、「汝が叔父の大臣・常に汝が爲に愁へて言す。百歳之後は、嗣位、汝に當れるに非ずや。故れ慎みて以て自愛よ矣」と。既に分明しく是事あり。何をか疑はむ。然れども我れ豈に天下を養らむや。唯だ聆し事を願はさく耳。則ち天神・地祇・共に證之。是を以て冀はくは正に天皇の遺詔を知らむと欲ふ。亦た大臣の遣はせる群卿は、從來・嚴矛(嚴矛)此をば伊箇之保慮と云ふ)の中取もつ事の如くして奏請す人等なり。故れ能く宜しく叔父に白す宜し」と。

既に泊瀬仲王、別に中臣連、河邊臣を喚して謂りて曰く「我等が父子は、並びに蘇我より出でたること、天下の知る所なり。是を以て高山の如く侍む。願ふ嗣位は勿・輒すく言ふこと」。則ち三國王、櫻井臣に令せて、群卿に副へて遣りて曰く「遺言を聞かむと欲ふ」と。時に大臣、紀臣、大伴連を遣して、三國王、櫻井臣に謂りて曰く「先日と言し訖しぬ。更に異なること無し矣。然も臣、敢て誰れの王をか重みせむ。於是、數日之後に、山背大兄王、亦た櫻井臣を遣りて大臣に告げて曰く「先日之事は、聞けることを陳べし耳。寧(いざ)叔父に遣はむ哉」と。是日、大臣・病動りて以て、面り櫻井臣に言すことを不能。明日、大臣、櫻井臣を喚びて、即ち阿倍臣、中臣連、河邊臣、小磐田臣、大伴連を遣して、山背大兄の王に啓して言さく「磯城島宮、御宇、天皇(明)の世より、近世に及ぶまで、群卿みな賢哲し。唯だ、今、臣、不賢くして、遇に人を乏しき時に當り、誤りて群臣の上に居らく耳。是を以て、基を定めまつることを得ず。然るに是事、重也。傳に善すこと能はず。故れ老臣、勞ると雖も、面りに啓さむ。其れ唯だ遺詔をば誤じと也。臣が私の意には非ず」と。

既にして大臣、阿倍臣、中臣連に傳へて、更に境部臣に問はしめて曰く「誰の王か天皇たらむ」。對へて曰く「先是、大臣の親ら問へりし日に、僕、啓すこと既に訖りぬ。今、何ぞ更に亦た傳して以て告さむ耶」とて、乃ち大に忿りて起ちて行ぬ。是時に適りて、蘇我氏諸族等、悉く集ひて、島大臣の爲に墓を造りて、墓所に次れり。爰に摩理勢臣、墓所の窟を壞ちて、蘇我田家に退りて仕へず。時に大臣、懼りて、身狹君勝牛と錦織首赤猪とを遣はして誨へて曰く「吾、汝が言の非ことを知れども、干支の義を以て得・害らず、唯し他・非くて、汝・是くば、我は必ず他に忤ひて汝に従はむ。若し他是くて、汝非くば、我は當に汝に垂きて他に從はむ。是を以て汝遂に從はざることを有らば、我と汝、現有らむ。則ち國も亦た亂れなむ。然らば乃ち後生の言はむ、吾ら二人して國を破れりと。是れ後葉の惡名なり焉。汝、慎以て勿、逆、心を起すこと」。然れども猶ほ從はずして、遂に斑鳩に赴て、泊瀬王の宮に住れり。於是、大臣、益々怒りて、乃ち群、卿を遣して、山背大兄の王に請して曰く「頃者、摩理勢、臣に違きて、泊瀬王の宮に匿れたり。願ふ摩理勢を得りて其の所由を推へむと欲ふ」と。爰に大兄王答へて曰く「摩理勢は素より聖(皇)の好し給ひし所なり。而も暫く來つる耳。豈に叔、父の情に違かむ耶。願ふ勿、現めましそ」。則ち摩理勢に謂りて曰く「汝、先王(聖)の恩を忘れずして、來つること甚が愛し矣。然れども其れ汝一人に因りて、天下、應に亂れぬ應し。また先王、汝に給はむとせし臨に、諸子等に謂りて曰はく、諸々の惡をば莫作。諸の善を奉行へと宣ひき。余、斯の言を承りて、以て永、戒と爲す。是を以て私、情有りと雖も、忍びて以て恕むこと無し。復た我れ叔父(聖)に違くことを不能。願はくば自今以後、意を改むるに憚からず、群、に従ひて、无、違きそ」。是時に大夫等、且た摩理勢臣を誨へて曰く「大兄王の命に違く可からず」と。於是、摩理勢臣、進退ひて歸らむ所無し。乃ち泣哭て更に還りて、家に居ること十餘日、泊瀬王、忽かに發病りて薨せぬ。爰に摩理勢臣の曰らく「我れ生りとも誰か恃まむ矣」。

大臣、將に境部臣を殺さむと將て、兵を興して遣之。境部臣、軍・至ると聞きて、仲子の阿都を率て門に出で、胡床に坐て待つ。時に軍至りぬ。乃ち來目物部伊區比を令て以て紋ら令めて、父子共に死りぬ。乃ち同、處に埋りつ。唯だ兄子の毛津、尼寺の瓦舍に逃匿る。即ち一り二りの尼を斬しつ。於是、一りの尼・妹、妬して顯はさしむ。寺を圍みて將に捕へむとす。乃ち出でて畝傍山に入れり。因りて以て山を探る。毛津、走げて、入らむ所無し。頸を刺して山中に死りぬ。時、人、歌よみて曰らく、

畝傍山、木立、薄けど、頼みかも、毛津の壯士の、隠らせりけむ。

元年(己丑年)の春正月、癸卯の朔の丙午の日(四)、大臣および群卿、共に天皇之璽印を以て、田村皇子に獻る。則ち辭みて曰はく「宗廟は重き事なり矣。寡人、不賢し。何にぞ敢て當らむ」。群、臣、伏して固く請して曰さく「大王は先朝の鐘愛おき給ひて、幽顯心を屬けたり。宜しく皇、綜を纂きて億兆に光臨み給へ」。即日、即天皇位。夏四月辛未の朔の日、田部連(名を國)を掖致に遣す。是年也、太歳・己丑。二年(二九〇)の春正月、丁卯の朔の戊寅の日(十二)、寶皇女(皇)を立て、皇后と爲たまふ。后、二はしらの男、一はしらの女を生みませり。一をば葛城皇子(近江大津宮にして御)字、天皇(天)と曰す。二をば間人皇女と曰す。三をば大海人皇子(淨御原宮にして御)字、天皇(天)と曰す。夫人、蘇我島大臣の女、法提郎媛、古人皇子(更名は大兄皇子)を生む。また吉備國の蚊屋の采女を娶して蚊屋皇子を生ませり。三月、丙寅の朔の日、高麗大使・婁子拔、小使・若德、百濟大使・恩率・素子、小使・德率、武德、共に朝貢る。秋八月、癸巳の朔の丁酉の日(五)、大仁、犬上君三田相、大仁、藥師惠日を以て大唐に遣す。庚子の日(八)、高麗・百濟の客を朝に娶たまふ。九月、癸亥の朔の丙寅の日(四)、高麗・百濟の客、國に歸る。是月、田部連等、掖致より至

冬十月、壬辰の朔の癸卯の日(廿二)、天皇、飛鳥岡の傍に遷り給ふ。是を岡本宮と謂す。是歲、改めて難波大郡の三韓館を修理る。

三年(辛卯年)の春二月、辛卯の朔の庚子の日(廿)、掖玖人・歸化。三月、庚申の朔の日、百濟の王・義慈、王子・豐璋を入れて質と爲す。秋九月、丁巳の朔の乙亥の日(十九)、攝津國の有間温湯に幸す。冬十二月、丙戌の朔の戊戌の日(廿三)、天皇、温湯より至らせ給ふ。

四年(壬辰年)の秋八月、大唐より高表仁を遣して、三田相を送らしむ。共に對馬に泊れり。是時、學問僧・靈雲・僧・晏、及び勝鳥養、新羅の送使等、從之。冬十月、辛亥の朔の甲寅の日(四)、唐國の使人・高表仁等、難波の津に到る。則ち大伴連・馬養を遣て江口に迎へ遣む。船三十二艘、および鼓吹、旗幟、皆な具に整飭へり。便ち高表仁等に告げて曰へらく「天子の所命之使、天皇の朝に到れりと聞して之を迎ふ」と。時に高表仁・對へて曰さく「風寒之日、船艘を飭整ひて以て迎へ賜ふこと、歡び愧まる」。於是、難波吉士小槻、大河内直矢伏に令ちて、導者と爲て、館の前に到る。乃ち伊岐史乙等、難波吉士八牛を遣て、客等を引て館に入れ遣む。即日、神酒を給ふ。

五年(癸巳年)の春正月、己卯の朔の甲辰の日(廿六)、大唐の客・高表仁等、國に歸る。送使の吉士雄摩呂、黒摩呂等對馬に到りて還る。

六年(甲午年)の秋八月、長き星、南の方に見ゆ。時人、彗星と曰ふ。

七年(乙未年)の春正月、彗星廻りて東に見えたり。夏六月、乙丑の朔の甲戌の日(廿)、百濟より達率・柔等を遣して朝貢。秋七月、乙未の朔の辛丑の日(廿七)、百濟の客を朝に餐たまふ。是月、瑞しき蓮・劍池に生ひたり。一莖に二つの花あり。

八年(丙申年)の春正月、壬辰の朔の日、日蝕たり。三月、悉に采女を軒せる者を劾へて皆な之を罪なふ。是時に三輪君小鷦鷯、其の推鞠ふることに苦しみて、頸を刺して死りぬ。夏五月、霖雨ふり大水あり。六月、岡本宮に災たり。天皇遷りて、田中宮に居します。

秋七月、己丑の朔の日、大派王、豐浦大臣に謂りて曰く「群卿および百寮、朝參すること已に懈れり。自今以後、卯の始(午前)に朝りて、巳の後(午前十)に退之。因りて鐘を以て節と爲よ」と。然れども大臣・從はず。是歲、大きに旱して天下・飢す。

九年(丁酉年)の春二月、丙辰の朔の戊寅の日(廿)、大きな星、東より西に流る。便ち音ありて、雷に似たり。時人「流星の音なり」と曰ひ、亦た「地雷なり」とも曰へり。於是、僧・曼僧の曰へらく「流星に非ず。是れ天狗なり。其の吠ゆる聲・雷に似たる耳」。三月、乙酉の朔の丙戌の日(廿)、日蝕たり。

是歲、蝦夷(えびす)叛きて朝す。即ち大仁・上毛野君形名を拜して、將軍と爲て討た令め給ふ。還りて蝦夷の爲に敗られて走げて壘に入る。遂に賊の爲に圍まる。軍衆、悉く漏げて城・空し。將軍、迷ひて所如を知らず。時に日暮れぬ。壘を踏えて逃げむとす。爰に方名の妻、歎きて曰く「懐哉。蝦夷の爲に將に殺されなむと將ること」。夫に謂りて曰らく「汝の祖等、蒼海を渡り、萬里を跨えて、水表の敵を平けて、威武を以て後葉に傳へたり。今、汝、頌るに先祖の名、屈かば、必ず後世の爲に嗤はれなむ」と。乃ち酒を酌みて強て夫に飲ま令めて、親ら夫の劍を佩きて、十の弓を張りて、女人數十に令ちて、弦を鳴らさしむ。既にして夫、更に起ちて、伏仗を取りて進む。蝦夷、以爲く、「軍衆・猶ほ多なり」と。稍に引きて退きぬ。於是、散けたる卒ども更に聚みて、亦た振旅焉。蝦夷を撃ちて大きに敗りて、以て悉に虜にす。

十年(戊戌年)の秋七月、丁未の朔の乙丑の日(十九)、大風ふきて木を折り屋を發てり。九月、霖雨ふり、桃李華さけり。冬十月、有間の温湯宮に幸ます。是歲、百濟、新羅、任那、並びに朝貢。

十一年(己亥年)の春正月、乙巳の朔の壬子の日(八)、車駕、温湯より還ります。乙卯の日(十二)、新嘗きこしめす。

(蓋し有間に幸ませるに因りて、以て新嘗を闕らし給へるゆゑ歟)。丙辰の日(十二)、雲無くして雷鳴る。丙寅の日、

(二十)、大風ふきて雨ふる。己巳の日(廿五)、長星、西北に見ゆ。時に曼師の曰く、『彗星なり。見はるゝときは則ち

飢す』と。

秋七月、詔して曰はく『今年、大宮および大寺を造作るべし』。即ち百濟川の側を以て宮處とす。是を以て西の民は

宮を造り、東の民は寺を作る。便ち書直・縣を以て大匠と爲たまふ。九月、大唐の學問僧・惠隱・惠雲、新羅の

送使に従ひて京に入る。

冬十一月の庚子の日の朔、新羅の客を朝に饗たまふ。因て冠位一級を給ふ。十二月の己巳の朔の壬午の日(十四)、

伊豫の温湯宮に幸す。是月、百濟川の側に九重の塔を建つ。

十二年(庚子年)の春二月、戊辰の朔の甲戌の日(七)、星、月に入れり。夏四月、丁卯の朔の壬午の日(十六)、天

皇、伊豫より至りおはしきして、便に厩坂宮に居ます。五月、丁酉の朔の辛丑の日(五)、大に設齋す。因て以て惠

隱僧、請せて、无量壽經を説か令む。冬十月の乙丑の朔の乙亥の日(十二)、大唐の學問僧・清安・學生・高向漢人

玄理(末呂、一調久呂)新羅より傳はりて至れり。仍て百濟・新羅の朝貢之使、共に従ひて來ぬ。則ち各、爵一級を賜ふ。

是月、百濟宮に徙り給ふ。

十三年(辛丑年)の冬十月、己丑の朔の丁酉の日(九)、天皇、百濟宮に崩りましぬ。丙午の日(十八)、宮の北に殯す。

是を百濟大塚と謂す。是時に東宮・開別皇子(天)年・十六にして、誅之。

日本書紀 卷第二十三終

日本書紀 卷第二十四

天豐財重日足姬天皇 皇極天皇

天豐財重日(重日)此をば伊柯之比と云ふ)足姬天皇は、淳中倉太珠敷天皇(敏)の曾孫、押坂彦人大兄皇子の孫、茅渟王の女なり。母をば吉備姫王と曰す。天皇、古道に順考へて政を爲め給ふ。息長足日廣額天皇(敏)の二年に立ちて、皇后と爲りたまふ。十三年の十月、息長足日廣額天皇崩ります。元(壬寅年)の春、正月の丁巳の朔の辛未の日(十五)、皇后、即天皇位。蘇我臣蝦夷を以て大臣と爲たまふこと故の如し。大臣の兒・入鹿(更名は鞍作)自ら國政を執りて、威・父に勝れり。是に由りて盜賊・恐ろ備けて、路に遺ちたる物も拾はず、乙酉の日(廿九)、百濟の使人、大仁・阿曇連比羅夫、筑紫より驛馬に乗りて來りて言さく「百濟國、天皇の崩りましうことを聞りて、弔使を奉遣せり。臣弔使に隨ひて共に筑紫に到れり。而るに臣、葬に仕へまつらむと望ひて、故れ先づ獨り來けり。然るに其の國は、今、大きに亂れたり矣」と言す。二月、丁亥の朔の戊子の日(三)、阿曇山背連・比良夫、草壁吉士・磐金、倭漢書直・縣を百濟の弔使の所に遣して彼の消息を問はしむ。弔使・報言さく「百濟國の王、臣に謂りて言さく、塞上・恒に惡を作す。請ふ遣使に付け給へと。」天朝、許し給はず。百濟の弔使の憐人等言さく「去年の十一月、大佐平・智積・卒りぬ。また百濟の使人、呢需の使を海裏に擲棄てたりき。今年正月に、國の王の母薨せぬ。また弟王子の兒翹岐、及び其の母妹の女子・四人。内佐平・岐味、高名ある人四十餘り、嶋に放たれき」と。壬辰の日(六)、高麗の使人、難波の津に泊れり。丁未の日(二十)、諸大夫を難波郡に遣して、高麗國の貢れる金・銀等并びに其の獻物を檢へしむ。使人、貢獻こと既に訖りて、語して云さく「去年の六月に弟王子・薨せぬ。秋九月、大臣(阿)伊梨柯須彌、大王を殺し、并せて伊梨葉世斯等、百八十餘の人を殺しつ。仍りて弟王子の兒を以て王と爲し、己が同姓、都須流金流を以て大臣と爲せり」と。戊申の日(廿二)、高麗、百濟の客を難波郡に饗へ給ふ。大臣に詔して曰はく「津守連・大海を以て高麗に使はす可し。國勝吉士・水鷄を以て百濟に使はす可し(水鷄、此をば俱比那と云ふ)。草壁吉士・眞跡を以て新羅に使はす可し。坂本吉士・長兄を以て任那に使はす可し」と。庚戌の日(廿四)、翹岐を召して、安曇山背連の家に安置らしむ。辛亥の日(廿五)、高麗、百濟の客に饗たまふ。癸丑の日(廿七)、高麗使人、百濟使人、並びに罷り歸りぬ。

三月、丙辰の朔の戊午の日(三)、無雲くして雨ふる。辛酉の日(六)、新羅、騰極を賀び奉る使と喪を弔らひ奉る使とを遣す。庚午の日(十五)、新羅使人罷り歸る。是月、霖雨ふる。夏四月、丙戌の朔の癸巳の日(八)、大使・翹岐、其の從者を將て拜朝す。乙未の日(廿)、蘇我大臣、畝傍の家に百濟の翹岐等を喚びて、親ら對ひて語話す。仍て良馬・一疋、鐵二十錠を賜ふ。唯し塞上を喚ばず。是月、霖雨ふる。五月、乙卯の朔の己未の日(五)、河内國の依網屯倉の前に翹岐等を召びて射獵を觀せしむ。庚午の日(十六)、百濟國の調使の船と吉士の船と、俱に難波津に泊れり(蓋し吉士、前

に使を百濟に奉る乎。壬申の日(十八)、百濟の使人、調進る。吉士報命をす。乙亥の日(廿一)、翹岐の從者一人死去りぬ。丙子、翹岐の兒死去りぬ。是時に翹岐と妻と、兒の死にたるを畏忌みて、果に喪に臨まず。凡て百濟、新羅の風俗(はら)として、死亡者有れば、父母・兄弟・夫婦・妹姉と雖も、永に自ら看す。此を以て觀れば、慈み無きこと甚だし。豈に禽獸に別ならむや。丁丑の日(廿三)、熟める稻・見ゆ。戊寅の日(廿四)、翹岐、其の妻子を將て百濟の大井の家に移る。乃ち人を遣りて、兒を石川に葬る。

六月、乙酉の朔の庚子の日(十六)、微雨ふる。是月、大きに旱す。秋七月、甲寅の朔の壬戌の日(九)、客星・月に入り。乙亥の日(廿一)、百濟使人・大佐平智積等を朝に饗たまふ。(或本云く、百濟使人・大佐平智積、及兒・達率・闕名。恩率軍善)。乃ち健兒に命せて翹岐が前に相撲とらしむ。智積等、宴畢りて退でて、翹岐を門に拜す。丙子の日(廿三)、蘇我臣入鹿の豎者、白き雀子を獲たり。是日、同時に、人有りて白雀を以て籠に納れて蘇我大臣に送れり。

戊寅の日(廿五)、群臣、相謂りて曰く「村々の祝部の所教の隨に、或は牛馬を殺して諸社の神を祭ひ、或は頻りに市を移し、或は河伯を禱る。既にして所効無し」と。蘇我大臣報へて曰く「寺々に於て大乘經典(だいじょう)を轉讀るべし。過を悔ゆること、佛の説き給へるが如し。敬みて雨を祈はむ。庚辰の日(廿七)、大寺の南の庭に、佛菩薩の像と四天王の像とを嚴ひて、衆僧を屈み請せて、大乘經等を讀ましむ。時に蘇我大臣、手に香爐(かう)を執り、香を燒きて發願ふ。辛巳の日(廿八)、微雨。壬午の日(廿九)、雨を祈ふこと能はず。故、讀經むことを停む。

八月、甲申の朔の日、天皇、南淵の河上(かはの)に幸して、跪きて四方を拜み、天を仰ぎて祈ひ給ふ。即ち雷鳴り、大雨ふる。遂に雨ふること五日、天下に溥く潤しつ。(或本に云く、五日連に雨ふり、九穀・登熟む)。於是、天下の百姓、俱に稱萬歲、至徳まします天皇と曰す。己丑の日(廿六)、百濟の使、參官等罷り歸る。仍て大船(おほ)と同船

(百船も)三艘とを賜ふ。是日、夜半に雷・西南の角に鳴りて、風ふき雨ふる。參官等、所乘る船船、岸に觸れて破れぬ。丙申の日(廿三)、小徳を以て百濟の質・達率長福に投げ給ふ。中客より以下に、位・一級を授け、物賜ふこと各々差あり。戊戌の日(廿五)、船を以て百濟の參官等に賜はりて發遣はす。己亥の日(廿六)、高麗使人・罷り歸りぬ。己酉の日(廿六)、百濟、新羅の使人・罷り歸る。

九月、癸丑の朔の乙卯の日(三)、天皇、大臣に謂して曰はく「朕、大寺(百濟)を起し造らむと思欲ふ。宜しく近江と越との丁を發す宜し。復た諸國に課せて、船紡を造らせめよ」。辛未の日(廿九)、天皇、大臣に詔めて曰はく「是月より起して、十二月以來(亦調、しはすよりこなた)を限りて宮室を營らまく欲ふ。國々に殿屋の材を取らしむ可し。然れば東は遠江を限り、西は安藝を限りて、宮を造る丁を發すへし」。癸酉の日(廿二)、越の邊の蝦夷(ま)數千・内附ふ。冬十月、癸未の朔の庚寅の日(八)、地震ふりて雨ふる。辛卯の日(九)、地震る。是夜、地震りて風ふく。甲午の日(十二)、蝦夷を朝に饗へ給ふ。丁酉の日(十五)、蘇我大臣、蝦夷を家に設へて躬ら慰問ふ。是日、新羅の甲の使の船と、騰極を賀ぶ使の船と、壹岐嶋に泊れり。丙午の日(廿四)、夜中に地震る。是月に夏令・行はれ、雲無くして雨ふる。

十一月、壬子の朔の癸丑の日(三)、大雨ふり雷なる。丙辰の日(五)の夜中に、雷・一たび西北の角に鳴る。己未の日(八)、雷・五たび西北の角に鳴る。庚申の日(九)、天暖かなること春氣の如し。辛酉の日(十)、雨下る。壬戌の日(十一)の暖なること春氣の如し。甲子の日(十三)、雷・一たび北方に鳴りて風發る。丁卯の日(十六)、天皇、新嘗を御しめす。是日、皇子、大臣、各々自ら新嘗す。十二月、壬午の朔の日、天の暖なること春氣の如し。甲申の日(三)、雷・五たび晝に鳴り、二たび夜に鳴る。庚寅の日(九)、雷・二たび東に鳴り、風ふき雨ふる。甲午の日(十三)、初めて、息長足日廣額天皇の喪を發し給ふ。是日、小徳・巨勢臣徳太、大派皇子に代りて誅たてまつる。次に小徳・粟田

臣細目、輕皇子(尊)に代りて誅たてまつる。次に小徳・大伴連馬飼、大臣に代りて誅たてまつる。乙未の日(十四)、息長山田公、日嗣を誅たてまつる。辛丑の日(廿)、雷・三たび東北の角に鳴る。壬寅の日(二十)、息長足日廣額天皇を滑谷崗に葬りまつる。是日に天皇・小墾田宮に遷移り給ふ。(或本に云く、東宮の南の庭の權宮り遷ります。甲辰の日(廿三)、雷・一たび夜に鳴る。其の聲、裂くるが若し。辛亥の日(三十)、天の暖かなること春の氣の如し。是歳、蘇我大臣蝦夷、己が祖の廟を葛城の高宮に立てて、八倍之儀を爲す。遂に作歌して曰く、

大和の、忍の廣瀬を、渡らむと、脚帯・手作り、腰つくらふも。

また、靈に學國之民、ならびに百八十の部曲を發して、預い雙墓を今來に造る。一をば大陵と曰ひて、大臣の墓と爲し、一をば小陵と曰ひて、入鹿臣の墓と爲す。望むらくは死之後、人に勞はら使むること勿けむと、更に悉に上宮の乳部の民(乳部、此をば美文と云ふ)を聚めて、壘塹所に役使ふ。於是上宮大娘姫王、發憤りて歎きて曰く「蘇我臣専らに國政を擅にして、多に無禮す。天に二日・無し。國に二王・無す。何の由か意の任に、悉に封せる民を役ふや」。茲より恨を結びて、遂に俱に亡ぼされぬ。是年也・太歲・壬寅。

二年(三三三)の春正月、王子の朔の旦、五色の色の大きな雲、天に滿み覆へり。而して寅の方に開けたり。一色の青き霧、地に周起りぬ。辛酉の日(廿)、大風ふく。二月、辛巳の朔の庚子の日(廿)、桃の華始めて見ゆ。乙巳の日(廿五)、雹ふりて、草木の華・葉を傷れり。是月、風ふき雷なり氷雨ふりて、冬令行はる。國內の巫覡等、枝葉を折取りて木綿を懸挂で、大臣の橋を渡る時を伺候ひて、争ひて神語の入徴之説を陳す。其の巫・甚多なり。悉に聽く可からず。三月、辛亥の朔の癸亥の日(十三)、難波の百濟客館堂と民家室とに災けり。乙亥の日(廿五)、霜ふりて草木の華・葉を傷れり。是月、風ふき雷なり雨水ふり、冬令行はる。夏四月、庚辰の朔の丙戌の日(七)、大風ふきて雨ふる。丁

亥の日(八)、風起りて天寒し。己亥の日(廿)、西の風ふきて雹ふり、天寒くして人・綿袍三領を著る。庚子の日(二十)、筑紫大宰・馳驛して奏して曰さく「百濟國の王の兒・翺岐弟王子、調の使と共に來けり」と。甲辰の日(廿五)、近江國より言さく「雹下れり。其の大きき徑一寸」。丁未の日(廿八)權宮より、飛鳥板蓋新宮に移幸す。

五月、庚戌の朔の乙丑の日(十六)、月蝕たること有り。六月、己卯の朔の辛卯の日(十三)、筑紫大宰・馳驛して奏して曰さく「高麗より遣せる使・來朝」と。群卿聞きて謂りて曰らく「高麗は己亥の年より朝すして、今年朝けり」。辛丑の日(廿三)、百濟の進調る船、難波津に泊れり。秋七月、己酉の朔の辛亥の日(三)、數大夫を難波郡に遣はして、百濟國の調と獻物とを檢へしむ。於是大夫、調の使に問ひて曰く「所進る國調、前例より欠少。大臣に送る物も、去年還されし色を改めず。群卿に送る物、亦た全ら將て來ず。前例に背違ひたり。其の狀・何也」と。大

使・達率自斯、副使・恩率軍善、俱に答へ詰して曰さく「即ち今、備へ申す可し」と。自斯は質・達率武子が子なり。是月に茨田池の水大きに氾りて、小さな虫・水に覆へり。其の虫・口は黒くして身は白し。八月、戊申の朔の壬戌の日(十五)、茨田池の水、變りて藍汁の如し。死たる虫・水に覆へり。溝瀆の流、亦復凝結り、厚さ三四寸ばかり。大きき魚・氾れたること夏に爛死たるが如し。是に由りて喫ふに中らず焉。

九月、丁丑の朔の壬午の日(六)、改めて息長足日廣額天皇(野)を押坂陵に葬めまつる。(或本に云く、廣額天皇を呼して高市天皇と爲す)。丁亥の日(十一)、吉備島皇祖母命・薨せ給ふ。癸巳の日(十七)、土師安婆連・猪手に詔して皇祖母命の喪を視らしめ給ふ。天皇、皇祖母命の臥病し給ひしより御喪に及至るまで、床側を避け給はず。視養め給ふこと倦ること無し。乙未の日(廿九)、皇祖母命を檀弓崗に葬しまつる。是日、大雨ふりて雹ふる。丙午の日(四)、皇祖母命の墓造る役を罷む。仍て臣・連・伴・造に帛布を賜ふこと各差あり。是月、茨田池の水、漸くに變りて白き色に成り

ぬ。亦た鼻き氣なし。
 冬十月 丁未の朔の己酉の日(三)、群臣・伴造らに朝堂の庭に饗たまひ賜ひて、位を授はむことを譲り給ふ。
 遂に國司に詔し給はく、前の勅せる如く更に改換ること無し。宜しく厥の任に之りて、爾が治むる所を慎む宜し。王子の日(六)、蘇我大臣蝦夷、病に緣りて朝す。私に紫冠を子の入鹿に授けて大臣の位に擡らふ。復た其の第を呼びて物部大臣と曰ふ。大臣の祖母は物部弓削大連の妹なり。故、母が財に因りて、威を世に取れるなり。戊午の日(十二)、蘇我臣入鹿、獨り上宮の王等を廢て、古人皇子を立て、天皇と爲しまつらむと將ることを謀れり。時に童謡あり、曰く、

岩の上に、子猿 米焼く、米だにも、喫けて、通らせ、山羊の老翁。

(蘇我臣入鹿、深く上宮の王等の、天下に威名振ますことを忌みて、獨り僧立たむことを謀る)。是月に茨田池の水、もとの清きに還れり(一調、かへ)。

十一月、丙子の朔の日、蘇我臣入鹿。小徳・巨勢徳太臣、大仁・土師婆婆連を遣して、山背大兄王等を斑鳩に掩はしむ。(或本に曰く、巨勢徳太臣、俊馬、飼首を以て將軍と爲す。)於是、奴・三成、數十の舍人と出でて拒ぎ戦ふ。土師婆婆連、箭に中りて死れぬ。軍衆、恐れて退きつ。軍中の人、相謂りて曰く、「一人して千に當るとは三成を謂ふ歟」と。山背大兄王、仍りて馬の骨を取りて、内寢に投置きて、遂に其の妃、并に子弟等を率て、間を得て逃出でて、鹿野山に隱る。三輪文屋君、舍人・田目連および其の女、菟田諸石、伊勢阿部堅經、從・焉。巨勢徳太臣等、鳩斑宮を燒く。灰の中に背を見て、誤りて王死せましぬと謂ひて、圍を解きて退去りぬ。是に由りて山背大兄王等、四五日の間、山に淹留たまひて、不得喫飲。三輪文屋君、進みて勸めまつりて曰さく、「請ふ深草の屯倉に移り向きて、茲より馬に乗りて、東

國に詣りて、乳部を以て本として、師を興して還りて戦はむ。其の勝たむこと必矣」。山背大兄王等對へて曰く、「卿が善ふ所の如くせば、其の勝たむこと必ず然らむ。但だ吾れ情に冀はくは、十年・百姓を役はす。一身の故を以て豈に萬民を煩はし勞らしめむや。また後世に、民の「吾が故に由りて己が父母を喪せり」と言はむことを欲せず。豈に其れ戦ひ勝ちての後に、方に丈夫と言はむや。夫れ身を損ひて國を固くせむ、亦た丈夫にあらずや」と。人有りて遙かに上宮の王等を山中に見でつ。還りて蘇我入鹿に善ふ。入鹿、聞きて大に懼ちて、速かに軍旅を發して、王の在ます所をば、高向臣・國押に達らひて曰く、「速く山に向きて彼の王を求捉う可し」。國押、報へて曰く、「僕は天皇の宮を守りて、敢て外に出でず」と。入鹿、即ち自ら往かむとす。時に古人大兄皇子、喘息て來まして問ひ給く、「何處か向く」。入鹿、具に所由を説ぶ。古人皇子の曰く、「鼠穴に伏して生き、穴を失ひて死す」と。入鹿、是に由りて行くことを止め、軍將等を遣して賄駒を求む。竟に覓めうることを能はず。

是に山背大兄王等、山より還りて斑鳩寺に入る。軍將等、即ち兵を以て寺を圍みつ。於是山背大兄王、三輪文屋君を使て、軍將等に謂ら使めて曰く、「吾れ兵を起して入鹿を伐たば、其の勝たむこと定之。然れども一身の故に由りて、百姓を傷り殘はむことを欲はず。是を以て我が一身を入鹿に賜ふ」と。終に子弟・妃妾たちと一時に自經きて俱に死せぬ。時に五色の幡・蓋、種々の伎樂、空に照り灼よひて、寺に臨垂れり。衆人、仰ぎ觀み、稱嘆み、遂に指さして入鹿に示す。其の幡・蓋ども、變りて黒雲に爲りぬ。是に由りて入鹿は不能得見。蘇我大臣蝦夷、山背大兄王等、總て入鹿に亡ぼされぬと聞きて、嗔り罵りて曰へらく、「噫・入鹿、極めて甚と愚痴に、専らに暴惡を行ふ。爾が身の命、亦た殆からず乎」。時の人、前の童謡の應を説きて曰らく、「岩の上に、と云ふを以て上宮に喻ふ。子猿、と云ふを以て林臣に喻ふ(林臣は入鹿也)。米焼く、と云ふを以て上宮を燒くに喻ふ。米だにも、喫けて通らせ、山羊の舅、と云ふを以ては、

山背王の頭髪・斑雜毛にして山羊に似たまへるに喩ふ。又は曰へらく、其の宮を棄てて深山に匿るゝ相なり」と。是歳、百濟の太子・餘豐、蜜蜂の房・四枚を以て三輪山に放ち養ふ。而れども終に蕃息らず。

三年(甲辰年)の春正月、乙亥の朔の日、中臣鎌子連を以て神祇伯に拜す。再三に固辭て就へまつらす。疾と稱して退きて三嶋に居り。時に輕皇子(尊)患脚して朝たまはず。中臣鎌子連、曾より輕皇子と善し。故、彼宮に詣でて宿に侍らむとす。輕皇子、深く中臣鎌子連の意氣の高逸れて、容止(かた)犯し難きことを識しめして、寵妃・阿部氏を使って別殿を淨掃へ使め、高く新しき摩(こ)を舖き、具に給すといふこと靡し。敬び重みし給ふこと特に異なり。中臣鎌子連便ち所遇るゝに感けて、舍人に語りて曰らく「殊に恩澤を奉ること、前より望みし所に過ぎたり。誰か能く天下に王と座まさしめざらむや」と。(舍人を宛て、驅使と爲て謂へる也。此の分注)。舍人、便ち語れる所を以て皇子に陳す。皇子大きに悦び給ふ。

中臣鎌子連は、人と爲り忠正く、匡濟ふ心あり。乃ち蘇我入鹿が、君・臣、長・幼之序を失ひ、社稷を闕闕ふ。權を挾くことを憤みて、歴試へて王宗の中に接り、功名を立てつ可き。哲主を求む。便ち心を中大兄に附く。雖然も未だ其の幽抱を展ぶることを獲ず。偶かに中大兄、法興寺の槻樹の下に打毬の侶に預りて、皮鞋の、隨毬に脱落ちたるを候て、掌中に取置えて、前み跪きて、恭みて奉る。中大兄、對へて跪きて敬ひて執り給ひつ。茲より相善びて俱に懷ふ所を述ぶ。既に所置なし。便ち他の頻りに接ることを嫌はむことを恐れて、俱に手に黃卷を把りて、自ら周・孔の教を南淵先生の所に學ぶ。遂に路上を往還ふ間ほひに、肩を並べて潛かに圖り給ふ。相協はずと云ふこと無し。

於是、中臣鎌子連、讓りて曰らく「大事を謀るには輔あるには如す。請ふ蘇我倉山田石川麻呂が長女を納れて、妃と爲て婚姻之配(むこしひとのむつび)を成し給へ。然して後に陳べ説きて、與に事を計らむと欲ふ。功を成すの路、茲より近きは莫かに悦び給ふ。」

中大兄、聞こして大く悦び、曲かに讓る所に從ひ給ふ。中臣鎌子連、即ち自ら往きて媒要(まいた)こと訖りぬ。而るに長女、所期し夜、族に偷まれぬ(族は身狹臣を謂ふ)。是に由りて倉山田臣、憂へ懼り仰臥して所爲を知らず。小女、父の憂へ懼まるを恠しみて、就きて問ひて曰く、「憂へ懼み給ふことは何也」父その由を陳ぶ。小女の曰さく、「願ふ勿、憂へ爲ひそ。我を以て奉進り給はゞ亦復晩からじ」と。父、便ち大きに悦びて遂に其の女を進り、奉へまつるに赤き心を以てして、更に怠る所なし。中臣鎌子連、佐伯連子麻呂、葛木稚犬養連網田を中大兄に舉めて曰さく、云々。

三月、休留(休留は茅鴉也)豐浦大臣の大津の宅の倉に子産めり。倭國より言さく、頃者、菟田郡の人・押坂(名を關せり)、一の童子を將て、雪の上に欣遊み、菟田山に登りて、便ち見るに、紫の菌、雪より挺いで生たり。高さ六寸餘り、四町許りに滿てり。乃ち童子を以て採取ら使めて、還りて隣の家に示す。總な知らずと言ひ、且た毒物ならむと疑ふ。於是、押坂直、童子と煮て之を食ふ。大と氣はしき味ひ有り。明日往きて見るに、都て不在焉。押坂直、童子と菌の藥を喫へるに因りて、病むことも無くして壽。或人云へらく、蓋し俗、芝草と云ふことを知らずして、妄に菌と菌の耶。夏六月、癸卯の朔の日、大伴馬飼連、百合華を獻る。其の草の長さ八尺、其の本異にして末連へり。乙巳の日(三)、志紀上郡より言さく、「人有りて三輪山に猿の晝睡せるを見て、竊かに其の臂を執へて、其の身を害はず。猿、猶ほ合眼きて歌よみて曰く、

向つ峯に、立てる夫らが。柔手こそ、我が手を取らめ。誰が拆手どもや、我が手捕らすもや。
其人、猿の歌よむを驚き恠しみて、放捨て去りにき。」此は是れ數年を経歴て、上宮の王等の、蘇我鞍作の爲に膽駒山に圍まるゝ兆なりき。

戊申の日(大) 劍池の蓮の中に、一莖に二葉あるもの有り、豊浦大臣、妄りに推へて曰らく、「是れ蘇我臣が將に榮えむとするの瑞也」と。即ち金墨を以て畫きて、大法興寺の丈六佛に獻る。是月、國內の巫覡等、枝葉を折取りて木綿を懸掛で、大臣の櫛を度る時を伺ひて、争ひて神語の入微之説を陳す。其の巫・甚多なり。具に聽く可からず。老人等の曰へらく「風・移らむとするの兆なり」と。時に謡歌・三首あり。

其の一に曰く、
遙々に、琴ぞ聞ゆる、嶋の鏡原。(鳥と云ふは鳥大臣の宅地の名なり。)
其の二に曰く、

遠方の、粟野の雉子、響動もさす、吾は寢しかど、人ぞ響動もす。

其の三に曰く、

小林に、吾を引入て、爲し人の、面も知らず、家も知らずもや。

秋七月、東國の不盡河の邊の人、大生部多、虫を祭ることを村里の人に勸めて曰らく「此は常世の神なり。此神を祭る者は、富と壽きことを致さむ」と。巫覡等、遂に許きて、神語に託けて曰く「常世神を祭らば、貧人は富を致し、老人は還りて少ゆ」と。是に由りて加す勸めて、民家の財寶を捨てて、酒・酒菜・六畜を路の側に陳ねて呼ばは使めて曰く「新しき富・入來れり」と、都・鄙の人、常世虫を取りて清座に置きて、歌ひ傳ひて福はひを求る。珍財を棄捨れども都て益る所無く、損り費ゆること極めて甚だし。於是、葛野の秦造・河勝、民の惑はるる事を惡みて、大生部多を打てり、其の巫覡等恐れて、其の勸め祭ることを休む。時の人、便ち作歌して曰く、
太秦は、神も神と、聞え來る。常世の神を、打ち懲ますも。

此の虫は常に橋の樹に生ひ、或は蔓根(蔓根、虫をば夏會紀と云ふ)に生ふ。其の長さ四寸餘り。其の大き頭指(びよ)許り、其の色・緑にして黒點あり、其の貌・全ら養蠶に似たり。
冬十一月、蘇我蝦夷が兒、入鹿臣、家を甘橋岡に雙べ起て、大臣の家を稱びては上宮門と曰ひ、入鹿が家をば谷宮門と曰ひ(谷、此をば波佐麻と云ふ)、男・女を稱びては王子と曰ふ。家の外に城柵を作ひ、門の傍に兵庫(つはら)を作り、門毎に水を盛る、船一つ、木鉤・數十を置きて以て火・災に備へ、恒に力人をして兵を持ちて家を守ら使む。大臣、長直を大丹穂山に使はして、神削寺を造り、更た家を敵傍山の東に起てて、池を穿りて城に爲り、兵庫(つはら)を起てて箭を備み、恒に五十の兵士を將りて、身を繞みて出入す。健人を名づけて東方儀從者と曰ふ。氏々の人等、入りては其の門に侍る。名けて祖子孺者と曰ふ。漢直等、全ら二門に侍らふ。(異本云。是歳、大神栗隈君、私部君を百濟國に使はし給ふ。)

四年(乙卯年)の春正月、或は阜嶺に、或は河邊に、或は宮寺の間に、遙かに見るに物有りて猿の吟こる聽ゆ。或は二十許り、或は二十許り。就きて視れば、物・便ち見えずして、尙ほ鳴嘯之響を聞く。其の身をば獲視ること能はず。(舊本云。是歳、京を難波に移さる。板蓋宮・墟となる兆なり)。時人の曰らく「此は是れ伊勢大神の使なり」と。
夏四月、戊戌の朔の日、高麗の學問僧等言さく、「同學(だち)被作・得志、虎を以て友として其の術を學び取れり。或は枯山を以て變へて青山に爲ら使め、或は黄地をして、變へて白水に爲ら使む。種々の奇術、彈し究む可からず。又虎、其の針を投けて曰く、「慎矣慎矣・人に知ら令むること勿れ。此を以て治めなば、病愈えずと云ふこと無し」と。果して所言が如く、治むるに差えずと云ふ事無し。得志、恒に其針を以て柱の中に隠し置けり。後に虎、其の柱を折りて、針を取りて走去りぬ。高麗國、得志が歸らむと欲ふ意を知りて、毒を與へて殺之」と。

六月、丁酉の朔の甲辰の日(八)、中大兄、密に倉山田麻呂臣に謂りて曰く「三韓の進調之日、必ず將に卿をして其の表を讀唱げ使めむ」と。遂に入鹿を斬らむとする謀を陳べ給ふ。麻呂臣奉許焉。戊申の日(十二)、天皇、大極殿に御します。古人大兄・侍り焉。中臣鎌子連、蘇我入鹿臣が爲人り疑ひ多く、晝夜・劍を持けることを知りて、俳優に教へて、方便りて解が令む。入鹿、咲ひて劍を解ぎて入りて座に侍ふ。倉山田麻呂臣、進みて三韓の表文を讀唱ぐ。是に中大兄、衛門府に戒めて、一時(も)俱に十二通門を鑰めて往來はせず。衛門府を一所に召聚へて、祿(ものづけ)給はむとす。時に中大兄、即ち自ら長槍(二字別)を執りて殿の側に隠れぬ。中臣鎌子連等、弓矢を持ちて助衛と爲れり。海犬養連、勝麻呂を使て箱の中の兩劍を、佐伯連・子麻呂と萬城稚大養連・網田とに授け使めて曰く、「努力・努力。急須に斬る應し」。子麻呂等、水を以て飯を送くに、恐れて反吐つ。中臣鎌子連、嘔めて罵使む。倉山田麻呂臣、表文を唱みあぐることを、將に盡きなむとすれども、子麻呂等の來らざることを恐れて、流汗・身に沃ほひて、聲・亂れ、手・動く。鞍作臣・佐しみて問ひて曰く「何故か掉ひ戦く」。山田麻呂對へて曰く「天皇に近く侍ることを恐みて、不覺に汗を流しつ」と。中大兄、子麻呂等が入鹿の威に畏りて、便旋(ちひ)て進まざるを見て、「咄嗟」と曰ひて、即ち子麻呂等と共に其の不意に出で、劍を以て入鹿が頭・肩を傷り割く。入鹿、驚き起つ。子麻呂・手を運らし劍を揮きて、其の一脚を傷る。入鹿、御座に轉び就きて、叩頭て曰く「當に剛位に居す天子之子(みこ)なり。臣罪を知らず、乞ふ垂審察」。天皇大きに驚きまして、中大兄に詔して曰はく「作す所を知らず。何の事か有る」。中大兄、地に伏して奏して曰はく「鞍作、盡くに天宗を滅ぼして、將に日位を傾けむとす。豈に天孫を以て鞍作に代へむ耶。(蘇我入鹿臣名)」。天皇、即ち起ちて殿の中に入らせ給ふ。佐伯連・子麻呂、稚大養連・網田、入鹿臣を斬しつ。是日、雨下りて涼水・庭に溢れり。席障子を以て鞍作が屍に覆ふ。古人大兄、見て私の宮に走入りて、人に謂りて曰く「韓人、鞍作臣を殺せり。(韓人吾人)韓の政に因りて誅さるゝを謂へり。吾が心痛めり矣」とて、即ち臥内に入りて、門を杜して出で給はず。

中大兄、即ち法興寺に入りまして城と爲して備ふ。凡ての諸皇子、諸王、諸の卿大夫・臣・連・伴・造・國・造・悉くに皆な隨侍ぬ。人を使て鞍作臣の屍を大臣の蝦夷に賜はしむ。於是、漢直等、眷屬を總聚へ、甲を撰、兵を持ちて、大臣を助けて軍陣を設く。中大兄、將軍・巨勢德陀臣を使て、天地開闢より君臣の始めて有ることを以て、賊黨に説か使めて、起る所を知ら令む。於是、高向臣・國押、漢直等に謂りて曰く「吾等、君太郎(人)に由りて當に被戮る應し。大臣(蝦)も亦た今日・明日に立に其の誅を俟たむと決矣。然らば則ち誰が爲に空しく戦ひて、盡くに被刑れむ乎」と。言ひ畢りて劍を解ぎ弓を投りて此を捨て去りぬ。賊徒亦た隨ひて散け走ぐ。己酉の日(十三)、蘇我臣蝦夷等、誅せられむとするに臨みて、悉くに天皇記・國記、珍寶を焼けり。船・史・惠尺、即ち疾く燒かるる國記を取りて、中大兄に奉獻れり。是日、蘇我臣蝦夷、及び鞍作が屍を墓に葬ることを許し、復た哭泣することを許し給ふ。

是に或人、第一の謠歌を説きて曰へらく、「其歌に所謂る「遙々に琴ぞ開ゆる嶋の葦原」と云ふは、此れ即ち宮殿を嶋大臣の家に接起(たて)て、中大兄と中臣鎌子連と、密に大義を圖りて、入鹿を謀殺の兆なり。第二の謠歌を説きて曰へらく、其歌に所謂る「遠方の栗野の雉子、響動もさす、我は寢しかど、他ぞ響動もす」と云ふは、此れ即ち上宮の王等、性り順く、都て罪ましますとして入鹿が爲に害はれぬ。自ら報いずと雖も、天、人を使て誅さ使むる兆なり。第三の謠歌を説きて曰はく、其歌に所謂る「小林に、我を引き入れて、爲し人の、面ても知らず、家も知らず」と云ふは、此れ即ち入鹿臣が忽かに宮中にして、佐伯連子麻呂、稚大養連・網田が爲に所斬るゝ兆なり」と。庚戌の日(十四)、位を

輕皇子に譲り給ひ、中大兄を立て、皇太子と爲たまふ。

日本書紀 卷第二十四 終

日本書紀 卷第二十五

天萬豐日天皇 孝德天皇

天萬豐日天皇は、天豐財重日足姫天皇(皇極)の同母弟なり。佛法を尊び、神道を輕りたまふ。生國魂社の樹を削り給ふの類是也。人と爲り柔かに仁ましまして儒を好み給ひ、貴賤を擇ばず、頻に恩勅を降し給ふ。天豐財重日足姫天皇の四年の六月の庚戌の日(十四)、天豐財重日足姫天皇、位を中大兄に傳へ給はむと思欲して、詔して曰はく「云々(闕文)」。中大兄、退きて中臣鎌子連に語り給ふ。中臣鎌子連、議りて曰はく「古人大兄は、殿下の兄なり。輕皇子は殿下の舅なり。方今、古人皇子在ます。而るを殿下、天皇位陟さば、便ち人弟の恭遜之心に違はむ。且(し)舅のみことを立てまして、以て民の望に答へ給はむ、亦た可からざらむ乎」。於是、中大兄、深く厥の議を嘉し給ひて、密に以て奏聞し給ふ。天豐財重日足姫天皇、璽綬を授けて位を輕皇子(字本、皇極本、別本に據)に禪り給ふ。策して曰はく「咨、爾、輕皇子、云々(闕文)」。輕皇子、再三に固辭びて、古人大兄(更名は古人大市皇子)に轉譲りて曰はく「大兄命は是れ昔の天皇(明)の所生なり。而も又年長いたり。斯の二の理を以て天位に居ます可し」と。於是、古人大兄、席を避りて遼巡き、手を拱(かま)て

辭びて曰く「天皇の聖旨に順ひ奉り給へ。何ぞ勞しく臣に推譲りまさむ。臣は願ふ家出して吉野に入り、佛道を勤め修ひて、天皇を神祇奉らむ」。辭び訖りて、佩かせる刀を解ぎて地に投擲てつ。亦た帳内に命ちて、皆刀を解がしめ給ひ、即日法興寺の佛の殿と塔との間に詣でまして、髣髴を剔除去袈裟を披著ふ。是に由りて輕皇子、固辭ふことを得給はずして、壇に升りて即祚時に大伴長徳連(字は馬飼)金の鞭を帯ひて壇の右に立ち、犬上健部君金の鞭を帯ひて壇の左に立つ。百官、臣、連、國、造、伴、造、百八十部、羅列、匠て拜みまつる。是日、號を豐財天皇に奉りて、皇祖母尊と曰す。中大兄を以て皇太子と爲たまふ。阿倍内麻呂臣を以て左大臣と爲し、蘇我倉山田石川麻呂臣を右大臣と爲し、大錦の冠を以て中臣鎌子連に授けて内臣と爲給ひ、封、若千戸を増したまふ。云々。中臣鎌子連、至忠之誠を懷き、宰臣の勢に據り、官司の上に處る。故れ進、退、廢、置を以て阿倍倉梯麻呂大臣と蘇我山田石川麻呂大臣とに賜ふ(或本云、練金(銀)を賜ふ)。乙卯の日(十九)、天皇、皇祖母尊、皇太子、大槻の樹の下に群臣を召集めて盟はしめ給ふ焉。天神・地祇に告して曰さく「天は覆ひ、地は載す。帝道、唯だ一つなり。而るを末代、澆薄きて、君臣・序を失ふ。皇天、手を我に假りて、暴逆を誅ひ殄し、今、共に心、血を漉げり。而れば自今以後、君は二の政、無く、臣は貳、朝無けむ。若し此の盟に貳かば、天、災し地、妖し鬼、誅し、人伐す。峻きこと日月の如くならむ」と。天豐財重日足姬天皇の四年を改めて、大化(百三十三)元年(乙巳年)と爲す。大化の元年の秋七月、丁卯の朝の戊辰の日(二)、息長足日廣額天皇の女、間人皇女を立てて皇后と爲たまひ、二の妃を立て給ふ。元の妃は阿倍倉梯麻呂の大臣の女を小足媛と曰す。有間皇子を生みます。次の妃は蘇我山田石川麻呂の大臣の女を乳娘と曰す。丙子の日(十)、高麗、百濟、新羅、並びに使を遣して調進る。百濟の調使、任那の

使を兼ね領りて、任那の調を進る。唯し百濟の大使、佐平緣福、遇病て津の館に留りて京に入らず。巨勢徳太臣を以て、高麗使に詔して曰さく、「明神と日本御宇す天皇の詔旨のり給はく、天皇の遣し給へる使と、高麗の神子の遣し奉る使と、既往は短けれど將來は長し。是故に溫和なる心を以て、相繼ぎて往來ふ可き而已」。また百濟使に詔して曰さく、「明神と日本御宇す天皇の詔旨のり給はく、始め我が遠く皇祖の世に、百濟國を以て内官家と爲たまふ。譬へば三枝之綱の如し。中間、任那國を以て百濟に屬け賜ひ、後に三輪栗隈君・東人を遣して、任那國の境を觀察しめ給ふ。是の故に百濟の王、勅の隨に悉に其の擧を示す。而るに調・闕くること有り。是に由りて其の調を却還し給ふ。任那の所出る物は、天皇の明かに覽そなはず所なり。夫れ自今以後、具に國と所出る調とを題すべし。汝、佐平等不易而來て、早く明かに報まをす須し、今、重ねて三輪君東人、馬飼造(名)を遣し給ふ。又、勅給はく「鬼部・達率意斯が妻子等を送り遣はす可し」と。戊寅の日(十二)、天皇、阿倍倉梯萬侶大臣、蘇我石川萬侶大臣に詔して曰はく「當に上古の聖王の跡に遵ひて、天下を治む可し。復た當に信を有ちて天下を治むべし」。己卯の日(十三)、天皇、阿倍倉梯麻呂大臣、蘇我石川萬侶大臣に詔して曰はく「歴く太夫と百伴造等とに、悦ぶ心を以て民を使ふ路を問ふ可し」と。庚辰の日(十四)、蘇我石川麻呂大臣、奏して曰さく「先づ以て神祇を祭ひ鎮めて、然して後に應に政事を議るべし」。是日、倭、漢、直、比羅夫を尾張國に、忌部首、子麻呂を美濃國に遣はして、神に供る幣を課す。

して曰さく「吉野の古人皇子、蘇我田口臣、川堀等と謀反。臣、其の徒に預はれり。(或本に云く。吉備笠臣垂、阿部大臣と蘇我大臣とに言して曰く、臣、吉野皇子の謀反之徒に預へり。故れ今自首をす)」と。中大兄、即ち菟田村室古、高麗宮知をして、兵(兵)若干を將て、古人大市皇子等を討たしむ。

或本に云く、十一月乙丑の朔の甲午の日(日)、中大兄、阿倍渠會倍臣、佐伯部子麻呂の二人をして、兵三十人を將て、古人大兄を攻めて、古人大兄と子とを斬さしむ。其の妃妾、自經て死せぬ。或本に云く、十一月、吉野の大兄王・謀反。事覺れて伏誅也。

甲申の日(日十九)、使者を諸國に遣はして、民の元敷を録さしむ。仍て詔して曰はく、「古へより以降、天皇の時ごとに、代を標す民を置きて、名を後に垂れ給へり。其の臣・連・伴・造・國・造等、各々己が民を置きて、恣情に驅使ふ。また國縣の山・海・林・野・池・田を割きとりて、以て己が財と爲して、争ひ戦ふことと已ます。或者は數萬頃の田を兼井せ、或者は全ら容針少地だに無し。調賦を進る時に及びて、其の臣・連・伴・造等、先づ自ら收斂めて、然して後に分ち進る。宮殿を脩治り、園陵を築造るに各、己が民を率て、事に隨ひて作る。易(易)に曰らく、上を損し・下を益すと。簡ふに制度を以てし、財を傷らす、民を害はされ。方今、百姓・猶ほ乏し。而るを勢ひ有る者、水・陸を分ち割きて以て私地と爲し、百姓に賣與へて年に其の價を索む。從今以後、地を賣ることを得じ。勿・妄に主と作りて劣弱を兼井すること。百姓・大く悦ぶ。

冬十二月、乙未の朔の癸卯の日(日)、天皇、都を難波の長柄の豊崎に遷し給ふ。老人等・相語りて曰く「春より夏に至るまで、鼠の難波に向きしは、都を遷し給ふ兆なり」と。戊午の日(日)、越國より言さく「海畔の枯查、東に向きて移り去りぬ。沙の上に跡有り、耕れる田の狀の如し」。是歲、太歲、乙巳。

二年(丙三〇六)の春正月、甲子の朔の日、賀正禮畢りて、即ち新しきに改むる詔を宣ふ。其の一に曰はく、「昔在の天皇等の立て給へる子代之民、處々の屯倉、及び・別・臣・連・伴・造・國・造・村・首の所有る部曲之民、處々の田莊を罷めよ」と。依りて食封を大夫より以上に賜ふこと各々差降あり。布帛を以て官人・百姓に賜ふこと各々差あり。又曰はく「大夫は民を治た使むる所なり。能く其の治を盡すときは、則ち民頼む。故れ其の祿を重みすることは、民の爲にする所以なり」と。

其の二に曰はく、「初めて京都を脩むるに、畿内に國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬・傳馬を置き、及び鈴・契を造り、山河を定めよ。凡そ京には坊毎に長一人を置き、四坊に令一人を置きて、戸口を按へ檢め新非を督し察らむることを掌しめよ。其の坊の令には、坊の内に明廉く強直しくして、時の務に堪れたる者を取りて宛てよ。里坊の長には、並びに里坊の百姓の、清く正しく強幹しき者を取りて宛てよ。若し當の里坊に人無くば、此の里坊に簡び用ゐることを聽す。凡そ畿内は、東は名鑿の横河より以來、南は紀伊の兄山より以來(兄、此をば制と云ふ)、西は赤石(明石)の櫛淵より以來、北は近江の狭々波の合坂山より以來を畿内國と爲よ。凡そ郡は四十里(二百)を以て大郡と爲、三十里(百)より以下、四里(二百)より以上を中郡と爲、三里を小郡(二百)と爲よ。其の郡司には、並に國造の性り・識・清廉くして、時の務に堪れたる者を取りて、大領、少領と爲し、強幹しく聰敏して書・算に工なる者を主政、主帳と爲よ。凡そ驛馬、傳馬を給ふことは、皆な鈴・傳符の尅の數に依らむ。凡そ諸國、及び關には鈴・契を給はむ。並びに長官・執れ。無くば次官・執れ」。

其の三に曰はく、「初めて戸籍、計帳、班田を收授之法を造る。凡て五十戸を里と爲し、里毎に長一人を置きて、戸口を按へ檢め、農、桑を課せ殖し、非違を禁め察め、賦役を催賦することを掌らしめよ。若し山・谷・阿險しくて、

地遠く人稀なる處には、便に隨ひて量りて置け。凡そ田は長さ三十步、廣さ十有二步を段と爲し、十段を町と爲よ。段ごとに租の稻・二束二把、町ごとに租の稻・二十あまり一束と爲よ。

其の四に曰はく、『舊の賦役を罷めて、田之調を行へ。凡そ絹、絲、綿は、並びに郷土の出す所に隨ひ、田一町に絹・一丈、四町にて正(疋)を成せ。長さ四丈、廣さ二尺あまり半。綿は二丈、二町にて正を成せ。長さ廣さ絹に同じ。布は四丈、長さ廣さ絹・綿に同じ。一町にて端を成せ。(絲・綿の純・屯は、諸の處に見えず。加人)。別に戸別之調を收れ。一戸に賃布・一丈あまり二尺、凡そ調の副物(綿・絲)と贊とは、亦た郷土の出す所に隨へ。凡そ官馬は、中馬(なかのうま)は一百戸毎に一疋を輸せ。若し細馬は二百戸毎に一疋を輸せ。其の馬を買はむ直は、一戸に布一丈あまり二尺、凡そ兵は、人の身ごとに刀・甲・弓・矢・幅・鼓を輸せ。凡そ仕丁は、舊の三十戸毎に一人、(一人を以て厨に充つ)とせしを改めて、五十戸毎に一人充厨也。以て諸の厨に充てよ。五十戸を以て仕丁一人の糧に充てよ。一戸に庸の布・一丈あまり二尺、庸の米・五斗。凡そ采女は、郡の少領より以上の姉妹(あねいも)及び子女の形容端正しき者(従丁一人、従女二人)を買れ。一百戸を以て采女一人が糧に充てよ。庸の布、庸の米、皆な仕丁に准らへよ。

是月、天皇、子代の離宮に御まして、使者を遣して、國郡に詔して兵庫(つぼくら)を脩營らしむ。蝦夷親附。(或本に云く、難波の狭屋部の邑の子代の屯倉を壞ちて、行宮を起つ。)

二月、甲午の朔の戊申の日(十五日)、天皇、宮の東の門に幸まして、蘇我右大臣(すまゐ)を使ひて詔ら使めて曰はく、『明神と日本御宇倭根子天皇、集はり侍る卿等、臣、連、國造、伴造、及び諸百姓に詔すらく、朕聞く、明哲の民を御むるは、鐘を門に懸けて百姓の憂を觀、屋を衝に作りて路、行の誘を聞き、芻蕘の説と雖も、親ら問ひて師と爲たまふと。是に由りて朕れ前に詔を下して曰く、古への天下を治むるに、朝に善を進むる族、誹謗の木あ

り。治道を通して諫むる者を求むる所以なり。皆な廣く下に詢ふ所以なり。(管子に曰へらく、黃帝は明堂の議を立てしかば、上に賢を觀、堯は衛室の間ありしかば、下に民に聽けり。舜は善を告ぐる族ありて主蔽れず。禹は建鼓を朝に立て、凱望に備へ、湯は總術の庭に有りて、以て民の非を觀、武王は靈臺の園ありて賢者進めりき。此故に聖帝明王、有ちて失ふこと勿く、得て亡ぼすこと勿き所以なり。所以に鐘を懸け、匱を設けて、表を收る人を拜し、憂へ諫むる人をして、表を匱に納れしめ、表を收る人に詔りて、且毎に奏請さしむ。朕れ奏請を得て、仍りて又た群卿に示せて便ち勸當へ使む。庶はくは留滯ること無からむことを。如し群卿等、或は懈怠りて慙ならず、或は阿黨・比周し、朕、復た諫を聽くことを肯げざらば、憂訴之人、當に鐘を撞く可し。詔ふこと已に此の如し。既にして、民の明直しき心に國土を懐ふ風有り。切に諫むる陳疏をば設の匱に納れたり。故れ今、集はり在る黎民に顯示(あらはし)。其の表に稱く「國政に奉るに緣りて、京に到れる民をば、官々・留めて雜の役に使ふ云々」。朕、猶ほ之を以て傷憫む。民、豈復た此に至らむと思ひけむや。然るに都を遷して未だ久しからず。遷りて資に似たり。是に由りて使はざることを得ずして、強(こゝろ)之を役ひたり。斯を念ふ毎に未だ嘗て寢を安くせず(いやすし)。朕、此の表を觀て、嘉し歎むること休み難し。故所諫之言の隨に、處々の雜々の役を罷めよ。昔に詔して曰はく、諫むる者は名を題せと。而るを詔命に隨はざるは、自ら利を求むるに非ずして、將に國を助けむと將るか。題すと不とを言はず。朕が廢忘を諫めよ。また詔し給はく、『集はり在る國の民の訴ふる所、多に在り。今將に理を解かむとす。諦かに宜ぶる所を聽け。其れ疑を決めむと欲ひて、京に入りて朝。集はる者は、且く退り散ること莫くて、朝に聚ひ侍れ。(是月)高麗、百濟、任那、新羅、並びに使を遣して調賦を貢獻る。乙卯の日(二十)天皇、子代離宮より還り給ふ。

三月、癸亥の朔の甲子の日(三)、東國の國司等に詔して曰はく、『集はり侍る群卿大夫、及び臣・連・國

造、伴造、并びに諸の百姓等、威な之を聽はる可し。夫れ天地の間に君として、萬民を宰むることは、獨り制む可からず。要す臣の翼を須つ(もち)。是に由りて代々の我が皇祖等、共に卿等が祖考と俱に治め給ひき。朕れ復た神の護を蒙りて、力めて卿等と共に治めむと思欲ふ。故れ前に良家の大夫を差はして、東方の八道を治め使む。既にして國司、任に之りて、六人は法を奉り、二人は令に違へり。毀譽、各々聞ゆ。朕、便ち厥の法を奉けたるを美めて、斯の令に違へるを疾む。凡そ治めむと將ふ者は、若くは君(上)も、如くは臣(下)も、先當に己を正しくして而して後他を正す當し。如し自ら正しからずば、何で能く人を正さむ。是を以て自ら正しからざる者は、君と臣とを擇ばず、乃ち殃を受けぬ可し。豈に慎まざらむや矣。汝、率ゐて正さば、孰か敢て正さざらむ。今、前の勅に隨ひて處斷之」と。辛巳の日(十九)、東國の朝で集はる使等に詔して曰はく、「集はり侍る群卿大夫、及び國造、伴造、并に諸の百姓等、威に之を聽はる可し。去年の八月を以て、朕れ親ら詣へて曰ひしく、莫・官、勢に因りて公、私の物を取ること、部内の食を喫ふ可し。部内の馬に騎る可し。若し詣ふる所に違はば、次、官より以上をば其の爵位を降し、主典より以下をば、其の苔・杖に決む。己に入れし物をば、倍て徵れ。詔、既に斯の如し。今、朝で集はる使及び諸の國造等に問ふらく、國司、任に至りて、詣ふる所を奉るや否や」と。於是、朝集はれる使等、具に其の狀(まじ)を陳す。穗積臣咋が犯せる所は、百姓の中に於て戸毎に求め索ふ。仍た悔いて物を還すに、而も盡く與へず。其の介・富制臣(名せり)巨勢臣紫檀の二人が過は、其の上を正さすと云々。凡そ以下の官人、威な過あり。其の巨勢德福臣が犯せる所は、百姓の中に於て戸毎に求め索ふ。仍た悔いて物を還すに、而も盡く與へず。復た田部の馬を取れり。其の介・林井連、押坂連(名せり)の二人は、其の上の失つ所を正さずして、翻りて共に己が利を求め、復た國造の馬を取れり。臺直・須彌、初は上を諱むと雖も、而も遂には俱に濁れぬ。凡そ以下の官人、威に過あり。

其の紀麻利者拖臣が犯せる所は、人を朝倉君、井上君の二人の所に使りて、爲に其の馬を牽き來たらしめて之を取れり。復た朝倉君をして刀を作らしめ、復た朝倉君の弓・布を得り、復た國造より所送る兵代(つば)の物を以て、明かに主に還さす。妄に國造に傳ふ。復た所任之國に於て、他に刀を偷まれぬ。復た倭國に於て、他に刀を偷まれぬ。是は其の紀臣其の介・三輪君大日、河邊臣百依等が過なり。其の以下の官人・河邊臣磯泊、丹比深目、百舌鳥長兄、葛城福草、難波(難波)此をば俱毘何梅と云ふ、大養五十君、伊岐史麻呂、丹比大目、凡て是の八人等は威な過あり。其の阿曇連(名)が犯す所は、和德史(名)が有所患時に、國造に言して官物を送ら使め、復た湯部の馬を取れり。其の介・膳部臣、百依が犯す所は、草代の物を家に收め置き、復た國造の馬を取りて、他馬に換へ來たれり。河邊臣磐管、湯麻呂の兄弟二人、亦た過あり、大市連(名)が犯す所は、前の詔に違へり。前詔に曰はく、「國司等、莫、任所に於りて自ら民の訴ふる所を斷ること」。嘯(ハ)斯の詔に違ひて、自ら菟碕の人の訴ふる所、及び中臣德が奴の事を判れり。中臣、德、亦た是れ同罪なり。湍田臣(名)が過は、倭國に在りて官の刀を偷まる。是れ謹まざる也。小綠臣、丹波臣(名)是は拙れども犯すこと無し。忌部・木葉、中臣連・正月の二人、亦た過なり。羽田臣、田口臣(名)二人は並びに過無し。平群臣(名)が犯す所は、三國の人の所訴あれども、未だ問はず。此を以て之を觀れば、紀麻利者拖臣、富制德福臣、穗積咋臣、汝等三人の意り拙き所なり。斯の詔に違ふことを念ふに、豈に情に勞しからざらむや。夫れ君・臣と爲りて、以て民を牧ふ者、自ら率ゐて正さば、孰か敢て直さざらむ。若くは君、或は臣、心を正しくせざる者は當に其の罪を受く當し。追て悔ゆとも何で及ばむ。是を以て凡そ諸の國司、過の輕さ重さの隨に、考へて罰はむ。また諸の國造、詔に違ひて財を己が國司に送りて、遂に俱た利を求め、恒に穢惡を懷く、治めざる可からず。念はすこと是の若しと雖も、始めて新しき宮に處まして、將に諸神に幣たてまつらむと將すこと今

云、金・銀・錦・綾、五くさの綵を蔵むること無れ。又曰、凡そ諸臣より民に至るまで、金・銀を用ゐることを得ず。縦し詔に違ひて、禁むる所を犯す者有らば、必ず其の族を罪なはむ。

復有(一)一、見て見すと云ひ、見ずして見たりと言ひ、聞かすして聞けりと云ふ。都て正しく語ひ正しく見るところ無くして、巧に詐る者多し。復た奴・婢ありて、主を貧しく困めりと欺きて、自ら勢家に託きて活を求む。勢家、仍りて強に留め買ひて、本主に送らざる者多し。復、妻・妾有りて、夫に放てられし者、年を経て後、他に適ぐは恒の理なり。而るを此の前夫、三四年の後に、後夫の財物を食り求めて、己が利と爲る者甚だ衆し。復た勢を恃む男有りて、浪に他の女を要びて、未だ納へざる際に、女、自から人に適げり。其の浪に要びし者(しも)、嘖りて兩家の財物を求めて、己が利と爲るもの甚だ衆し。復た夫を亡へる婦ありて、若くは十年、及び二十年を経て、人に適ぎて婦と爲り、并せて未だ嫁がざる女、始めて人に適ぐ時に、是に斯の夫婦を妬みて、祓除せさむるもの多し。復た妻と爲りて嫁はれ難たれし者有りて、特(二)一、慙愧所惱るゝに由りて、強に事取の婢(事取、此をば居騰佐柯と云ふ)と爲り。復、屢々己が婦の他に好けたりと嫌ひ、好みて官司に向きて決を請すもの有り。假使、明かなる三の證を得て、俱に顯し陳さしめて、然して後に詰す可し。詎にぞ浪に訴ふることを生さむ。復た邊畔に役はる民あり、事了りて郷に還る日、忽然に得疾て路頭に臥死りぬ。於是、路頭の家、乃ち謂ひて曰く「何の故か人を使得余路に死なせむ」と、因りて死者の友伴を留めて、強に祓除しむ。是に由りて兄・路に臥死と雖も、其の弟・收めざる者多し。復た百姓、河に溺れ死ぬること有り。逢へる者、乃ち謂ひて曰く「何の故か我に溺れ死ぬと雖も、其の弟・收めざる者多し」と、因りて溺者の友伴を留めて、強に祓除しむ。是に由りて兄・河に溺れ死ぬと雖も、其の弟・收めざる者多し。復、役はるゝ民ありて、路の頭に炊飯(一)一。於是、路の頭の家、乃ち謂ひて曰く「何の故か情の任に飯を余が路に炊

く」と言ひて、強に祓除しむ。復た百姓ありて、他に就きて飯を借りて飯を炊ぐ、其の飯物に觸れて覆る。於是、飯の主、乃ち祓除しむ。如是等の類、愚俗(一)一の染へる所なり。今、悉く除斷て、勿復た爲せむること。復た百姓あり。京に向る日に臨みて、乗れる馬の疲瘦れて行かざらむことを恐れて、布二尋、麻一束を以て、參河、尾張、兩國の人に送りて、雇ひて養飼はしめ、乃ち京に入でぬ。郷に還る日に鎌一口を送れり。而るに參河・尾張の人等、能・養ひ飼はずして、翻りて疲せ死な令めつ。若し是れ細馬は即ち貪愛むことを生して、工に護語を作へ、偷まれ失へりと言ひ、若くは是れ牝馬にて、己が家に孕めば、便ち祓除へ使めて遂に其馬を奪ふと、飛に聞くこと是の若し。故れ今、制を立つ。凡そ馬を路傍の國に養ふ者は、被雇人を將て、審かに村首に告げて、方に酬物を授けよ。其の郷に還る日に、須らく更に報ふ須らされ。若し疲損を致さば、物を得合からじ。縦し斯の詔に違はゞ、將に重罪を科せむ。

市司、要路、津濟、渡子の調賦を罷めて、田地を給與へよ。凡そ畿内より始めて、四方の國に及ぶまでに、農作の月に當りては、早に田營ることを務めよ。美物(一)一と酒とを喫は使む合からず。宜しく清廉き使者を差はして畿内に告ふ宜し。其の四方の諸國の國造等にも、宜しく善しき使を擇びて、詔の依に催し勤む宜し。

秋八月、庚申の朔の癸酉の日(十四)、詔して曰はく、原れば夫れ天地・陰・陽にして、四時を以て相亂さしめず。惟れば此れ天地、萬物を生す。萬物の内に、人は是れ最も靈あり。最も靈なる間に、聖人主たり。是を以て聖主・天皇、天に則とりて萬を御し、人の所を獲むことを思ししこと、暫くも胸に廢てまさず。而るを王の名名より始めて、臣・連・伴・造・國・造まで、其の品部を分ち、彼の名名を別け、復た其の民の品部を以て、交雜りて國縣に居ら使め、遂に父子を以て姓(一)一を易へ、兄弟・宗を異にし、夫婦・更互に名を殊なら使む。一家、五に分れ六に割

く。是に由りて争ひ競ふ詔、國に盈ち朝に充ち、遂に治まる事を見ず。相亂ること彌盛なり。粵を以て今の萬を御す天。皇より始めて、臣、連等(伴造等)に及ぶまでに、所有る品、部は、宜しく悉に皆罷めて國家の民と爲す宜し。其の王名を假借て伴造と爲り、其の祖名に襲據て臣・連と爲る。斯等のこと深く情に悟らず、忽ちに若是・宜ぶる所を聞き、當に祖名も所借名も滅えぬと思ふ當む。是に由りて預め宣べて、朕が懐ふ所を聽知ら使めむ。王者の覺、相續ぎて萬、御めさば、信に時の帝と祖皇の名とを知りて、世に忘らる可からず。而るを王の名を以て、輕しく川・野に掛け、名を百・姓と呼ぶ。詔に可畏焉。凡そ王者の號は、將に日月の隨に遠く流れ、祖子の名は天地と共に(のほろび)長く往くべし。如是思ふが故に宜ふ。祖子たちより始めて、奉仕る卿大夫、臣、連、伴、造、氏々の人等(或本に云く、名名の王・民)咸くに聽聞はる可し。

今、汝等を以て仕へ使むる狀は、舊の職を改め去りて、新に百官を設け、及び位階を著し、官位を以て叙け給はむ。今、發遣す國司、並びに彼の國造、以て奉聞はる可し。去年(乙卯)朝集に付けたる政は、前の處分の隨に收めたる數の田を以て、均しく民に給へ、彼・我を生すこと勿れ。凡そ田を給はむことは、其の百姓の家、近く田に接けらば、必ず近きを先と爲む。如此に奉宣。

凡そ調賦は男の身の調を收む可し。凡そ仕丁は五十戸毎に一人。宜しく國々の境塲を觀て、或は書にしるし、或は圖をかき、持來りて示せ奉る宜し。國縣の名は來し時に將に定めむ。國々の堤を築く可き地、溝を穿る可き所、田を墾る可き間は、均しく給はりて造ら使めむ。當に此の宜ふ所を聞解る當し。

九月、小徳・高向博士、黑麻呂を新羅に遣して、質を買つら使む。遂に任那の調を罷む(黑麻呂、更名は玄理)。是月に天皇、蝦蟇行宮(或本に云、離宮)に御す。是歲、越國の鼠、晝夜・相連りて東に向きて移去く。

三年(丁酉)の春正月、戊子の朔、壬寅の日(十五)、朝の庭に射す。是日、高麗、新羅、並びに使を遣して調賦貢獻する。

夏四月の丁巳の朔、壬午の日(二十)、詔して曰はく、惟神も「惟神は、神道に隨ひて、亦た自からに神道・有るを謂ふ也。此の國は惟神」我が子・應治(のり)と故寄させき。是を以て天地之初より君臨之國(のり)なり。始治國・皇祖の時より、天下・大同(のり)と都て彼此といふこと無し。既にして頃者は、神名・天皇の各名より始めて、或は別れて臣・連の氏と爲り、或は別れて造等の色と爲れり。是に由りて率土の民の心、固く彼此といふことを執へ、深く我・汝を生して、各々名々を守る。また拙く弱き臣・連・伴・造・國・造は、彼の姓と爲る神名・王名を以て、自から心の歸る所に逐ひて、妄に前々に處々(前々は諸人々)に付く。爰に神名・王名を以て人の賂物と爲すが故に、他の奴・婢に入れて清き名を穢汗す。遂に即ち民の心、整らずして國政、治め難し。是故に今者・隨在天神も治め平く可き運に屬りて、斯等を悟ら使めて、將に國を治め民を治む將し。是を先にし是を後にすることは、今日・明日、次而・續きて詔せむ。然れども素より天皇の聖化に頼りて舊俗に習へる民、未だ詔せざるの間、必ず當に待ち難てぬ當し。故れ皇子、群臣より始めて、諸の百姓に及ぶまでに、將に庸・調を賜はむ。

是歲、小郡を壞ちて宮を營る。天皇、小郡宮に處しまして禮法を定め給ふ。其の制に曰はく、「凡そ位有る者は、要す寅時に南門の外に、左・右に羅列りて、日の初めて出づるを候ひて、庭に就てて再拜みて、乃ち廳に侍れ。若し晚く参し者は、入りて侍ることを得じ。午時に到るに臨みて、鐘を響きて罷れ。其の鐘を撃く吏者は、赤巾を前に垂れよ。其の鐘の臺は中庭に起てよ。」

工人・大山位(此位は次子)倭漢直・荒田井比羅夫、誤りて溝瀆を穿りて、難波に控引て、百姓を疲勞らしむ。

爰に疏を上りて切に諫むる者有り。天皇、詔して曰はく「妄に比羅夫が詐る所を聽して、空しく溝瀆を穿れるは朕が過なり」と。即日、役を罷め給ふ。

冬十月、甲寅の朝の甲子の日(廿二)、天皇、有間の温泉に幸ます。左、右の大臣、群卿大夫、從、焉。十二月の晦の日(廿二月辛巳)、天皇、温泉より還りまして武庫の行宮に停り給ふ(地名也)。是日、皇太子の宮に災けり。時人、大きに驚き怪しめり。

是歳、七色の一十三階の冠(ハシ)を制る。一に曰く、織冠は大・小・二階あり。織を以て爲り、繡を以て冠の縁に裁れたり。服色は並びに深紫を用ゐる。二に曰く、繡冠は大・小・二階あり。繡を以て爲之、織を以て冠の縁に裁れたり。服色は並びに織冠に同じ。三に曰く、紫冠は大・小・二階あり。紫(紫綵)を以て爲之、織を以て冠の縁に裁れたり。服色は並びに淺紫を用ゐる。四に曰く、錦冠は大・小・二階あり。其の大錦冠(ハシ)は、大伯仙の錦を以て爲之、織を以て冠の縁に裁れたり。其の小錦冠(ハシ)は、小伯仙の錦を以て爲り、大伯仙の錦を以て冠の縁に裁れたり。服色は並びに眞紫を用ゐる。五に曰く、青冠は青絹を以て爲る。大き小き二階あり。其の大青冠(ハシ)は、大伯仙の錦を以て冠の縁に裁れ、其の小青冠(ハシ)には、大青冠の錦を以て冠の縁に裁る。服色は並びに緑を用ゐる。七に曰く、建武(初位)又は立身と名づくは黒絹を以て爲り、紺を以て冠の縁に裁れたり。別に鍔冠あり。黒絹を以て爲る。其の冠の背には、漆、羅を張れり。縁と銅とを以て其の高さ下さを異にす。形、蟬に似たり。小錦の冠より以上の銅は、金・銀を雜へて爲り。大き小き青冠の銅は、銀を以て爲り。大き小き黒冠の銅は、銅

を以て爲る。建武之冠は銅無し。此の冠は大會し、饗客し、四月・七月の齋する時に著る所なり焉。新羅より、上臣・大阿彌・金春秋等を遣して、博士・小徳・高向黒麻呂、小山中(此の號は、次の中臣連押熊を送りて來て、孔雀一隻、鸚鵡一隻を獻る。仍て春秋を以て質と爲す。春秋、姿類美くして、善で談笑す。淳足の柵を造りて柵戸を置き給ふ。老人等相謂りて曰へらく「去年、鼠の東に向きて行きしは、此の柵を造るの兆か」。四年(一三〇八)の春正月、壬午の朝の日、賀正焉。是の夕、天皇、難波豐碕宮に幸す。二月の壬子の朝の日。三、韓に學問僧を遣はし給ふ。己未の日(廿八)、阿倍大臣、四衆を四天王寺に請せて、佛像四軀を迎へて塔の内に坐せしめ、靈鷲山の像を造るに、鼓を累積ねて爲れり。夏四月の辛亥の朝の日に、古冠を罷む。左、右の大

臣、猶ほ古冠を著る。是歳、新羅より使を遣して調買る。警舟の柵を治めて以て蝦夷に備ふ。遂に越國と信濃國との民を選びて、始めて柵戸に置けり。

五年(一三〇九)の春正月、丙午の朝の日、賀正す。二月に冠・十・九階を制る。一に曰く大織(ハシ)二に曰く小織。三に曰く大繡(ハシ)。四に曰く小繡。五に曰く大紫。六に曰く小紫。七に曰く大華上(ハシ)。八に曰く大華下。九に曰く小華上。十に曰く小華下。十一に曰く大山上。十二に曰く大山下。十三に曰く小山上。十四に曰く小山下。十五に曰く大乙上(ハシ)。十六に曰く大乙下。十七に曰く小乙上。十八に曰く小乙下。十九に曰く立身。是月に博士・高向玄理(ハシ)と釋僧・曼とに詔して、八省・百官を置き給ふ。三月、乙巳の朝の辛酉の日(廿七)、阿倍大臣薨ぬ。天皇、朱雀門(ハシ)に幸まして舉哀而慟(一謂四字引合)ひ給ふ。皇祖母尊、皇太子等、及び諸公卿、悉く隨ひて哀哭。戊辰の日(廿九)、蘇我臣・日向(日向字は身刺)、倉山田大臣を皇太子に誦ちて曰さく「僕が異母兄、麻呂、皇太子の海邊に遊び給ふを伺ひて、將に害はむとす。將反こと其れ

久しからじ」と。皇太子・信け給ふ。天皇、大伴狛連、三國麻呂公、穗積鴨臣を、蘇我倉山田石川麻呂の大臣の所に使はして、反くことの慮、實を問はせ給ふ。大臣答へて曰さく「問はせ被る、報は、僕れ面に當に天皇之所(四字引合)に陳すべし」と。天皇、更に三國麻呂公と穗積鴨臣とを遣して、其の反、狀を審めしめ給ふ。麻呂大臣、亦た前の如くに答へ申す。天皇、乃ち將に軍を興して大臣の宅を圍まむとす。大臣、乃ち二の子の法師と赤狛(更名は秦)とを將て、茅渟道より逃げて倭國の境に向く。大臣の長子の興志、是より先に倭に在りて其寺を營造る(山田の家に在るを謂ふ)。今、忽かに父の逃げ來る事を聞きて、今來の大槩の邊に迎へて、就前行て寺に入り、頼て大臣に語りて曰さく「興志、請ふ自ら直に進みて、來る軍を迎へ拒がむ」。大臣・許さず焉。是夜、興志・意に宮を燒かまく欲し、猶ほ士卒を聚む。(宮は、小梨田宮を謂ふ)。己巳の日(廿五)、大臣、長子の興志に語りて曰へらく「汝、身を愛しむ乎」。興志・對へて曰さく「愛します」と。大臣、仍ち山田寺の衆僧、及び長子・興志と、數十人とに陳説ひて曰へらく「夫れ人、臣たる者、安ぞ君に逆(ことし)を構へむ。何ぞ父に孝ふことを失はむ。凡そ此の伽藍は、元より自身の故に造れるに非ず。天皇の奉爲に誓ひて作れるなり。今我れ身刺に請たれて、恐らくは横に誅されなむ。聊か黄泉に望みて、尙ほ忠、を懷きて退らむ。寺に來つる所以は、終、時を易からしめむとなり」と、言ひ畢りて佛殿の戸を開き、仰ぎて誓を發て、曰らく「願はくば我、生々世々に、君子を怨みまつらし」。誓ひ訖りて自ら經きて死ぬ。妻子、死に殉ふ者八人。是日、大伴狛連と蘇我日向臣とを將、と爲て、衆を領て大臣を遣はしむ。將軍・大伴連等、黒山に到るに及びて、土師連・身、采女臣・使主麻呂、山田寺より馳せ來りて告げて曰く「蘇我大臣、既に三男と一女と、俱に自ら經きて死りぬ」と。是に由りて將軍等、丹比坂より歸る。庚午の日(廿六)、山田大臣の妻子、及び隨身者、亦た自ら經きて死ぬる者衆し。穗積臣・鴨、大臣の伴黨・田口臣筑紫等を捉へ聚めて、枷を著かし反縛れり。是夕、木匠麻呂、蘇我臣日向、穂

積臣鴨、軍を以て寺を圍み、物部二田造・鹽を喚びて、大臣の頭を斬らしむ。於是、二田鹽、仍ち大刀を抜きて、其の穴を刺擧げて叱咤び號叫びて、始し斬之。甲戌の日(三十一)蘇我山田大臣に坐りて戮されし者は、田口臣筑紫、耳梨道徳、高田臣醜雄(醜、此をば之渠と云ふ)、額田部湯坐連(名を闕せり)、秦吾寺等、凡て十四人、絞らるる者九人、流さるる者十餘り五人。

是月(三)、使者を遣はして、山田大臣の資財を收め給ふ。資財の中に、好き書の上には「皇太子の書」と題し、重き寶の上には「皇太子の物」と題せり。使者還りて所收たる狀を申す。皇太子、始し大臣の心の猶ほ眞淨きことを知りて、追て悔ひ恥ることを生して、哀しび敷き給ふこと休み難し。即ち日向臣を筑紫の大宰、帥に拜す。世人、相謂りて曰へらく「是れ隠流乎」。

皇太子の妃・蘇我の造、媛、父の大臣が鹽の爲に斬られたりと聞きて、心を傷り、痛み惋ひ、鹽といふ名を聞くことを惡む。所以に造、媛に近く侍へまつる者、鹽の名を稱ふことを忌み、改へて堅鹽と曰ふ。造、媛、遂に心を傷むるに因りて死ぬることを致せり。皇太子、造、媛、徂逝ぬと聞して、惘然傷恨、哀泣み給ふこと極めて甚し。是に野中川原史・滿進みて歌を奉りて歌ひて曰さく、

山川に、鶯鶯二つ居て、匹ひ好く、構へる妹を、誰か幸にけむ。(其一)

樹枝ごとに、花は咲けども、何ととも、愛、妹が、復た咲き出來ぬ。(其二)

皇太子、慨然頽歎、褒美て曰く「善矣、悲矣」と。乃ち御琴を授けて唱はしめ、組四正、布二十端、綿二裘を賜へり。夏四月、乙亥の朔の甲午の日(廿)、小紫・巨勢徳陀古臣に大紫を授けて左大臣と爲し、小紫、大伴長徳連(字は馬飼)に大紫を授けて右大臣と爲たまふ。五月(考本は秋)、癸卯の朔の日に、小華下・三輪君色夫、大山山、

掃部連・角麻呂等を新羅に遣はしたまふ。是歳、新羅王、沙喙部・沙殍と金多逢とを遣して賀と爲す。從者三十七人。
(僧・一人、侍郎・二人、丞・一人、連官郎・一人、中客・五人、才伎・十人、譯語・一人、雜儻人・十六人、并せて三十七人也)。

白雉(はくし)元年(庚戌年)の春正月の辛丑の朝の日、車駕、味經宮に幸まして賀正の禮を觀そなはず(味經、此をば阿賦賦と云ふ)。是日、車駕、宮に還らせ給ふ。

二月、庚午の朝の戊寅の日(九)、穴戸國司・草壁連・醜經、白雉を獻りて曰さく「國造・首が同族の數名正月の九日に麻山に於て獲へたり焉」と。於是、諸を百濟君に問ひ給ふ。百濟君對へて曰さく「後漢の明帝の永平の十一年に、白雉の事有所見焉云々」。又沙門等には給ふに、沙門等對へて曰さく「耳にも未だ聞かざる所、目にも未だ觀ざる所なり。宜しく天下に赦して、民の心を悅ばせ給ふ宜し」と。道登法師は曰さく「昔、高麗、伽藍を營らむと欲ひて、地として覽ずといふこと無し。便ち一所に白き鹿・徐に行く。遂に此地に伽藍を造營り、白鹿蘭寺と名けて佛法を住持てり。又、白き雀、一寺の田莊に見れしとき、國人・亦た休祥なりと曰しき。又大唐に遣し給へる使者、死にたる三足の鳥を持て來れりしとき、國人、亦た休祥なりと曰しき。斯等、微と雖も尙ほ祥物と謂す。況や復た白雉をや」。僧・曼法師は曰さく「此は休祥と謂ひて希しき物と爲るに足れり。伏して惟るに、王者の徳・四表に旁く流る(はつた)ときは即ち白雉を見る。また王者の祭祀・相踰らすして、宴食・衣服、節あるときは即ち至る。また王者の清素

なるときは即ち山に白雉出づ。また王者の仁・聖にましますときは即ち見る。また周の成王の時に、越裳氏・來て白雉を獻りて曰さく、吾、國の黃帝に聞くに、曰しく、久矣・烈風淫雨無くして江海・波溢げざること茲に三年矣。意はく中國に聖人有しますらむ。蓋ぞ往て朝らざらむや。故れ三の譯を重ねて至れりと。また晉の武帝の咸寧の元年に松滋に見る。是れ則ち休祥なり。天下に赦す可しと云ひて、是に白雉を以て圖に放たせ給ひき」と曰す。
甲申の日(十五)、朝廷の隊仗、元會儀の如し。左の大(大臣)右の大(臣)百官の人等、四列を紫門の外に爲しつ。粟田臣飯蟲等四人を以て、雉の輿を執りて在前ちて去かしめ、左の大(臣)右の大(臣)乃ち百官及び百濟君・豐璋、其の弟・塞城・忠勝、高麗侍醫毛治、新羅侍學士等を率て中庭に至り、三國公・麻呂、猪名公・高見、三輪君・穗穗、紀臣乎麻呂、岐太の四人を以て、代に雉の輿を執りて、殿の前に進ら使む。時に左・右の大(臣)、就りて輿の前頭を執り、伊勢王、三國麻呂、倉臣小原、輿の後頭を執りて、御座の前に置けり。
天皇、即ち皇太子を召して、共に執りて觀はす。皇太子、退りて再拜まして、巨勢大臣を以て賀奉らしむ。曰さく、「公卿、百官の人等、賀奉らく、陛下、清平(せいへい)なる徳を以て天下を治す。故れ爰に白雉有りて西の方より出づ。乃ち是れ、陛下、千秋萬歳に及ぶまで、淨く四方の大八嶋を治しめさむ。公卿、百官、及び諸の百姓等、翼くは忠誠を齎して、勤みて事へ將らむ」と。賀奉り訖へて再拜す。詔して曰はく「聖王・世に出でて天下を治する時に、天、則ち之に應へて其の祥瑞を示す。曩者、西土の君・周成王の時と、後漢の明帝の時とに、白雉・爰に見ゆ。我が日本國の譽田天皇の世に、白雉・宮に擲ふ。大鷦鷯帝の時に、龍馬・西に見る。是を以て古へより今に至る迄に、祥瑞・時に見えて以て有徳(ありとく)に應ふること其の類・多矣。所謂る鳳凰、麒麟、白雉、白鳥、斯くの若きの鳥、獸、草木に及ぶまで、符・應あるは、皆是れ天地の生す所の休祥・嘉瑞なり。夫れ明聖の君、斯の祥瑞を獲たまふこと、適に其れ宜也。朕は惟れ虚薄し、何を以てか斯を享けむ。蓋し此れ専らに扶翼の公卿、臣、連、伴、造、國造等、各々丹誠を盡して、制度を奉遊ふに由りて致す所なり。是故に公卿を始め、百官等に及ぶまで、清白けき意を以て、神祇を敬ひ奉り、並びに休祥を受けて天下を榮やか令めよ」。

又、詔して曰はく「四方の諸國郡等は、天の委付くるに由りての故に、朕、總臨て萬を御む。今我が親・神祖の所知る穴戸國の中に此の嘉祥あり。所以に大きに天下に赦し、元を白雉と改む。仍りて鷹を穴戸の境塚に放つことを禁む」。公卿大夫より以下、令史に至るまでに、物賜ふこと各差あり。於是、國司・草壁連醜經を褒美て大山を授け、並に大きに祿給ひ、穴戸の三年の調役を復さる。

夏四月、新羅より使を遣して貢調る。(或本に云く、是の天皇の世、高麗、百濟、新羅の三國、毎年に使を遣して貢獻る)。冬十月、宮の地に入れむが爲めに所壞たる丘墓、及び遷されたる人に、物を賜ふこと各差有り。即ち將作大匠・荒田井直・比羅夫を遣はして、宮の塚標を立てしむ。是月、始めて丈六の繡像、扶侍八部等(四つ)、四十八柱あまり六の像を造る。是歳、漢山口直・大口、詔を奉はりて千の佛の像を刻る。倭漢直・縣、白髮部連鏡、難波吉士・胡床を安藝國に遣はして、百濟船・二隻を造らせ給ふ。

二年(辛丑年)の春三月、甲午の朔の丁未の日(十四)、丈六の繡の像等成りぬ。戊申の日(十五)皇祖母尊、十師等を請て設齋す。夏六月、百濟、新羅、使を遣して調貢り物獻る。(秋七月右大臣大伴)。冬十二月の晦の日、味經宮に於て、二千、百餘の僧尼を請て、一切經を讀ませしむ。是夕、二千あまり七百餘りの燈を朝の庭内に燃して、安宅・土側等の經を讀ませ給ふ。於是、天皇、大郡(新羅)より遷りて新宮に居します。號けて難波の長柄の豐碯宮と曰す。是歳、新羅の調貢る使・知万沙滄等、唐國の服を着て筑紫に泊れり。朝廷、恣に俗を移せる事を惡みまして、呵噴て追ひ還し給ふ。于時、巨勢大臣・請ひ奏して曰さく「今、新羅を伐ち給はずば、後に必ず當に悔有らむ。其の伐ち給はむは、須らく舉力ひ須らず、難波の津より筑紫の海裏に至るまでに、相接ぎて鱗船を浮け盈して、新羅を召して其罪を問ひ給はむ、得たまふに易かる可し焉」と。

三年(壬子年)の春正月、己未の朔の日、元日禮・訖りて、車駕、大郡の宮に幸ます。正月より是月に至りて、班田すること既に訖りぬ。凡そ田は長さ三十歩、廣さ十二歩を段と爲し、十段を町と爲す。(段ごとに租・稻・一東半町には租・稻・十あまり五束)。三月、戊午の朔の丙寅の日(九)車駕、宮に還り給ふ。

夏四月、戊子の朔の壬寅の日(十五)、沙門・惠隱を内裏に請せて、無量壽經を講か使む。沙門・惠資を以て論議者と爲し、沙門一千を以て作聽衆と爲す。丁未の日(廿)、講を罷む。此日より初めて、連りに雨氷ふること、九日に至り、宅屋を損壞り、田の苗を傷害ふ。人、及び牛馬の溺死ぬるもの衆し。

是月に戸籍を造る。凡そ五十戸を里と爲す。里毎に長一人を置く。凡そ戸主には、皆な家長を以て之に爲せ。凡そ戸は皆な五家して相保(あひまも)り、一人を長と爲して以て相檢察せしむ。新羅、百濟、使を遣して調貢り、物獻る。秋九月、宮を造ること已に訖りぬ。其の宮殿の狀は、彈くに論ふ可からず。冬、十二月の晦の日、天下の僧・尼を内裏に請せて、設齋(せつさい)して大捨・燃燈す。

四年(癸丑年)の夏五月、辛亥の朔の壬戌の日(十二)、大唐に發遣し給ふ大使・小山上・吉士長丹、副使・小乙上・吉士胸(胸、更名は糸)、學問僧・道嚴、道通、道光、惠施、覺勝、辨正、惠照、僧忍、知聰、道照、定惠(定惠は内大臣の長子なり)、安達(安達は中臣渠每連の子なり)、道觀(道觀は春日粟田臣・百濟が子なり)、學士・生・巨勢臣粟(粟は豐足臣が子なり)、氷連老人(老人は眞玉の子なり。或本に、學問僧・知辨、義德、學士・坂合部繁積を以て増へたり)。并せて一百二十有一人。俱に一船に乗り、室原首・御田を以て送使とす。又、大使・大仙下・高田首根麻呂(更名は八狹屋)、副使・小乙上・掃守連小麻呂、學問僧・道綱、義向、并せて一百あまり二十人、俱に一船に乗り、土師連・八手を以て送使とす。

是月、天皇、曼法師の房に幸まして其の疾を問はせ給ふ。遂に口づから恩命を勅り給ふ。(或本の五年七月に云く、僧・曼法師、病して阿曇寺に臥せり。於是、天皇・幸まして問ひ給ふ。仍りて其手を執りて曰はく、若し法師今日しも亡ばば、朕も從ひて明日に亡なむ。

六月、百濟、新羅、使を遣はして調貢り物獻る。處々の大道を脩治る。天皇、曼法師の命終を聞しめして、使を遣はして弔ひ給ひ、并せて多に送賜ふ。皇祖母尊、及び皇太子等、皆な使を遣して曼法師の喪を弔ひ給ふ。遂に法師の爲に、書工・狛堅部・子麻呂、鯉魚戸直等に命せて、多に佛菩薩の像を造りて、川原寺に安置しむ(或本に云く、山田寺に在り)。

秋七月、大唐に遣はされたる使人・高田首根麻呂等、薩麻の曲、竹島の門に於て、船合りて没死ぬ。唯だ五人有りて、胸に一の板を繋ぎて、竹島に流遇れり。所計を知らず。五人の中に門部金竹を採りて筏に爲りて、神島に泊れり。凡そ此の五人、六日六夜を経て、全ら飯食はず。於是、金を褒美て位を進め、祿を給ふ。

是歳、皇太子(觀)奏請して曰さく「翼はくは倭京に遷らまく欲ふ」と。天皇、許し給はず焉。皇太子、乃ち皇祖母尊、間人皇后を率て奉り、并せて皇弟(天)等を率ひて、往きて倭の飛鳥の河邊の行宮に居します。時に公卿大夫・百官の人等、皆隨ひて遷りぬ。是に由りて天皇、皇・恨みまして、國位を捨り給はむと欲して、宮を山崎に造ら令め給ふ。乃ち歌を間人皇后に送りて曰はく、

格著け、朕が飼ふ駒は、牽出せず、朕が飼ふ駒を、人見つらむか。

五年(甲寅)の春正月、戊申の朝の夜、鼠倭都に向きて遷る。壬子の日(日五)、紫冠を以て中臣鎌足連に授け、封・若干戸を増へ給ふ。二月、大唐に遣す押使・大錦上・高向史・玄理(或本に云く、夏五月、大唐に遣せ

る押使・大華下・高向玄理)。大使、小錦下・河邊臣麻呂。副使、大山下・樂師・惠日。判官・大乙上・書直麻呂

(或本云、判官・小山下・書直麻呂)、宮道阿彌陀、小乙上・岡君宜、置始連・大伯、小乙下・中臣間人連・老(老、此をば於喩と云ふ)、田邊史・鳥等、分れて二船に乗り、留連ふこと數月、新羅道を取りて萊州に泊れり。遂

に京に到りて天子に觀え奉る。是に東宮監門・郭文學、悉に日本國の地理、及び國の初の神の名を問ふ。皆な問ふが隨に答ふ。押使・高向玄理、大唐にして卒りぬ。

伊吉博德書に曰く、學問僧・惠妙、唐にして死せぬ。知聰・海に死り、智國も海にて死せたり。智宗は、庚寅年(西曆)新羅の船に付きて歸る。覺勝は唐にして死せ、義通は海に死りぬ。定惠は乙丑年(天智)劉德高等が船に付きて歸る。妙位、法勝、學生・氷連老人、高黄金、并せて十二人、別倭種・韓智興・趙元寶は、今年、使人と共に歸る。

夏四月、吐火羅國の男二人、女二人、舍衛國の女一人、風に被ひて日向に流れ來れり。

秋七月、甲戌の朝の丁酉の日(廿四)、西海使・吉士長丹等、百濟・新羅の遣せる使と共に、築紫に泊たり。是月、西海使等が唐國の天子に奉對ひて、多に文書、寶物を得たることを褒美たまひて、小山上・大使・吉士長丹に授くるに小華下を以てし、封・二百戸を賜はり、姓を賜ひて吳氏と爲し、副使小乙下副使・吉士駒に授くるに小山上を以てし給へり。

冬十月、癸卯の朝の日、皇太子、天皇・疾病し給ふと聞して、乃ち皇祖母尊、間人皇后を奉りて并せて皇弟、公卿等を率ひて、難波宮に赴き給ふ。壬子の日(日十)、天皇・正寢に崩りましぬ。仍りて殯宮を南庭に起てて、小山上・百舌鳥土師連・土徳を以て、殯宮之事を主らしめ給ふ。

十二月、壬寅の朔の己酉の日(八)、大坂の磯長陵に葬しまつる。是日、皇太子、乃ち皇祖母尊を奉りて、倭の河邊の行宮に遷り居します。老者(老母)語りて曰へらく「鼠倭都に向ひしは、都を遷すの兆也」と。是歳、高麗、百濟、新羅、並びに使を遣して弔ひ奉る。

日本書紀 卷第二十五 終

日本書紀 卷第二十六

天豐財重日足姬天皇 齊明天皇

天豐財重日足姬天皇は、初に橘豐日天皇(明用)の孫・高向王に適ひて漢皇子を生み、後に息長足日廣額天皇(明)に適ひて、二男・一男・一女を生みます。二年に立ちて皇后と爲り給ふ。(語は息長足日廣額天皇の紀に見ゆ)。十三年の冬十月、息長足日廣額天皇崩り給ふ。明年の正月、皇后・天皇位・即して元を改む。四年の六月に、位を天萬豐日天皇(孝)に譲り給ふ。天豐財重日足姬天皇を稱して、皇祖母尊と曰す。天萬豐日天皇後の五年の十月に崩りましぬ。

元年(乙卯年)の春正月、壬申の朔の甲戌の日(三)、皇祖母尊、飛鳥の板蓋宮に天皇位・即す。夏五月、庚午の朔の日、空中に龍に乗れる者あり。貌、唐の人に似たり。青き油笠を著て、葛城嶺より馳りて膽駒山に隠れつ。午時に及至りて、住吉の松の嶺之上より西に向ひて馳り去ぬ。秋七月、己巳の朔の己卯の日(十二)、難波の朝に於て、北の蝦夷(北)九十九人、東蝦夷(東)九十五人并に百濟の調使・二百五十人に設饗たまふ。仍りて橿養の蝦夷九人、津刈の蝦夷六人に冠・各々二階を授く。八月、

戊戌の朝の日、河邊臣麻呂等、大唐より還る。

冬十月、丁酉の朝の己酉の日(十三)、小瀬田に宮闕を造り起て、將に瓦覆に擬へむとす。又、深山・廣谷に、宮殿に造らむと擬へる材、朽爛れたる者多し。遂に止めて作らず。是冬、飛鳥板蓋宮に災り。故、飛鳥川原宮に遷り居します。

是歲、高麗・百濟・新羅、並びに使を遣はして調進る。百濟の大使・西部連率・余宜受、副使・東部恩率・調信仁、凡て一百餘人。蝦夷・卑人、衆を率て内屬ひ、謁に詣て朝獻る。新羅、別に及汝(一本作汝)彌武を以て、賀と爲し、十あまり二人を以て才伎者とす。彌武、遇疾て死りぬ。是年、太歳・乙卯。

二年(西紀一三二六)の秋八月、癸巳の朝の庚子の日(四)、高麗より達沙等を遣はして調進る。(大使・達沙、副使・伊利之、總て八十一人)九月、高麗に大使・贈臣葉積、副使・坂合部連・磐鉞、大判官・犬上君白麻呂、中判官・河内書首(名を闕せり)、小判官・大藏衣織造・麻呂を遣し給ふ。

是歲、飛鳥の岡本に更に宮地を定め給ふ。時に高麗、百濟、新羅、並びに使を遣はして調進る。爲に、紺の幕を此の宮地に張りて饗へ給ふ焉。遂に宮室を起つ。天皇、乃ち遷ります。號けて後飛鳥岡本宮と曰す。復、田身嶺に、冠らしむるに周垣を以てし(田身は山名なり。此をば太務と云ふ)、嶺の上の兩の槻樹の邊に觀を起つ。號けて兩槻宮(漢調・ふた)と爲ひ、亦た天宮と曰す。

時に興事、事を好む。迺ち水工を使用して渠を穿らしめて、香山の西より、石上山に至るまで、舟二百隻を以て、石上山の石を載みて、流の順に宮の東の山に控引き、石を累ねて垣を爲る。時人(ひと)謗りて曰く「狂心の渠、功夫を損し、費すこと三萬餘矣。垣を造るに功夫を費し損すこと七萬餘矣。宮の材、爛れ、山の椒、埋れり矣」。又謗りて曰く「石の

山丘を作る。作らむ隨に自らに破れむ(若しくは、未だ成らざる時)」。と。また吉野宮を作り給ふ。西海使・佐伯連務繩(位の階級を闕せり)、小山下・難波吉士國勝等、百濟より還りて鸚鵡一隻を獻る。岡本宮に災り。

三年(西紀一三二七)の秋七月、丁亥の朝の己丑の日(三)、都賀連國の男一人、女四人、筑紫に漂ひ泊れり。言さく「臣等、初め海見嶋に漂ひ泊れり」と。乃ち驛を以て召し給ふ。辛丑の日(十五)、須彌山の像を飛鳥寺の西に作り、且つ孟蘭盆會を設け給ふ。暮に都賀連人に饗たまふ。(或文に云く、隨羅人。)

九月、有間皇子・性、黠くして陽(ひま)狂すと云々。牟婁湯泉に往きて、病を療むる僞して來て、國の體勢(ていせい)を讀めて曰さく「纒に彼の地を觀るに、病、自からに瀕消りぬ云々」。天皇、聞しめし悦び給ひて、往しませて觀そなはさむと思欲す。

是歲、使を新羅に遣して曰はく「沙門・智達、聞人連・御既、依網連・稚子等を將て、汝か國の使を付けて、大唐に送ら令めむことを欲りす」と。新羅、聽はり送ることを肯せず。是に由りて沙門・智達等還歸けり。西海使・小葉下・阿曇連・類垂、小山下・津臣偏倭(偏倭、此をば俱豆腐と云ふ)百濟より還りて、駱駝一箇、驢二箇を獻る。石見國より言さく「白狐・見る」と。

四年(西紀一三二八)の春正月、甲申の朝の丙申の日(十三)、左大臣・巨勢德太臣・薨ぬ。夏四月、阿陪臣(名を闕せり)船師、一百八十艘を率めて蝦夷を伐つ。齋田、淳代の二郡の蝦夷、望り怖ちて降はむと乞す。於是、軍を勅へて船を齋田浦に陳ぬ。齋田の蝦夷・恩荷、進みて誓ひて曰さく「官軍の爲の故に弓矢を持たず。但し奴等、性・肉を食ふが故に持たり。若し官軍の爲に、以て弓矢を備けたらむには、齋田浦の神・知矣。清く白かなる心を將ちて朝に仕官らむ矣」と。

仍りて恩荷に授くるに小乙上を以てし、淳代、津輕の二郡の郡領に定む。遂に有間濱に渡、島の蝦夷等を召集へて、

正調日本書紀 卷第二十六(齊明天皇)

大に饗たまひて歸しつかはす。

五月に、皇孫・建王、八歳にして薨ぬ。今城谷の上に殯を起して收む。天皇、本より皇孫の順ひ有せるを以て、器重之(三字引合)。(三)故れ不忍哀(三)傷み憐ひ給ふこと極めて甚だし。羣臣に詔して曰はく「萬歳千秋之後には、要す朕が陵に合せ葬れ」と。輒ち作歌して曰はく。

今城なる、乎武例が上に、雲だにも、著くし立たば、何か嘆かむ(其)

所射獸を、繫ぐ水邊の、若草の、若くありきと、朕が思はなくに(三)

飛鳥川、漲らひつゝ、行く水の、間斷も無くも、思ほゆるかも(三)

天皇、時々唱ひまして悲哭し給ふ。

秋七月、辛巳の朔の甲申の日(四)、蝦夷・二百餘、闕に詣でて朝獻る。饗賜ひ贈給ふこと。常より加れること有り。仍りて柵養の蝦夷・二人に位一階、淳代郡の大領・沙尼具那には小乙下、(或本に云く、位二階を授け給ひ、戸口を檢へ使ひ)少領・宇婆左には建武、勇健者・二人には位一階、別に沙尼具那等に鎗旗・二十頭、鼓・二面、弓矢・二具、鎧・二領を賜へり。津輕郡の大領・馬武に大乙上、少領・青蒜には小乙下、勇健者二人には位一階を授け、別に馬武等に鎗旗・二十頭、鼓・二面、弓矢・二具、鎧・二領を賜ふ。都岐沙羅の櫛の造(五)には位二階、判官には位一階を授け、淳足の櫛の造・大伴君稻積には小乙下を授け給ふ。また淳代郡の大領・沙奈具那に詔して、蝦夷の戸口と虜の戸口とを檢へ覈らしむ。

是月、沙門智通、智達、勅を奉りて、新羅の船に乗りて大唐國に往きて、無性衆生の義を、玄奘法師の所に受く。

冬十月、庚戌の朔の甲子の日(十五)、紀の温泉に幸す。天皇、皇孫・建王を憶はして愴爾悲泣たまふ。乃ち口づ

から號はして曰はく、

山越えて、海わたるとも、懐慕き、今城の内は、忘らゆまじに。(其)

湊の、潮の下り、海下り、後も間に、置きてか往かむ。愛しき、朕が稚き兒を、置きてか行かむ。(三)

秦大藏造・萬里(五)に詔して曰はく「斯歌を傳へて、世に忘れ令むること勿れ」と。

十一月、庚辰の朔の壬午の日(三)、留守官・蘇我赤兄臣、有間皇子に語りて曰さく「天皇の所知す政事に三の失あり矣。大きに倉庫を起てて民財を積み聚め給ふこと一也。長く渠水を穿りて公糧を損し費し給ふこと一也。舟に石を載みて、運び積きて丘に爲給ふこと三也」と。有間皇子、乃ち赤兄が己に善しきことを知りて、欣然びて報答へて曰く「吾が年、始めて兵を用るべき時なり矣」。甲申の日(五)、有間皇子、赤兄が家に向きて、樓に登りて謀り給ふ。夾膝、自らに斷れぬ。於是、相の不祥きことを知りて、俱に盟ひて止み、皇子・歸りて宿ります。是の夜半に、赤兄、物部朴井連鮪を遣て、宮を造る丁を率て、有間皇子を市經の家に圍ま遣め、便に驛使を遣して天皇の所に奏す。戊子の日(九)、有間皇子と、守君大石、坂合部連・藥、鹽屋連・關魚とを捉へて、紀温泉に送りたてました。舍人・新田部連米麻呂、從焉。於是皇太子・親ら有間皇子に問ひて曰はく「何の故にか謀反むとする」。答へて曰さく「天と赤兄と知り。吾れ全ら不解」と。庚寅の日(十)、丹比小澤連・國襲を遣て、有間皇子を藤白坂に絞ら遣む。是日、鹽屋連關魚、舍人・新田部連・米麻呂を藤白坂に斬る。鹽屋連關魚、誅さるゝに臨みて言へらく「願はくは右手を令て、國の寶器を作ら令めよ」と。守君大石を上毛野國に、坂合部連を屋張國に流せり。

或本に云く、有間皇子と、蘇我臣・赤兄、鹽屋連・小代、守君大石、坂合部連・藥と、短鎗を取りて、謀反之事をトふ。或本に云く、有間皇子の日はく「先づ宮室を燔きて、五百人を以て、一日兩夜、牟婁津を遷へて、疾く船師を以て

淡路國を斷りて、牟婁の如くなら使めば、其の事成り易からむ。或人謀めて曰さく「不可也。計る所は既に然なれども、无徳矣。方に今、皇子の年始めて十、九、未だ人と成るに及び給はず。人と成りませるに至りて其の徳を得給ふ可し」と、他日、有間皇子と、一の判事と謀る。時に皇子の案机の脚、故無くして自らに斷れぬ。其の謀、成らずして遂に誅戮されぬ。

是歲、越國守阿倍引田臣比羅夫、肅慎の國を討ちて、生羅・二つ、羅の皮・七十枚を獻る。沙門智隆、指南車を造る。

出雲國より言さく「北の海濱に、魚・死にて積れり。厚さ三尺許り、其の大き(給)の如し。雀の喙・針の鱗あり。鱗の長さ數寸。俗の曰さく、雀、海に入りて、化て魚と爲る。名けて雀魚と曰ふ」と。

或本に云、庚申年の七月に至りて、百濟より使を遣はして言さく、「大唐と新羅と力を并せて我を伐つ。既に義慈王、王后、太子を以て虜と爲して去ぬ」と。是に由りて國家、兵士甲卒を以て西北の畔に陣ぬ。城柵を繕修ひ、山川を斷塞さし兆也。

又、西海使・小花下・阿曇連類垂、百濟より還りて言さく、百濟、新羅を伐ちて還る。時に馬・自らに寺の金堂を行道り、晝夜・息むこと勿し。唯た草を食ふ時のみ止む。(或本に云、庚申年に至りて、敵の爲に滅ばさる應なり)。

五年(己三一九)の春正月、己卯の朔の辛巳の日(三)、天皇、紀溫湯より至らせ給ふ。三月の戊寅の朔の日、天皇、吉野に幸しまして肆宴焉。焉、庚辰の日(三)、天皇、近江の平浦(平、此をば比羅と云ふ)に幸ます。丁亥の日(四)、吐火羅人、妻の舍衛の婦人と共に來けり。甲午の日(十七)、甘檮丘の東の川上に須彌山(須彌)を造りて、陸奥と越

の蝦夷を襲へ給ふ(檮、此をば柯之と云ふ。川上、之をば箇播羅と云ふ)。是月に阿倍臣(彌)を遣して、船師一百八十艘

を率て蝦夷國を討たしむ。阿倍臣、飽田・淳代の一郡の蝦夷二百あまり四十一人、其の虜三十一人、津輕郡の蝦夷一百十

二人、其の虜四人、膽振銀蝦夷二十人を一所に簡集めて、大に饗して祿を賜ふ(膽振銀、此をば伊浮梨婁と云ふ)。即ち船一隻と、五色の綵帛とを以て、彼地の神を祭る。肉入籠に至る時に、問菟の蝦夷・膽鹿嶋、菟穂名の二人進みて曰

さく「後方羊蹄を以て政所と爲たまふ可し焉」と。(肉入籠、此をば之々梨姑と云ふ。問菟、此をば塗昆宇と云ふ。菟穂名、此をば宇保那と云ふ。後方羊蹄、此をば斯梨菟之と云ふ。政所は蓋し蝦夷郡乎) 膽鹿嶋等が語す隨に、遂に郡

の領を置きて歸る。道奥と越國との司に、位、各二階、郡領と主政とに、各一階を授け給ふ。(或本に云、阿倍引田臣比羅夫、肅慎と戦ひて歸り、虜・四十有九人を獻る)。

秋七月、丙子の朔の戊寅の日(三)、小錦下・坂合部連・石布、大山下・津守連・吉祥を遣て、唐國に使せしめ給ふ。仍りて道奥の蝦夷の男・女、二人を以て、唐の天子に示す。

伊吉連・博徳の書に曰く、同天、皇の世に、小錦下・坂合部石布連、大山下津守吉祥連等が二船、吳と唐との路に奉使る。己未の年の七月の三日を以て、難波の三津之浦より發す。八月の十一日、筑紫の天津之浦より發す。

九月の十三日、行て百濟の南の畔の島に到る。島の名は毋二分明。十四日寅時(午時)を以て、二船・相從ひて大海に放れ出づ。十五日の日入之時に、石布連の船・横さまに逆風(暴風)に遇ひて、漂ひて南海の島に到る。島の

名は爾加委。仍りて島人の爲に滅ぼさる。便ち東漢・長直・阿利麻、坂合部連・稻積等の五人、嶋人の船に盜乘りて、遁げて括州に到る。州縣の官人、送りて洛陽之京に到く。十六日の夜半之時に、吉祥連の船は行きて越州の會稽

縣の須岸山に到る。東北の風ふく。風大だ念し。二十三日、行きて餘姚縣に到る。所乘る大船および諸の調度へ物は彼處に留著けり。潤・十月の一日、行きて越州之府に到る。十五日、驛に乗りて京に入る。二十九日、馳せて東

正訓日本書紀 卷第二十六(齊明天皇)

京に到りぬ。天子、東京に在します。三十日、天子・相見て問訊之曰く、「日本國の天皇、平安や以不」。使人、謹みて答ふ、「天地に徳を合へ給ふ、自らに平安なることを得ます」。天子、問ひて曰はく、「事を執むる卿等、好(く)在るや以不」。使人、謹みて答ふ、「天皇、憐み重みし給ふ。亦た好く在ることを得」。天子、問ひて曰く、「國內は平なりや否や」。使人、謹みて答ふ、「治、天地に稱ひて、萬民・無事」。天子、問ひて曰く、「此等の蝦夷の國は何方にか在る」。使人、謹みて答ふ、「國の東北の方に在り」。天子、問ひて曰く、「蝦夷は幾種か有る」。使人、謹みて答ふ、「類・三種あり。遠者をば都加留と名く。次者は鹿蝦夷、近者をば熟蝦夷と名く。今、此は熟蝦夷なり。毎歳に本國の朝に入きて、貢する」。天子、問ひて曰く、「其國には五穀ありや」。使人、謹みて答ふ、「無之、肉を食ひて存活ふ」。天子、重ねて曰く、「國に屋舎や有る」。使人、謹みて答ふ、「無之、深山の中にして樹木に止住めり」。天子、重ねて曰く、「朕れ蝦夷が身面の異なるを見るに、極理りて奇惟し。使人、速く来て辛苦からむ。退りて館裏に在るべし。後に更た相見えむ」。十一月一日、朝に冬至の會あり。會の日亦た觀ゆ。所、朝諸蕃の中に、倭の客、最勝れたり。後に出火(ひ)之亂に由りて、棄て、復た檢へられず。十二月三日、韓智興の倭人・西漢大麻呂、枉て我客を讒す。客等、罪を唐の朝に獲て、已に流罪(りゅうざい)に決めらる。前ちて智興を三千里之外に流す。客の中に伊吉連・博徳あり。奏すに因りて即ち免罪ぬ。事了りて後に、勅旨すらく「國家、來年必ず海東之政あらむ。汝等、倭の客、東に歸ることを得じ」と。遂に西京に返め、別處に幽へ置きて、戸を閉ちて防ぎ禁め、東西することを許さず。困苦みて年を経たり。

是、蝦夷・白鹿の皮一つ。弓三つ、箭八十を以て天子に獻る。

庚寅の日(十五)、群臣に詔して、京内の諸寺に、勸めて盂蘭盆經を講しめて、七世の父母(のちのち)に報い使む。是年、出雲國造(國)に命せて、嚴神之宮を修らしめ給ふ。狐、於宇郡の役丁の執れる葛の末を嚼斷りて去ぬ。また狗、死人の手臂を言屋社に嚼置けり(言屋、此をば伊浮耶と云ふ人加耶天子の崩まさむ兆なり)。また高麗使人、羅の皮一枚を持ちて、稱其價して曰く「綿六十斤」と。市司・喚ひて避去ぬ。高麗の畫師・子麻呂、同姓の賓を私家に設し日、官の羅の皮七十枚を借りて、賓の席に爲たり。客、羞ぢ惟みで退りぬ。

六年(庚申年)の春正月、壬寅の朔の日、高麗使人・乙相・賀取文等一百餘、筑紫に泊れり。三月、阿陪臣(名)を遣て、船師・二百艘を率て、肅慎國を伐た遣め給ふ。阿陪臣、陸奥の蝦夷を以て、己が船に乗ら令めて、大河の側に到る。於是、渡嶋(嶋)の蝦夷一千餘、海の畔に屯聚み、河に向ひて營す。營の中より二人、進みて急に叫びて曰く「肅慎の船師・多に來りて將に我等を殺さむとす。故、願欲ふ河を濟りて仕官む」と。阿陪臣、船を遣りて兩箇の蝦夷を喚び至らしめて、賊の隱所と其の船數とを問ふ。兩箇の蝦夷、便ち隱所を指して曰く「船二十餘艘」。即ち使を遣して喚ばしむ。而るに來ることを肯はず。阿陪臣、乃ち綵帛、兵(器)鐵等を海の畔に積みて、貪め嗜ま令む。肅慎、乃ち船師を陳ね、羽を木に繋けて、擧げて旗と爲し、棹を齊しめて近づき來りて、淺き處に停りぬ。一の船の裏より二の老翁出でて、廻り行きて熱ら積める所の綵帛等の物を視て、便ち單衫を換著て、各、布一端を提げて、船に乗りて還り去ぬ。俄くありて老翁・更來りて、換へたる衫を脱ぎ置き、并て提げし布を置きて、船に乗りて退りぬ。阿陪臣、數の船を遣はして喚ばしむ。來ることを肯はずして弊賂辨嶋に復りぬ(弊賂辨は皮島の別也)。食頃て和はむと乞ふ。遂に聽すことを肯はず。己が櫓に據りて戦へり。時に能登臣馬身龍、敵の爲に殺されぬ。猶は戦ひ倦まざる間に、賊、破れて己が妻子を殺せり。夏五月、辛丑の朔の戊申の日(廿八)、高麗使人、乙相・賀取文等、難波館に到る。是月、有司・勅を奉りて、

一百の高座と一百の柙袋姿とを造りて、仁王般若之會を設く。また皇太子、初めて漏剋を造り、民を以て時を知らしむ。また阿陪引田臣(國)、夷、五十餘を獻る。また石上池の邊に須彌山を作る。高き廟塔の如し。以て肅慎の四十七人に鑿たまふ。また國舉りて、百姓・故無くして兵を持ちて道を往還ひぬ。(國の老の言へらく、百濟國の所を失ふ相乎と。)

秋七月、庚子の朝の乙卯の日(十六)、高麗使人・乙相・賀取文等、罷り歸る。また都貨羅人・乾豆波斯達阿、本土に歸らまく欲ひて、送使を求請して曰さく「願はくは後に大國に朝らむ。所以に妻を留めて表とす」と。乃ち數十人と西海之路に入りぬ。

高麗沙門道顯の日本世記に曰く、七月云々、春秋智、大將軍・蘇定方の手を借りて、百濟を撃た使めて之れを亡ぼしつ。或に曰く、百濟・自らに亡べり。君の大夫人の妖女の無道くして、擅に國柄を奪ひ、賢良を誅なひ殺しつ。故れ斯の禍を召けり矣。慎まざる可けむや、慎まざる可けむ歟。其の注に云く、新羅の春秋智、願を内臣・蓋金に得ず。故、亦た唐に使はして俗衣冠を捨て、媚を天子に請し、禍を隣國に投して斯の意行を構ふる者也。伊吉連博徳が書に曰く、庚申の年の八月、百濟、已に平きて後、九月の十二日、客を本國に放す。十九日、西京より發つ。十月の十六日、東京に還りて、始めて阿利麻等五人に相見ることを得たり。十一月の一日、將軍・蘇定方等の爲に捉られたる百濟の王より以下、太子・隆等、諸々の王子・十三人、大佐平・沙宅千福國、辨成、孫登より以下三十七人、并せて五十人許の人を朝堂に奉進ると云ひて、急に引て天子に趨り向く。天子、恩勅みて見前に放著し給ふ。十九日、勞ひ賜ふ。二十四日、東京より發つ。九月、己亥の朝の癸卯の日(廿五)、百濟より連率(名を稱し、沙彌・覺從等を遣はして奏して曰さく(或本に云く、逃來

りて難を告す。今年七月、新羅、力を待み、勢を作して、隣に親びせず。唐人を引搆せて百濟を傾け覆へせり。君、臣、擲な俘になりて、略は唯、類なしと。

或本に云く、今年七月の十あまり一日、大唐の蘇定方、船師を率て尾資之津に軍す。新羅の王・春秋智、兵馬を率て怒受利之山に軍し、夾みて百濟を撃つ。相戰ふこと三日、我が王、城を陷る。或曰、十三日に始めて王、城を破ると。怒受利之山は百濟の東の境なり。

於是、西部恩率・鬼室福信、赫然發憤りて任射岐山に據り(或本に云く、北の方・任叙利山)。中部連率・餘自進、久麻怒利城に據る(或本に云く、都々岐留山)。各一所に營みて、散けたる卒を誘聚む。兵(兵)は前の役に盡せり。故、楛(楛)を以て戰ふ。新羅の軍、破れぬ。百濟、其の兵を奪ふ。既にして百濟の兵、翻りて鋭し。唐、敢て入らず。福信等、遂に同國を鳩集めて、共に王、城を保る。國人、尊びて「佐平福信、佐平自信」と曰へり。唯り福信・神武之權を起て、既に亡之國を興せり。

冬十月、百濟の佐平鬼室福信、佐平貴智等を遣す(或本に云く、佐平貴智、連率正珍也)。來て唐の俘・壹百餘人を獻る。今、美濃國の不破、片縣の二郡の唐人等なり。又、師を乞して救を請ぎ、并せて王子・余豐璋を乞して曰さく「唐人、我が蠶賊を率て、來りて我が疆場を蕩掃はして、我が社稷を覆し、我が君臣を俘にす。(百濟王・義慈、其妻・恩古、其子・隆等、其臣・大佐平千福國、辨成、孫登等、凡て五十餘人、七月十三日の日に、蘇將軍の爲に捉られて唐國に送り去らる。蓋し是れ故無くして兵を持たる微乎)。而れども百濟國、遙かに天皇の護念を頼りて、更に鳩集まりて以て邦を成せり。方に今、謹みて願はくは、百濟國より天朝に遣し侍る王子・豐璋を迎へて、將に國の主とせむとす云々」。

の日に、皇太子、天皇の喪を奉從りて、還りて磐瀨宮に至ります。是夕、朝倉山の上に、鬼有りて大きな笠を着て、喪儀を臨み視る。衆皆嗟佐。

冬十月、癸亥の朔の己巳の日(廿)、天皇の喪、歸りて海に就す。於是、皇太子・一所に泊して、天皇を哀慕びたてまつり給ふ。乃ち口づから號はして曰はく、

君が目の、戀しきからに、泊て居て、斯くや戀ひむも、君が目を欲り。

乙酉の日(三十一)、天皇の喪、還りて難波に泊てましぬ。十一月、壬辰の朔の戊戌の日(廿七)、天皇の喪を以て、飛鳥の河原に曠す。此より發哀こと九日に至る。

日本世記に云く、十一月、福信が獲たる唐人・積守言等、筑紫に至る。或本に云く、辛酉の年、百濟の佐平・福信が獻れる唐の俘・一百あまり六口、近江國の熊田(郡名)に居り。庚申の年、既に福信、唐俘を獻れりと云へり。故れ今、其の缺を在註す焉。

日本書紀 卷第二十六 終

日本書紀 卷第二十七

天命開別天皇 天智天皇

天命開別天皇は、息長足日廣額天皇(明)の太子なり。母を天豐財重日足姫天皇(明)と曰す。天豐財重日足姫天皇の四年に、位を天萬豐日天皇(明)に譲りまして、天皇を立て、皇太子と爲たまふ。天萬豐日天皇の後の五年の十月に崩ましぬ。明年、皇祖母尊・即天皇位。七年の七月の丁巳の日(十四)、崩ましぬ。皇太子、素服制稱しめす。是月に蘇將軍、突厥の王子・契必加力等と、水陸二路よりして高麗城の下に至る。皇太子、長津宮に遷り居しまして、稍に水表(水名)の軍政を聽しめす。

八月、前將軍・大華下・阿曇比羅夫連、小華下・河邊百枝臣等、後將軍・大華下・阿倍引田比羅夫臣、大山上・物部連・熊、大山上・守君大石等を遣して、百濟を救はしむ。仍りて兵使と五穀を送りたまふ。(或本に、此の末に續けて云く「別に大山上・狹井連檜、小山下・秦造・田來津を以て百濟を守護らむ。」)

九月、皇太子、長津宮に御します。織冠を以て百濟の王子・豐璋に授け給ふ。復た多臣將數が妹を以て之に妻す焉。乃ち大山下・狹井連檜、小山下・秦造・田來津を遣て、軍五千餘人を率て、本郷に衛り送ら遣む。是に豐璋が國に

入る時に、福信・迎來へて、稽首みて、國の朝の政を奉けて、皆悉に委ね奉る焉。十二月、高麗言さく「惟の十一月、高麗國に於きて、寒きこと極まりて、凍れり、故れ唐軍の雲車・衝棚・鼓・鉦吼然。高麗の士卒、膽勇・雄壯し。故れ更に唐の二壘を取れり。唯だ二寒あり、亦た夜取らむ計に備ふ。唐の軍、膝を抱きて哭く、銳・鈍に起りて、先づ百濟を撃つ。百濟近く侵されて甚だ苦むこと念なり。故れ爾也。」

是歲、播磨國司守・岸田臣・麻呂等、寶劍を獻りて言さく「狹夜郡の人、禾田の穴内に於て獲焉」。また日本の高麗を救ふ軍將等、百濟の加巴利の濱に泊りて、火を然く焉。灰、變りて孔に爲りて、細き響あり。鳴鐘の如し。或曰へらく、高麗、百濟、終に亡びむ微乎。

元年(壬戌年)の春正月、辛卯の朔の丁巳の日(廿)、百濟の佐平・鬼室福信に、矢・十萬隻、絲・五百斤、綿・一千斤、布・一千端、草・一千張、稻種・三千斛を賜ふ。三月、庚寅の朔の癸巳の日(四)、百濟の王に布・三百端を賜ふ。是月に、唐人、新羅人、高麗を伐つ。高麗、救を國家に乞す。仍りて軍將を遣はして、疏留城に據らしむ。是に由りて唐人、其の南の塙を略むることを得ず。新羅、其の西の壘を輸すことを得ず。夏四月、鼠、馬尾に産む。釋・道顯占へて曰さく「北の國の人、將に南の國に附かむと將なり。蓋し高麗破れて日本に屬かむ乎」。

五月、大將軍・大錦中・阿曇比羅夫等、船師・一百あまり七十艘を率て、豐璋等を百濟國に送る。宣勅して、豐璋を以て其の位を繼がしむ。また金策を福信に予ひて、其の背を撫で、褒めて爵祿を賜ふ。時に豐璋等、福信と稽首みて、勅を受けまつれり。衆、爲に涕を流せり。六月、己未の朔の丙戌の日(廿八)、百濟より連率・萬智等を遣はして、調進り、物獻る。

冬十二月、丙戌の朔の日、百濟の王・豐璋、其の臣佐平福信等、狹井連檣、林市田來津と議りて曰く「此の州柔は、遠く田畝に隔たり、土地・礪礪たり。農桑之地に非ず。是れ拒ぎ戦ふの場なり。此焉に久しく處らば民飢餓可し。今避城に遷るべし。避城は西北の方は、帯ふるに古連且涇の水を以てし、東南の方は深き瀝・巨なる堰の防に據れり。線らずに周田を以てし、渠を決りて雨を附さば、華實の毛は即ち三韓の上腴なり焉。衣・食の源は則ち二儀の隩區なり矣。地・卑れりと曰ふと雖も、豈に遷らざらむや」と。於是、林市田來津、獨り進みて諫めて曰く「避城と敵の在る所との間、一夜に行く可し。相近きこと茲れ甚だし。若し不慮こと有らば、其れ悔ゆとも及び難けむ。夫れ飢は後なり。亡は先なり。今、敵の妄に來ざる所以は、州柔は山險を設置きて盡に防禦と爲す。山峻しく高くして谿隘ければ、守るに易くして攻むるに難きが故なり。若し卑地に處らば、何を以てか固く居りて、搖動かすして今日に及ばむや」。遂に諫を聽かずして避城に都す。是歲、百濟を救はむが爲に、兵甲を修繕め、船舶を備具へ、軍糧を備設たまふ。是年太歲、壬戌。

二年(癸亥年)の春二月、乙酉の朔の丙戌の日(三)、百濟より連率・金受等を遣はして調進る。新羅の人、百濟の南の畔の四の州を燒燔。并せて安德等が要地を取れり。於是、避城、賊を去ること近し。故れ勢ひ居ること能はず、乃ち還りて州柔に居る。田來津が計る所の如し。是月、佐平・福信、唐・倅・續守言等を上送る。三月、前將軍・上毛野君・稚子、間人連・大蓋、中將軍・巨勢神前臣、譯語・三輪君根麻呂、後將軍・阿倍引田臣比羅夫、大宅臣・鎌柄を遣して、二萬七千人を率て新羅を伐たしむ。

夏五月、癸丑の朔の日、犬上君(嗣)馳せて兵事を高麗に告げて、還りて紇解に石城に見ゆ。紇解、仍りて福信が罪を語る。六月に、前將軍・上毛野君稚子等、新羅の沙鼻岐、奴江の二の城を取る。百濟の王・豐璋、福信が謀反

心あることを嫌ひて、革を以て掌を穿して縛ふ。時に自ら定め難く、所爲を知らず。乃ち諸臣に問ひて曰く「福信が罪、既に此の如し焉。斬す可きや以不」。於是、連率・徳執得の曰さく「此の惡逆人をば放捨す合からず」。福信、即ち執得に唾はきかけて曰く「腐狗(いぬ)、癩(かた)奴」。王、健兒を勅へ、斬りて首を隨(いしひ)にす。

秋八月、壬午の朔の甲午の日(十三)、新羅、百濟王の己が良將を斬せるを以て、直に國に入りて先づ州柔を取らむことを謀る。於是百濟、賊の計る所と知りて、諸將に謂りて曰く「今聞く、大日本國の救の將、藤原君臣、健兒萬餘りを率て、正に海を越えて至る當し。願くは諸の將軍等、應に預め圖るべし。我は自ら往きて、待ちて白村に襲せむ」と。戊戌の日(十七)、賊の軍將、州柔に至りて其の王城を繞む。大唐の軍將、戰船一百餘り七十艘を率て、白村の江に陣列れり。戊申の日(十七)日本の船師の初至れる者と、大唐の船師と合戦ふ。日本、不利して退く。

大唐、陣を堅めて守る。己酉の日(二十)、日本の諸將と百濟の王と、氣象を見ずして相謂りて曰へらく「我等先を争はゞ、彼、應に自ら退く應し」と。更に日本の亂れし伍と中軍の卒を率て、進みて大唐の軍を打つ。大唐、便ち左、右より船を夾みて繞み戦ふ。須臾之際に官軍敗績れ、水に赴りて溺死ぬる者衆し。體、船、廻旋らすことを得ず。朴市田來津・天を仰ぎて誓ひ、齒を切りて、嘔りて數十人を殺し、於焉戰ひ死せぬ。是の時、百濟の王・豐璋、數人と船に乗りて、高麗に逃去ぬ。

九月、辛亥の朔の丁巳の日(廿)、百濟の州柔の城、始めて唐に降ひぬ。是の時、國人相謂りて曰へらく「州柔降ひぬ矣。事・奈何ともすること無し。百濟の名・今日に絶えぬ。丘墓之所、豈能く往に復らむや。但た氏禮城に往きて、日本の軍將等に會ひて、事機の要とする所を相謀る可し」と。遂に本より枕服岐城に在る妻子等に教へて、國を去る心を知ら令む。辛酉の日(廿一)、牟氏を發途す。癸亥の日(廿三)、氏禮に至る。甲戌の日(廿四)、日本の船師、及び佐平、

余自信、連率・木素貴子、谷那智首、憶禮彌留、並に國民等、氏禮城に至る。明日、發船して始めて日本に向く。三年(甲子年)の春二月、己卯の朔の丁亥の日(九)、天皇、大皇帝(天)に命せて、冠・位の階・名を増し換ふる

こと、及び氏上、民部、家部等の事を宣らしめ給ふ。其の冠に二十あまり六階あり。大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建、是を二十あまり六階と爲す。前の華を改めて錦と曰ふ。錦より乙に至るまで、六階を加す。また前の初位、一階を加換へて、大建、小建の二階と爲す。此を以て異なりとす。餘(は)は並びに前の依にす。其の大氏の氏上には大刀を賜ひ、小氏の氏上には小刀を賜ふ。其の伴・造等の氏上には干楯、弓矢を賜ふ。また其の民部、家部を定め給ふ。三月、百濟の王・善光等を以て難波に居らしむ。星ありて京の北に殞ちぬ。是の春、地震。

夏五月、戊申の朔の甲子の日(廿七)、百濟の鎮將・劉仁願、朝散大夫・郭務悰等を遣はして、表函と獻物を進める。是月、大紫・蘇我連大臣、薨せぬ。(或本に、大臣の薨せしを三月に注せり。)六月、島皇祖母命、薨りましぬ。冬十月、乙亥の朔の戊寅の日(四)、郭務悰等を發遣はす。是日、中臣内臣に勅して、沙門・智祥を遣して、物を郭務悰等に賜ふ。是月、「高麗の大臣・蓋金、其國に終せぬ。兒等に遺言して曰く「汝等、兄弟、和はむこと魚と水との如くして、勿・爵位を争ふこと。若し如是なざらば必ず隣の爲に啖はれなむ」。十二月、甲戌の朔の乙酉の日(廿二)、郭務悰等罷り歸る。是月、淡海國より言さく「坂田郡の人・小竹田史・身が猪槽(かま)の水中に、忽然に稻生ひたり。身、取りて收む。日々に富を致せり。栗太郡の人・磐城村主・殷が新婦、床席の頭端に、一宿之間に稻生ひて穂いでたり。其の且に垂頭して熟なり。明日の夜、更に一の穂を生へり。新婦、庭に

出づるに、兩の鑰匙・天より前に落ちたり。婦・取りて殿に與ふ。殿、始めて富むことを得たり」と。是歲、對馬島、豊岐島、筑紫國等に防と烽(ひびき)とを置く。また筑紫に大堤を築きて水を貯へしむ。名けて水城と曰ふ。
四年(乙丑年)の春二月、癸酉の朔の丁酉の日(廿五)、間人大后(聖德)薨りましぬ。是月に百濟國の官位の階級を勘按へ給ふ。仍りて佐平・福信の功を以て、鬼室集斯に小錦下の位を授く(其の本の位は連率)。復た百濟の百姓の男・女四百餘人を以て近江國の神前郡に居らしむ。三月、癸卯の朔の日に、間人大后の爲に三百あまり三十人を度せしむ。是月、神前郡の百濟人に田を給ふ。

秋八月、連率・答林春初を遣して、城を長門國に築かしめ、連率・憶禮福留、連率・四比福夫を筑紫國に遣して、「大野」及び「椽」の二城を築かしむ。耽羅より遣せる使・來朝。九月、庚午の朔の壬辰の日(廿三)、唐國より朝散大夫・沂州の司馬・上柱國、劉德高等を遣はせり。(等と云ふは、右戎衛郎將・上柱國(名)、百濟の將軍・朝散大夫、上柱國・郭務偉、凡て二百あまり五十四人を謂ふ。七月の二十八日、對島に至る。九月の二十日、筑紫に至り、二十あまり二日・表函を進る焉。)

冬十月、己亥の朔の己酉の日(廿一)、大に菟道に關す。十一月の己巳の朔の辛巳の日(廿三)、劉德高等に饗賜ふ。十二月、戊戌の朔の辛亥の日(廿四)、物を劉德高等に賜ふ。是月、劉德高等罷り歸りぬ。是歲、小錦下・守君大石等を大唐に遣はす云々(等と云ふは小山下・坂合部連石積、大乙・吉士岐彌、吉士針間を謂ふ。蓋し唐の使人を送れる乎。)

五年(丙寅年)の春正月、戊辰の朔の戊寅の日(廿一)、高麗より前部・能婁等を遣はして調進る。是日、耽羅より王子・始如等を遣はして貢獻る。三月、皇太子、親ら佐伯子麻呂連が家に往きまして、其所患を問ひ給ひ、元より

從れる功を慨歎し給ふ。夏六月、乙未の朔の戊戌の日(廿一)、高麗の前部・能婁等罷り歸る。秋七月、大水あり。是秋、租調を復す。冬十月、午の朔の己未の日(廿六)、高麗より、臣・乙相奄部等を遣はして、調進る。(大使・臣・乙相奄部、副使・連相通、二位・玄武・若光等。)

是の冬、京都の鼠、近江に向きて移る。百濟の男女、二千餘人を以て、東國に居らしむ。凡て細と素とを撰ばずして、癸亥の年より起りて、三歳に至るまで、並に官の食を賜ふ。倭漢沙門・知由、指南車を獻る。
六年(丁卯年)の春二月、壬辰の朔の戊午の日(廿一)、天豐財重日足姬天皇(明)と、間人皇女とを小市岡上陵に合せ葬り奉る。是日、皇孫・大田皇女を以て、陵の前の墓に葬む。高麗、百濟、新羅皆な御路に哀たてまつる。皇太子、群臣に謂りて曰はく、「我、皇太后天皇の勅し給へる所を奉りしより、萬民を憂恤むが故に、石櫛の役を起さしめず、所冀ば永代に以て鏡かなる誠とせよ焉。」

三月、辛酉の朔の己卯の日(十九)、都を近江に遷し給ふ。是時に天下の百姓、都を遷すことを願はず。諷へ諫むる者多に、童謡・亦樂し。日々夜々に失火(火)の處多し。夏六月、葛野郡より白鷺(しらさぎ)を獻る。秋七月、己未の朔の己巳の日(廿一)、耽羅より佐平・椽等遣はして貢獻る。

八月、皇太子、倭京に幸す。冬十月、高麗の太兄・男生、城を出でて國を巡る。是に城の内二の弟、側助る士大夫の惡言(あくごん)を聞きて、拒ぎて入れ勿。是に由りて男生、奔りて大唐に入りて、其國を滅ぼさむことを謀れり。
十一月、丁巳の朔の乙丑の日(九)、百濟の鎭將・劉仁願、熊津の都督府、熊山の縣令・上柱國・司馬法聰等を遣はして、大山下・境部連石積等を筑紫の都督府に送り。己巳の日(廿三)、司馬法聰等罷り歸る。小山下・伊吉連博德、大乙下・笠臣諸石を以て送使とす。

是月に倭國の高安城、讃吉國の山田郡の屋嶋城、對馬國の金田城を築る。閏の十一月の丁亥の朔の丁酉の日(十二)、錦十四疋、縹十九匹、綺一疋、紵一疋、布二十四疋、綾布五十八疋、絳布二十六疋、鈔六十四疋、刀子六十あまり一枚をもて椽磨等に賜ふ。

七年(三二八)の春正月、丙戌の朔の戊子の日(三)、皇太子、即天皇位。(或本に云く、六年、歲次丁卯の三月に位に即かせ給ふ。)壬辰の日(七)、群臣に内裏に宴し給ふ。戊申の日(廿三)、送使・博德等、服命。二月、丙辰の朔の戊寅の日(三十)、古人大兄皇子の女・倭姫王を立てて皇后と爲たまふ。遂に四はしらの轍を納る。蘇我山田石川麻呂大臣の女あり、遠智娘(或本に云く、美野津子娘。)と曰す。一はしらの男と二はしらの女とを生む。其の一を大田皇女と曰し、其二を鷦野皇女(或本に云く、天下を有ち給ふに及びて、飛鳥淨御原宮に居し)と曰す。天下を有ち給ふに及びて、飛鳥淨御原宮に居し。後、後宮を藤原に移し給へり。其三を建皇子と曰す。啞して語(いざ)こと能はず。

或本に云く、遠智娘、一はしらの男と二はしらの女とを生む。其一を建皇子と曰し、其二を大田皇女と曰し、其三を鷦野皇女と曰す。或本に云く、蘇我山田麻呂大臣の女を茅渟娘と曰す。大田皇女と沙羅々皇女とを生む。

次に遠智娘の弟あり、姪娘と曰す。御名部皇女と阿部皇女(或本に云く、阿部皇女は天下を有ち給ふに及びて、藤原宮に居し)と曰す。後、後宮を乃樂に移し給へり。(或本に云く、姪娘を名けて、櫻井娘と曰す。)次に阿倍倉梯麻呂大臣の女あり、橋娘と曰す。飛鳥皇女と新田部皇女とを生む。次に蘇我赤兄大臣の女あり、常陸娘と曰す。山邊皇女を生む。また宮人の、男、女を生める者四人あり。忍海造・小龍が女をば色夫古娘と曰ふ。一柱の男と二柱の女とを生む。其一を大江皇女と曰し、其二を川島皇女と曰し、其三を泉皇女と曰す。また栗隈首・德萬が女をば黒媛娘と曰ふ。水主皇女を生む。また道君伊羅都賣とまをす有り。施基皇子を生む。また伊賀采女・宅子娘とまをす有り。伊賀

皇子を生む。復の字を大友皇子と曰す。

夏四月、乙卯の朔の庚申の日(六)、百濟、未都師父等を遣して調を進る。庚午の日(十六)、未都師父等罷り歸る。五月五日(甲申)の朔の戊子の日(天)皇、蒲生の野に縱獵し給ふ。時に太皇弟(天)諸王、内臣、及び群臣、皆悉くに従つかへまつる焉。六月、伊勢王と其の弟王と、日を接ぎて薨ぬ(未だ官位を詳かにせず)。

秋七月、高麗、越の路より使を遣はして調を進る。風浪高きが故に歸ることを得ず。栗前王を以て筑紫率に拜し給ふ。時に近江國、武を講ひ又多に牧を置きて馬を放つ。また越國より燃土と燃水とを獻る。また濱臺の下に、諸の魚、水を覆ひて至る。また蝦夷に變たまふ。また舍人等に命せて、所々に宴せしめたまふ。時人、曰へらく「天皇の天命、將及乎」と。

九月、壬午の朔の癸巳の日(十二)、新羅、沙喙、級淮、金東嚴等を遣はして調を進る。丁未の日(六)、中臣内臣、沙門・法辨、秦筆を使って、新羅の上臣・大角子・庚信に、船一隻を賜は使め、東嚴等に付く。東嚴等に物賜ふ。布勢臣・耳麻呂を使って、新羅の王に御調を輸る船一隻を賜は使め、東嚴等に付く。

冬十月、大唐の大將軍・英公、高麗を打滅す。高麗の仲牟王、初め國を建てし時、千歳に治めむことを欲しき。母の夫人の云く「得べからざらむ。若し善く國を治めば、得べけむ。但し當に七百年の治を有つ當し、今の此國の亡びむこと、當に七百年の末に在らむ」。

十一月、辛巳の朔の日、新羅の王に絹五十疋、綿五百斤、章一百枚を賜ひ、金東嚴等に付く。東嚴等に物賜ふこと各差あり。乙酉の日(五)、小山下・道守臣・麻呂、吉士小鮪を新羅に遣し給ふ。是日、金東嚴等・罷歸る。是歲、沙門・道行、草薙、劔を盗みて、逃げて新羅に向ふ。而れども中路に風雨にあひて、芒迷ひて歸りぬ。

八年(己巳年)の春正月、庚辰の朔の戊子の日(九)、蘇我赤兄臣を以て、筑紫率に拜す。三月、己卯の朔の己丑の日(十二)、耽羅より王子・久麻伎等を遣はして貢獻す。丙申の日(十八)、耽羅の王に五穀の種を賜ふ。是日、王子・久麻伎等罷り歸る。夏五月、戊寅の朔の壬午の日(五)、天皇、山科の野に縱獵し給ふ。太皇弟・藤原の内大臣、及び群臣、皆悉く從につかへまつる焉。

秋八月、丁未の朔の己酉の日(三)、天皇、高安嶺に登りまして、譲りて城を修らまく欲ほせりしも、仍りて民の疲れむことを恤みて、止めて作り給はず。時人、感て歎て曰さく「寔乃ち仁愛の徳、亦た寛ならず乎」と云々。是秋、藤原内大臣の家に霹靂(ひびき)せり。九月、丁丑の朔の丁亥の日(十一)新羅・沙湊・督儒等を遣はして調進る。冬十月、丙午の朔の乙卯の日(四)、天皇、藤原内大臣の家に幸まして、親ら所患を問ひ給ひて、悴たることを憂へますこと極めて甚し。乃ち詔して曰はく、「天道は仁を輔くと云ふこと、何ぞ乃ち虚説なる。善を積むものは餘の慶ありと云ふこと、猶是れ微無からむか。若し須べき所あらば、便ち以聞ゆ可し。對へて曰さく「臣れ既に不敏、當に復た何をか言さむ。但し其の罪事は、宜しく用て輕易なる宜し。生ては則ち軍國に務むること無く、死ては則ち何ぞ敢て重ねて元元を難さむ」。時の賢、聞きて歎て曰へらく「此之一言、竊かに往の哲の善しき言に比べむ矣。大樹將軍の賞(よろい)を辭びしことも、詔を年と同じくして語る可けむ哉」と。

庚申の日(十五)、天皇、東宮太皇弟(天)を藤原内大臣の家に遣はして、大織冠と大臣の位とを授け、仍ち姓を賜ひて藤原の氏と爲たまふ。自此以後、通はして藤原内大臣と曰ふ。辛酉の日(十六)藤原内大臣薨ぬ。日本世記に曰く、「内大臣、春秋五十有六歳にて私第に薨せぬ。迺ち山の南に瘞す。天、何ぞ不淑して慈も普を遺し給はざる。嗚呼・哀しき哉」。碑に曰く「春秋五十有六にして薨ぬ」。

甲子の日(十九)、天皇、藤原内大臣の家に幸して、大錦上・蘇我赤兄臣に命せて、恩詔を奉宣はしむ。仍りて金の香鑪を賜ふ。十二月、大藏に災り。是冬、高安城を修りて、畿内の田税を收め給ふ。時に斑鳩寺に災り。是歲、小錦中・河内直・鯨等を遣して、大唐に使せしむ。又、佐平・餘自信、佐平・鬼室集斯等、男・女七百餘の人を以て、近江國の蒲生郡に遷居らしむ。また大唐より郭務悰等、二千餘の人を遣して來けり。

九年(一三三〇)の春正月、乙亥の朔の辛巳の日(七)、士大夫等に詔して、宮門内(宮内)に大射す。戊子の日(十四)、朝廷之禮儀と行路の相避る事とを宣らしむ。復た誣妄・妖偽を禁め斷じ。二月、戶籍(戸籍)を造り、盜賊と浮浪とを斷じ。于時に天皇、蒲生郡の區邊野に幸して、宮地を觀はす。また高安城を修りて、穀と鹽とを積め給ふ。また長門の城一つ、筑紫の城二つを築る。三月、甲戌の朔の壬午の日(九)、山の御井の傍に諸神の座を敷き、幣を班ち、中臣金連・祝詞を宣る。

夏四月、癸卯の朔の壬申の日(三十)、夜半の後に、法隆寺に災り。一屋をも餘すこと無し。大雨、雷震。五月、童謡うたふものありて曰く。
打橋の、端の遊に、出坐せ君。玉代の家の、八重圍の戸に、行啓の、悔は不有ぞ。出坐せ君、玉代の家の、八重圍の戸に。

六月に邑の中に龜を獲たり。背に申の字を書せり。上・黄に、下・玄し。長さ六寸許り。秋九月、辛未の朔の日に阿曇連・頼垂を新羅に遣はし給ふ。是歲、水碓を造りて冶鐵。

十年(一三三一)の春正月、己亥の朔の庚子の日(三)、大錦上・蘇我赤兄臣と、大錦下・巨勢人臣と、殿の前に進み

賀正事を奏す。癸卯の日(五)、大錦上・中臣金連、神事を宣る。是日、大友皇子を以て、太政大臣に拜す。蘇我赤兄臣を以て左大臣と爲し、中臣金連を以て右大臣と爲し。蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣を以て、御史大夫と爲たまふ。(御史は蓋し今の大納言か)。甲辰の日(六)、東宮太皇弟・宣を承りて(或本に云く、大友皇子・宣を奉る)。冠位の法度の事を施行ふ。大に天下に赦し給ふ。(法度の冠位の名は、具に新しき律令に載せたり)。丁未の日(九)、高麗より上部・大相・可妻等を遣はして調進る。辛亥の日(十三)、百濟の鎭將・劉仁願・李守眞等を遣はして表上る。是月、大錦下を以て佐平・余自信、沙宅・紹明(法官大輔)に授け給ひ、小錦上を以て、鬼室集斯(學職頭)に授け給ひ、大山下を以て、達率・谷那智首(兵法に閑へり)、林日比子、贊波羅、金羅金須(藥を解れり)、鬼室集信(藥禮禮留(兵法に閑へり)、答林春初(兵法に閑へり)、林日比子、贊波羅、金羅金須(藥を解れり)、鬼室集信(藥を解れり)に授け給ひ、小山上を以て、達率・德頂上(藥を解れり)、吉大尙(藥を解れり)、許率母(五經に明なり)、角福牟(陰陽に閑へり)に授け給ひ、小山下を以て、餘の達率等五十餘の人に授け給ふ。童謡うたふものありて云く、

橋は、己が枝々、成れれども、玉に貫く時、同じ緒に貫く。

二月、戊辰の朝の庚寅の日(廿三)、百濟より蓋久用善等を遣はして調を進る。三月、戊戌の朝の庚子の日(廿三)、黃書造・木實、水泉を獻る。甲寅の日(廿七)、常陸國より中臣部若子を獻る。長、尺六寸。其の生れし年は丙辰、此歳に至るまで十六年なり。

夏四月、丁卯の朝の辛卯の日(二十)、漏越を新臺に置きて、始めて候時を打ち、鐘・鼓を動らし、始めて漏越を用る給ふ。此の漏越は、天皇の皇太子に爲まし、時、始めて親ら製造れる也。云云。是月、筑紫國より言さく、八

の足ある鹿、生れて即て死ねりと。

五月、丁酉の朝の辛丑の日(五)、天皇、既の小殿に御します。皇太弟、群臣、宴に侍り。於是、再び田(或本に云く、八月、丙寅の朝の己巳の日(四)、百濟の三部の使人が請す所の軍事を宣ふ。庚辰の日(十五)、百濟より賀眞子等を遣はして調進る。是月、栗隈王を以て筑紫師と爲たまふ。新羅より使を遣はして調進る。別に水牛(或本に云く、山鶏一隻を獻る)。

秋七月、丙申の朝の丙午の日(十二)、唐人、李守眞等、百濟の使人等、並びに罷り歸りぬ。八月、乙丑の朝の丁卯の日(廿三)、高麗の上部・大相・可妻等、罷り歸る。壬午の日(十八)、蝦夷に饗賜ふ。九月、天皇、寢疾・不豫。(或本に云く、八月に天皇・疾病し給ふ)。

冬十月、甲子の朝の庚午の日(七)、新羅、沙滄・金萬物等を遣はして、調を進る。辛未の日(八)、内裏に於て百佛の眼を開け奉る。是月、天皇、使を遣はして、袈裟、金鉢、象牙、沈水の香(或本に云く、梅檀の香、及び諸の珍しき財を法興寺の佛に奉らしめ給ふ)。

庚辰の日(十七)、天皇・疾病彌留。勅して東宮(或本に云く)を喚して、臥内に引入れて詔して曰はく「朕疾甚し、後事を以て汝に屬く。云々」と。於是、再拜み奉りて、疾と稱して固く辭びて、受け給はずして曰さく「請ふ、洪業を奉りて太后に付屬け、大友王を令て、諸の政を奉り宣は令め給へ。臣は請願くは天皇の奉爲に、出家して修道はむ」。天皇・許し給ふ焉。東宮、起ちて再拜まをして、便ち内裏の佛殿の南に向まして、胡床に踞坐て、鬘髮を剃除て沙門と爲り給ふ。於是、天皇、次田生磐を遣はして袈裟を送らしめ給ふ。壬午の日(十九)、東宮、天皇に見えまして、吉野に之りて佛道を修行はむと請す。天皇・許し給ふ焉。東宮、即ち吉野に入り給ふ。大臣等・侍送り、菟道に

至りて還りぬ。

十一月、甲午の朔の癸卯の日(廿)、對馬國司、使を筑紫太宰府に遣して言さく、「月生ちて二日、沙門・道文、筑紫君・薩野馬、韓島の勝・婆婆、布師首・磐の四人、唐より來りて曰さく、唐國の使人、郭務悰等、六百人、送使・沙宅孫登等、一千あまり四百人、總合せて二千人、船四十あまり七艘に乗りて、俱に比智島に泊りて、相語りて曰く、「今、吾輩之船、數衆し。忽然に彼に到らば、恐らくは彼の防人、驚き駭けて射ひ戦はむ。乃ち道文等を遣して、豫め稍に來朝る意を披し陳さしむ」と。

丙辰の日(廿三)、大友皇子内裏の西殿の織の佛像の前に在します。左大臣・蘇我赤兄臣、右大臣・中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣・侍り。大友皇子、手に香鑪(かろう)を執りて、先づ起ちて誓盟て曰く、「六人、心を同じくして、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、必ず天つ罰を被らむ云云」。於是、左大臣・蘇我赤兄等、手に香鑪(かろう)を執りて、次の隨に起ちて、泣血誓盟ひて曰さく、「臣れ等五人、殿下に隨ひて、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、四天王・打し、天神・地祇・亦復・誅罰ひ給はむ。三十三天も此事を證め知しめせ。子孫・當に絶え、家門・必ず亡び當む。云々」。云々。

丁巳の日(廿四)、近江宮に災り、大藏省の第三倉より出づ。壬戌の日(廿九)、五臣、大友皇子を奉りて、天皇の前に盟ひまつる。是日、新羅の王に絹(ぬい)五十匹、綿(わた)五十匹、綿(わた)一千斤、章(あざ)一百枚を賜ふ。十二月、癸亥の朔の乙丑の日(三)、天皇、近江宮に崩りましぬ。癸酉の日(廿二)、新宮に殯す。時に童謡あり、曰く、

三吉野の、吉野の鮎、鮎こそは、島邊も宜き、嗟苦し哉、水葱の下、芹の下、我は苦し哉(其)。

臣の子の、八重の紐解く、一重だに、未だ解かねば、皇子の紐解く(其二)。
赤胸の、い行き憚かる、眞葛原、何の流言、直にし宣けむ(其三)。
己卯の日(廿七)、新羅の進調使・沙流・金萬物等罷り歸る。是歲、讃岐國の山田郡(山田郡)の人の家に、鶏子の四足なる有り。また大炊省に八の鼎ありて鳴る。或は一の鼎鳴り、或は二つ或は三つ俱に鳴る。或は八ながら俱に鳴る。

日本書紀 卷第二十七 終

日本書紀 卷第二十八

天淳中原瀛真人天皇 上 天武天皇

天淳中原瀛真人天皇(淳中、此をば農難と云ふ)は天命開別天皇(天)の同母の弟なり。幼くまじしときは大海人皇子と曰しき。生ましより岐嶽なる姿あり。壯に及びて雄拔しく神武し。天文・通甲を能くし給ふ。天命開別天皇の女、菟野皇女を納れて正妃と爲給ふ。天命開別天皇の元年に、立ちて東宮(天智天皇)と爲り給ふ。四年(天智天皇)の冬の十月の癸辰の日(十七)、天皇、臥病し給ひて、以て痛みますこと甚たし矣。於是、蘇賀臣・安麻侶を遣して、東宮を召して大殿に引入れ給ふ。時に安麻侶は素より東宮の好し給ふ所なり。密に東宮を顧みて曰さく「有意して言へ矣」。東宮於茲隱謀(かくるは)有ることを疑ひて憤之。天皇、東宮に勅して鴻業を授け給ふ。乃ち辭讓て曰さく「臣の不幸、元より多病有り。何にぞ能く社稷を保たむ。願くば陛下、天下を擧げて皇后に附け、仍ち大友皇子を立てて、宜しく儲君と爲たまへ。臣は今日より出家して、陛下の爲に功德を修はむと欲ふ」と。天皇、聽し給ふ。即日、出家して法服(こころし)を著たまふ。因りて私の兵器を收めて、悉に司に納め給ふ。壬午の日(十九)、吉野宮に入り給ふ。時に左大臣・蘇賀赤兄臣・右大臣・中臣金連、及び大納言・蘇賀果安臣

等・送りまつり、菟道より返りぬ焉。或の曰へらく「虎に翼を著けて放之」と。是夕、嶋宮に御します。癸未の日(廿)、吉野に至りて居之。是の時に諸舍人を聚へて、謂りて曰はく「我れ今、入道して脩道せむとす。故れ隨ひて脩道はむと欲ふ者は留まれ。若し仕へて名を成さまく欲ふ者は、還りて司に仕へまつれ」と。然るに退づる者無し。更に舍人を聚へて、詔り給ふこと前の如し。是を以て舍人等、半は留り半は退りぬ。十二月、天命開別天皇、崩りましぬ。元年(壬申年)の春の三月、壬辰の朔の己酉の日(十八)、内小七位・阿曇連稻敷を筑紫に遣して、天皇の喪を郭務棕等に告げしむ。於是、郭務棕等、咸に喪服を著て、三遍・擧哀、東に向きて稽首む。王子の日(廿二)郭務棕等、再拜みて書函と信物とを進る。夏五月、辛卯の朔の壬寅の日(廿三)、甲冑・弓・矢を以て郭務棕等に賜ふ。是日、郭務棕等に賜へる物、總合て純・一千六百七十あまり三匹、布・二千八百五十あまり二端、綿・六百あまり六十六斤。戊午の日(廿八)、高麗、前部富加拵等を遣はして調を進る。庚申の日(卅)、郭務棕等、罷歸る。

是月(五)、舍人・朴井連・雄君、天皇(天)に奏して曰さく「臣、私事有るを以て、獨り美濃に至る。時に朝廷(江)を云ふ、以下皆同じ、美濃・尾張の兩國の司に宣りて曰はく「山陵を造らむ爲に、豫め人夫を差び定む。則ち人別に兵を執らしめよ」と。臣れ以爲らく、山陵を爲るには非じ。必ず事有らむ矣。若し早かに避け給はずば、當に危きこと有りなむ歟」と。或は人有りて奏して曰さく「近江の京より、倭の京に至るまでに、處々に候を置き、亦た菟道の守橋者に命せて、皇大弟の宮の舍人の、私糧を運ぶ事を遮へしむ」と。天皇、之を惡み給ふ。因りて問ひ察め代むるに、以て事の已に實なるを知しめしぬ。於是、詔して曰はく「朕、位を譲り、世を通れし所以は、獨り病を治め身を全くして、永に百歳を終へむと也。然るに今、已むことを獲ずして應に禍を承く應くば、何にぞ默して身を亡ぼさむ耶」。

六月、辛酉の朝の壬午の日(廿二)、村國連・男依、和珥部臣・君手、身毛君・廣に詔して曰はく、「今聞く、近江朝廷の臣等、朕が爲に害はむことを謀ると。是を以て汝等三人、急かに美濃國に往きて、安八磨郡の湯沐令・多臣品治に告げて、機の要を宣示して、先づ當の郡の兵を發し、仍りて國司等に經れて、諸の軍を差發して、急かに不破道を塞げ。朕、今、發路たむ。」

甲申の日(廿四)、將に東に入かむと將たまふ。時に一臣ありて奏して曰さく「近江の群臣、元より謀心あり。必ず天下に告し、ならむ。則ち道路・通ひ難けむ。何ぞ一人の兵なくして、徒手にして東に入きますや。臣れ恐らくは事の就らざらむことを矣。」天皇、之に従ひまして、男依等を召返さむと思欲し給ふ。

即ち大分君・惠尺、黃書造・大伴、逢臣・志摩を、留守司・高坂王のもとに遣して、驛鈴を乞は令め給ふ。因りて以て惠尺等に謂りて曰はく「若し鈴を得ずば、廻ち志摩に還りて復奏せ。惠尺は馳せて近江に往きて、高市皇子と大津皇子とを喚びて、伊勢に達へ」と。既にして惠尺等、留守司のもとに至りて、東宮の命を擧して、驛鈴を高坂王に乞す。爲るに聽さず矣。時に惠尺は近江に往き、志摩は乃ち還りて、復奏して曰さく「鈴を得ず」と。

是日(廿四)、發途して東國に入さ給ふ。事、急にして、駕を待たずして行ます。儻かに大養連・大伴が鞍馬に遇へり。因りて以て御駕す。乃ち皇后(神)は輿に載りて從之。津振川に逮びて、車駕・始めて至る。便ち乘す焉。是時に元より從つかまつる者、草壁皇子、忍壁皇子、及び舍人・林井連・雄君、縣犬養連・大伴、佐伯連・大目、大伴連・友國、稚櫻部臣・五百瀬、書首・根原呂、書直・智德、山背直・小林、山背部小田、安斗連・智德、調首・淡海の類、二十有餘人、女孺・十有餘人なり。即日(廿四)、菟田の吾城に到る。大伴連・馬來田、黃書造・大伴、吉野宮より追ひて至けり。此時に屯田司の舍人・土師連馬手、從駕者、食を供る。甘羅村を過ぐるとき、

獨人二十餘人あり。大伴林本連・大國、獨人の首たり。即ち悉く喚して從駕まつら令む。亦た美濃王を徵す。乃ち參赴きて從矣。湯沐の米を運ぶ伊勢國の駄・五十疋に、菟田の郡家の頭に遇へり。仍て皆米を棄てて歩者を乗ら令む。大野に到りて日落れぬ。山暗くして進行すること能はず。則ち當邑の家の籬を壊ち取りて燭と爲す。夜半に及びて、隱の驛家を焚く。因りて邑の中に唱れて曰く「天皇、東國に入り給ふ。故、人夫・諸參赴」と。然るに一人も背て來ず矣。將に横河に及ばむと將るに、黒雲あり、廣さ十餘丈、天に經れり。時に天皇、異し給ひ、則ち燭を擧して親ら式を乘りて占へて曰はく「天下、兩に分れむ祥なり。然れども朕れ遂に天下を得む歟」と。即ち念かに行して伊賀郡(賀郡)に到りて、伊賀の驛家を焚きて、伊賀の中山に還り給ふ。而るに當國の郡司等、數百の衆を率て歸りまつる焉。會明(五日)に菟野に至り、暫く駕を停めて進食す。積植の山口に到りて、高市皇子、鹿深山より越えて以て遇へり。民直・大火、赤染造・德足、大藏直・廣隅、坂上直・國麻呂、古市黑麻呂、竹田大德、膽香瓦臣・安倍、從焉。

大山を越えて伊勢の鈴鹿に至る。爰に國司の守・三宅連石床、介・三輪君子首、及び湯沐令・田中臣足麻呂、高田首新家等、鈴鹿郡に參遇へり。則ち且た五百の軍を發はして、鈴鹿の山道を塞ぎ、川曲坂下に到りて日暮れぬ。皇后の疲れませるを以て、暫く輿を留めて息む。然るに夜・曉りて雨ふりなむとす。滝しく息むことを得ずして進行す。是に寒て雷なり雨ふること已甚し。駕に従ひまつる者、衣裳・濡れて以て寒さに堪へず。三重の郡家に到るに及びて、屋一間を焚きて、寒者を燭ため令む。是の夜半に、鈴鹿の關司、使を遣して言さく「山部王、石川王、並びに來歸れり。故、關に置らしむ焉」と。天皇、便ち路直益人を遣て徵さ遣む。丙戌の日(廿六)、且に、朝明郡の迹太

川の邊に於て、天照太神を望拜み給ふ。

是時益人・到りて奏して曰さく「關に置きまつれる者は、山部王、石川王に非ず。是れ大津皇子なりと。便ち益人に隨きて參來ませり矣。大分君・惠尺、難波吉士・三綱、駒田勝・忍人、山邊君・安麻呂、小梨田猪手、攝部貳根、大分君・稚臣、根連・金身、漆部友背の輩、從之。天皇、大に喜び給ふ。將に桑名の郡家に及ばむと將るときに、男依・驛に乗りて來て奏して曰さく「美濃の師、三千人を發はして、不破道を塞ぐことを得たり」と。於是、天皇、雄依が勞を美め給ふ。既にして郡家に到りまして、先づ高市皇子を不破に遣はして、軍事を監べ令め給ひ、山背部小田、安斗連阿加布を遣て、東海軍を發さ遣め、また稚櫻部臣・五百瀬、土師連・馬手を遣て、東山の軍を發さ遣む。是日、天皇、桑名の郡家に宿り給ふ。即ち停りて進さず。

是時に近江の朝廷、大皇弟の東國に入りませることを聞きて、其の群臣、悉に愕ちて、京の内・震動(おろ)む。或は通れて東國に入らむと欲ひ、或は退きて山澤に匿れなむとす。爰に大友皇子、群臣に謂りて曰く「何にか計らはむ」。一、臣・進みて曰さく「運く謀らば將に後れなむ。如かず、急かに驍騎を聚めて、跡に乗りて逐はむには」と。皇子、從ひ給はず。則ち草那公磐鉞、書直藥、忍坂直大摩侶を以て東國に遣はし、穗積臣百足、及び弟・五百枝、物部首日向を以て倭の京に遣はし、且た佐伯連・男を筑紫に遣し、樟使主磐手を吉備國に遣して、並びに兵を興さ令む。仍りて男と磐手とに謂りて曰く「其の筑紫の大宰・帥・栗隈王と、吉備國守・當摩公廣嶋との二人は、元より大皇弟に隸きまつること有り。疑ふらくは反くこと有らむ歟。若し不服色あらば即ち殺せ」。於是、磐手、吉備國に到りて、符を授ふの日、廣嶋を給きて刀を解がしめ、磐手・即ち刀を抜きて殺しぬ。男、筑紫に至れり。時に栗隈王、符を承けて對へて曰く「筑紫國は、元より邊賊之難を成るところ也。其れ城を峻くし隙を深くし、海に臨みて守ることは豈、内賊の爲ならむ耶。今、命を長まりて軍を發さば、則ち國・空しけむ矣。若し不意之外に、倉卒なること有らば、

頓に社稷・傾ぶきなむ。然して後に百たび臣を殺すと雖も何の益か有らむ焉。豈、敢て徳に背かむ耶。輒ち兵を動かさざることは、其れ是の緣なり」と。時に栗隈王の二子、三野王、武家王、劔を佩きて側に立ちて退くこと無し。於是、男、劔を按りて進まむと欲へども、還りて亡ぼされむことを恐れつ。故、事を成すこと能はずして、空しく還りぬ。

東方の驛、使・磐鉞等、將に不破に及ばむと將るときに、磐鉞・獨り山中に兵あらむことを疑ひて、以て後れて後に行けり。時に伏兵、山より出でて、藥等が後を遮りぬ。磐鉞、之を見て藥等が捕はれしことを知りて、則ち返りて逃走て、僅に脱るゝことを得つ。

是時に當りて、大伴連・馬來田、弟の吹負、並に時の否ことを見て、以て病と稱して倭の家に退りつ。然して其の嗣位を登さむ者は、必ず吉野に所居す大皇弟ならむと云ふことを知りぬ矣。是を以て馬來田、先づ天皇に從ひまつれり。唯し吹負は留りて謂へらく、名を一時に立て、艱難を寧めむと欲ふと。即ち一・二の族、及び諸の豪傑を招きて、僅して數十人を得たり。(此條、日本書紀新講、下卷五一三頁參照)

丁亥の日(廿七日)、高市皇子、使を桑名の郡家に遣して奏して言さく「遠く居す御所は、政を行はむに便よからず。宜しく近き處に御します宜し」と。即日、天皇、皇后を留めまして不破に入り給ふ。郡家に及りなむとする比に、尾張國守・小子部連・鉦鉤、二萬の衆を率て歸まつる。天皇、即ち美め給ひて、其の軍を分りて、處々の道を塞がしむ。野上に到りませる時に、高市皇子、和豐より參迎へて、以て便に奏して言さく「昨夜、近江の朝より、驛使馳至れり。因りて伏兵を以て捕へたる者は、則ち書直・藥、忍坂直・大麻呂なり。問ふ、何所か往く。答へて曰く、吉野に所居す大皇弟の爲に、東國の軍を發さ遣むる草那公磐鉞の徒なり。然るに磐鉞は兵の起るを見て、乃ち逃げ

て還りぬ」と。既にして天皇、高市皇子に謂りて曰はく「其の近江の朝には、左・右の大臣、及び智謀群臣、共に謀を定む。今、朕は與に事を計る者無し。唯だ幼少孺子ある耳。奈之何」。皇子、臂を振り、劍を按りて奏して言さく「近江の群臣、多なりと雖も、何ぞ敢て天皇の靈(みたま)に逆ひ得まじや。天皇、獨に居ますと雖も、則ち臣・高市、神、祇の靈(みたま)に頼り、天皇の命を請けたまはりて、諸將を引率て征討たば、豈、距ふこと有らむ乎」。爰に天皇、皇譽め給ひて、手を携り背を撫でて曰はく「慎しみて不可怠」と。因りて鞍馬を賜ひ、悉く軍事を授け給ふ。皇子、即ち和覽に還りぬ。天皇、於茲、行宮を野上に興て居す焉。此の夜、雷電し雨ふること甚だし。則ち天皇、祈ひて曰はく「天神・地祇、朕を扶け給はば、雷鳴り雨降ること息みなむ矣」。言ふこと訖りて、即ち雷し雨ふること止みぬ。戊子の日(廿八)、天皇、和覽に往して軍事を檢へ校めて還り給ふ。己丑の日(廿九)、天皇、和覽に往して、高市皇子に命せて、軍家に號令し給ふ。天皇、亦た野上に還りて居します。是日(九日)、大伴吹負、密かに留守司・坂上直熊毛と謀りて、一・二の漢直等に謂りて曰く「我、詐りて高市皇子と稱りて、數十の騎を率て、飛鳥寺の北の路より出でて營に臨まむ。乃ち汝、内應せよ」と。既にして兵を百濟の家に結めて、南門より出づ。先づ秦造・熊に、積鼻して馬に乗りて馳せて、寺の西の營の中に謂は俾めて曰く「高市皇子、不破より至ります。軍家・多に従へり」と。爰に留守司・高坂王、及び兵を興す使者・穂積臣百足等、飛鳥寺の西、槻下(のきのした)に據りて營を爲せり。唯し百足は小墾田の兵庫(のへ)に居りて、兵を近江に運ぶ。時に營の中の軍家、熊が叫ぶ聲を聞きて、悉く散け走ぐ。仍りて大伴連・吹負、數十騎を率て劇に來る。則ち熊毛、及び諸の直等、共與に連和し。軍士も亦た従へり。乃ち高市皇子の命を舉して、穂積臣百足を小墾田の兵庫に喚ぶ。爰に百足、馬に乗りて緩く來り、飛鳥寺の西、槻下に連ぶに人有りて曰く、「馬より下りよ」と。時に百足、馬より下ること遲し。便ち其の襟を取へて以て引墮して、射て一箭に中つ。因りて刀を抜き斬りて殺しつ。乃ち穂積臣五百枝、物部首日向を禁め、俄くして殺して軍中に置らしむ。且、高坂王と稚狹王とを喚びて軍に従は令めつ焉。既にして大伴連安麻呂、坂上直老、佐味君宿那麻呂等を不破宮に遣はして、事狀を奏さ令む。天皇、大く喜び給ひ、因りて吹負を令て將軍に拜しめ給ふ。是時に三輪君高市麻呂、鴨君蝦夷等、及び群豪傑者、響の如くに、悉に將軍の麾下に會ひつ。乃ち近江を襲はむことを規る。因りて以て衆中の英、俊(ひと)を撰びて、別將および軍監と爲し、初づ乃樂に向ふ。

秋七月、庚寅の朔の辛卯の日(三日)、天皇、紀臣阿閉麻呂、多臣品治、三輪君子首、置始連菟を遣て、數萬の衆を率て、伊勢の大山より、越えて倭に向は遣め、且た村國連男依、書首根麻呂、和理部臣君手、膽香瓦臣安倍を遣て、數萬の衆を率て、不破より出でて、直に近江に入ら遣む。其の衆、近江の師と別き難きことを恐れて、赤色を以て衣の上に著く。然して後に、別に多臣品治に命せて、三千の衆を率て、荊荻野に屯ましめ、田中臣足麻呂を遣して、會歷道を守らしむ。時に近江、山部王、蘇賀臣果安、巨勢臣比等に命せて、數萬の衆を率て、將に不破を襲はむとして、犬上川の濱に軍む。山部王、蘇賀臣果安と巨勢臣比等が爲に殺さる。是の亂に由りて軍進まず。乃ち蘇賀臣果安、犬上より返りて、頸を刺して死せぬ。

是時に近江の將軍、羽田公矢國、其の子・大人等、己が族を率て來降ひまつる。因りて斧鉞を授けて將軍に拜し給ひ、即ち北のかた越に入らしむ。是より先、近江・精兵を放ちて、忽ち出雲臣伯を遣はして、擊ちて之を退く。

壬辰の日(三日)、將軍・吹負、乃樂山の上に屯めり。時に荒田尾直赤麻呂、將軍に啓して曰く「古、京は是れ本營

の處なり。宜しく固く守る宜し。將軍・之に従ふ。則ち赤麻呂と忌部首子人とを遣して、古京を成ら令む。於是、赤麻呂等、古京に詣りて道路の橋の板を解ち取りて、橋に作りて京の邊の衢に堅て、以て守る。

癸巳の日(四)、將軍・吹負、近江の將・大野君果安と乃樂山に戰ふ。果安が爲に敗られて、軍卒・悉く走ぐ。將軍・吹負、僅に身を脱るゝことを得つ。是に果安、追ひて八口岳に至りて京を視るに、街ごとに橋を堅てたり。伏し

兵、あらむことを疑ひて、乃ち稍に引き返れり。甲午の日(五)、近江の別將・田邊小隅、鹿深山を越えて、轡を卷き鼓を抱きて倉歷に詣り、夜半を以て枚を衝め城

を穿ちて、劇に營中に入る。則に己が卒と、足麻呂が衆と別ち難きことを畏りて、以て人毎に金と言はしむ。仍て刀を抜きて之を殿つに、金と言ふに非ざれば乃ち斬す耳。於是、足麻呂が衆、悉に亂る。事、忽に起りて所爲を知ら

ず。唯だ足麻呂・聴く知りて、獨り金と言ひて以て僅に免るゝことを得たり。乙未の日(六)、小隅また進みて、薊野の營を襲はむと欲して忽に到る。爰に將軍・多臣品治、遮へて、精兵を以て追ひて之を撃つ。小隅、獨り免れて走ぐ

焉。以後、遂に復た來らず。丙申の日(七)、男依等、近江軍と息長の横河に戰ひて之を破り、其の將・境部連・藥を斬る。戊戌の日(九)、男依等、近江の將・秦友足を鳥籠山に討ちて之を斬せり。

是日(九)、東道の將・軍・紀臣阿閉麻呂等、倭の京の將・軍大伴吹負、近江の爲に敗られしことを聞きて、則ち軍を分りて、以て置始連・菟を遣して、千餘の騎を率て、急に倭の京に馳せしむ。

壬寅の日(十三)、男依等、安河の濱に戰ひて大に破りて、則ち社戸臣大口、土師連千島を獲ふ。丙午の日(十七)、粟太の軍を討ちて之を追ふ。辛亥の日(二十)、男依等、瀬田に到る。時に大友皇子、及び群臣等共に橋の西に營して、大に

陣を成ふ。其の後を見ず。旗幟・野を蔽ひ、埃塵・天に連なり、鉦鼓の聲、数十里に聞ゆ。弩を列ねて亂發ち、矢の下ること雨の如し。其の將・智尊、精兵を率て以て先鋒として之を距ぎ、仍りて橋の中を切斷つこと須容三丈、

一の長き板を置けり。設ひ板を躡みて度る者有らば乃ち板を引きて墮さむとす。是を以て進み襲ふことを得ず。是に勇敢士あり、大分君・稚臣と曰ふ。則ち長矛を棄て、甲を重ね擗て、刀を抜きて、急に板を踏み度り、便ち板に著けたる網

を斷りて、以て被矢つ、陣に入る。衆、悉く亂れて散け逃げ、禁む可からず、將軍・智尊、刀を抜きて退者を斬る。而れども止むること能はず。因りて以て智尊を橋の邊に斬せり。

則ち大友皇子、左右大臣等、僅に身免れて以て逃げぬ。男依等、即ち粟津岡の下に軍す。是日(廿二)、羽田公・矢國、出雲臣伯、合ひて共に三尾城を攻めて之を降せり。

壬子の日(廿三)、男依等、近江の將・犬養連五十君、及び谷直鹽手を粟津の市に斬る。於是、大友皇子、走げて入り給はむ所無し。乃ち還りて山前に隱りて、以て自ら縊焉。時に左右大臣、及び群臣皆散亡せぬ。唯だ物部連・麻呂と一、二の舍人と従つかへまつれり。

初め將軍・吹負、乃樂に向きて稗田に至りし日(二月)、人有りて曰く、「河内より軍・多に至る」と。則ち坂本臣・財長尾直・眞墨、倉埴直・麻呂、民直・小鮪、谷直・根麻呂を遣て、三百の軍士を率て龍田に距が遣め、復た佐味君

少麻呂を遣て、數百人を率て大坂に屯ましめ、鴨君蝦夷を遣て、數百人を率て石手道を守らしむ。是日(七月)、坂本臣財等、平石の野に次る。時に近江の軍・高安城に在りと聞きて發之。乃ち近江の軍、財等が來ること

を知りて、以て悉く稅倉を焚きて皆散け亡せぬ。仍りて城の中に宿れり。會明(三)に西方を臨み見れば、大津、丹比の兩道より、軍・衆・多に至ること、顯かに旗幟に見る。人察りて曰く「近江の將・壹伎史韓國が師なり」と。財等、

高安城より降りて以て衛我河を渡りて、韓國と河の西に戦ふ。財等、衆少くして距ぐこと能はず。是より先、紀臣大音を遣して懼坂の道を守ら令む。是に於きて財等、懼坂道に退きて大音が營に居る。是時に河内國司の守、來目臣鹽籠、不破宮に歸らむの情ありて、以て軍衆を集む。爰に韓國、到りて密に其の謀を聞きて、將に鹽籠を殺さむとす。鹽籠、事の漏れたることを知りて、乃ち自ら死りぬ焉。一日を経て(七月)近江の軍、諸の道に當りて多に至る。即ち並に相戦ふこと能はずして以て解け退きぬ。

是日(四)將軍・吹負、近江の爲に敗られて、以て獨に一、二の騎を率て走れ、墨坂に速びて、遇ま菟が軍の至るに逢ひて、更に還りて金網井に屯みて、散けたる卒を招き聚へつ。於是、近江の軍の大坂道より至ると聞きて、將軍、軍を引き西に如く。當麻の衝に到りて、壹岐史韓國が軍と葦池の側に戦ふ。時に勇士、來目と云ふ者有り。刀を抜きて急に馳せて、直に軍中に入る。騎士、繼踵(つぎつぎ)進む。則ち近江の軍、悉に走ぐ。追ひて斬すこと甚多なり。爰に將軍、軍中、中に令ちて曰く「其れ兵を發せる元意は、百姓を殺さむとは非ず。是れ元凶の爲なり。故れ妄に莫・殺しそ」と。是に韓國、軍を離れて獨り逃ぐ。將軍、遙に見て、來目に令せて以て射ら伴む。然れども中らずして、遂に走りて免るゝことを得たり焉。

將軍、更に本營に還る。時に東師、頻りに多に臻る。則ち軍を分りて、各上中下の道に當りて屯む。唯し將軍、吹負、親ら中道に當れり。是に近江の將、犬養連五十君、中道より至りて村屋に留り、別將・廬井造・鯨を遣て、二百の精兵を率て、將軍の營を衝か遣む。當時、麾下の軍少くして、以て距ぐこと能はず。爰に大井寺の奴、名は德麻呂等五人ありて軍に従へり。即ち、德麻呂等を先鋒と爲て、以て進みて射す。鯨の軍、進むこと能はず。

是日、三輪君高市麻呂、置始連菟は上道に當りて、箸陵のもとに戦ひて大に近江の軍を破り、勝に乘りて、兼て鯨が軍の後を斷つ。鯨が軍、悉に解け走ぐ。多に士卒を殺せり。鯨、白馬に乗りて以て逃る。馬、瀨田に墮ちて進行こと能はず。則ち將軍吹負、甲斐の勇者に謂りて曰へらく「其の白馬に乗れる者は廬井鯨なり。急かに追ひて以て射せ」と。於是、甲斐の勇者、馳せ追ひて、鯨に及ぶ比ひに、鯨、急に馬に鞭うつ。馬、能く抜けて以て瀨を出で、即ち馳せ脱るゝことを得たり。將軍、亦更に本の處に還りて軍す。自此以後、近江の軍、遂に至らず。

是より先、金網井に軍せし時、高市郡の大領・高市縣主・許梅、倏忽に口閉みて言ふこと能はず。三日の後に、方に神著りて以て言ひけらく、「吾は高市社に所居。名は事代主神、また牟狹社に所居。名は生靈神なり」と。乃ち顯之して曰はく「神日本磐余彥天(皇)の陵に、馬および種々の兵器を奉れ」。便ち亦言はく「吾は皇御孫尊の前。後に立ちて、以て不破に送り奉りて還りぬ焉。今且た官軍の中に立ちて、守護りまつる」。且た言はく「西道より軍衆、將に至りなむとす。宜べ慎む宜し」。言ひ訖りて則ち醒めぬ矣。故れ是を以ちて、便ち許梅を遣て御陵を祭拜みて、因りて以て馬および兵器を奉り、また幣を捧げて、高市、身狹の二社の神を禮祭はしむ。然して後に壹伎史韓國、大坂より來れり。故れ時人の曰へらく「二社の神の教へ給へる辭、適に是也」と。また村屋神、祝に著りて曰はく「今、吾が社の中道より、軍衆、將に至りなむ。故、宜しく社の中道を塞ぐ宜し」。故れ未だ幾日をも經ざるに、廬井造・鯨が軍、中道より至りぬ。時人の曰へらく「即ち神の教へ給へる辭、是なり」と。軍政、既に訖りて、將軍等この三神の教言を擧げて奏し奉る。即ち勅して、三神の品を登進て以て祠り給ふ焉。

辛亥の日(廿二)、將軍・吹負、既に倭の地を定めて、便ち大坂を越えて難波に往く。以餘の別將軍等は、各三道より進みて山前に至り、河の南に屯めり。將軍・吹負、難波の小郡に留りて、以西の諸國司等に仰せて、管鑰、

驛鈴、傳印(しんじゆ)を進ら令む。
 癸丑の日(廿四)、諸の將軍等、悉く後浪(後)此をば佐佐と云ふに會ひて、左・右の大臣、及び諸の罪人等
 を採捕ふ。乙卯の日(廿六)、將軍等、不破宮に向づ。因りて大友皇子の頭(みき)を擗げて營前に獻る。
 八月、庚申の朝の甲申の日(廿五)、高市皇子に命せて、近江の群臣の犯状を宣らしむ。則ち重罪の八人を極
 刑に坐く。仍りて右大臣・中臣連・金を淺井の田根に斬さしむ。是日、左大臣・蘇我臣赤兄、大納言・巨勢
 臣・比等、及び子孫、并びに中臣連・金の子、蘇我臣果安が子、悉くに配流し、以餘(これより)は悉に之を赦さる。是よ
 り先、尾張の國司の守・少子部連鉤、山に匿れて自ら死りぬ。天皇の曰はく「鉤は有功者なり。罪無くして何し
 かも自ら死れる。其れ隠謀有る歟」。丙戌の日(廿七)、諸の有功動者に恩勅して、顯かに寵賞し給ふ。
 九月、己丑の朝の丙申の日(廿八)、車駕、還りまして伊勢の桑名に宿り給ふ。丁酉の日(廿九)、鈴鹿に宿り給ふ。
 戊戌の日(三十)、阿閉に宿り給ふ。己亥の日(三十一)、名張に宿り給ふ。庚子の日(一)、倭の京に詣でて嶋宮に御す。
 癸卯の日(十五)、嶋宮より岡本宮に移り給ふ。是歲、宮室を岡本宮の南に營らせ給ひ、即冬・遷りて以て居します焉。
 是をば飛鳥淨御原宮と謂す。冬十一月、戊子の日の朝の辛亥の日(廿四)、新羅の客・金押實等を筑紫に饗へ給ふ。即
 日、祿賜ふこと各差あり。十二月、戊午の朝の辛酉の日(廿四)、諸の有功動者を選びて、冠位を増し加へ
 給ふ。仍りて小山の位より以上に祿賜ふこと各差有り。壬申の日(廿五)、船一隻を新羅の客に賜ふ。癸未の
 日(廿六)、金押實等罷り歸る。是月、大紫・章那公・高見薨ぬ。

日本書紀 第二十八終

日本書紀 卷第二十九

天淳中原瀛真人天皇 下 天武天皇

二年(癸酉年)の春正月、丁亥の朝の癸巳の日(七)、酒を置し群臣に宴し給ふ。二月、丁巳の朝の癸
 未の日(廿七)、天皇、有司に命せて、壇場を設けて飛鳥の淨御原の宮に帝位・即しめす。正妃を立てて皇后と爲た
 まふ。皇后、草壁皇子尊を生みます。先に皇后の姉・大田皇女を納れて妃と爲給ふ。大來皇女と大津皇子とを生む。次の
 妃・大江皇女、長皇子と弓削皇子とを生む。次の妃・新田部皇女、舍人皇子を生む。また夫人・藤原大臣(足)の女・氷
 上娘、但馬皇女を生む。次の夫人・氷上娘の弟・五百重娘、新田部皇子を生む。次の夫人・蘇我赤兄大臣の女・大薨
 娘、一はしらの男と二柱の女とを生む。其の一を穗積皇子と曰し、其の二を紀皇女と曰し、其の三を田形皇女と曰
 す。天皇、初め鏡王の女・額田姬王を娶して、十市皇女を生ましむ。次に智形君德善が女・尼子娘を納れて、高
 市皇子命を生ましむ。次に突人臣大麻呂が女・媛媛娘、二はしらの男と二はしらの女とを生む。其の一を忍壁皇子
 と曰し、其の二を磯城皇子と曰し、其の三を泊瀬部皇女と曰し、其の四を託基皇女と曰す。乙酉の日(廿八)、有功功人等に爵
 を賜ふこと各差あり。

三月、丙戌の朔の壬寅の日(十七)、備後國司、白雉を龜石郡に獲て買る。乃ち當郡の課役を悉に免さる。仍て天下に大赦し給ふ。是月、書生を聚めて、始めて一切經を川原寺に寫さしむ。

夏四月、丙辰の朔の己巳の日(十四)、大來皇女を天照大神の宮に侍ら遣めむと欲して、泊瀬の齋宮に居らしめ給ふ。是は先づ身を潔めて、稍に神の所に近け給はむと也。五月、乙酉の朔の日、公卿大夫、及び諸の臣、連、并に伴造等に詔して曰はく、「夫れ初めて出身せむ者ば、先づ大舍人に仕へ令め、然して後に其の才能を選簡びて、以て當職に宛てよ。また婦女は、夫有ると夫無きと、及び長と幼とを問ふこと無く、進仕まつらむと欲ふ者ば聽せ。其の考選ことは、官人の例に准へよ。」癸丑の日(廿九)、大錦上・坂本財臣・卒りぬ。壬申の年の勞に由りて、小紫の位を贈ふ。

閏の六月、乙酉の朔の庚寅の日(六)、大錦下・百濟の沙宅・紹明・卒りぬ。爲人・聰明・敏智。時に秀才と稱はる。是に天皇・驚きまして、恩を降して以て外小紫の位を贈ひ、重ねて本國の大佐平の位を贈ふ。壬辰の日(八)、耽羅より王子・久麻藝・都羅、宇麻等を遣はして朝貢。己亥の日(十五)、新羅より韓阿湊・金承元、阿湊・金祇山、大舍・霜雪等を遣はして、鷹極を賀まをし、并せて一吉湊・金薩儒、韓奈末・金池山等を遣して、先皇の喪を弔ひ奉る。(一云、調使なり)。其の送使・貴于寶、眞毛、承元、薩儒を筑紫に送る。戊申の日(廿四)、貴于寶等に筑紫に遷たまふ。祿賜ふこと各差あり。即ち筑紫より、國に返る。

秋八月、甲申の朔の壬辰の日(九)、伊賀國に在る紀臣阿閉麻呂等に、壬申の年の勞勳之狀を詔して顯かに龍み賞たまふ。癸卯の日(廿)、高麗より上部位頭大兄・邯子、前部大兄・碩于等を遣はして朝貢。仍りて新羅、韓奈末・金利益を遣て、高麗の使人を筑紫に送ら遣む。戊申の日(廿五)、賀鷹極使・金承元等の中、客より以上、

二十七人を京に喚す。因りて大宰に命せて、耽羅の使人に詔して曰はく、「天皇、新に天下を平けまして、初て位しろしめす。是に由りて唯だ賀使を除きての以外は召さす。則ち汝等の親く見る所なり。亦た時寒くして波險し。久しく淹留たらむには、還りて汝が愁を爲してむ。故れ宜しく疾く歸る宜し」と。仍りて國に在る王(王)及び使者・久麻藝等に鑒めて爵位を賜ふ。其の爵は大乙上なるを、更に錦繡を以て潤飾りて、其の國の佐平の位に當てたり。則ち筑紫より返しつ。

九月、癸丑の朔の庚辰の日(廿八)、金承元等に難波に遷たまひ、種々の樂を奏す。物を賜ふこと各差あり。

冬十一月、壬子の朔の日、金承元等罷り歸りぬ。壬申の日(廿二)、高麗の邯子、新羅の薩儒等を筑紫の大郡に遷たまふ。祿を賜ふこと各差あり。十二月、壬午の朔の丙戌の日(廿)、大嘗に侍へ奉りし中臣、忌部、及び神官の人等、并に播磨・丹波の二國の郡司、また以下の大夫等に、悉に祿を賜ふ。因りて以て郡司等に各爵一級を賜ふ。戊戌の日(十七)、小紫・美濃王、小錦下・紀臣阿多麻呂を以て、高市の大寺を造る司に拜す(今の高官の寺是なり)。時に知事・福林僧、老に由りて知事を辭ぶ。然れども聽し給はず焉。戊申の日(廿七)、義成僧を以て小僧都に爲し給ふ。是日、更に佐官の二の僧を加ふ。其の四の佐官有ること、始めて此時に起れり。是年・太歲癸酉。

三年(甲戌年)の春正月、辛亥の朔の庚申の日(廿)、百濟の王・昌成薨せぬ。此に小紫の位を賜ふ。二月、辛巳の朔の戊申の日(廿八)、紀臣阿閉麻呂・卒りぬ。天皇、大く悲しみ給ひ、壬申の年の役に勞りしことを以て、大紫の位を贈ふ。三月、庚戌の朔の丙辰の日(七)、對馬國司の守・忍海造・大國言さく「銀、始めて當國に出でたり」と、即ち貢ぎ上る。是に由りて大國に小錦下の位を授け給ふ。凡そ銀の倭國に在ることは、初めて此の時に由りて。故、悉に諸の神祇に奉り、亦た同じく小錦より以上の大夫等に賜へり。秋八月、戊寅の

朝の庚辰の日(三)、忍壁皇子を石上神宮に遣して、膏油を以て神寶を登かしめ給ふ。即日、勅して曰はく「元來、諸家より神府に貯へし寶物をば、皆な其の子孫に還さ令めよ」。冬十月丁丑の朝の乙酉の日(九)、大來皇女、泊瀨の齋宮より、伊勢の神宮に向づ。

四年(乙未)の春正月、丙午の朝の日、大學寮(外務省)の諸學生、陰陽寮(天文省)の外藥寮、及び舍衛の女、耽羅の女、百濟の王・善光、新羅の仕丁等、藥・及び珍異等物(のたま)を捧げて進る。丁未の日(二)、皇子より以下、百寮の諸人、朝拜す。戊申の日(三)、百寮の諸人、初位より以上、薪を進る。庚戌の日(五)、始めて占星寮を興て給ふ。壬子の日(七)、群臣に朝廷に賜宴へり。壬戌の日(十七)、公卿大夫、及び百寮の諸人、初位より以上、西門の庭に射ふ。また是日に大倭國より瑞鷄を買ひ、東國より白鷹を買ひ、近江國より白鷺を買ふ。

戊辰の日(廿三)、幣を諸社に奉る。
二月、乙亥の朝の癸未の日(九)、大倭、河内、攝津、山背、播磨、淡路、丹波、但馬、近江、若狹、伊勢、美濃、尾張等國に勅して曰はく「所部の百姓の能く歌ふ男女、及び侏儒、伎人を選びて貢上れ」と。丁亥の日(十三)、十市皇女、阿閉皇女、伊勢神宮に參赴す。己丑の日(十五)、詔して曰はく「甲子年(三年)に、諸氏に被給る部曲は、自今以後、之を除めよ。また親王・諸王、及び諸臣、并に諸寺等に所賜し山・澤・島・浦・林・野・陂・池、前も後も並びに除めむ焉」。癸巳の日(十九)、詔して曰はく「群臣、百寮、及び天下の人民、莫く諸の惡しきわざを作ふこと。若し犯す者あらば事の隨に罪なはむ」。丁酉の日(廿三)、天皇、高安城に幸す。

是月、新羅より王子・忠元、大監・級津・金此蘇、大監・奈末・金天冲、弟監・大藤・林武麻、弟監・大舍・金洛水等を遣はして、調を進る。其の送使・奈末・金風那、奈末・金孝福、王子忠元を筑紫に送る。

三月、乙巳の朝の丙午の日(三)、土左大神より、神刀一口を以て天皇に進る。戊午の日(十四)、金風那等に筑紫に遷たまふ。即ち筑紫より歸りぬ。庚申の日(十六)、諸王の四位・栗隈王を兵政官長(兵部卿)と爲し、小錦上・大伴連・御行を大輔と爲たまふ。是月、高麗より大兄・富干、大兄・多武等を遣はして朝貢。新羅より級津・朴勤脩、大奈末・金美賀を遣はして調を進る。

夏四月、甲戌の朝の戊寅の日(五)、僧・尼二千四百餘を請せて、大いに設齋す焉。辛巳の日(八)、勅し給はく「小錦上・當摩公・廣麻呂、小錦下・久努臣麻呂の二人は、勿く朝參せしむること」。壬午の日(九)、詔して曰はく「諸國の貨税は、自今以後、明かに百姓を察て、先づ富めると貧きを知りて、三等に簡び定めて、仍ち中戸より以下に、應に貸し與ふ應し」。癸未の日(十)、小紫・美濃王、小錦下・佐伯連廣足を遣て、風神を龍田の立野に祠ら遣め給ひ、小錦中・間人連大蓋、大山中・曾爾連・韓犬を遣て、大忌神を廣瀬の河曲に祭は遣めたまふ。

丁亥の日(十四)、小錦下・久努臣麻呂、詔使を對捍めるつみに坐りて、官位を盡に追らる。庚寅の日(十七)、諸國に詔して曰はく「自今以後、諸の漁獵者を制めて、櫻・奔を造り、及び機槍等の類を施くこと莫く、また卯月の朝より以後、九月の三十日より以前に、比滿沙伎理の梁を置くこと莫からしめよ。且た牛・馬・犬・猿・雞の穴を莫く食ひそ。以外は禁例(禁)に在らず。若し犯す者あらば罪なはむ」。

辛卯の日(十八)、三位・麻績王、罪有りて因播に流さる。一の子をば伊豆嶋に流し、一の子をば血鹿嶋に流す。丙申の日(廿三)、諸の才藝者を簡びて、祿を給ふこと各差あり。是月、新羅の王子・忠元・難波に到る。
六月、癸酉の朝の乙未の日(廿三)、大分君・惠尺、病して將に死りなむとす。天皇、大驚きまして詔して曰はく「汝・惠尺、私に背き、公に向きて身命を惜しまず、遂雄之心を以て大役に勞れり。恒に慈愛まむと欲へり。故、

爾、既死ると雖も、子孫をば厚く賞まむ。仍りて外小紫の位に騰げ給ふ。未及數日して私に薨せぬ。秋七月、癸卯の朔の己酉の日(廿)小錦上・大伴連・國麻呂を大使と爲、小錦下・三宅吉士・入石を副使と爲て新羅に遣す。八月、壬申の朔の日、耽羅の調使・王子久麻伎、筑紫に泊る。癸巳の日(廿二)、大に風ふきて、沙を飛ばし屋を破つ。丙申の日(廿五)、忠元、禮、畢りて以て歸る。難波より發船す。己亥の日(廿八)、新羅、高麗の二國の調使を筑紫に饗たまふ。祿を賜ふこと差有り。九月、壬寅の朔の戊辰の日(廿七)、耽羅の王・姑如、難波に到る。冬十月、辛未の朔の癸酉の日(三)、使を四方に遣して一切經を覽めしむ。庚辰の日(廿)、酒を置して群臣を宴したまふ。丙戌の日(廿六)、筑紫より唐人三十口を買る。則ち遠江國に遣はして安置らしむ。庚寅の日(廿)詔して曰はく「諸王より以下、初位より以上は、人毎に兵(馬)を備へよ。是日、相模國より言さく「高倉郡の人、一たびに三男を生めり」。十一月、辛丑の朔の癸卯の日(三)、人有りて、宮の東の岳に登りて、妖言して自ら剋て死りぬ。是の夜に當りて宿直せる者、悉に爵一級を賜へり。是日、大地動。

(廿) 詔して曰はく「諸王より以下、初位より以上は、人毎に兵(馬)を備へよ。是日、相模國より言さく「高倉郡の人、一たびに三男を生めり」。十一月、辛丑の朔の癸卯の日(三)、人有りて、宮の東の岳に登りて、妖言して自ら剋て死りぬ。是の夜に當りて宿直せる者、悉に爵一級を賜へり。是日、大地動。

五年(一三三六)の春正月、庚子の朔、群臣、百寮、拜朝す。癸卯の日(四)、高市皇子より以下、小錦より以上の大夫等に、衣袴、襪、腰帶、脚帶、及び机、杖を賜ふ。唯し小錦の三階には机を賜はらず。丙午の日(七)、小錦より以上の大夫等に、祿を賜ふこと各差あり。甲寅の日(十五)、百寮の初位より以上、薪たてまつる。即日、悉く朝廷に集へて宴賜ふ。乙卯の日(十六)、祿を置して西門の庭に射(か)す。的に中たる者には、則ち祿を賜ふこと差あり。是日、天皇、島宮に御しまして宴し給ふ。甲子の日(廿五)、詔して曰はく「凡そ國司を任じむことは、畿内、及び陸奥、長門國を除きての以外は、皆な大山の位より以下の人に任せよ」。

二月、庚午の朔の日、拜朝す。癸巳の日(廿四)、耽羅の客に船一艘を賜ふ。是月、大伴連國麻呂等、新羅

より至る。夏四月、戊戌の朔の辛丑の日(四)、龍田風神、廣瀨大忌神を祭る。大倭國の添下郡(今、生)の鰐積吉事、瑞鷄を買る。其の冠、海石榴の華に似たり。是日大倭國の飽波郡より言さく「雌鷄、雄に化れり」と。辛亥の日(十四)、勅し給はく「諸王、諸臣の被給る封戸の税は、以西の國を除めて、相易へて以て東の國を給はらむ。また外國の人、進仕らむと欲ふ者は、臣、連、伴、造の子、及び國造の子をば聽さむ。唯し以下の庶人と雖も、其の才能の長(い)たるは亦た聽すべし」。己未の日(廿二)、美濃國司に詔して曰はく「礪杵郡に在る紀臣阿佐麻呂が子をば、東國に遷して、即ち其の國の百姓と爲よ」と。

五月、戊辰の朔の庚午の日(三)、宣したまはく「調を進らむこと。期限を過すは國司等が犯せる状なり」。云々。甲戌の日(七)、下野の國司・奏さく「所部の百姓、凶年に遇りて飢乏して、子を賣らまくす」と、而れども朝・聽し給はず矣。是月、勅して禁め給はく、「南淵山(高市郡)細川山(高市郡)を、並びに莫・蕪り薪ること。また畿内・山の山野の、元より禁むる限り、莫・妄りに燒・折ること」。六月、四位・栗隈王、得病て薨ぬ。物部雄君連、忽に發病りて卒れり。天皇、大く驚き給ふ。其の王、申の年、車駕に従ひまつりて東の國に入り、大なる功あるを以て、恩を降して内大紫の位を贈ひ、因りて氏上を賜ふ。是夏、大に旱す。使を四方に遣はし給ひ、幣帛を捧げて、諸の神、祇に祈り、亦た諸の僧尼を請せて、三寶に祈る。然れども雨ふらず。是に由りて五穀・登らず。百姓・飢乏(飢乏)。秋七月、丁卯の朔の戊辰の日(三)、卿大夫、及び百寮の諸人等に爵を進め給ふこと各差有り。甲戌の日(八)、耽羅の客、國に歸る。壬午の日(十六)、龍田風神と廣瀨大忌神を祭る。是月、村國連、雄依卒りぬ。壬申の功を以て、外小紫の位を贈ふ。星有りて、東に出づ。長さ七八尺、九月に至りて竟に失せぬ。(竟失。流布本には、竟天とあり。)

八月、丙申の朝の丁酉の日(二)、親王より以下、小錦より以上の大夫、及び皇子、姫王、内命婦等に食封を給ふこと各差あり。辛亥の日(十六)、詔して曰はく「四方に大解除せむ。用ひる物は、即ち國別に國造は祇柱・馬一匹、布一常を。以外に郡司は、各刀一口、鹿皮一張、鏡一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束。且た戸毎に麻一條を給せ」。壬子の日(十七)、詔して曰はく「死刑、没官、三流は並びに一等を除せ。徒罪より以下、已に發覺たる、未だ發覺ざる、悉に之を赦せ。唯し既に配流たるは、赦す例に在らず」。是日、諸國に詔して以て、生を放ち給ふ。是月、大三輪眞上田子人君・卒りぬ。天皇、聞しめして大く哀し給ひ、壬申の年の功を以て、内小紫の位を贈ふ。仍て諡つけて大三輪眞上田迎君と曰ふ。

九月、丙寅の朝の日、雨ふりて告朝せず。乙亥の日(廿)、公卿を京および畿内に遣して、人別の兵を校へしむ。丁丑の日(廿二)、筑紫の大宰、三位・屋垣王罪有りて土佐に流さる。戊寅の日(廿四)、百寮の人および諸蕃の人等に祿を賜ふこと各差有り。

丙戌の日(廿二)、神官・奏して曰はく「新嘗(新嘗)の爲に、國郡を卜ふ。齋忌(齋忌)、此をば陰既と云ふ)は則ち尾張國の山田郡、次(次)、此をば須岐と云ふ)は則ち丹波國の訶沙郡、並びに卜に食へり」。是月、坂田公・雷、卒りぬ。壬申の年の功を以て、大紫の位を贈ふ。

冬十月、乙未の朝の日、酒を置して、群臣に宴したまふ。丁酉の日(廿三)、相嘗(相嘗)新嘗の諸神祇に幣帛を祭ひ奉る。甲辰の日(廿四)、大乙上・物部連麻呂を以て大使と爲、大乙中・山背直百足を少使と爲て、新羅に遣し給ふ。

十一月、乙丑の朝の日、新嘗の事を以て告朝せず。丁卯の日(廿三)、新羅より沙浪・金清平を遣て政を請さしめ、

并せて級准・金好儒、弟監大舍・金飲吉等を遣して調進る。其の送使、奈末・被珍那、副使・奈末・好福、清平等を筑紫に送る。此月、肅慎人七人、清平等に従ひて至れり。癸未の日(十九)、京に近き諸國に詔して生を放たしむ。甲申の日(廿)、使を四方の國に遣はして、金光明經、仁王經を説かしむ。丁亥の日(廿三)、高麗より大使・後部主簿・阿干、副使・前部大兄・徳富を遣はして朝貢る。仍りて新羅より大奈末・金楊原を遣して、高麗の使を筑紫に送る。是年、新城に都をつくらむとす。而るに限内の田蘭は、公、私を問はず、皆な耕さずして悉に荒れぬ。遂に都をつくられず矣。(或本に、是年と云ふより以下、都られず矣。と云ふ以上の廿五字無く、十一月の上注せり。)

六年(丁丑)の春正月、甲子の朝の庚辰の日(十七)、南門に射す。二月、癸巳の朝の日、物部連麻呂、新羅より至れり。是月、多羅嶋の人等に飛鳥寺の西樓の下に饗たまふ。三月、癸亥の朝の辛巳の日(十九)、新羅の使人・清平、及び以下客・十三人を京に召し給ふ。夏四月、壬辰の朝の壬寅の日(廿一)、村田史・名倉、乘輿を指斥まつれりと云ふ罪に坐りて、以て伊豆嶋に流さる。乙巳の日(廿四)、送使・被珍那等に筑紫に饗し給ふ。即ち筑紫より歸之。五月、壬戌の朝の日、告朝せず。甲子の日(廿三)、大博士・百濟の人・率丹に勅して大山下の位を授け給ふ。因りて以て三十戸に封す。是日、倭畫師・音禰に小山下の位を授け、乃ち二十戸を封す。戊辰の日(廿七)、新羅の人・阿准・朴刺破、從人・三口、僧・三人、血鹿嶋に漂ひ著けり。己丑の日(廿八)、勅し給はく「天社地社の神税は、三分之一(三分一)をば擬供神の爲にし、二をば神主に分ち給けよ」。是月、旱之。京、及び畿内に雩す。六月、壬辰の朝の乙巳の日(十四)、大地震動。是月、東漢直等に詔して曰はく「汝等が黨族、本より七の不可を犯せり。是を以て小紫田御世(古)より、近江朝(天)に至るまでに、常に汝等を謀るを以て事と爲給へり。今、朕が世に當りては、將に汝等の不可之状を責めて、以て犯の隨に罪なふべし。然れども頼に漢直の氏を絶たむことを欲はず。故れ

大なる恩みを降して以て原し給ふ。從今以後、若し犯す者あらば、必ず赦さざる例に入れむ。
 秋七月、辛酉の朝の癸亥の日(三)、龍田風神、廣瀬大忌神を祭る。八月、辛卯の朝の乙巳の日(十五)、大に飛鳥寺に設齋して以て一切經を讀ましむ。便ち天皇、皇寺の南門に御しまして三寶を禮び給ふ。是時、親王・諸王、及び群卿に詔して、人毎に出家一人を賜ふ。其の出家する者は、男・女、長・幼を問はず、皆な願の隨に之を度ひて、因て以て大齋に會へ給ふ。丁巳の日(廿七)、金清平、國に歸る。即ち漂ひ著けりし朴刺破等を清平等に付けて本土に返つかはす。戊午の日(廿八)、耽羅より王子・都羅を遣はして朝貢る。九月、庚申の朝の己丑の日(卅)、詔して曰はく「凡そ浮浪人、其の本土に送れるをば、猶復た還りたらば、則ち彼も是も、並びに課役を科せむ」。冬十月、庚寅の朝の癸卯の日(十四)、内小錦上・河邊百枝を民部卿と爲し、内大錦下・丹比公・麻呂を攝津職大夫と爲たまふ。十一月、己未の朝の日、雨ふりて告朝せず。筑紫大宰より赤烏を獻る。則ち大宰府の諸司人に、祿を賜ふこと各差有り。且た専ら赤烏を捕れる者に、爵・五級を賜ふ。乃ち當郡の郡司等にも爵位を加増たまふ。因りて郡内の百姓に、給復し給ふこと一年を以てす。是日、天下に大赦し給ふ。己卯の日(廿二)、新嘗さこしめす。辛巳の日(廿三)、百寮の諸の位有る人等に食を賜ふ。乙酉の日(廿七)、新嘗に侍奉りし神官および國司等に祿を賜ふ。十二月、己丑の朝の日、雲ふりて告朝せず。己卯の日(廿二)、耽羅の人、京に向づ。七年(戊寅年)の春正月、戊午の朝の甲戌の日(廿七)、南門に射(なり)す。己卯の日(廿二)、耽羅の人、京に向づ。是の春、天神・地神を祇らむと欲して、天下に悉に祇禳せしめ、齋宮を倉梯の河上に豎て給ふ。夏四月、丁亥の朝の日、齋宮に幸まさむと欲してトへ給ふに、癸巳の日(廿七)、トに食へり。仍て平旦時に取りて、醫譚・既に動ぎぬ。百寮・列を成し、乘輿(車)蓋命し、以て未だ出行ますに及ばざるに、十市皇女、卒然に病發りて宮中に薨せぬ。此

に由りて南薄・既に停りて、幸行すことを得ず。遂に神祇を祭り給はず矣。己亥の日(廿三)、新宮の西の廳の柱に霹靂す。庚子の日(十四)、十市皇女を赤穗に葬る。天皇、臨之て恩を降し、以て發哀し給ふ。
 秋九月、忍海造・能麻呂、瑞稻・五莖を獻る。莖毎に枝有り。是に由りて徒罪より以下、悉に赦し給ふ。三位・稚狹王・薨せぬ。冬十月、甲申の朝の日、物有りて、綿の如くして難波に零れり。長さ五六尺、廣さ七八寸ばかり、則ち風の隨に松原および葦原に飄(ひ)ぶ。時人曰へらく甘露なりと。己酉の日(十六)、詔して曰はく「凡そ内外の文武官、年毎に史より以上、屬官・人等、公平ありて恪勤しからむ者をば、其の優り劣りを譲りて、則ち應に進むべき階を定めて、正月の上旬より以前に、具に記して法官に送れ。則ち法官・校へ定めて、大辨官に申送れ。然して公事に縁りて、以て使に出づるの日、其の眞病および重服に非ずして、輒ち小故に縁りて辭(を)れる者は、階を進むる例に在らず」。
 十二月、癸丑の朝の己卯の日(廿七)、臘子鳥・天を蔽して、西南より東北に飛る。是月、筑紫國・大に地動り、地の裂くること廣さ二丈、長さ三千餘丈。百姓の舎屋、村毎に多に仆れ壞る。是時に百姓の一家(のい)岡の上に在り。地動る夕べに當りて、以て岡崩れて處遷れり。然れども家既に全くして破壊るゝこと無し。家人、岡の崩れて家の避りしことを知らず。但だ會明の後に知りて以て大驚けり焉。是年、新羅の送使・奈末・加良井山、奈末・金紅世、筑紫に到りて曰さく「新羅の王・級准・金消勿、大奈末・金世世等を遣して、當年の調を貢上らしむ。仍りて臣・井山を遣して消勿等を送らしむ。俱に暴風に海中に逢へり。以て消勿等皆な散けて、如にけむ所を知らず。唯り井山・僅に(して)岸に著くことを得たり」と。然れども消勿等遂に來ず矣。
 八年(己卯年)の春正月、壬午の朝の丙戌の日(廿五)、新羅の送使・加良井山、金紅世等、京に向づ。戊子の日

(七) 詔して曰はく「凡て正月の節に當りて、諸王、諸臣、及び百寮の者は、兄・姉より以上の親及び己が氏長を除きて、以外は莫・拜みそ焉。其れ諸王は、母と雖も、王・姓に非ずば、莫・拜むこと。凡そ諸臣は、亦た卑しき母を拜むこと莫れ。正月の節に非ずと雖も、復た此に准らへよ。若し犯す者有らば事に隨ひて罪なはむ。」己亥の日(十八)、西門に射す。二月、壬子の朝の日、高麗より上部大相・桓欠、下部大相・師需妻等を遣はして朝貢する。因りて以て新羅より奈末・甘勿那を遣はして、桓欠等を筑紫に送らしむ。甲寅の日(三)、紀臣堅麻呂・卒りぬ。壬申年の功を以て大錦上の位を贈ふ。乙卯の日(四)、詔して曰はく「辛巳の年(十)に至るまで、親王、諸臣、及び百寮の人どもの兵・及び馬を檢校へむ。故れ豫め焉に貯へよ。」是月、大なる恩を降して、貧乏を恤れみ、以て其の飢・寒せるものに給ふ。

三月、辛巳の朝の丙戌の日(六)、兵衛・大分君稚見死ぬ。壬申年の大役に當りて、先鋒と爲りて瀬田營を破りぬ。是の功に由りて、外小錦上の位を贈て給ふ。丁亥の日(七)、天皇、越智に幸して後岡本天皇(四)の陵を拜み給ふ。己丑の日(九)、吉備大率・石川王、病して吉備に薨せぬ。天皇、聞しめして大く哀し給ひ、則ち大恩を降し給ふ云々。諸王の二位を贈たまふ。王寅の日(二十)貧乏僧尼に、綿・綿・布を施り給ふ。夏四月、辛亥の朝の乙卯の日(五)、詔して曰はく「諸の食封を有る寺の所由を商量りて、加す可きをば之を加し、除む可きをば之を除めよ。」是日、諸寺の名を定めたまふ。己未の日(九)、廣瀬・龍田神を祭る。

五月、庚辰の朝の甲申の日(五)、吉野宮に幸ます。乙酉の日(六)、天皇、皇后及び草壁皇子尊、大津皇子、高市皇子、河嶋皇子、忍壁皇子、芝基皇子に詔して曰はく「朕、今日汝等と共に庭に盟ひて、千歳之後も事無からまく欲ふ。奈之何。」皇子等、共に對へて曰さく「理、實に灼然なり。」則ち草壁皇子の尊、先づ進みて盟ひて曰さく「天

神・地祇、及び天皇・證め給へ。吾ら兄弟、長・幼き、并せて十餘の王、各異腹より生れたり。然れども同じき。異なることを別かず、俱に天皇の勅の隨に、相扶けて忤ふること無けむ。若し自今以後、此の盟の如くならずば、身命亡びて子孫絶えなむ。忘れし失たじ」とのたまふ。五はしらの皇子、次の以に相盟ひ給ふこと先の如し。然して後に天皇の曰はく、「朕が男等、各異腹にして生れたり、然れども今、一母同産の如くして慈まむ」と、則ち襟を披きまして、其の六はしらの皇子を抱き給ふ。因て以て盟りて曰はく「若し茲の盟に違ひなば、忽ちに朕が身を亡はむ。」皇后の盟り給ふこと且た天皇の如し。丙戌の日(七)、車駕・宮に還り給ふ。己丑の日(十)、六はしらの皇子、共に天皇を大殿の前に拜み給ふ。

六月の庚戌の朝の日、氷霽、大さ桃の子の如し。壬申の日(三十一)、等す。乙亥の日(六十二)、大錦上・大伴杜屋連卒ぬ。秋七月、己卯の朝の甲申の日(四)、等す。壬辰の日(十四)、廣瀬・龍田の神を祭る。乙未の日(十七)、四位・葛城王卒ぬ。八月、己酉の朝の日、詔して曰はく「諸氏、女人を買れ」と。己未の日(二十)、泊瀬に幸して、以て迹鷺淵の上に宴したまふ。是より先、王・卿に詔して曰はく「乘馬の外に、更に細馬を設けて、召す隨に出しまつれ」と。即ち泊瀬より宮に還り給ふ日に、群卿の儲の細馬を、迹見驛家の道の頭に看そなはして、皆に馳走ら令め給ふ。庚午の日(三十一)、綬造・忍勝、嘉禾を獻る。畝・異にして願・同なり。癸酉の日、(三十一)、大宅王薨ぬ。

九月、戊寅の朝の癸巳の日(十六)、新羅に遣し、使人等、返りて拜朝す。庚子の日(三十一)、高麗に遣しし使人、耽羅に遣し、使人等、返りて共に朝廷を拜みまつる。冬十月、戊申の朝の己酉の日(三十一)、詔して曰はく「朕れ聞きしく、近日・暴悪き者多に巷里に在りと。是れ則ち王卿等の過なり。或は暴悪き者ありと聞くも、煩はしびて忍びて

治へず、或は悪人を見ても、倦りて置して以て正さず。其れ見聞く隨に以て糺罪さば、豈、暴く悪きこと有らむ乎。是を以て自今以後、煩はしむ倦ること無くして、上は下の過を責め、下は上の暴を諫めば、乃ち國家治焉。戊午の日(十二)地震。庚申の日(十三)勅して僧尼等の威儀、及び法服の色、并に馬・從者の巷間に往來ふ狀を制め給ふ。甲子の日(十七)新羅より阿達・金項那、沙流、薩婆生を遣して朝貢也。調の物は、金、銀、鐵、鼎、錦、絹、布、皮、馬、狗、驛(の)類、駱駝の類、十餘種。亦た別に獻る物、天皇、皇后、太子に、金、銀、刀、旗の類を買ふこと各數あり。是月、勅して曰はく「凡そ諸僧尼者は、常に寺の内に住りて以て三寶を護れ。然れども或は及老、或は患病、其の永に陝房に臥して、久しく老に病に苦しまば、進止・不・便、淨地また穢れなむ。是を以て自今以後、各親族、および篤く信ある者に就きて、一つ二つの舎屋を間處に立て、老いたる者は身を養ひ、病める者は藥を服へ」。十一月、丁丑の朝の庚寅の日(十四)地震。己亥の日(二十)大乙下・倭馬飼部造・連を大使とし、小乙下・上村主・光欠を小使と爲て、多爾嶋に遣はし給ふ。仍りて爵一級を賜ふ。是月、初めて關を龍田山・大坂山に置く。仍りて難波に羅城(やうじ)を築り給ふ。

十二月、丁未の朝の戊申の日(三)嘉禾に由りて、親王・諸王・諸臣・及び百官の人等に祿を給ふこと各差あり。大辟罪より以下は悉く赦之たまふ。是年、紀伊國の伊刀郡より芝草(まきくさ)を買ふ。其の狀、菌に似たり。葦の長さ一尺、其の蓋、二圍、また因播國より瑞稻を買ふ。葦毎に枝あり。九年(三十四)の春正月、丁丑の朝の甲申の日(八)天皇、向の小殿(小中)に御しまして、王、卿に大殿の庭に宴し給ふ。是日、忌部首・子首に姓を賜ひて連と曰ふ。則ち弟の色弗と共に悦び拜ゆ。癸巳の日(十七)親王より以下、小建(うひか)に至るまでに、南門に射す。丙申の日(二十)攝津國より言さく「活田村に桃李實れり」と。二

月、丙午の朝の癸亥の日(十八)鼓の音の如くして東の方に聞ゆ。辛未の日(二十)人有りて云へらく「原の角を葛城山に得たり」と、角の本は二枝にして、末合ひて尖あり、尖の上に毛あり。毛の長さ一寸。則ち異みて以て獻る。蓋し麟の角か。壬申の日(廿一)新羅の仕へまつる丁・八人、本土に返る。仍て垂恩ひて、以て祿を賜ふこと各差あり。

三月、丙子の朝の乙酉の日(廿)攝津國より白き巫鳥(巫鳥)此をば芝苔々と云ふ)を買ふ。戊戌の日(廿三)菟田の吾城に幸す。夏四月、乙巳の朝の甲寅の日(廿)廣瀨、龍田の神を祭る。乙卯の日(廿一)橋寺の尼房に失火(けし)し、以て十房を焚く。己巳の日(廿三)新羅の使人・項那等に筑紫に饗たまへり。祿を賜ふこと各差あり。是月、勅したまはく「凡そ諸寺は、自今以後、國の大寺と爲る二つ三つを除きての外は、官司・莫治めそ。唯だ其の食封あらむ者は、先後三十年を限るべし。若し年を數へて三十に満たば則ち之を除めよ。且た以爲らく、飛鳥寺は司の治に關かる可からじと。然れども元より大寺と爲て、官司恒に治めき、復た嘗て有功(ありき)、是を以て猶ほ官の治むる例に入る猶し」。

五月、乙亥の朝の朔の日、勅して、絶、綵、絲、布を以て、京の内の二十四寺に施ること、各差あり。是日、始めて金光明經を宮中及び諸寺に説かしむ。丁亥の日(廿三)高麗より南部大兄・卯間、西部大兄・俊徳等を遣て朝貢ら遣む。仍りて新羅より大奈末・考那を遣て高麗の使人・卯間等を筑紫に送ら遣む。乙未の日(二十)大錦下・秦造綱手卒りぬ。壬申年の功(廿一)に由りて大錦上の位を贈へり。辛丑の日(廿三)小錦中・星川臣・麻呂卒りぬ。壬申年の功を以て大紫位を贈ふ。六月、甲辰の朝の戊申の日(五)新羅の客・項那等、國に歸る。辛亥の日(八)灰零る。丁巳の日(十四)雷電すること甚なり。

秋七月、甲戌の朝の日、飛鳥寺の西楸の枝、自からに折れて落ちたり。戊寅の日(五)、天皇、大養連大伴が家に幸まして以て病を臨たまふ。即ち大恩を降し給ふ云々。是日零之。辛巳の日(八)、廣瀬、龍田の神を祭る。癸未の日(十)、朱雀、南門に在り。庚寅の日(十七)、林井連・子麻呂に小錦下の位を授け給ふ。癸巳の日(二十)、飛鳥寺の弘聴僧・終りぬ。大津皇子、高市皇子を遣して弔はしめ給ふ。丙申の日(三十)、小錦下・三宅連・石床卒ぬ。壬申年の功に由りて大錦下の位を贈ふ。戊戌の日(廿五)、納言に宮内卿を兼ねたる五位の舍人王、病して死せなむとす。則ち高市皇子を遣して訊はしめ給ふ。明日、卒りぬ。天皇、大に驚きまして、乃ち高市皇子と川島皇子とを遣して、因りて以て殯を臨はし哭之。百寮の者、従して發哀。

八月、癸卯の朝の日(五)、法官人、嘉禾を買ふ。是日より始めて三日、雨ふり大水あり。丙辰の日(十四)、大風ふき木を折り屋を破る。九月、癸酉の朝の日(九)、朝嬪に幸す。因りて以て大山の位より以下の馬を長柄の杜に看はし、乃ち馬的射さ俾め給ふ。乙未(廿三)、地震。己亥の日(廿七)、桑内王、私の家に卒せぬ。冬十月、壬寅の朝の日(四)、京内の諸寺の貧乏僧尼および百姓を恤みて、賑はへ給ふ。一の僧・尼(廿)に、各給ふ。四匹、緋・四屯、布・六端。沙彌および白衣には、各給ふ。二疋、綿・二屯、布・四端。十一月、壬申の朝の日、日蝕たり。甲戌の日(三)、戌刻より子刻に至るまで、東の方明し。乙亥の日(四)、高麗人・十餘り九人の本土に返る。是は後岡本天皇(天)の喪に當りて、弔使の留まりて未だ還らざりし者也。戊寅の日(七)、百官に詔して曰はく「若し國家に利あらしめ、百姓を寛にするの術あらば、闕に詣てて親ら申せ。則ち詞・理に合へらば、立てて法則と爲む」と。辛巳の日(十)、西方に雷す。癸未の日(十二)、皇后、體不豫。則ち皇后の爲に誓願ひて、初めて藥師寺を興つ。仍りて一百の僧を度せしむ。是に由りて安平ぎ給ふことを得たり。是日、罪を赦し給ふ。丁亥の日(十六)、月蝕たり。草壁皇子を遣して、惠妙僧の病を訊はしめ給ふ。明日、惠妙僧・終せぬ。乃ち三皇子を遣はして弔はしめ給ふ。乙未の日(廿四)、新羅より沙浪・金若野、大奈末・金原・升を遣して進調る。則に習言者(ひととら)三人、若野に從ひて至づ。丁酉の日(廿六)、天皇、病したまふ。因りて以て一百の僧を度せさす。俄くにして愈えましぬ。

辛丑の日(廿九)、藤子鳥、天を蔽して、東南の方より飛びて、以て西北の方に度れり。

十年(辛巳年)の春正月、辛未の朝の日(三)、幣帛を諸神祇に頒し給ふ。癸酉の日(三)、百寮の諸人、拜朝廷す。丁丑の日(七)、天皇、向の小殿に御しまして宴したまふ。是日親王・諸王をば内安殿に引入れ給ひ、諸臣をば皆・外安殿に侍らしめ、共に酒を置して以て賜樂す。則ち大山上・草香部吉士・大形に小錦下の位を授け給ふ。仍りて姓を賜はりて難波連と曰ふ。辛巳の日(十一)、境部連石積に勅して六十戸を封し給ふ。因りて以て給・三十疋、緋・百あまり五十屯、布・百五十端、纓・一百口を給ふ。丁亥の日(十七)、親王より以下、小建より以上に、朝の庭に射す。己丑の日(十九)、畿内および諸國に詔して、天・社・地・社の神宮を修理る。

二月、庚子の朝の日(廿五)、天皇、皇后、共に大極殿に居し、以て親王・諸王・及び諸臣を喚して詔して曰はく「朕、今更に律令を定めて、法式を改めむと欲ふ。故、俱に是事を修めよ。然れども、頼に是の務のみを就さば、公事關くこと有らむ。人を分りて行ふ應し」と。是日、草壁皇子尊を立て、皇太子と爲たまふ。因りて以て萬機を攝め令め給ふ。戊辰の日(廿九)、阿部夫人・薨せぬ。己巳の日(廿)、小紫位・當麻公豐演・薨せたり。三月、庚午の朝の日(五)、阿部夫人を葬る。丙戌の日(十七)、天皇、大極殿に御しまして、以て川嶋皇子、忍壁皇子、廣瀬王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下・上毛野君・三千、小錦中・忌部連・子首、小錦下・阿雲連・稻敷、難波連・大形、大山上・中臣連・大島、大山下・平群臣・子首に詔して、帝紀(のまこと)及び

上古の諸の事どもを記定め令め給ふ。大島、子首、親ら筆を執りて以て録したり焉。庚寅の日(廿二)、地震。甲午

の日(廿五)、天皇、新宮の井上に居しまして、試に鼓吹の聲を發べ給ふ。仍りて調へ習は令む。

夏四月、己亥の朔の庚子の日(三)、廣瀨、龍田の神を祭る。辛丑の日(三)、禁式・九十有リ二條を立つ。因りて

以て詔して曰はく「親王より以下、庶民に至るまでに、諸の服・用ゐる所の金、銀、珠玉、紫、錦(黄色)、縞、

綾、及び氈、褥、冠、帶、並びに種々雑色の類、服・用ゐること各差あれ」と。辭は具に詔書にあり。庚

戌の日(十二)、錦織造・小分、田井直・吉麻呂、次田倉人・權足(棋、此をば武矩と云ふ)、石勝、川内直・縣、忍海

造・鏡、荒田尾直・能麻呂、大狗造・百枝、足坏、倭直・龍麻呂、門部直・大島、穴人造・老、山背狗・鳥賊

麻呂、并せて十四人に、姓を賜ひて連と曰ふ。乙卯の日(十七)、高麗の客・卯問等に、筑紫に遷たまふ。祿を賜ふこ

と各差あり。

五月、己巳の朔の己卯の日(十一)、皇祖の御魂を祭り給ふ。是日、詔して曰はく「凡そ百寮の諸人も、官人を恭敬

ふこと、過てること甚だし。或は其門に詣りて己が訟を調へ、或は幣を捧げて、以て其家に媚ふ。自今以後、若し此

の如き者あらば、事の隨に共に罪なはむ」。甲午の日(廿六)、高麗の卯問・歸之。六月、己亥の朔の癸卯の日

(五)、新羅の客・若菊に、筑紫に遷たまへり。祿を賜ふこと各差あり。乙卯の日(十七)等す。壬戌の日(廿四)、

地震。

秋七月、戊辰の朔の日、朱雀・見之。辛未の日(四)、小錦下・采女臣・竹羅を大使と爲、當摩公・權を小使と爲

て新羅國に遣はし給ふ。是日、小錦下・佐伯連・廣足を大使とし、小槲田臣・麻呂を小使と爲て、高麗國に遣はし給ふ。

丁卯の朔の丁丑の日(十一)、大錦下・上毛野君・三千・卒りぬ。丙子の日(十)、三韓の諸人に、詔して曰はく「先

日に十年の調税を復し給ふこと既に訖りぬ。且た加之、歸化ける初年に、俱に來し子孫は、並びに課役を

悉く免す焉。壬午の日(十六)、伊勢國より白き茅瑠を貢る。丙戌の日(廿)、多福島に遣はし給ひし使人等、多福國

の圖を貢る。其の國、京を去ること五千餘の里、筑紫の南の海中に居り。髪を切りて草裳着たり。梗稻常に豐かなり。

一たび菴ゑて兩たび收む。土物は支子、莞子及び種々の海物等、多なり。是日、若菊・國に歸る。

九月、丁酉の朔の己亥の日(三)、高麗・新羅に遣せる使人等、共に至りて朝拜す。辛丑の日(五)、周芳國よ

り赤き龜を貢る。乃ち島宮の池に放ち給ふ。甲辰の日(八)、詔して曰はく「凡そ諸氏の、氏の上いまた定まら

ざる者あり。おのく氏上を定めて、理官に申し送れ。庚戌の日(十四)、多福嶋の人等に、飛鳥寺の西の河の邊に

遷たまひ、種々の樂を奏す。壬子の日(十六)、彗星・見はる。癸丑の日(十七)、癸惑(あつみほし)月に入る。

冬十月、丙寅の朔の日、日蝕たり。癸未の日(十八)地震。乙酉の日(廿)、新羅より、沙味・一吉准・金忠平

大奈末・金壹世を遣はして調貢る。金、銀、銅、鐵、絹、絹、鹿皮、細布の類、各數あり。別に天皇、皇后、

皇太子に金、銀、霞、錦、幡、皮の類を獻る。各數あり。庚寅の日(廿五)、詔して曰はく「大山の位より以下

小建より以上の人等、各意見を述べせ。是月、天皇、將に廣瀨野に蒐し給はむと將して、行宮を構り訖り、裝束・既

に備はりぬ。然るに車駕、遂に幸まさず。唯だ親王より以下、及び群卿、皆な輕市に居りて、裝束せる鞍馬を檢校ふ。

新羅の使者、至て告して曰さく「國の王、薨ぬ」と。十一月、丙申の朝の丁酉の日(廿三)、地震。十二月、乙丑の朝の甲戌の日(廿四)、小錦下・河邊臣・子首を筑紫に遣して、新羅の客・忠平に饗たまふ。癸巳の日(廿九)、田中臣・鍛師、柿本臣・狻、田部連・國忍、高向臣・麻呂、粟田臣・真人、物部連・麻呂、中臣連・大島、曾爾連・韓犬、書直・智德、并せて豊拾人に、小錦下の位を授け給ふ。是日、舍人造・糠虫、書直・智德に姓を賜ひて連と曰ふ。

十一年(壬午年)の春正月、乙未の朝の癸卯の日(廿九)、大山上・舍人連・糠虫に小錦下の位を授け給ふ。乙巳の日(廿一)、金忠平に筑紫に饗たまふ。壬子の日(十八)、氷上夫人、宮の中に薨せぬ。癸丑の日(十九)、地震。辛酉の日(廿七)、氷上夫人を赤穂に葬る。二月、甲子の朝の乙亥の日(廿二)、金忠平・國に歸る。是月、小錦下・舍人連・糠虫・卒せぬ。壬申年の功を以て、大錦上の位を贈ふ。三月、甲午の朝の日、小紫・三野王、及び宮内・官大夫等に命せて、新城に遣はして其の地・形を見せ令め給ふ。仍て都くくらむと將す矣。乙未の日(廿三)、陸奥國の蝦夷・二十二人に爵位を賜ふ。庚子の日(廿七)、地震。丙午の日(廿三)、境部連・石積等に命おほせて、更に鑿めて、新字・一部・四十四卷を造ら伴む。己酉の日(廿六)新城に幸す。辛酉の日(廿八)、詔して曰はく「親王より以下、百寮の諸人、自今已後、位・冠、及び禪・襪、履裳、莫・著そ。亦た膳夫、采女等が手纏・肩巾(肩巾、是をば比例と云ふ)並びに莫服」。是日、詔して曰はく「親王より以下、諸の臣に至るまでに、被給し食封は皆な止めて、更に公に返すべし」。是月、土師連・眞敷・卒せぬ。壬申年の功を以て、大錦上の位を贈ふ。夏四月、癸亥の朝の辛未の日(廿九)、廣瀬、龍田の神を祭る。癸未の日(廿二)、筑紫大宰・丹比真人・鳥等、大錦を買ふ。甲申の日(廿二)、越の蝦夷、伊高岐那等、伴人・七千戸を請して一郡と爲さむと。乃ち聽し給ふ。乙酉

の日(廿三)、詔して曰はく「自今以後、男・女、悉に髮を結げよ。十二月の三十日より以前に結げ訖へよ。唯し髮を結ぐるの日は、亦た勅旨を待ちさもらへ」と。婦女の馬に乗ること男の如きは、其れ是日に起れり。五月、癸巳の朝の甲辰の日(廿二)、倭・漢直等に姓を賜ひて連と曰ふ。戊申の日(廿六)、高麗に遣はし給ふ大使・佐伯連廣足、小使・小槲田臣・麻呂等、使を奉る旨を御所に奏す。己未の日(廿七)、倭・漢直等の男・女、悉に参赴きて、姓を賜ひしことを悦び申して拜朝す。六月、壬戌の朝の日、高麗王、下部・助有封婁毛切、大古昂加を遣して、方物を買らしむ。則ち新羅より大那末・金釋起を遣はして、高麗の使人を筑紫に送り。丁卯の日(廿六)、男夫、始めて結髮す。仍りて漆の紗の冠を著たり。癸酉の日(廿二)、五位・殖粟王・卒せぬ。秋七月、壬辰の朝の甲午の日(廿三)、卑人・多に來て方物を買ふ。是日、大隅の卑人と、阿多の卑人と朝の庭に相撲とる。大隅の卑人・勝てり。庚子の日(廿七)、小錦中・膳・臣摩漏・病す。草壁皇子尊、高市皇子を遣はして病を訊はしめ給ふ。壬寅の日(廿一)、廣瀬、龍田神を祭る。戊申の日(廿七)、地震。己酉の日(十八)、膳・臣摩漏・卒せぬ。天皇、驚きまして大く哀し給ふ。壬子の日(廿二)、摩漏臣に、壬申年の功を以て、大紫の位、及び祿を贈て給ふ。更に皇后の賜物も亦た官に准へて賜はりぬ。丙辰の日(廿五)、多爾人、掖玖人、阿麻彌人に祿賜ふこと各差あり。戊午の日(廿七)、卑人等に飛鳥寺の西に饗たまひ、種々の樂を發す。仍りて祿賜ふこと各差あり。道俗、悉に之を見る。是日、信濃國、吉備國より並びに言さく「霜降り、亦た大風ふきて五穀・登らず」と。八月、壬戌の朝の日、親王より以下、及び諸臣に令して、おの／＼法として應に用ゐる應きの事を申さ伴む。甲子の日(廿三)、高麗の客に、筑紫に饗たまふ。是夕べの昏時に、大星(星、謂調ゆふつ)東より西に度る。丙寅の日(廿五)、法令を造り給ふ。殿の内に大虹あり。壬申の日(廿二)、物有りて、形・灌頂の幡の如くして火色なり。空に浮

ひて北に流る。國毎に皆見でつ。或人いへらく「越海に入れり」と。是日、白氣・東の山に起つ。其の大きき四圍ばかり。癸酉の日(十二)、大地震。戊寅の日(十七)、亦た地震。是日、平旦、虹ありて天の中央に當り、以て日に向へり。甲戌の日(十三)、筑紫大宰の言さく、「三足ある雀有り」。

未の日(廿二)、詔して禮儀・言語す状を定め給ふ。且た詔して曰はく「凡そ諸の應考選者は、能く其の族・姓および景迹を檢へて、方に後に考之。若し景迹・行能・灼然なりと雖も、其の族・姓・定かならざる者は、考選之色は在らし」。己丑の日(廿八)、勅して、日高皇女元孫(更名は新家皇女)の病の爲に、大辟罪より以下の男・女、并せて一百あまり九十人を皆赦し給ふ。庚寅の日(廿九)、百四十餘の人を大官・大寺に出家せしむ。九月、辛卯の朝の壬辰の日(一日)、勅し給く「自今以後、跪・禮・匍匐禮は並びに之を止めて、更に難波の朝廷の立禮を用るよ」。庚子の日(十日)、の日中に數百の鶴(廿六)大官を當ひて、以て高く空を翹りて、四姓にして皆な散けぬ。

冬十月、辛酉の朝の戊辰の日(八)、大に帥す。十一月、庚寅の朝の乙巳の日(十六)、詔して曰はく「親王、諸王、及び諸臣より庶民に至るまでに、悉に之を聽はるべし。凡そ法を犯す者を糺彈さむは、或は禁省之中、或は朝廷之中にも、其の過失の發れる處に於きて、即ち隨見隨聞(廿七)匿蔽こと無く糺彈すべし。其の犯すこと重きもの有らば、請す應きは則ち請し、捕る當きは則ち捉むよ。若し對捍(廿八)みて捕られざる者は、當處の兵を起して之を捕へよ。杖(廿九)の色に當らば、乃ち杖・一百より以下、節級して決之。亦た犯せる狀・灼然を、欺きて無罪しと言し、則ち伏辨はすして、以て争ひ訴ふる者は、累て其の本罪に加せ」。十二月、庚申の朝の壬戌の日(廿三)、詔して曰はく「諸の氏人等、おのおの氏上たるべき者を定めて申し送れ。亦た其の眷族、多く在る者は、則ち分ちて、おのおの氏上を定めて、並びに官司に申送れ。然して後に其の狀を斟酌りて處分へ。因りて官の判を受けよ。唯し少故に

因りて、己が族に非ざらむ者ば、輒く莫・附けそ」。

十二年(癸卯年)の春正月、己丑の朝の庚寅の日(三)、百寮、拜朝廷す。筑紫大宰・丹比真人嶋等、三足雀を貢る。乙未の日(廿七)、親王より以下、及び群卿を大極殿の前に喚して、宴し給ふ。仍りて三足雀を以て群臣に示せ給ふ。丙午の日(廿八)、詔して曰はく、「明神と大八洲御す日本根子天皇の勅命者、諸の國・司・國造・郡司、及び百姓等、諸に聽る可し矣。朕、初めて鴻祚・登しより以來、天瑞(卅一)一つ二つに非ずして多に至れり。傳へ聞く、其れ天瑞は政を行ふ理、天道に協へば則ち應ふと、是に今、朕が世に當りて年毎に重ねて至れり。一は則ち以て懼り、一は則ち以て喜べり。是を以て親王、諸王、及び群卿、百寮、并びに天下の黎民、共に相歡しまむ」と。乃ち小建の位より以上に祿を給ふこと、各差あり。因りて以て大辟罪より以下をば皆に赦し給ひ、亦た百姓に課役、並びに免し給ふ焉。是日、小築田舞、及び高麗、百濟、新羅の三の國の樂を庭中に奏る。

二月、己未の朝の日、大津皇子始めて朝政を聽る。三月、戊子の朝の己丑の日(二)、僧正・僧都、律師を任す。因りて以て勅して曰はく、「僧・尼を統領むこと(卅二)法の如くせよ云々」。丙午の日(十九)、多羅に遣し、使人等、返りぬ。夏四月、戊午の朝の壬申の日(十五)、詔して曰はく、「自今以後、必ず銅・錢を用ひ、銀・錢な用ひそ」。乙亥の日(十八)、詔して曰はく、「銀を用ひること莫止めそ」。戊寅の日(廿二)、廣瀬・龍田神を祭る。六月、丁巳の朝の己未の日(三)、大伴連望多覺せぬ。天皇、大に驚きまして、則ち泊瀬王を遣して弔はしめ給ふ。仍りて壬申年の勅・續、及び先祖等の毎時の有功を擧げて、以て顯らかに寵賞み給ひ、乃ち大祭の位を贈ひて、發鼓、吹きて彈らしめ給ふ。壬戌の日(六)、三位・高坂王・薨せぬ。

秋七月、丙戌の朝の己丑の日(四)、天皇、鏡姬王の家に幸して病を訊はせ給ふ。庚寅の日(五)、鏡姬王、薨せぬ。是夏、始めて僧・尼を請せて宮中に安居す。因て淨行者三十人を簡びて家出せさしむ。庚子の日(十五)、零す。癸卯の日(十八)、天皇、京師を巡行します。乙巳の日(廿)、廣瀬、龍田の神を祭る。是月より始めて八月に至るまで早す。百濟の僧・道藏、零して雨を得たり。八月、丙辰の朝の庚申の日(五)、天下に大に赦し給ふ。大伴連・男吹負・卒りぬ。壬申年の功を以て、大錦中の位を贈たまふ。

九月、乙酉の朝の丙戌の日(三)、大風ふく。丁未の日(廿三)、倭直、栗隈首、水取造、矢田部造、藤原部造、刑部造、朝倉造、凡河内直、河内漢直、物部首、山背直、葛城直、殿服部造、門部直、錦織造、綏造、鳥取造、來目・舍人造、檜隈舍人造、大貳造、秦造、川瀬・舍人造、倭馬飼造、河内馬飼造、黃文造、薦集造、勾宮作造、石上部造、財日奉造、磯部造、穴穂部造、白髮部造、忍海造、羽束造、文首、小泊瀬造、百濟造、語造、凡て三十あまり八の氏に、姓を賜はりて連と曰ふ。

冬十月、乙卯の朝の己未の日(五)、三宅吉士、草壁吉士、伯耆造、船史、壹伎史、婆羅々馬飼造、菟野馬飼造、吉野首、紀酒人直、采女造、阿直史、高市縣主、磯城縣主、鏡作造、并せて十あまり四の氏に、姓を賜ひて連と曰ふ。丁卯の日(十三)、天皇、倉梯に狩たまふ。

十一月、甲申の朝の丁亥の日(四)、諸國に詔して陣法を習はしむ。丙申の日(十三)、新羅より沙浪金山、大那末・金長志を遣して進調る。十二月、甲寅の朝の丙寅の日(十三)、諸王の五位・伊勢王、大錦下・羽田公八國、小錦下・多臣品治、小錦下・中臣連・大嶋、并に判官、錄史、工匠等遣て、天下に巡行て、諸國の境塲を限分は遣む。然るに是年・限分に堪へず。庚午の日(十七)、詔して曰はく、「諸文武官人、及び畿内の位ある

人等、四孟の月に必ず參朝せよ。若し死病ありて集はる事を得ざらば、當司、具に記して法官に申送れ。また詔して曰はく、「凡そ都城・宮室、一處に非ず。必ず兩參(とら)に造らむ。故れ先づ難波に都つくらむと欲ふ」と。是を以て百寮の者、各往りて家地を請はれり。

十三年(甲申四年)の春正月、甲申の朝の庚子の日(廿七)、三野縣主、内藏衣縫造の二氏に、姓を賜ひて連と曰ふ。丙午の日(廿三)、天皇、東の庭に御ます。群卿・侍り。時に能射人および侏儒、左右の舍人等を召して射(か)す。二月、癸巳の朝の丙子の日(廿四)、金山山に筑紫に遷たまふ。庚辰の日(廿八)、淨廣・廣瀨王(か)す。小錦中・大伴連安麻呂、及び判官、錄事、陰陽師(か)す。工匠等を畿内に遣はして、應に都をつくる應地を視占め令せ給ふ。是日、三野王、小錦下・采女臣筑羅等を信濃に遣して、地形を看せ令む。將に是地に都つくらむと欲す。三月、癸未の朝の庚寅の日(廿八)、吉野の人宇門直・弓、白海石榴を賣る。辛卯の日(九)、天皇、京師を巡行して宮室之地を定め給ふ。乙巳の日(廿三)、金山山等國に歸りぬ。

夏四月、壬子の朝の丙辰の日(五)、徒罪より以下をば皆に免し給ふ。甲子の日(十三)、廣瀨大忌神、龍田風神を祭る。辛未の日(廿)、小錦下・高向臣・麻呂を大使とし、小山下・都努臣牛甘を小使と爲て新羅に遣し給ふ。閏四月、壬午の朝の丙戌の日(五)、詔して曰はく、「來年の九月に必ず聞しなむ」と、因りて以て百寮の進止・威儀を教ふ。又詔して曰はく、「凡そ政の要は軍事なり。是を以て文武官の諸人、務めて兵を用ゐる馬に乗ることを習へ。則ち馬・兵、并に當身の裝束の物ども、務めて具に備へ足せ。其の馬有らむ者は騎士と爲り、馬無き者は歩卒と爲り、並びに當に試み練へて、以て聚め會ふるに障ること勿れ。若し詔旨に忤ひて、馬・兵に不便あり、亦た裝束・闕くること有らむ者は、親王より以下、諸臣に逮ぶまでに、並に罰へしめむ。大山の位より以下の者は、罰ふ可きは

之を罰へ、杖つ可きは之を杖たむ。其れ務め習ひて能く業を得たらむ者をば、若し死罪ありと雖も則ち一二等を減さむ。唯し己が才を恃みて、以て故に犯す者は赦例に在らし。また詔して曰はく、「男、女並びに衣服は襦有り。襦無し、及び結紐、長紐、任意に服よ。其の會集はらむ日に、襦衣を着て長紐を着けよ。唯し男子は圭有る冠を冠りて、括緒の褌を着よ。女の年四十より以上は、髪を結・結ばず。及び馬に乗ること縦横並びに任意なり。別に巫祝の類は結髮之例に在らし」と。壬辰の日(廿二)、三野王等、信濃國の國を進る。丁酉の日(廿六)、宮中に設齋す。因りて以て罪有る舍人等を赦さる。乙巳の日(廿四)、飛鳥寺の僧・福揚を坐ひて以て獄に下せり。庚戌の日(廿九)、僧・福揚、自ら頸を刺して死ぬ。

五月、辛亥の朝の甲子の日(十四)、化來ける百濟の僧・尼、及び俗人、男・女、并せて二十餘り三人、皆な武藏國に安置らしむ。戊寅の日(廿八)、三輪引田君難波麻呂を大使と爲、桑原連人足を小使と爲て高麗に遣し給ふ。六月、辛巳の朝の甲申の日(四)、零之、秋七月、庚戌の朝の癸丑の日(四)、廣瀬に幸す。戊午の日(九)、廣瀬、龍田の神を祭る。壬申の日(廿三)、彗星、西北に出づ。長(廿五)一丈餘り。冬十月、己卯の朝の日、詔して曰はく「更に諸氏の族の姓を改めて、八色の姓を作りて以て天下の萬姓を混さむ。一に曰く真人、二に曰く朝臣、三に曰く宿禰、四に曰く忌寸、五に曰く道師、六に曰く臣、七に曰く連、八に曰く稻置。是日、守山公、路公、高橋公、三國公、當麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公の十あまり三の氏に、姓を賜ひて眞人と曰ふ。

辛巳の日(四)、伊勢王等を遣して、諸國の界を定めしむ。是日、縣犬養連手纏を大使と爲、川原連・加尼を小使と爲て、耽羅に遣し給ふ。壬辰の日(十四)、人定(午時)に建びて大地震。國舉りて男・女、叫唱不知東西。則ち山崩れ曰はく「是の如きの地動ること、未だ會て有らざるところ也」。是夕、鳴る聲あり。鼓の如くして東方に聞ゆ。人有りて曰へらく「伊豆島の西と北との二面、自然に増益こと三百文あまり。更に一の島を爲せり。則ち鼓の音の如くなりしは、神、是島を造らせる響なりけり」と。甲午の日(十六)、諸王卿等に祿を賜ふ。

十一月、戊申の朝の日、大三輪君、大春日臣、阿倍臣、巨勢臣、膳臣、紀臣、波多臣、物部連、平群臣、雀部臣、中臣連、大宅臣、栗田臣、石川臣、櫻井臣、采女臣、田中臣、小壁田臣、穗積臣、山背臣、鴨君、小野臣、川邊臣、櫻井臣、柿本臣、輕部臣、若櫻部臣、岸田臣、高向臣、穴人臣、來目臣、犬上君、上毛野君、角臣、星川臣、多臣、胸方君、車持君、綾君、下道臣、伊賀臣、阿閉臣、林臣、波瀰臣、下毛野君、佐味君、道守臣、大野君、坂本臣、池田臣、玉手臣、笠臣、凡て五十あまり二氏に姓を賜ひて朝臣と曰ふ。

庚戌の日(廿三)、土左國司の言さく「大潮高く騰りて海水、飄蕩ふ。是に由りて調を運ぶ船、多に放失せぬ焉。戊辰の日(廿二)の昏時(八時)に七つの星、俱に東北の方に流れて則ち限ちぬ。庚午の日(廿三)の日没時(六時)に、星、東方の方に隕つ。大きき瓮の如し。戌時(八時)に連りて天文・悉に亂れ、星の隕つること雨の如し。是月、星ありて中央に孛へり。昴星と變びて行く。月盡に及びて失せぬ焉。十二月、戊寅の朝の己卯の日(三)、大伴連、佐伯連、阿曇連、忌部連、尾張連、倉連、中臣酒人連、土師連、掃目連、境部連、櫻井田部連、伊福部連、巫部連、忍壁連、草壁連、三宅連、兒部連、手纏連、丹比連、靱丹比連、漆部連、大湯人連、若湯人連、弓削連、神服部連、額田部連、津守連、縣犬養連、稚犬養連、玉祖

連、新田部連、倭文連(倭文、此をば之頭於利と云ふ)、水連、凡海連、山部連、矢集連、狹井連、爪工連、阿刀連、美田連、田目連、小子部連、菟道連、猪使連、海犬養連、間人連、春米連、美濃連、諸會臣、布留連の五十氏に、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。

癸未の日(六)、大唐の學、生ども、土師宿禰・甥、白猪史、寶然、及び百濟の役の時に、大唐に没められし者、猪使連、子首、筑紫三宅連、得許、新羅より傳はりて至れり。則ち新羅、大奈末・金物儒を遣はして、甥等を筑紫に送れり。庚寅の日(十三)、死刑(つみす)を除きて以下の罪人を皆な咸に赦し給ふ。

是年、詔し給はく、「伊賀、伊勢、美濃、尾張の四國は、自今以後、調の年には役を免し、役の年には調を免さむ」と。倭の葛城下郡(葛城郡)より言さく「四足、鶏はべり」。また丹波國の氷上郡より言さく、「十あまり二の角ある犢はべり」。

十四年(二三四五)の春正月、丁未の朝の戊申の日(三)、百寮、拜朝廷す。丁卯の日(廿二)、更に爵位の號を改む。仍りて階級を増加ふ。明の位・二階、淨の位・四階、階毎に大と廣と有り。並に十二階、以前は諸王より已上の位なり。正の位・四階、直の位・四階、勳の位・四階、務の位・四階、追の位・四階、進の位・四階、階毎に大と廣と有り。并せて四十あまり八階、以前は諸臣の位なり。

是日、草壁皇子尊に、淨の廣・壹の位を授け、大津皇子に淨の大・貳の位を授け、高市皇子に淨の廣・貳の位を授け、川嶋皇子、忍壁皇子に、淨の大・參の位を授け給ふ。此より以下の諸王、諸臣等に爵位を増加たまふこと各差あり。二月、丁丑の朝の庚辰の日(四)、大唐人、百濟人、高麗人、并せて百四十七人に爵位を賜ふ。三月、丙午の朝の己未の日(十四)、金物儒に筑紫に遷たまふ。即ち筑紫より歸りぬ。仍りて流れ著きし新羅の人七口

を物儒に附けて還す。辛酉の日(十六)、京職大夫・直大參の位・巨勢朝臣辛檀努卒ぬ。壬申の日(廿七)、詔し給はく、「諸國の家毎に佛舎を作りて、乃ち佛像を造りて、經を置きて、以て禮拜供養をせよ(一訓音讀、禮拜供養せよ)」。

是月、灰、信濃國に零り、草木・皆に枯れぬ焉。夏四月、丙子の朝の己卯の日(四)、紀伊國司・言さく「牟婁の湯泉、没れて出でずなりぬ」と。丁亥の日(十二)、廣瀨、龍田の神を祭る。壬辰の日(廿七)、新羅人、金主山、歸りぬ。庚子の日(廿五)、始めて僧・尼を請せて、宮の中に安居す(一訓音讀)。

五月、丙午の朝の庚戌の日(五)、南門に射す。天皇、飛鳥寺に幸して、珍寶を以て佛に奉りて禮敬ひ給ふ。甲子の日(十九)、直大肆の位・粟田朝臣・真人、位を父に讓る。然れども詔して聽されず矣。是日、直大參の位・當麻真人・廣麻呂卒りぬ。壬申の年の功(功)を以て、直大壹の位を贈ふ。辛未の日(廿六)、高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等、新羅より至る。乃ち學問僧・觀常、雲觀、從ひて至れり。新羅の王の獻物・馬

二疋、犬三頭、鸚鵡二隻、鶴二疋、及び種々の寶物あり。六月、乙亥の朝の甲午の日(廿)、大倭連、葛城連、凡川内連、山背連、難波連、紀酒人連、倭漢連、河内漢連、秦連、大隅直書連、并せて十一氏に姓を賜ひて忌寸と曰ふ。

秋七月、乙巳の朝の乙丑の日(廿二)、廣瀨、龍田の神を祭る。庚午の日(廿六)、初めて明位より已下、進位より已上の朝服の色を定め給ふ。淨位より已上は、並に朱華(朱華、此をば波泥播と云ふ)を著よ。正位は深紫

(深紫)、直位は淺紫、勤位は深綠、務位は淺綠、追位は深蒲荷、進位は淺蒲荷、辛未の日(廿七)、詔して曰はく、「東山道の美濃より以東、東海道道の伊勢より以東の諸國の有位人等、並に課・役を免さむ」。八月、甲戌の朝の乙酉の日(十二)、天皇、淨土寺に幸す。丙戌の日(十三)、川原寺に幸して、稻を衆僧に施り給ふ。

正訓日本書紀 卷第二十九(天武天皇一下卷)

庚戌の日(九)、三綱(三)律師(八)及び大官大寺の知事(八)佐官(四)并せて九の僧を請せて、俗の供養を以て養れき。仍て
 施、綿、布を施り給ふこと、各差あり。辛亥の日(十)、諸王卿に各袍袴、一具を賜ふ。甲寅の日(十三)、諸才人
 博士、陰陽師、醫師者、并せて二十餘人を召して、食及び祿を賜ふ。乙卯の日(十四)の酉時(午後)に、難波の大藏省に
 失火て、宮室悉く焚けたり。或曰へらく「阿斗連・藥が家の失火の引りて宮室に及べり」と。唯だ兵庫庫藏は焚け
 ず。丁巳の日(十六)、天皇、大安殿に御しまして、諸王卿を喚して宴を賜ふ。因りて以て、施、綿、布を賜ふこと
 各差あり。是日、群臣に問はせ給ふに無端事を以てし給ふ。則ち其時に實を得たるには、重ねて綿、施を給へり。
 戊午の日(十七)、後宮に宴し給ふ。己未の日(十八)、朝廷に大に饗す。是日、御廂殿の前に御しまして、倡優等に
 祿を賜ふこと各差あり。亦た歌人等に袍袴を賜へり。庚申の日(十九)、地震。是月、新羅の金智祥に、饗たまはむ爲
 に、淨廣、驛の位・川内王、直廣、參の位・大伴宿禰安麻呂、直大驛の位・藤原朝臣大嶋、直廣驛の位・堺部宿禰
 國魚、直廣驛の位・穗積朝臣龜麻呂等を筑紫に遣はし給ふ。
 二月、辛未の朝の甲戌の日(四)、大安殿に御しまして、侍臣、六人に勤の位を授け給ふ。乙亥の日(五)勅し
 て諸國の司の功ある者、九人を選びて、勤の位を授け給ふ。三月、辛丑の朝の丙午の日(六)、大辨官・直大
 參の位・羽田真人八國病す。之が爲に僧三人を度せしむ。庚戌の日(十)雪ふる。乙丑の日(廿五)羽田真人八國・卒
 ぬ。壬申年の功を以て、直大豐の位を贈らる。
 夏四月、庚午の朝の丁丑の日(八)、侍醫・桑原村主・河都に、直廣驛の位を授け給ふ。因て以て姓を賜ひて連
 と曰ふ。壬午の日(廿三)、新羅の客等に饗たまはむ爲に、川原寺の伎樂を筑紫に運べり。仍て皇后宮の私
 の稻・五千束を以て川原寺に納む。戊子の日(廿九)、新羅の進調をば筑紫より買上る。細馬一疋、騾一頭、犬二狗、鍊金

器及び金・銀、霞、錦、綾、羅、虎、豹の皮、及び藥物の類、并せて百種餘、亦た智祥、健勳等が別に獻れ
 る物、金・銀、霞、錦、綾、羅、金、器、屏風、鞍皮、絹、布、藥物の類、各六十餘種、別た皇后・皇太子、及
 び諸の親王等に獻れる物、各數あり。丙申の日(廿七)、多紀皇女、山背姫王、石川夫人を伊勢神宮に遣はし給ふ。
 五月の庚子の朝の戊申の日(九)、多紀皇女等、伊勢より至りぬ。是日、侍醫、百濟人億仁、病して臨死。
 則ち勤大豐の位を授け、仍て一百戸を封す。癸丑の日(十四)、勅して大官大寺に七百戸を封す。乃ち稅三十萬
 束を納む。丙辰の日(廿七)、官人等に爵位を増したまふ。癸亥の日(廿九)、天皇、體不安、因て以て川原寺に於
 て藥師經を説かしめ、(僧尼を請せて)宮の中に安居(せむ)す。戊辰の日(廿九)、金智祥等に筑紫に饗たまはり、祿を
 賜ふこと各差あり。即ち筑紫より退りぬ。是月、左右の大舍人等を遣て、諸寺の堂塔を掃清め遣め、則ち天下に
 大赦し給ふ。囚獄、已に空し。六月、己巳の日(朔)、槻下村主・勝麻呂に、姓を賜ひて連と曰ふ。仍りて勤
 大豐の位を加へ、二十戸を封す。庚午の日(三)、工匠、陰陽師(三)、侍醫、大唐の學生、及び一、二の官人、
 并せて三十四人に、爵位を授け給ふ。乙亥の日(七)、諸の司人等の功あるもの二十餘り八人を選びて、爵位を増加
 したまふ。
 戊寅の日(十)、天皇の病をとなふに、草薙劍に祟れり。即日、尾張國の熱田社に送置まつる。庚辰の日(十三)零
 す。甲申の日(十六)、伊勢王、及び官人等を飛鳥寺に遣はして、衆僧に勅して曰く「近者、朕が身不和。願くは三寶の
 威に頼りて、以て身體、安和なることを得まく欲ふ。是以て僧正、僧都、及び衆僧、應に誓願ふ應し」と、則ち
 珍らしき寶を三寶に奉り給ふ。是日、三綱・律師、及び四の寺の和上・知事、并に現・師位を有てる僧等に、御衣・
 御被、おのく一具を施り給へり。丁亥の日(十九)、勅して百官人等を川原寺に遣はし給ひ、燃燈供養(をせらる)

を爲さしむ。仍りて大に齋みて悔過す。丙申の日(廿八)、法忍僧、義照僧に、老を養はむ爲に各三十戸を封す。庚寅の日(廿二)、名張の野、司に災之。

秋七月、己亥の朔、庚子の日(二)、更に勅し給はく、「男夫は腰裳を著け、婦女は垂髮子背すること、猶ほ故の如くなるべし」と。是日、僧正・僧都等、宮中に参赴きて悔過す矣。辛丑の日(三)、諸國に詔して、大に解除す。壬寅の日(四)、天下の調を半減し、仍ほ悉く備役(兵)を免し給ふ。癸卯の日(五)、紀伊國に居す國懸神、飛鳥の四社、住吉大神たちに奉幣。丙午の日(八)、一百の僧を請せて金光明經を宮中に讀ましむ。戊申の日(十)、雷、南の方に光りて一たび大に鳴り、則ち民部省の庸を藏むる倉屋に天災り。或は曰ふ、忍壁皇子宮の失火、延りて民部省を焼けりと。癸丑の日(十五)、勅して曰はく、「天下の事、大きな小さなを問はず、悉に皇后および皇太子に啓せ」と。是日、大赦し給ふ。甲寅の日(十六)、廣瀬・龍田の神を祭る。丁巳の日(十九)、詔して曰はく、「天下の百姓の貧乏に由りて、稻および貨財を貸せる者は、乙酉年(年)の十二月の三十日より以前は、公・私を問はずして皆免原」とのたまふ。

戊午の日(廿)、元を改めて朱鳥元年(朱鳥、此をば阿阿美吉利と云ふ)と曰ふ。仍りて宮を名けて飛鳥淨見原宮と曰す。丙寅の日(廿八)、淨行者七十人を選びて以て出家せしむ。乃ち宮中の御廄院に設齋す。是月、諸王・臣等、天皇の爲に觀音の像を造りて、則ち觀世音經を大官・大寺に説かしむ。八月、己巳の朔の日、天皇の爲に八十の僧を度す。庚午の日(三)、僧・尼、并せて一百を度す。因て以て百はしらの菩薩(法)を宮中に坐して、觀音經二百卷を讀ましむ。丁丑の日(九)、天皇の體不豫の爲に、神祇に祈りまつる。辛巳の日(十三)、秦忌寸・石勝を遣して、土左大神に奉幣。是日、皇太子、大津皇子、高市皇子に、おのく

封・四百戸を加たまひ、川島皇子、忍壁皇子には各百戸を加たまふ。癸未の日(十五)、芝基皇子、磯城皇子に各二百戸を加たまふ。己丑の日(廿)、檜隈寺、輕寺、大窪寺に各百戸を封し、三十年を限り給ふ。辛卯の日(廿三)、巨勢寺に二百戸を封し給ふ。

九月、戊戌の朔、辛丑の日(四)、親王より以下、諸臣に逮るまでに、悉に川原寺に集ひて、天皇の病の爲に誓願ふ云々。丙午の日(九)、天皇の病、遂に差え給はずして、正宮に崩ましぬ。戊申の日(十一)、始めて發哭。則ち噴宮を南の庭に起つ。辛酉の日(廿四)、南庭に噴して即ち發哀。是の時に當りて大津皇子、皇太子を謀る。

甲子の日(廿七)の平旦(午前)諸僧尼、噴庭に發哭奉りて乃ち退之。是日、肇めて爰進り、即ち誅あげ奉る。第一に大海宿禰・菊浦、壬生の事を誅まをす。次に淨大肆の位・伊勢王、諸王の事を誅まをす。次に直大參の位・縣犬養宿禰・大伴、總て宮内の事を誅まをす。次に淨廣肆の位・河内王、左右の大舍人の事を誅まをす。次に直大參の位・當麻真人國見、左右の兵衛の事を誅まをす。次に直大肆の位・采女朝臣賀羅、内命婦の事を誅まをす。次に直廣肆の位・紀朝臣眞人、膳職の事を誅まをす。

乙丑の日(廿八)、諸僧尼、また噴庭に發哭たてまつる。是日、直大參の位・布勢朝臣御主人、太政官の事を誅まをす。次に直廣參の位・石上朝臣麻呂、法官の事を誅まをす。次に直大肆の位・大三輪朝臣・高市麻呂、理官の事を誅まをす。次に直廣參の位・大伴宿禰安麻呂、大藏の事を誅まをす。次に直大肆の位・藤原朝臣大嶋、兵政官の事を誅まをす。

丙寅の日(廿九)、僧・尼、また發哀たてまつる。是日、直廣肆の位・阿倍久努朝臣麻呂、刑官の事を誅まをす。

次に直廣肆の位・紀朝臣弓張、民官の事を誅まをす。次に直廣肆の位・種積朝臣蟲麻呂、諸國の司の事を誅まをす。次に大隅・阿多卑人、及び倭・河内の馬飼部造、おの／＼誅まをす。丁卯の日(世)僧・尼、發哀之。是日、百濟王・良慶、百濟王・善光に代りて誅まをす。次に國々の造等、參赴るに隨ひて、各、誅まをす。仍りて種々の歌舞を奏る。

日本書紀 卷第二十九 終

日本書紀 卷第三十

高天原廣野姬天皇 持統天皇

高天原廣野姬天皇、皇は、少名は鷦野讚良皇女とまをす。天命開別天皇(天)の第二に當り給ふ女也。母を遠智娘(更名は美野津子娘也)と曰す。天皇、深沈にして大度有せり。天豐財重日足姫天皇(明)の三年に天淳中原瀧真人天皇(天)に適ひて妃と爲り給ふ。帝王の女に坐すと雖も、禮を好みて節儉(せし)給ひ、母儀たる徳有ましき。天命開別天皇の元年に、草壁皇子尊を大津宮に生みます。十年の十月、沙門・天淳中原瀧真人天皇に從ひて吉野に入りて、朝の猜忌を避り給ふ。語は天命開別天皇の紀に在り。天淳中原瀧真人天皇の元年の夏六月に、天淳中原瀧真人天皇に從ひて、難を東の國に避り給ひ、旅を鞠ひ衆を會へて、遂に與に謀を定め、殲命せて敢死者・數萬を分りて、諸の要害之地に置き給ふ。秋七月、美濃の軍將等、大倭の榮豪と共に大友皇子を誅して、首を傳へて不破宮に詣でぬ。二年に立ちて皇后と爲り給ふ。皇后、始より今に至る迄に、天皇を佐けて天下を定め、毎に侍執り給ふ際にも、輒ち言ふこと政事に及びて、毗け補ひ給ふところ多にましき。朱鳥の元年の九月の戊戌の朝の丙午の日(日)天淳中原瀧真人天皇崩り給ひ、皇后、臨朝稱制。冬十

月の戊辰の朝の己巳の日(三)、皇子大津、謀反とせること發覺れぬ。皇子大津を捕るに速びて、并せて皇子大津の爲に誅誤れたる、直廣、肆の位、八口朝臣音福、小山下、壹伎連博徳と、大舍人・中臣朝臣・臣麻呂、巨勢朝臣多益須、新羅の沙門・行心、及び帳内・礪杵道作等、三十餘人を捕へぬ。庚午の日(三)、皇子大津を譯語田の舎に賜死。時に年二十四。妃・皇女山邊、髮を被し、徒跣にして奔赴(て)きて殉ませり。見る者・皆な歎歎ぬ。皇子大津は天津中原瀧真人天皇の第三に當り給ふ子也。容止・端岸しくて、音辭・俊朗なり。天命開別。天皇に所愛たてまつり給ふ。長に及びて、辨しく才學・有まし、尤・文筆を愛み給へり。詩賦(の)興は、大津より始まれり。

丙申の日(廿九)、詔して曰はく「皇子大津の謀反けむとするに誅誤れたる吏・民、帳内は已む事を得ず。今、皇子大津・已に滅びぬ。從者、當に皇子大津に坐りし者をば皆之を赦すべし。但だ礪杵道作は伊豆に流せ」と。又詔して曰はく「新羅の沙門行心は、皇子大津の謀反けむとするに與せれども、朕、加法に忍びず」と。たまひて、飛驒國の伽藍に徙し給ふ。

十一月、丁酉の朝の壬子の日(十六)、伊勢神祠に奉まつりし皇女・大來、還りて京師に至る。癸丑の日(十七)、地震。十二月、丁卯の朝の乙酉の日(十九)、天津中原瀧真人天皇の奉爲に、無遮大會を五寺・大官、飛鳥、川原、小瀬田の豊浦、坂田に設け給ふ。壬辰の日(廿六)、京都の、孤、獨、高、年に布帛を賜ふこと各差あり。閏十月に、筑紫大宰より三韓國・高麗・百濟・新羅の百姓の男・女・并に僧尼・六十あまり二人を獻る。是歲、蛇と犬と相交。俄かにして俱に死けり。

元年(丁酉)の春正月の丙寅の朝の日、皇太子、公卿・百寮の人等を率て、曠宮に適まして慟哭焉。納言・布勢朝臣御主人・誅たてまつる。禮なり。誅まをし畢りて、衆庶・發哀。次に梵衆發哀。於是、奉

紀朝臣真人等、發奉る。奠たてまつること畢りて、膳部、采女等・發哀。樂官・樂奏る。庚午の日(五)、皇太子、公卿・百寮の人等を率て、曠宮に適まして慟哭焉。梵衆、隨ひて發哀。

庚辰の日(十五)、京師の、年、八十より以上、及び篤癯(ひと)と、貧しくして自存こと能はぬ者に、施、綿を給ふこと各差あり。甲申の日(十九)、直廣肆の位・田中朝臣法麻呂と追大貳の位・守君刈田等とを新羅に使して、天皇の喪を赴けしむ。

三月、乙丑の朝の己卯の日(十五)、投化ける高麗人・五十六人を以て常陸國に居らしめ、田を賦ひ粟を授ひて、生業を安らかならしむ。甲申の日(廿)、華縵を以て、曠宮に進る。此をば御蔭と曰ふ。是日、丹比真人・誅たてまつる。禮なり。【季治云、「禮也」とは、是れ當日の主なる禮典(祭式)なりしを謂ふ。】丙戌の日(二十)、投化ける新羅人・十四人を以て下毛野國に居らしめ、田を賦ひ、粟を受ひて生業を安らかならしむ。

夏四月、甲午の朝の癸卯の日(廿)、筑紫大宰より、投化ける新羅の僧・尼、及び百姓の男女・二十二人を獻る。武藏國に居らしめ、田を賦ひ粟を受ひて生業を安らかならしめ給ふ。五月の甲子の朝の乙酉の日(廿二)皇太子、公卿・百寮の人等を率て、曠宮に適まして慟哭る。是に準人・大隅阿多の魁帥(ひと)おのおの己が衆を領て、互に進みて誅まをす焉。六月、癸巳の朝の庚申の日(廿八)、罪人を赦し給ふ。

秋七月、癸亥の朝の甲子の日(三)、詔して曰はく「凡そ負債者、乙酉の年(天武天皇)より以前の物は、利を收ること莫れ。若し既に身を役へらば、利を役ふことを得じ」と。辛未の日(廿九)、準人・大隅の阿多の魁帥等、三百餘り三十七人に賞賜ふこと各差あり。八月、壬辰の朝の丙申の日(四)、曠宮に嘗す。此日、青飯(ひと)御

丁酉の日(五)、京城の耆老、男女、皆臨みて橋の西に慟哭たてまつる。己未の日(廿八)、天皇、直大肆の

位・藤原朝臣大嶋と直大肆の位・黃書連大伴とを以て、三百人の龍象しき大徳等を飛鳥寺に請せ集へ使め、袈裟をば人別に一領を奉施りて曰しく「此は天津原瀛真人天皇の御服を以て、縫作れる所なり」と詔の詞酸刻し。具さに陳ぶべからず。九月の壬戌の朝の庚午の日(九)、國忌齋を京都の諸寺に設け給ふ。辛未の日(十)、齋を噴宮に設け給ふ。甲申の日(十三)、新羅より王子・金霜林、級造・金薩摩、及び級造・金仁述、大舍・蘇陽信等を遣して國政を奏請り、且た調賦獻る。學問僧・智隆、附ひて至れり焉。筑紫大宰、便ち天皇の崩りまし、ことを霜林等に告ぐ。即日霜林等、皆な喪服を着て、東に向きて三拜み、三發哭焉。

冬十月、辛卯の朝の壬子の日(廿二)、皇太子、公卿・百寮の人等ならびに諸國の司國、造および百姓の男女を率ゐて、始めて大内院を築かせ給ふ。十二月、辛卯の朝の庚子の日(廿)、直廣參の位・路真人迹見を以て新羅の客に饗たまふ勅使と爲す。是年、太歲、丁亥。

二年(三十四年)の春正月、庚申の朝の日、皇太子、公卿・百寮の人等を率ゐて、噴宮に適てて慟哭焉。辛酉の日(三)、梵衆、噴宮に發哀。丁卯の日(八)、無遮大會を藥師寺に設け給ふ。壬午の日(廿三)、天皇の崩りまし、ことを以て、新羅の金霜林等に奉宣はしめ給ふ。金霜林等、乃ち三たび發哭る。二月、庚寅の朝の辛卯の日(三)、大率、新羅の調賦を獻る。金、銀、絹布、皮、銅、鐵の類、十種餘の物、并に別に所獻る佛像、種々の彩絹、鳥、馬の類、十餘種、及び霜林が所獻る金、銀、彩色、種々の珍異之物、并せて八十餘物あり。己亥の日(廿)、霜林等に筑紫の館に饗たまはり、物を賜ふこと各差あり。乙巳の日(廿六)、詔して曰はく「自今以後、國忌日に取る毎に、要す齋す須し」と。戊午の日(廿九)、霜林等罷り歸りぬ。三月、己未の朝の己卯の日(廿)、華綬を以て噴宮に進る。藤原朝臣大嶋、誅たてまつる焉。夏五月、戊午の朝の乙丑の日(八)、百濟の敬須德那利を以て、甲斐國に移

す。六月、戊子の朝の戊戌の日(廿一)、詔して、天下に令ち給はく「繫囚の極刑(ひらき)は本罪一等を減し、輕繫(のろひ)をば皆赦し除めよ。其れ天下を令て、皆な今年の調賦をば半ば入れ令めよ」。秋七月、丁巳の朝の丁卯の日(廿)、大等す。早すれば也。丙子の日(廿)、百濟の沙門・道藏に命せて請雨せしむ。崇朝にもあらず、遍く天下に雨ふれり。八月、丁亥の朝の丙申の日(廿)、噴宮に嘗たてまつりて慟哭焉。是に大伴宿禰安麻呂、誅たてまつる。丁酉の日(廿)、淨大肆の位・伊勢王に命せて、葬儀を奉宣む。辛亥の日(廿五)、取羅の王、佐平・加羅を遣して、來りて方物を獻る。九月、丙辰の朝の戊寅の日(廿三)、取羅の佐平・加羅等に、筑紫館に饗たまふ。物を給ふこと各差あり。

冬十一月、乙卯の朝の戊午の日(四)、皇太子、公卿・百寮の人等と諸蕃賓客とを率ゐて、噴宮に適てまし。慟哭焉。是に奠(け)奉りて精飾儀を奏る。諸臣、各己が先祖等の仕へまつれる狀を擧げて、遞に進みて誄(しほ)をす。己未の日(五)、蝦夷百九十餘人、調賦を負荷ひて誄(しほ)をす焉。乙丑の日(十一)、布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行、遞に進みて誄(しほ)をす焉。直廣肆の位・當麻真人智徳、皇祖等の騰極の次第を誄(しほ)奉る、禮なり。

(古へには日嗣と云ふ)畢に大内院に葬しまつる。

十二月、乙酉の朝の丙申の日(十二)、蝦夷の男・女・二百あまり十三人を飛鳥寺の西の槻の下に饗たまふ。仍りて冠位を授け、物給ふこと各差あり。

三年(己丑年)の春正月の甲寅の朝の日、天皇、萬國を前殿に朝しむ。乙卯の日(三)、大學寮、杖・八十枚を獻る。丙辰の日(三)、陸奥國の優嗜曇の郡の城養の蝦夷・務大肆の位・脂利古男麻呂と鐵折と、鬘髮を剔りて沙門と爲らむことを請す。詔して曰はく「麻呂等、少けれども閑雅にして、欲すること寡し。遂に此に至りて蔬を食ひ、戒を

持つ。隨所請、出家して道を修ふ可し。庚申の日(七)、公卿を宴し給ひて袍袴を賜ふ。辛酉の日(八)、新羅に遣し、使人・田中朝臣法麻呂等、新羅より還れり。壬戌の日(九)、出雲國司に詔して風浪に遭値る蕃人を上送らしむ。是日越の蝦夷・沙門道信に、佛像一軀、灌頂の幡、鐘、鉢おのく一口、五色の綵おのく五疋、綿・五屯、布一十端、銀一十枚(廿)、鞍一具を給ふ。筑紫大宰率・粟田真人朝臣等、卑人一百七十四人、并に布五十常、牛皮六枚、鹿皮・五十枚を獻る。戊辰の日(十五)、文武官の人ども新進る。己巳の日(十六)、百官の人等に食を賜ふ。辛未の日(十八)、天皇、吉野宮に幸す。甲戌の日(廿)、天皇、吉野宮より至り給ふ。

二月、甲申の朝の丙申の日(十三)、詔し給はく「筑紫の防人、年限に満ちば替へよ」。己酉の日(廿六)、淨廣驛の位・竹田王、直廣驛の位・土師宿禰根麻呂、大宅朝臣麻呂、藤原朝臣史、務大肆の位・當麻真人櫻井、穗積朝臣山守、中臣朝臣・巨勢朝臣多益須、大三輪朝臣安麻呂を以て、判事(つとむ)と爲たまふ。三月、癸丑の朝の丙子の日(廿四)、天下に大赦し給ふ。唯し常赦に免されざる所をば赦す例に在らず。

夏四月、癸未の朝の庚寅の日(八)、投化ける新羅人を以て、下毛野國に居らしむ。乙未の日(十三)、皇太子・草壁皇子尊、薨りましぬ。壬寅の日(廿)、新羅より級湊・金道那等を遣して、瀛真人天皇の喪を弔らひ奉り、并せて學問僧・明聰、觀智等を上送る。別に金銅の阿彌陀の像、金銅の觀世音菩薩の像、大勢至菩薩の像、おのく一軀、綵帛、錦、綾どもを奉る。甲辰の日(廿三)、春日王・薨せぬ。己酉の日(廿七)、詔して、諸司の仕丁に一月に四日を放假たまふ。

五月、癸丑の朝の甲戌の日(廿二)、土師宿禰根麻呂に令せて、新羅の弔使・級湊(新羅)金道那等に詔して曰はく「太政官の卿等、勅を奉りて奉宣らく、元年に田中朝臣法麻呂等を遣はして、大行天皇の喪を相

告げしめし時に新羅の言さく、「新羅の、勅を奉る人は、元來り蘇判(新羅)の位を用ひたり。今も將に復た爾せむとす」と。是に由りて法麻呂等、赴告る詔を奉宣ることを得ず。若し前の事を言はゞ、在昔、難波宮に天下治し、天皇(聖)の崩りまし、時、巨勢相持等を遣はして喪を告げしめし日に、級湊(新羅)金春秋、勅を奉りき。而るを蘇判を用て勅を奉れりと言すは、即ち前事に違へり。また近江宮に天下を治し、天皇(聖)の崩りまし、時、一吉湊(新羅)金薩儒等を遣して弔ひ奉らしむ。而るを今、級湊(新羅)を以て弔ひ奉る。亦た前事に違へり。また新羅、元來り奏して云さく「我國は日本の遠皇祖の代より、船を並べて機を干さず奉仕る國なり」と。而るを今、一艘のみあること、亦た故典に乖へり。また奏して云さく、「日本の遠皇祖の代より、清白けき心を以て仕へ奉く」と。而るを忠を竭して本職に宣揚ぐることを惟はずして、清白けき事を傷りて、詐りて幸媚ることを求む。是故に調賦と、別に獻れるものとを、並に封めて以て還し給ふ。然れども我が國家の遠皇祖の代より、廣く汝等を慈み給ふ徳、絶ゆべからず。故れ彌よ勤め彌よ謹みて、戦々兢兢々、其の職任を修めて、法度に違ひ奉らむ者をば、天朝も復た益廣く慈み給はむ耳。汝・道那等、斯の勅し給へる所を承はりて、汝が王に宣べ奉れ」。

六月、壬午の朝の日、衣裳を筑紫大宰府等に賜ふ。癸未の日(三)、皇子・施基、直廣驛の位・佐味朝臣宿那麻呂、羽田朝臣・齊(齊)、此をば奉五間と云ふ)、勸廣驛の位・伊余部連馬飼、調忌寸・老人、務大參の位・大伴宿禰手拍と、巨勢朝臣多益須等とを以て、善言撰ぶ司に拜す。庚子の日(十九)、大唐の續守言、藤弘恪等に稻を賜ふ。各差あり。辛丑の日(廿)、筑紫大宰の粟田真人朝臣等に詔して、學問僧・明聰、觀智等を爲送し、新羅の師友に、各一百四十屯を賜ふ。乙巳の日(廿四)、筑紫の小郡に於て、新羅の弔使・金道那等に設たまふ。物を賜ふこと各差あり。庚戌の日(廿九)、諸司に令、一部二十あまり二卷を班ち賜ふ。

秋七月、壬子の朔の日、陸奥の蝦夷の沙門・自得が所請す金銅の薬師佛の像、觀世音菩薩の像、各一軀、鐘、磬、寶帳、香爐(きやうろ)、幡等の物を付賜ふ。是日、新羅の弔使・金道那等罷り歸る。丙寅の日(十五日)、左・右の京職、及び諸國の司に詔して、射を習ふ所を築かしむ。辛未の日(廿二)、僞兵衛・河内國・澁川郡の人・柏原廣山を土左國に流す。追廣參の位を以て、僞兵衛廣山を捉へたる兵衛・生部連・虎に授け給ふ。甲戌の日(廿三)、越の蝦夷、八釣魚等に物賜ふこと各差あり(魚、此をば僞と云ふ)。八月、辛巳の朔の壬午の日(二)、百官、神祇官に會集はりて天神・地祇の事を宣べ奉る。甲申の日(四)、天皇、吉野宮に幸す。丙申の日(十六)、攝津國の武津海、一千歩の内、紀伊國の阿提郡の那野の二萬頃、伊賀國・伊賀郡の身野、二萬頃に漁獵することを禁斷めて、守護人を置きて、河内國の大鳥郡の高脚海に准らふ。丁酉の日(十七)、公卿に賞賜ふこと各差あり。辛丑の日(廿二)、伊豫の總領・田中朝臣法麻呂等に詔して曰はく、『讚吉國の御城郡に所獲し白鷺をば、宜しく放ち養ふ宜し焉』。癸卯の日(廿三)、觀射す。

閏八月、辛亥の朔の庚申の日(十)、諸國の司に詔して曰はく『今冬に戸籍をば造るべし。宜しく九月を限りて、浮浪を糺し捉ふ宜し。其の兵士は、一國ごとに四に分ちて、其の一を點めて、武事を習はしめよ』。丁丑の日(廿七)、淨廣肆の位・河内王を以て、筑紫大宰帥と爲し、兵仗を授け給ひ、及び物を賜へり。直廣豐の位を以て、直廣貳の位・丹比真人島に授け給ひ、封、一百戸を増して前に通はす。九月、庚辰の朔の己丑の日(十)、直廣參の位、石上朝臣麻呂、直廣肆の位・石川朝臣龜名等を筑紫に遣して、位記を給送ひ、且た新城を監せしめ給ふ。冬十月、庚戌の朔の庚申の日(十一)、天皇、高安城に幸す。辛未の日(廿二)、直廣肆の位・下毛野朝臣子麻呂奏さく『奴婢(やつら)陸佰口を免さまく欲ふ』と。奏すに可されぬ。十一月、己卯の朔の丙戌の日(八)、市中に於て

追廣貳の位・高田首・石成が、三兵に閑へる事を褒美たまひて、物を賜へり。十二月、己酉の朔の丙辰の日(八)、雙六を禁斷む。

四年(一三五〇)の春正月、戊寅の朔の日、物部麻呂朝臣、大盾を樹て、神祇伯・中臣大島朝臣、天神壽詞を讀むことを畢りて、忌部宿禰色夫知、神璽劍鏡(四字)を皇后に奉上る。皇后、即天皇位。公卿、百寮、羅列りて匝く拜み奉り、拍手焉。

己卯の日(二)、公卿、百寮、拜朝すること元會儀の如し。丹比島真人、布勢御主人朝臣と賀騰、極を奏す。庚辰の日(三)、公卿に内裏に宴したまふ。甲申の日(廿)、公卿に内裏に宴し給ふ。仍りて衣裳を賜ふ。壬辰の日(廿五)、百寮、薪を進る。甲午の日(廿七)、天下に大赦し給ふ。唯し常赦に免されざる所は、赦す例に在らず。位ある人に爵、一級を賜ひ、孿、寡、孤、獨(ひと)、篤癯、貧しくて自存ふこと能はざる者には、稻を賜はり、調役を蠲復し給ふ。丁酉の日(廿)、解部、一百人を以て、刑部省に併せ給ふ。庚子の日(廿三)、幣を畿内の天神・地祇に班ち遣し給ひ、及び神戸田地を増し給ふ。

二月、戊申の朔の壬子の日(五)、天皇、腋上の阪に幸して、公卿大夫の馬を觀そなはし給ふ。戊午の日(十一)、新羅の沙門・詮吉、級滄・北助知等五十人、歸化けり。甲子の日(十七)、天皇、吉野宮に幸す。丙寅の日(十九)、内裡に設齋す。壬申の日(廿五)、歸化ける新羅の韓奈末(韓奈末)許滿等十二人を以て、武藏國に居らしむ。三月、丁丑の朔の丙申の日(廿)、京と畿内との人の、年、八十より以上たる者に、嶋宮の稻をば人ごとに二十束を賜ひ、其の位ある者には布二端を加へ賜へり。

夏四月、丁未の朔の己酉の日(三)、使を遣して、廣瀨大忌神と龍田風神とを祭らしむ。癸丑の日(七)、京と畿

内との者老・着女・五千三十一人に、稻をば人毎に二十束を賜ふ。庚申の日(十四)、詔して曰はく「百官の人および畿内の人、有位者には六年を限り、無位者には七年を限りて、其の上。日を以て九等に選定めて、四等より以上の者には、考仕令の依に、其の善さ、最さ、功り、能、氏、姓の大小を以て、量りて冠・位を授けむ。其の朝服は、淨大・壹の位より已下、廣貳の位より已上には黒紫。淨大・參の位より已下、廣肆の位より已上には赤紫。正の位の八級には赤紫。直の位の八級には緋。勤の位の八級には深緑。務の位の八級には淺緑。追の位の八級には深縹。進の位の八級には淺縹。別に淨廣・貳の位より已上は、一富・一部の綾羅等、種々に用ゐることを聽す。淨大・參の位より已下、直廣肆の位より已上は、一富・二部の綾羅等、種々に用ゐることを聽す。上・下、綺・帶・白・袴を通用するよ。其餘は常の如し。戊辰の日(廿二)、始めて所々に祈雨す。旱すれば也。

五月、丙子の朝の戊寅の日(廿三)、天皇、吉野宮に幸す。乙酉の日(廿四)、百濟の男・女・二十餘り一人歸化けり。庚寅の日(廿五)、内裏に於て始めて安居講説す。六月、丙午の朝の辛亥の日(廿六)、天皇、泊瀬に幸す。庚午の日(廿七)、盡に有位者を召して、位の次と年齢とを唱知め給ふ。

秋七月、丙子の朝の日、公卿・百寮の人等、始めて新しき朝服を着る。戊寅の日(廿三)、幣を天神地祇に班ち遣し給ふ。庚辰の日(廿四)、皇子の高市を以て太政大臣と爲たまひ、正廣參の位を以て丹比真人島に授けて、右大臣と爲たまひ、并て八省の百寮をば皆な選任たまふ焉。辛巳の日(廿四)、大宰・國司をば皆な選任たまふ焉。壬午の日(廿五)、詔して公卿・百寮に令ち給はく「凡そ有位者は、自今以後、家の内に於て朝服を着て、門を開けざらむ以前に參上らしめよ。蓋し昔は宮門に到りて朝服を着たるか。甲申の日(廿六)、詔して曰はく「凡そ朝堂の座・上にて、親王を見るときは、常の如し。大臣と王とは、堂の前に起立。一王より以上には、座より下りて跪け。己丑の日(廿七)、詔して曰はく「朝堂の座・上にて大臣を見るときは、坐を動きて跪け。是日、施・絲・綿・布を以て、七寺の安居の沙門・三千三百六十三人に奉施り給ふ。別に皇太子の爲に、三寺の安居の沙門・三百二十餘り九人に奉施り給ふ。癸巳の日(廿八)、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祭らしむ。八月、乙巳の朝の戊申の日(廿九)、天皇、吉野宮に幸す。乙卯の日(三十)、歸化し新羅の人等を以て、下毛野國に居らしむ。九月の乙亥の朝の日、諸國の司等に詔して曰はく「凡そ戸籍を造ることは、戸令の依・せよ。乙酉の日(廿一)、詔して曰はく「朕、紀伊を巡行さむと將ふが故に、勿・今年の京師の田租、口賦を收むること。丁亥の日(廿三)、天皇、紀伊に幸す。丁酉の日(廿三)、大唐の學問僧・智宗、義徳、淨願、軍丁・筑後國の上陽群郡の大伴部博麻、新羅の送使・大奈末・金高訓等に從ひて筑紫に還至れり。戊戌の日(廿四)、天皇、紀伊より至りおはします。是日、大唐冬十月、甲辰の朝の戊申の日(廿五)、天皇、吉野宮に幸す。癸丑の日(廿六)、吉野より至りおはします。是日、大唐學問僧・智宗等・京師に至る。戊午の日(廿五)、使者を遣はして、筑紫大宰、河内王等に詔して曰はく「新羅の送使・大奈末・金高訓等に饗たまふこと、學生・土師宿禰・甥等をば上送りし送使の例に准らへむ。其の慰勞・物賜ふこと、一に詔書の依・せよ。乙丑の日(廿三)、軍丁・筑後國の上陽群郡の人・大伴部博麻に詔して曰はく「天豐財重日足姫天皇(極)の七年に、百濟を救ふ役に、汝、唐軍の爲に虜はれ、天命開別天皇(極)の三年に泊びて、土師連・富杼、米連・老、筑紫君・藤夜麻、弓削連・元寶兒の四人、唐人の計る所を奏聞さまく思欲ども、衣、糧無きに緣りて達ぐこと能はざる事を憂ふ。於是、博麻、土師富杼等に謂りて曰らく、「我、汝と共に本朝に還向かまく欲へども、衣、糧無きに緣りて去くことを不能。願はくば我身を賣りて以て衣食(給)に充てよ」と。富杼等、博麻が計の任して天朝に通ぐことを得たり。汝獨り他界に淹滞まること今に三十年矣。朕、厥の朝を尊び國を愛ひ

正訓日本書紀 卷第三十(持統天皇)

て、己が賣りて忠を顯すことを嘉す。故れ務大肆の位に、并せて純・五匹、緋・一十屯、布・三十端、稻・一千束、水田・四町を賜ふ。其の水田は曾孫に及至せ、三族の課役を免して、以て其の功を顯はさむ。壬申の日(廿九)、高市皇子、藤原の宮地を觀そなはす。公卿、百寮、從焉。

十一月、甲戌の朝の庚辰の日(廿)、送使・金高調等に賞賜ふこと各差あり。甲申の日(廿一)、勅を奉りて、始て元嘉曆と儀鳳曆とを行ふ。十二月、癸卯の朝の乙巳の日(廿三)、送使・金高調等罷り歸る。甲寅の日(廿二)、天皇、吉野宮に幸す。丙辰の日(廿四)、天皇、吉野宮より至りおはします。辛酉の日(廿九)、天皇、藤原に幸して宮地を觀そなはし給ふ。公卿、百寮、皆な從焉。乙丑の日(廿三)、公卿より以下に賞たまふこと、各差あり。

五年(辛卯年)の春正月、癸酉の朝の日、親王(諸王)諸臣、内親王、女王、内命婦等に位を賜ふ。己卯の日(廿七)、公卿に飲物・衣裳を賜へり。正廣肆の位・百濟王・余禪廣、直大肆の位・遠寶、良慶、南典等をば優賜ふこと各差あり。乙酉の日(廿三)、皇子高市に封を増し給ふこと二千戸、前に通はせて三千戸、淨廣、貳の位・皇子穗積に五百戸、淨大參の位・皇子川島に百戸、前に通はせて五百戸、正廣參の位・右大臣・丹比島真人に三百戸、前に通はせて五百戸、正廣肆の位・百濟王禪廣に百戸、前に通はせて二百戸。直大壹の位・布勢御主人朝臣と大伴御行宿禰とに八十戸、前に通はせて三百戸。其餘、封を増し給ふこと各差あり。丙戌の日(廿四)、詔して曰はく「直廣肆の位・筑紫史・益、筑紫大宰府の典に拜し、より以來、於今二十あまり九年、清白忠誠を以て敢て怠惰せず。是故に食封五十戸、純・十有五匹、綿・二十五屯、布・五十端、稻・五十束を賜ふ。戊子の日(廿六)、天皇、吉野宮に幸す。乙未の日(廿三)、天皇、吉野宮より至らせ給ふ。

二月、壬寅の朝の日、天皇、公卿等に詔して曰はく「卿等先皇の世に、佛殿、經藏を作りて、月六齋を行ひ、天皇、時々、大舍人を遣して問訊しめ給ひき、朕が世にも亦た如之せよ。故れ當に勤しき心を以て佛法を奉れ」。是日、宮人に位記を授け給ふ。三月、壬申の朝の甲戌の日(廿三)、公卿に西廳に宴し給ふ。丙子の日(廿六)、天皇、公・私・私の馬を御苑に觀そなはす。癸巳の日(廿二)、詔して曰はく「若し百姓の弟、兄(兄弟)の爲に賣らるること有らば、良に從へ。若し子、父母(兄弟)の爲に賣られたらむには賤に從へ。若し貧の倍に准へて賤に沒れらば、良に從へ。其の子、奴婢に配へりと雖も、所生は亦た皆な良に從へ」。夏四月、辛丑の朝の日、詔して曰はく「若し氏の祖の時に免されたる奴婢の、既に籍に除かれたらむ者は、其の眷族等を、更に訟へて我が奴婢なりと言ふことを得ず」と。是日、大學博士・上村主百濟に大稅、一千束を賜ひ、以て其の學業を勸め給ふ。辛亥の日(廿一)、使者を遣して廣瀬大忌神と龍田風神とを祭らしむ。丙辰の日(廿六)、天皇、吉野宮に幸す。壬戌の日(廿二)、天皇、吉野宮より至りおはします。五月、辛未の朝の辛卯の日(廿四)、百濟の淳武微子が壬申年の功を褒美て、直大參の位を賜ひ、仍りて純・布を賜へり。六月、庚子の朝の日、京師および郡國の四十ところに雨水ふれり。戊申の日(廿九)、詔して曰はく「此の夏、陰雨ふり、節に過てり。懼らくは必ず稼を傷らむ。夕に惕若み、朝に憂懼りて、厥の愆を思念ふ。其れ公卿、百寮の人達を令て、酒食を禁しめ斷めて、心を攝め、過を悔い令め、京および畿内の諸寺の梵衆、亦た當に五日の間に經を誦む當し。庶くば補あらむことを焉」。四月より雨ふりて是月に至れり。己未の日(廿四)、大に天下に赦し給ふ。但し盜賊は赦例に在らず。

秋七月、庚午の朝の壬申の日(廿三)、天皇、吉野宮に幸す。是日、伊豫國司・田中朝臣法麻呂等、宇和郡の御馬山の白銀・三斤八兩、鉞・一籠を獻る。丙子の日(廿七)、公卿に宴したまふ、仍りて朝服を賜ふ。辛巳の日

天皇、吉野より至らせ給ふ。甲申の日(十五)、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祭らしむ。

八月、己亥の朔の辛亥の日(十三)、十八氏(大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀伊、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇、平郡、羽田)に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ。辛酉の日(二十)、使者を遣して、龍田風神、信濃の須波、水内等の神を祭らしめ給ふ。

九月、己巳の朔の壬申の日(四)、音博士・大唐の積守言、薩弘恪、書博士(七)百濟の末士善信に、銀をば人ごとに二十兩を賜へり。丁丑の日(九)、淨大參の位、川嶋皇子・薨ぬ。辛卯の日(廿三)、直大貳の位を以て、佐伯宿禰・大目に贈ひ、并せて贖物を賜へり。

冬十月、戊戌の朝の日、日有蝕。乙巳の日(八)、詔して曰はく「凡そ先皇の陵、戸は、五戸以上を置け。自餘の王等の功ある者には三戸を置け。若し陵戸、足らずば、百姓を以て充てて、其の儀役を免し、三年に一たび替へよ。庚戌の日(十三)、畿内、および諸國に長生地、各一千歩を置かる。是日、天皇、吉野宮に幸す。丁巳の日(廿)、天皇、吉野より至りおはします。甲子の日(廿七)、使者を遣して新益京を鎮祭らしむ。

十一月、戊辰の朔の辛卯の日(廿四)、大嘗しらしめす。神祇伯・中臣朝臣大島、天神壽詞を讀めり。壬辰の日(廿五)、公卿に食を賜ふ。乙未の日(廿八)、公卿より以下、主典に至るまでに饗たまひ、并に絹等を賜ふこと各差あり。丁酉の日(廿)、神祇官の長上より以下、神部等に至るまで、及び供奉れる播磨國・因幡國の郡司より以下、百姓の男・女に至るまでに、并せて絹等を賜ふこと各差あり。

十二月、戊戌の朔の己亥の日(二)、醫博士・務大參の位・徳自珍、咒禁博士・木素丁武、沙宅萬首に、銀を人ごとに二十兩を賜ふ。乙巳の日(八)、詔して曰はく「左・右の大匠に宅地四町、直廣貳の位より以上には二町、直大參の位より以下には一町、勳の位より以下、位無きに至りては、其の戸口に隨はむ。其の上戸には一町、中戸には半町、下戸には四分之一。王等も亦た此に准らへ」と。

六年(壬辰年)の春正月、丁卯の朔の庚午の日(四)、皇子高市に封を増すこと二千戸。前に通はせて五千戸、癸酉の日(七)、公卿等に饗たまふ。仍りて衣裳を賜へり。戊寅の日(十二)、天皇、新益の京路を觀そなはす。壬午の日(十六)、公卿より以下、初位より以上に至るまでに饗たまふ。癸巳の日(廿七)、天皇、高宮に幸す。甲午の日(廿八)、天皇、高宮より至り給ふ。二月、丁酉の朔の丁未の日(廿)、諸官に詔して曰はく「當に三月の三日を以て伊勢に幸さむとす。宜しく此の意を知りて、諸の衣物を備ふ宜し」と。是日、陰陽博士・沙門・法藏、道基に、銀、人ごとに二十兩を賜ふ。乙卯の日(廿九)、刑部省に詔して、輕繫を赦し給ふ。是日、中納言・直大貳の位、三輪朝臣高市麻呂、表を上りて敢て直言して、天皇の伊勢の國に幸さむと欲して、農時を妨げ給ふことを諫め給ふ。

三月、丙寅の朔の戊辰の日(三)、淨廣肆の位・廣瀨王、直廣參の位・當麻真人智徳、直廣肆の位・紀朝臣弓張等を以て留守官と爲たまふ。於是、中納言・三輪朝臣高市麻呂、其の冠位を脱ぎて朝に攀上て、重ねて諫めて曰はく「農作の節、車駕・未だ以て動き給ふ可からず」。

辛未の日(六)、天皇、諫に従ひ給はずして、遂に伊勢に幸す。壬午の日(十七)、所過す神郡、及び伊賀、伊勢、志摩の國、造等に冠位を賜ひ、并に今年の調役を免さる。復た供奉騎士、諸司の荷丁(八)、行宮を造れる丁の今年の調役を免し、大に天下に赦し給ふ。但し盜賊は赦例に在らず。甲申の日(十九)、所過す志摩の百姓の男・女の、年・八十より以上に、稻、人ごとに五十束を賜ふ。乙酉の日(廿)、車駕、宮に還らせ給ふ。毎所到行に、